Nanden Daizōkyō

(南傳大藏經)

V

Edited by Takakusu Junjirō
(高楠順次郎; 1866–1945)

1940

高楠博士功績記念會纂譯

(Scan 2020)

律蔵 Ritsuzō
戒律 五 (Vinaya 5)
附随 (パーリ律, Parivāra)


南傳大藏經

Contents

Introductory remarks 凡例 I

Parivāra 附随 (パーリ律): Table of Contents 目次 II

律蔵附随 (Parivāra) 1

大分別 (Mahā-vibhanga) 1

- 大分別 四波羅夷 (4 Pārājikas) 1
- 大分別 一三僧残 (13 Saṅghādisesas) 7
- 大分別 二不定 (2 Aniyatas) 12
- 大分別 三〇捨堕 (30 Nissaggiya-pācittiya) 13
- 大分別 九二波逸提 (92 Pācittiya) 21
- 大分別 その破頌 42

大分別 二罪数章 52

- 大分別二罪数章 四波羅夷 (4 Pārājika) 53
- 大分別二罪数章 一三僧残 (13 Saṅghādisesa) 54
- 大分別二罪数章 三〇捨堕 (30 Nissaggiya-pācittiya) 56
- 大分別二罪数章 九二波逸提 (92 Pācittiya) 59
- 大分別二罪数章 衆學法 (Sekhiya-dhamma) 73

比丘尼分別 (Bhikkhuni-vibhaṅga) 91

等起摂頌 (Samuṭṭhānasīsasaṅkhepo) 146

無間省略 (Antarapeyyālaṃ) 156

滅諍分解 (Samathabheda) 172

問犍度章 (Khandhakapucchāvāro) 192

増一法 (Ekuttarikanayo) 196

布薩初中後解答章 (Uposathādipucchāvissajjanā) 243

伽陀集 (Gāthāsaṅgaṇika) 247
諍事分解 (Adhikaraṇabhedo) 255
別の伽陀集 (Aparagāthāsaṅgaṇikaṃ) 269
呵責品 (Codanākaṇḍaṃ) 273
小諍 (Cūḷasaṅgāmo) 278
大諍 (Mahāsaṅgāmo) 283
迦絺那衣分解 (Kathinabhedo) 293
優波離問五法 (Upālipañcakaṃ) 305
等起 (Atthāpattisamuṭṭhānaṃ) 349
偈集第二 (Dutiyagāthāsaṅgaṇikaṃ) 354
発汗偈 (Sedamocanagāthā) 368
五品 (Pañcavaggo) 377

比丘(びく)波羅提木叉(はらだいもくしゃ) **389**

比丘尼(びくに)波羅提木叉(はらだいもくしゃ) **425**

律藏附随比較 **I**

Indices 索隠 . . . . .
Concordance コンコルダンス 1
Parivāra Bibliography 1
About 27

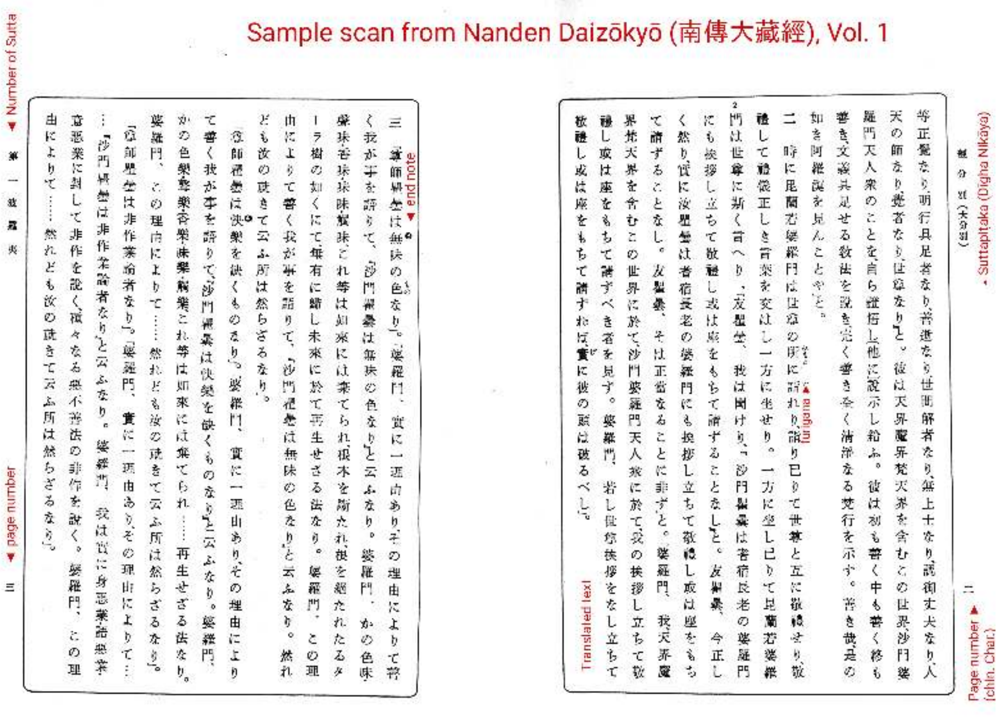


Figure 1: The original Japanese text is written vertically, right to left.

Technical notes: Due to limitations in the specs of the *pdf* and *djvu* file formats direct links from the Concordance (☞ S. 1) and romanized Table of Contents only work in the "full" pdf, not the derivates automatically created at archive.org. In the *djvu* file only links to external targets work (by opening a new tab in your standard browser). If in doubt – choose he large file.

The hardlinks to `suttacentral.net` and the German translations to `palikanon.de` at the beginning of each section were tested June 12, 2020.

☸ ☸ ☸

Introductory remarks 凡例

凡例

一、今卷依用の底本は Hermann Oldenberg 刊行本 (London, 1882) にして兼ねて暹羅版を參照せり。

一、本文行頭に羅馬數字を以て底本の頁數を附し彼此參看に便せり。

一、文中〔 〕印を以て括せる語又は句は譯者の挿入せるものなり。

一、文中……或は…乃至…又は…〔 〕…とあるは底本に然く省略せるものにして〔……〕或は〔…乃至…〕とせるは譯者が便宜上省略せるものなり。

一、文字の右肩に附せる白拔羅馬數字は註の對照番號にして註の文は波羅夷、僧殘、捨墮、波逸提、提捨尼、衆學法の各終りに之を出せり。

一、固有名詞の中、その音譯の漢譯中に存するものは可及的に之を採り巴利原音の假名を附せり。但し漢譯律は主にサンスクリットよりの翻譯なれば、その音譯は必ずしも巴利語のそれに對應すとは言ふべからず。

原音の假名を附せり。但し漢譯律は主にサンスクリットよりの飜譯なれば、その音譯は必ずしも巴利語のそれに對應すとは言ふべからず。

一、術語、名詞等に於ても可及的に漢譯語を用ひ、且つ漢譯體の文章を用ひたり。

一、假名を以て表せる發音も巴利語の正確なる音を寫せるものとは言ひ難し。從つて漢字假名いづれの表音も、その正しきを知る爲には卷末索隱中の原語に依るを要す。

一、索隱は發音索隱と漢字索隱との二種とし、前者は假名字、原語羅馬字、漢字の順に、後者は漢字、原語羅馬字の順に配し、總て五十音順に列位す。

Parivāra 附随 (パーリ律): Table of Contents 目次

〔讀誦道によりて說く八章〕

一　制處章……一
二　罪數章……五三
三　失壞章……七七
四　攝在章……七八
五　等起章……七八
六　諍事章……七九
七　滅諍章……七九
八　集合章……七九

〔「緣りて」の語を附する八章〕

九　制處章……八一
一〇　罪數章……八五

一三　等起章……八七

一四　諍事章……八八

一五　滅諍章……八八

一六　集合章……八八

二　比丘尼分別……九一

經分別中の比丘尼戒(百三十戒—比丘と共通のものを除く)につき前章と同樣に說く。
同じく十六章に分つ。

三　等起の攝頌……一四六

比丘、比丘尼兩部の各戒につきその罪は如何なる等起法(本書四・一二參照)によりて起るやを攝頌をもつて說く。

四　(一)無間省畧……一五六

一　問數章……一五六

二　六種犯罪等起章……一五九

三　犯罪等起罪數章……一六〇

四　犯罪等起論……一六五
五　失壊縁章……一六六
六　諍事縁章……一六八
〔二〕滅諍分解……一七二
七　方便章……一七二
八　結合章……一七四
九　同分章……一七五
一〇　滅法結合章……一七五
一一　滅法同分章……一七六
一二　滅法現前毘尼章……一七六
一三　毘尼章……一七七
一四　善〔悪〕章……一七八
一五　處章……一七八
一六　時章……一七九

一七 親近章……一八〇
一八 滅法章……一八一
一九 滅不滅章……一八二
二〇 滅諍章……一八五
二一 等起章……一八八
二二 〔隨伴章〕……一八九
五 問犍度章……一九二
犍度部の二十二章（大品小品）につき罪の數を問ふ。
六 增一法……一九六
律藏中所說の諸事項を增一法によりて說く。
一 一法……一九六
二 二法……一九七
三 三法……二〇四
四 四法……二一三

五　五法……二一九
六　六法……二二七
七　七法……二二九
八　八法……二三二
九　九法……二三四
一〇　十法……二三五
一一　一一法……二三八
七　〔一〕布薩初解答章……二四三
〔二〕〔制戒の〕義利論……二四四
八　伽陀集……二四七
伽陀をもつて制戒處たる七域、その各域にて說かれし戒の數、その他種々の事項を說く。
九　諍事分解……二五七
四種諍事につき諸種の方面より解說す。

一〇 別の伽陀集……二六九
主として呵責及び檢問につきて說く。
一一 呵責品……二七三
呵責及び檢問につきて說く。
一二 小諍……二七八
僧伽に於ける諍論の裁決者の注意を說く。
一三 大諍……二八三
前と同じく裁決者の儀法を說く。
一四 迦絺那衣分解……二九三
迦絺那衣の受持棄捨等の法を說く。
一五 優波離[問]五法……三〇五
優波離の質問に佛が答へられるとして律中の諸問題を說く、「五分を具するもの」「五種の…」等凡て五法にまとめて說く故に五法と云ふ。十四品あり。
一六 等起……三四九

比丘戒の各條につき犯罪の籌記法を説く、三、と内容に於いて同一事項を説く故に省署あり。
一七　第二伽陀集……三五四
戒律上の事項につき數を問ふ伽陀を集め、これに答ふ。
一八　發汗偈……二六八
雜問の伽陀を集む、答解を出さず。
一九　五品……三七七
一　羯磨品……三七七
二　義利品……三八一
三　制戒品……三八二
四　所制品……三八二
五　九聚會品……三八三

波羅提木叉 …………………… 高楠博士功績記念會編

波羅提木叉は戒本とも稱せられ、比丘・比丘尼の守るべき法典の條文(學處)を集成したものである。一週一度若くは二週一度の布薩に、地方教團が集り、上座が之を讀み聞かせ戒條に觸れたものは告白せしめるのである。内容は八項に分たれる。一、波羅夷(追放罪)は極刑で之を犯した者は教團から追放せられる。二、僧殘(停止罪)は波羅夷に次ぐ重罪で、之を犯したものは教團から別住を課せられ、その間僧權を停止せられる。三、不定(認定罪)は犯行を目擊した信憑すべき優婆夷の申立てにより、その罪を判定せられるもので、比丘戒に限る。四、尼薩耆波逸提(沒收罪)は規定に反する衣鉢等の資具を所有し、又不法態度のある時、その物品は教團に沒收せられるものである。五、波逸提(悔過罪)は三人の比丘中にて懺悔することによつて罪が許されるものである。六、提舍尼(共白罪)は一人の比丘に對して告白せねばならない。七、衆學は罪名ではなく、威儀作法を規定したもので、之に反する時、突吉羅罪となる。故意に犯した時は上座比丘に懺悔すべく、故意ならざる時は自己の心中にて懺悔すればよい。八、滅諍法は之も罪名ではなく、教團に起つた紛諍を治める方法である。之によつて適當に治めない時には上座は突吉羅となる。

南傳巴利律に於ては比丘戒は二百二十七條、比丘尼戒は三百十一條であるが、漢譯諸

部、梵本、西藏傳では夫と相異がある。これについては附錄の對照表によつて明かにせらる。

比丘波羅提木叉……一
序……一
四波羅夷法……二
十三僧殘法……三
二不定法……八
三十尼薩耆波逸提法……九
九十二波逸提法……一四
四提舍尼法……二七
七十五衆學法……二八
七滅諍法……三四
比丘尼波羅提木叉……三六
序……三六

八波羅夷法……三六
十七僧殘法……三七
三十尼薩耆波逸提法……四二
百六十六波逸提法……四四
八提舍尼法……五三
七十五衆學法……五五
七滅諍法……五五
諸部戒本條數對照表……一
諸部戒本戒條對照表……三
南傳律藏と三漢譯律との對照表（犍度部）……二四

索隱

一 發音索隱……(1)
二 漢字索隱……(2)

律蔵附随 (Parivāra)

りつぞう　ふずい

大分別 (Mahā-vibhanga)

大分別 四波羅夷 (4 Pārājikas)

SC: Monks’ Analysis, Pālikanon.de: Die Sechzehn große Angelegenheiten

V,1

律藏附隨（パリヴーラ）

彼の世尊、應供、正等覺者に歸命す。

一　大[1]分別

〔四波羅夷〕

一　彼の智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて第一波羅夷は何處にて制せられ、誰に因り、何の事に於てなりや。そこに[2]制、隨制、不隨犯制ありや、〔一切方處に〕遍通制なりや、〔一方處への〕限定制なりや、〔比丘比丘尼に〕共[3]通制なりや、不共通制なりや、〔比丘比丘尼中の〕一部衆制なりや、兩部衆制なりや、[4]五種の波羅提木叉讀誦法中何處に沒入し、何處に攝入せらるゝや、何れの讀誦法によりて誦出さるゝや、[5]四種の失壞中何れの失壞なりや、七種の罪聚中何れの罪聚なりや、[6]六種の犯罪等起中何れの等起によりて生起するや、四種の諍事中何れの諍事なりや、七種の滅法中幾何の滅法によりて

滅せらるゝや。その中何等か毘尼にして何等か阿毘毘尼なる、何等か波羅提木叉にして何等か增上波羅提木叉なる、何等か失壞にして何等か成就なる、何等か道行なる。幾何の義利によりて世尊は第一波羅夷を制したまへる、何人か學習し、何人か戒を學習し已れる、「戒は何處に住立し、何人か護持し、何人の語にして何人によりて傳承せられたる」と。

一　「彼の智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて第一波羅夷は何處にて制せられたりや」、言はく、「毘舍離に於て制せられたり」。「誰に因りてなりや」、言はく、「須提那迦蘭陀子に因りてなり」。「何の事に於てなりや」、言はく、「須提那迦蘭陀子故の妻と共に不淨法を行ぜり、かの事に於てなり」。「そこに制、隨制、不隨犯制ありや」、言はく、「一の制、二の隨制あり、不隨犯制はそこに無し」。「遍通制なりや、限定制なりや」、言はく、「遍通制なり」。「共通制なりや、不共通制なりや」、言はく、「共通制なり」。「一部の衆に對する制なりや、兩部の衆に對する制なりや」、言はく、「兩部の衆に對する制なり」。「五種の波羅提木叉讀誦法中何處に沒入し何處に攝入せらるゝや」、言はく、「因緣に沒入し因緣に攝入せらる」。「何れの讀誦法によりて誦出さるゝや」、言はく、「第二の讀誦法によりて誦出さる」。「四種の失壞中にては何れの失壞なりや」、言はく、「戒

壞なり」。「七種罪衆中にては何れの罪衆なりや」、言はく、「波羅夷罪衆なり」。「六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや」、言はく、「一種の等起によりて生起す、即ち身と意とより生起し語よりせざるなり」。「四種諍事中にては何れの諍事なりや」、言はく、「犯罪諍事なり」。「七種の滅諍法中幾何の滅諍法によりて滅せらるゝや」、言はく、「二種の滅諍法によりて滅せらる、現前毘尼及び自言治によりてなり」。

「その中何等か毘尼にして何等か阿毘毘尼なる」、言はく、「制は毘尼にして細説は阿毘毘尼なり」。「何等か波羅提木叉にして何等か増上波羅提木叉なる」、言はく、「制は波羅提木叉にして細説は増上波羅提木叉なり」。「何等か失壞なる」、言はく、「不律儀は失壞なり」。「何等か成就なる」、言はく、「律儀は成就なり」。「何等か道行なる」、言はく、「『我是の如きを作さざるべし』とて死に至るまで終生護持し學處に於て學行するなり」。「幾何の義利によりて世尊は第一波羅夷を制したまへるや」、言はく、「十利によりて世尊は第一波羅夷を制したまへり、僧を攝する爲に、衆僧安樂の爲に、惡人を調伏する爲に、善比丘安樂に住する爲に、現世の漏を斷ぜんが爲に、未世の漏を滅せんが爲に、未信者をして信ぜしめんが爲に、已信者をして信を増長せしめんが爲に、正法久住の爲に、律を愛重する爲に」。「何人か學習するや」、言はく、「有學及び善凡夫なり」。

「何人か戒を學習し已れる」、言はく、「阿羅漢は戒を學習し已れるなり」。「何處に住立するや」、言はく、「學を欲するところに住立す」。「何人か護持するや」、言はく、彼に(律藏及び釋の知解)ある者護持するなり」。「何人の語なる」、言はく、「世尊、應供、正等覺者の語なり」。「何人によりて傳承されたるや」、言はく次第傳承されたるなり、即ち——

ウパーリ・ダーサカ及びソーナカ・シッガヴ、第五にモッガリブッタ、これ等は吉祥なる稱ある閻浮提(印度本土)に於ける(人々なり)。

それよりマヒンダ・イッティヤ・ウッティヤ・サンバラ及び博學なるバッダといふ、これ等の龍象は大智慧あり閻浮提よりこの地(錫蘭)に來れり、彼等は銅鍱洲(錫蘭)に於て律藏を誦し、五ニカーヤ及び[7]七パカラナを教授せり。

それより賢明なるアリッタ及び博學なるティッサダッタ、信念あるカーラスマナ及び長老のディーガと名づくる及び博學なるディーガスマナ、

更に又カーラスマナ、及び龍象たるブッダラッキタ、賢明なるティッサ長老及び博學なるデーヴ長老、

更に又賢明にして律に通達せるスマナ、多聞にして屈伏し難き象王の如きチューラナーガ、ローハナにてよく尊崇されたるダンマパーリタといふ、その弟

子たる大智慧あるケーマといふは三藏に精通し島中に於て諸星の王(月)の如く智慧をもつて輝けり。
博學なるウパティッサ、大說法者なるブッサデーヴ、
更に又賢明なるスマナ、多聞なるブッバナーマ、大說法者なるマハーシーヴは遍く三藏に通達す、
更に又賢明なるウパーリは律に通達し、大智慧者、大龍にして正法の傳統に通曉す、
更に又賢明なるアバヤは遍く三藏に精通す、又賢明なるティッサ長老は律に通達す、
彼の弟子たる大智慧あり多聞なるブッバといふは聖敎を護持し閻浮提に於て樹立せり。
又賢明にして律に通達せるチューラーバヤ、賢明にして正法の傳統に通曉せるティッサ長老、賢明にして律に通達せるチューラデーヴ、賢明にして律に於て遍通せるシーヴ長老、
これ等の龍象は大智慧あり律を解し道に通じ銅鍱洲に於て律藏を宣說せり

と。

二　彼の……世尊によりて第二波羅夷は何處にて制せられたりや」、言はく、「王舍城にて制せられたり」。「誰に因りてなりや」、言はく、「檀尼迦陶師子に因りてなり」、「何の事に於てなりや」、言はく、「檀尼迦陶師子王材の與へられざるを取れり、かの事に於てなり」。「一制一隨制あり」。「六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや」、言はく「三種の等起によりて生起す、即ち身と意より生起し語よりせざるあり、語と意とより生起し身よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり」。

三　「……乃至……第三波羅夷は何處にて制せられしや」、言はく、「毘舍離にて制せられたり」。「誰に因りてなりや」、言はく、「衆多の比丘に因りてなり」。「何の事に於てなりや」、言はく、「衆多の比丘互に命を斷ぜり、かの事によりてなり」。「一制一隨制あり」。「六種の犯罪等起中……(二參照)……身と語と意とより生起するあり」。

四　「……乃至……第四波羅夷は何處にて制せられしや」、言はく、「毘舍離にて制せられたり」。「誰に因りてなりや」、言はく、「婆裘河畔の諸比丘に因りてなり」。「何の事に於てなりや」、言はく、「婆裘河畔の比丘等諸居士に互の上人法を讃歎せり、かの事によりてなり」。「一制一隨制あり」。「六種の犯罪等起中……(二參照)……身と語と意とより生起

するあり。

その攝頌

不淨と不與取、人體、上人の

四波羅夷は疑なき斷（頭）事なり。

四波羅夷竟る

〔十三僧殘〕

一 [8]かの智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて、行じて不淨を泄す僧殘は何處にて制せられ、誰に因り、何の事に於てなりや、…（波羅夷一參照）…幾何の義利によりて世尊は行じて不淨を泄すは僧殘なりと制したまへる、何人か學習し、何人か戒を學し已り、何處に住立し、何人か護持し、何人の語にして、何人によりて傳承せられたるや、と。

「かの智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて、行じて不淨を泄す僧殘は何處にて制せられしや」、言はく、「舍衞城（サーヴァッティー）にて制せられたり」。「誰に因りてなりや」、「具壽セッヤサカによりてなり」。「何の事に於てなりや」、「具壽セッヤサカ手にて行じて不淨を泄せり、かの事に於てなり」。「そこに制、隨制、不隨犯制ありや」、「一制、一隨制あり、不隨犯制はそこになし」。「遍通制なりや、限定制なりや」、「遍通制なり」。「共通制なりや、不共通

制なりや」、「不共通制なり」。「一部衆制なりや、兩部衆制なりや」、「一部衆制なり」。五種の……因縁に沒入し、因縁に攝入せらる……第三の讀誦法によりて誦出さる……戒壞なり……僧殘罪聚なり……一種の等起によりて生起す、即ち身と意とより生起し、語よりせず……罪諍事なり……二種の滅諍法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治によりてなり……〔波羅夷一參照〕……幾何の義利によりて世尊は故出精僧殘を制したまへる」、「十利によりて世尊は故出精僧殘を制したまへり、僧を攝する爲に……律を愛重する爲に」。「何人か學習するや」、「有學及び……銅鍱洲に於て律藏を宣說せり。

二 「かの智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて、女人と身相觸るゝ僧殘は何處にて制せられたりや」、「舍衛城にて制せられたり」。「誰に因りて」、「具壽優陀夷に因りて」。「何の事に於て」、「具壽優陀夷女人と身相觸れたり、かの事に於て」。「一制なり」。「六種の犯罪等起中には一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず」。

三 「……乃至……女人に麤惡語を以て語る僧殘は何處にて制せられしや」、「舍衛城にて制せらる」。「誰に因りて」、「具壽優陀夷に因りて」。「何の事に於て」、「具壽優陀夷女人に麤惡語を以て語れり、かの事に於てなり」。「一制なり」。「六種の犯罪等起中三種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるあり、語と心とより生起し身より

せざるあり、身と語と意とより生起するあり。

四「…乃至…女人の前にて自己の爲の婬欲供養を讃歎する僧殘は何處にて制せられしや」、「舍衞城にて制せられたり」、……具壽優陀夷に因りて……具壽優陀夷女人の前にて自己の爲の婬欲供養を讃歎せり……〔三參照〕。

五「…乃至…媒介を行ふ僧殘は何處にて制せられしや」、「舍衞城にて制せられたり」。……具壽優陀夷に因りて……具壽優陀夷媒介を行へり……一制、一隨制あり……六種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、語より生起し身よりせず意よりせざるあり、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり、語と意とより生起し身よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

六「…乃至…自ら乞ひて房を作らしむる僧殘は何處にて制せられしや」、「阿羅毘（アーラヴィー）にて制せられたり」……阿羅毘の諸比丘に因りて……阿羅毘の諸比丘自ら乞ひて房を作らしめたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

七「…乃至…大精舍を作らしむる僧殘は何處にて制せられしや」、「憍賞彌（コーサンビー）にて制せられたり」……具壽闡陀（チャンナ）に因りて……具壽闡陀精舍の地を求めて一神廟樹を伐らし

めたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

八　「…乃至…比丘を無根波羅夷法を以て誹謗する僧殘は何處にて制せられしや」、「王舍城にて制せられたり」……慈比丘・地比丘に因りて……慈比丘・地比丘具壽沓婆摩羅子を無根波羅夷法を以て誹謗せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

九　「…乃至…比丘を異事中の何等かの類似せるのみなる點を取りて波羅夷法を以て誹謗する僧殘は何處にて制せられしや」、「王舍城にて制せられたり」……慈比丘・地比丘に因りて……慈比丘・地比丘具壽沓婆摩羅子を異事中の……誹謗せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

一〇　「…乃至…破僧比丘三度までの諫告に對して捨てざる僧殘は何處にて制せられしや」、「王舍城にて制せられたり」……提婆達多に因りて……提婆達多和合僧を破らんと企てたり……一制あり、一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。

一一　「…乃至…破僧者に隨ふ比丘等三度までの諫告に對して捨てざる僧殘は何處にて制せられしや」、「王舍城にて制せられたり」……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘提婆達多の破僧を企てるに伴黨となれり……一制あり……一種の等起によりて……。

一二　「…乃至…惡口比丘三度までの諫告に對して捨てざる僧殘は何處にて制せられしや」、「憍賞彌にて制せられたり」……具壽闡陀(チャンナ)に因りて……具壽闡陀諸比丘によりて如法に語られ自身を不可共語となせり……一制あり……一種の等起によりて……。

一三　「…乃至…俗家を汚せる比丘三度までの諫告に對して捨てざる僧殘は何處にて制せられしや」、「舍衛城にて制せられたり」……阿濕婆(アッサジ)・富那婆娑(プナッバスカ)比丘に因りて……阿濕婆富那婆娑比丘僧衆によりて驅出羯磨を與へられ、諸比丘は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、癡に隨ひ怖に隨ふものと謗ぜり……一制あり……一種の等起によりて……。

十三僧殘竟る

その攝頌

漏身觸麤惡及び己の爲の婬欲、
媒介及び房舍と精舍・無根。
小分、破僧及び助破、
惡口及び汚家(これ)十三僧殘なり。

〔二不定〕

大分別 二不定 (2 Aniyatas)

Pālikanon.de: Unbestimmt

一 ⑨ かの智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて第一不定は何處にて制せられ、誰に因り、何の事に於てなりや……幾何の義利によりて世尊は第一不定を制したまひしや…… 何人によりて傳持されしや。

「かの……世尊によりて第一不定は何處にて制せられしや」、「舍衞城にて制せられたり」、「誰に因るや」、「具壽優陀夷に因りて」、「何の事に於て」、「具壽優陀夷女人と共に互に一人にて秘密に可婬の屛處に坐せり、かの事に於てなり」。「そこに制……(僧殘一參照)……「第四の讀誦法によりて誦出さる」。「四種の失壞中何れの失壞なりや」、「戒失壞なることとあり、行失壞なることあり」。「七種の罪聚の中何れの罪聚なりや」、「波羅夷罪聚なることあり、僧殘罪聚なることあり、波逸提罪聚なることあり」。「六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや」、「一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず」……諍事なり……三種の滅諍法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治とによることあり、現前毘尼と如草覆地とによることあり……。「幾何の義利により世尊は第一不定を制したまひしや」、「十利の故に世尊によりて第一不定は制せられたり、僧を攝する爲に……律を愛重する爲に」。「何人か學習するや」、「有學と……銅鍱洲に於て律藏を宣說せり。

Pālikanon.de: Aushändigung

二 「かの……世尊によりて第二不定は何處に於て制せられしや」、「舍衛城にて制せられたり……具壽優陀夷に因りて……具壽優陀夷女人と共に互に一人にて祕密に坐せり、かの事に於てなり」。そこに制…〔不定一參照〕…「何れの罪聚なりや」、「僧殘罪聚なることあり、波逸提罪聚なることあり」。「六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや」、「三種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるあり、語と意とより生起し身よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり」。……如草覆地とによることとあり。

二不定竟る

その攝頌

可婬の處と然らざると不定は

かの佛最勝尊によりて善く制せられたり。

〔三十捨墮〕

第一　迦絺那衣品

一 [10]かの……世尊によりて長衣を十日を過ぎて畜ふる捨墮は何處にて制せられしや」、「毘舍離にて制せられたり」。「誰に因りて」、「六群比丘に因りて」。「何の事に於て」、

「六群比丘長衣を畜へたり、かの事に於て」。「一制一隨制あり」。「六種の犯罪等起中にては二種の等起によりて生起す、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり」。

二 「…乃至…一夜三衣を離す捨墮は何處にて制せられしや」、「舍衞城にて制せられたり」……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘諸比丘の手に衣を托し安陀衣及び鬱多羅僧衣のみを著けて諸國遊行に出で行けり……一制一隨制あり。六種の…〔捨墮一參照〕…。

三 「…乃至…非時衣を納受して一月を過ぎ〔て畜ふ〕る捨墮は何處にて制せられしや」、「舍衞城にて制せられたり」。……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘非時衣を納受して〔畜へ〕一月を過ぎたり……一制一隨制あり、六種の……。

四 「…乃至…非親里の比丘尼をして故衣を洗はしむる捨墮は……舍衞城にて利せられたり……具壽優陀夷に因りて……具壽優陀夷非親里の比丘尼をして故衣を洗はしめたり……一制あり。六種の犯罪等起中にては六種の等起によりて生起す。

五 「…乃至…非親里比丘尼の手より衣を受くる捨墮は……王舍城にて制せられたり……具壽優陀夷に因りて……具壽優陀夷非親里比丘尼の手より衣を受けたり…

…一制一隨制あり……六種の等起によりて生起す。

六「…乃至…非親里の居士或は居士婦に衣を乞ふ捨墮は……舍衛城にて制せられたり……具壽優波難陀釋子に因りて……具壽優波難陀釋子非親里の長者の子に衣を乞へり……一制一隨制あり……六種の起因によりて生起す。

七「…乃至…非親里の居士或は居士婦より是を過ぎて衣を乞ふ捨墮は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘量を知らずして多くの衣を乞へり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

八「…乃至…請ぜられざるに先だちて非親里の居士の許に到りて衣に就きて指圖をなす捨墮は……舍衛城にて制せられたり……具壽優波難陀釋子に因りて……具壽優波難陀釋子請ぜられざるに先だちて非親里の居士の許に到りて衣に就きて指圖をなせり……一制……六種の等起によりて生起す。

九「…乃至…請ぜられざるに先だちて非親里の居士等の許に到りて衣に就きて指圖をなす捨墮は……舍衛城にて制せられたり……具壽優波難陀釋子に因りて……具壽優波難陀釋子請ぜられざるに先だちて非親里の居士等の許に到りて衣に就きて指圖をなせり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

一〇　「…乃至…三度以上督促し六度以上立ちて衣を得る捨堕は……舍衛城にて制せられたり……具壽優波難陀釋子に因りて……具壽優波難陀釋子は優婆塞によりて「大德よ、今日一日待ち給へと言はれて待たざりき……一制あり……六種の等起によりて生起す。

第二　蠶綿品

一一　「…乃至…絹糸を雜へたる臥具を作らしむる捨堕は……阿羅毘(アーラヴィー)にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘養蠶家の許に到りてかく言へり、「賢者よ、多くの蠶繭を煮て我等に與へよ、我等は絹糸の雜れる臥具を作らんと欲す」と……一制あり……六種の等起によりて生起す。

一二　「…乃至…純黑なる羊毛の臥具を作らしむる捨堕は……毘舍離にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘純黑なる羊毛の臥具を作らしめたり……一制あり……六種の等起によりて生起せり。

一三　「…乃至…一トゥラー量の白色羊毛、一トゥラー量の褐色羊毛を取り入れずして新臥具を作らしむる捨堕は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘僅かに邊に白毛を取り入れて同じく純黑羊毛の臥具を作らしめたり

……一制あり……六種の等起によりて生起す。

一四「…乃至…年々に臥具を作る捨墮は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘年々に臥具を作れり……一制一隨制あり……六種の等起によりて生起す。

一五「…乃至…故臥具の緣より一佛搩手を取り入れずして新座臥具を作らしむる捨墮は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘臥具を捨てゝ阿蘭若者分、乞食者分、糞掃衣者分を取れり、……一制あり……六種の等起によりて生起す。

一六「…乃至…羊毛を持して三由旬を過ぎて行く捨墮は……舍衛城にて制せられたり……一比丘に因りて……一比丘羊毛を持して三由旬を超えて行けり……一制あり……二種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり。

一七「…乃至…非親里の比丘尼をして羊毛を洗はしむる捨墮は……釋迦(サッカ)國にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘非親里の比丘尼をして羊毛を洗はしめたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

一八 「…乃至…金錢を受持する捨墮は……王舍城にて制せられたり……具壽優波難陀釋子に因りて……具壽優波難陀釋子金錢を受持せり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

一九 「…乃至…種々の金銀の賣買をなす捨墮は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘種々の金銀の賣買をなせり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

二〇 「…乃至…種々の交易をなす捨墮は……舍衛城にて制せられたり……具壽優波難陀釋子に因りて……具壽優波難陀釋子は遊行者と交易をなせり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

第三 鉢品

二一 「…乃至…長鉢を十日を過ぎて畜ふる捨墮は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘長鉢を畜へたり……一制一隨制あり……二種の等起によりて生起す、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

二二 「…乃至…鉢五綴に到らずして他の新鉢を求むる捨墮は……釋迦國にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘微損、小破、小壞によりて多くの鉢を乞

へり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

二三「…乃至…藥を入手して七日を過ぎて畜ふる捨墮は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘藥を入手して七日を過ぎて畜へたり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

二四「…乃至…熱季の餘り一月以前に雨季衣を求むる捨墮は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘熱季の餘り一月以前に雨季衣を求めたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

二五「比丘に自ら衣を與へて後瞋り喜ばずして奪ふ捨墮は……舍衛城にて制せられたり……具壽優波難陀釋子に因りて……具壽優波難陀釋子は他比丘に自ら衣を與へて怒り喜ばずして奪へり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

二六「…乃至…自ら糸を乞ひ織師をして衣を織らしむる捨墮は……王舍城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘自ら糸を乞ひて織師をして衣を織らしめたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

二七「…乃至…請ぜられざるに先だち非親里居士の命ぜる織師の所に到りて衣に就きて指圖をなす捨墮は……舍衛城にて制せられたり……具壽優波難陀釋子に因

りて……具壽優波難陀釋子は請ぜられざるに先だちて非親里居士の〔命ぜる〕織師の所に到りて衣に就きて指圖をなせり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

二八「…乃至…特施衣を受領して衣時を過ぎて畜ふる捨墮は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘特施衣を受領して衣時を過ぎて畜へたり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

二九「…乃至…三衣中の一衣を民家中に預け置きて六夜を過ぎて離衣する捨墮は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘三衣中の一衣を民家内に預け置きて六夜を過ぎて離衣せり……一制あり……迦絺那衣戒に於
13 ける二種の等起によりて生起す。

三〇「…乃至…知りつゝ僧物として寄進せられたる利得を自己に廻入する捨墮は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘知りつゝ僧物として寄進されたる利得を自己に廻入せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

三十捨墮竟る

その攝頌

Pālikanon.de: Abbitte

十日、一夜及び一月、浣、取、
及び非親里、指定、兩人及び使にて。
蠶綿、純、二分、六年、座具
羊毛の二、捉、兩の種々〔交易〕。
二の鉢、藥、雨衣、第五の與衣、
自、織、特施、有難及び僧物をもつて。

〔九十二波逸提〕

第一　妄語品

一　[11]「かの智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて故妄語に於ける波逸提は何處にて制せられしや」、「舍衞城にて制せられたり」。「誰に因りて」、「ハッタカ釋子に因りて」。「何の事に於て」、「ハッタカ釋子外道と論議し非となして後是となし、是となして後非となせり、かの事に於て」。「一制あり」。「六種の犯罪等起中三種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるあり、語と意とより生起し身よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

二　罵詈語に於ける波逸提は……舍衞城にて制せられたり……六群比丘に因りて

……六群比丘善比丘と諍論し善比丘を罵れり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

三　比丘を離間せしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘闘諍を起し論諍をなせる諸比丘に離間語を供せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

四　未受具戒者に句を遂ひて法を同誦せしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘優婆塞に句を遂ひて法を同誦せしめたり……一制あり……二種の等起によりて生起す、語より生起し身よりせず意よりせざるあり、語と意とより生起し身よりせざるあり。

五　未受具戒者と二夜三夜を過ぎて同宿する波逸提は……阿羅毘（アーラヴィー）にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘未受具戒者と同宿せり……一制一随制あり……二種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり。

六　女人と同宿する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽阿那律（アヌルッダ）に因りて……具壽阿那律女人と同宿せり……一制あり……[12]羊毛戒に於ける二種の等起に

よりて生起す。

七　女人に對して五六語を過ぎて說法する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽優陀夷に因りて……具壽優陀夷女人に對して說法せり……一制二隨制あり……隨句法戒に於ける二種の等起によりて生起す。

八　未受具戒人に對して實ありて上人法を說く波逸提は……毘舍離にて制せられたり……婆裘河邊の諸比丘に因りて……婆裘河邊の比丘等諸居士に互の上人法を讚歎せり……一制あり……三種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、語より生起し身よりせず意よりせざるあり、身と語とより生起し意よりせざるあり。

九　比丘の麤罪を未受具戒人に語る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘は他比丘の麤罪を未受具戒人に語れり……一制あり……三種の等起によりて生起す…乃至…。

一〇　地を堀る波逸提は……阿羅毘にて制せられたり……阿羅毘の諸比丘に因りて……阿羅毘の諸比丘地を堀れり……一制あり……三種の等起によりて生起す…乃至…。

第二　草木品

一一　草木を伐る波逸提は……阿羅毘にて制せられたり……阿羅毘の諸比丘に因りて……阿羅毘の比丘等樹を伐れり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

一二　異語をなし他を悩ます波逸提は……憍賞彌(コーサンビー)にて制せられたり……具壽闡陀(チャンナ)に因りて……具壽闡陀僧中に於て罪につき糺問せられて異語をなして遁れたり……一制一随制あり……三種の等起によりて生起す。

一三　嫌譏し罵る波逸提は……王舎城にて制せられたり……慈比丘・地比丘に因りて……慈比丘・地比丘具壽沓婆摩羅子(ダッバマッラプッタ)比丘を嫌譏せり……一制一随制あり……三種の等起によりて生起す。

一四　僧伽の臥床椅子若しくは臥褥若しくは坐褥を露地に敷き、それを収めず又他に依頼せずして出で行く波逸提は……舎衛城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘僧伽の坐臥具を露地に敷きて収めず他に依頼せずして出で行けり……、一制一随制あり……迦絺那衣戒に於ける〔如く〕三種の等起によりて生起す。

一五　僧伽の精舎中に臥具を敷きて収めず他に依頼せずして出で行く波逸提は……

…舎衛城にて制せられたり……十七群比丘に因りて……十七群比丘僧伽の精舎にて臥具を敷きて収めず他に依頼せずして出で行けり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

一六　僧伽の精舎中にて知りて先著比丘の[床]間に入りて床を展べる波逸提は……舎衛城にて制せられたり……六群比丘によりて……六群比丘、長老比丘の間に入りて床を展べたり……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

一七　瞋り喜ばずして比丘を僧伽の精舎より牽き出す波逸提は……舎衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、瞋り喜ばずして比丘を僧伽の精舎より牽き出せり……一制あり……三種の等起によりて生起せり。

一八　僧伽精舎の階上にて脱脚床又は脱脚椅子に坐する波逸提は……舎衛城にて制せられたり……一比丘に因りて……一比丘、僧伽精舎の階上に於て脱脚椅子に烈しく坐したり……一制あり……二種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり。

一九　二三重に指示をな過ぎて指示する波逸提は……憍賞彌（コーサンビー）にて制せら

れたり……具壽闡陀に因りて……具壽闡陀は已に成就せる精舎を再三塗らしめ、重壓して精舎倒れたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

二〇　知りて有虫水を草或は木に澆ぐ波逸提は……阿羅毘にて制せられたり……阿羅毘の諸比丘に因りて……阿羅毘の比丘等知りて有虫水を草木に澆げり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

第三　教誡品

二一　選任されずして比丘尼を教誡する波逸提は……舍衛城にて制せられたり。……六群比丘に因りて……。「六群比丘は選任されずして比丘尼を教誡せり、かの事に於て」。「そこに制、隨制、不隨犯制ありや」、「一制、一隨制あり、不隨犯制はかれに於てはなし」。……「二種の等起によりて生起す、語より生起し身よりせず意よりせざるあり、語と意とより生起し身よりせざるあり。

二二　日沒に及んで比丘尼を教誡する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽周利槃特(チューラパンタカ)に因りて……具壽周利槃特は日沒に及んで比丘尼を教誡せり……一制あり……逐句法戒に於ける二種の等起によりて生起す。

二三　比丘尼の住處に到りて比丘尼を教誡する波逸提は……釋迦國(サッカ)にて制せられ

たり……六群比丘に因りて……六群比丘、比丘尼の住處に到りて比丘尼を教誡せり……一制一隨制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

二四　諸比丘は利養の爲に比丘尼を教誡すと説く波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘は諸比丘は利養の爲に比丘尼を教誡するなりと言へり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

二五　非親里の比丘尼に衣を與ふる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘に因りて……一比丘、非親里の比丘尼に衣を與へたり……一制一隨制あり……六種の等起によりて生起す。

二六　非親里の比丘尼の爲に衣を縫ふ波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽優陀夷に因りて……具壽優陀夷は非親里比丘尼の爲に衣を縫えり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

二七　比丘尼と豫め約して同道を行く波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、比丘尼と豫め約して同道を行けり……一制一隨制あり……四種の等起により生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり、身と語と

意とより生起するあり。

二八　比丘尼と豫め約して同一船に乘る波逸提は……舍衞城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、比丘尼と豫め約して同一船に乘れり……一制一隨制あり……六種の等起によりて生起す。

二九　知りつゝ比丘尼の斡旋せる食を取る波逸提は……王舍城にて制せられたり……提婆達多に因りて……提婆達多は知りつゝ比丘尼の斡旋せる食を取れり……一制一隨制あり……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

三〇　比丘尼と互に一人にて祕密に坐する波逸提は……舍衞城にて制せられたり……具壽優陀夷に因りて……具壽優陀夷、比丘尼と互に一人にて祕密に坐せり……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

第四　食品

三一　それを過ぎて施食處の食を取る波逸提は……舍衞城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、日々に住して施食處の食を受けたり……一制一隨制あり……羊毛戒に於ける二種の起因によりて生起す。

三二　別衆食の波逸提は……王舍城にて制せられたり……提婆達多に因りて……

提婆達多は徒衆を擁し諸家に勧化して食を取れり……一制七隨制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。
三三　數々食の波逸提は……毘舍離にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘、一處に請待を受けながら他處にて食を取れり……一制三隨制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。
三四　二三鉢の餅を取り、それ以上を取る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘、量を知らずして取れり……一制あり……六種の等起によりて生起す。
三五　足食し已りて殘食にあらざる嚼食或は噉食を取る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘、足食し已りて〔更に〕餘處にて食せり……一制一隨制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。
三六、足食し已れる比丘に殘食にあらざる嚼食或は噉食を與へて取るに任す波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘に因りて……一比丘足食し已れる比丘に殘食に非らざる噉食を與へて取るに任せたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

三七　非時に嚼食或は噉食を食する波逸提は……王舍城にて制せられたり……十七群比丘によりて……十七群比丘非時に食を取れり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

三八　貯藏せる嚼食或は噉食を食する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽ベーラッタシーサに因りて……具壽ベーラッタシーサ、貯藏せし食を食せり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

三九　美味の食を自らの爲に乞ひて食する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘美味の食を自らの爲に乞ひて食せり……一制一隨制あり……四種の等起によりて生起す。

四〇　與へられざる食物を口邊に著くる波逸提は……毘舍離にて制せられたり……一比丘に因りて……一比丘、與へられざる食物を口邊に著けたり……一制一隨制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

第五　裸行品

四一　裸行外道或は遍行外道男或は遍行外道女に手づから嚼食又は噉食を與ふる波逸提は……毘舍離にて制せられたり……具壽阿難に因りて……具壽阿難一遍行

外道女に一個と思ひて二個の餅を與へたり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

四二　他比丘に「來れ友よ、村又は町に乞食に入らん」とて「連れ出し」彼に與へしめ或は與へしめずして去らしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽優波難(ウパナン)陀(ダ)釋子に因りて……具壽跋難陀釋子他比丘に「來れ友よ、村に乞食に入らんとて「連れ出し」彼に與へしめずして去らしめたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

四三　食事中の俗家に立ち入りて座を占むる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽跋難陀釋子に因りて……具壽跋難陀食事中の俗家に立ち入りて坐を占めたり……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

四四　女人と共に秘密に屏處に坐する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽跋難陀釋子に因りて……具壽跋難陀釋子、女人と共に秘密に屏處に坐せり……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

四五　女人と互に獨りにて秘密に坐する波逸提は……舍衛城にて制せられたり…………具壽跋難陀釋子に因りて……具壽跋難陀釋子、女人と獨りにて秘密に坐せり……

一制あり……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

四六　食の請待を受けながら他比丘ある時彼に告げずして食前或は食後に他家に詣る波逸提は……王舍城にて制せられたり……具壽跋難陀釋子に因りて……具壽跋難陀釋子、食の請待を受けながら食前食後に他家に詣れり……一制四隨制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

四七　それを過ぎて藥を乞ふ波逸提は……釋迦國にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘釋摩訶男（マハーナーマ）によりて「大德、この月夜待ちたまへ」と言はれて待たざりき……一制あり……六種の等起によりて生起す。

四八　出征軍を觀る爲に行く波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、出征軍を觀る爲に行けり……一制一隨制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

21
四九　三夜を過ぎて軍中に止宿する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、三夜を過ぎて軍中に止宿せり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

五〇　合戰に行く波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……

…六群比丘、合戰に行けり…一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

第六　飲酒品

五一　スラー・メーラヤ酒を飲む波逸提は……憍賞彌にて制せられたり……具壽娑伽陀に因りて……具壽娑伽陀、酒を飲めり……一制あり……二種の等起によりて生起す、身より生起して語よりせず意よりせざるあり、身と意とより生起して語よりせざるあり。

五二　指にて擽る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、他比丘を指にて擽りて笑はしめたり……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

五三　水中にて嬉戯する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……十七群比丘に因りて……十七群比丘、アチラヴティー河に於て水中に戯れたり……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

五四　輕侮する波逸提は……憍賞彌にて制せられたり……具壽闡陀に因りて……具壽闡陀輕侮をなせり……一制あり……三種の等起により、て生起す。

五五　比丘を恐怖せしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘他比丘を恐怖せしめたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

五六　火を燃して身を溫むる波逸提は……婆祇（バッガ）國にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘火を燃して身を溫めたり……一制二隨制あり……六種の等起によりて生起す。

五七　半月以内に沐浴する波逸提は……王舍城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘、王を見て適量を知らずして沐浴せり……一制[13]六隨制あり……「遍通制なりや限定制なりや」、「限定制なり」。六種の犯罪等起中羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

五八　三種壞色中の一壞色を取らずして新衣を著用する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆々の比丘に因りて……衆多の比丘、各自の衣を見分け得ざりき……一制あり……六種の犯罪等起の中にては羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

五九　比丘或は比丘尼或は式叉摩那或は沙彌或は沙彌尼に自ら衣を淨施して「彼よ

り)還與せざるにこれを着用する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽優波難陀釋子に因りて……具壽跋難釋陀子は比丘に自己の衣を淨施して(彼より)還與せざるにこれを著用せり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

六〇　比丘の鉢或は衣或は座具或は針筒或は腰帶を隱す波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、他比丘の鉢、衣を隱したり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

第七　有虫水品

六一　故意に生物の生命を奪ふ波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽優陀夷によりて……具壽優陀夷、故意に生物の生命を奪へり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

六二　知りつゝ虫の入れる水を飲用する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、知りつゝ虫の入れる水を飲用せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

六三　知りて如法に裁決されたる諍事を再び羯磨に附せんと騷ぐ波逸提は……舍

衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘知りて如法に裁決されたる諍事を再び羯磨に附せんと騒げり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

六四　知りて他比丘の麤罪を覆藏する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘に因りて……一比丘、知りて他比丘の麤罪を覆藏せり……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。

六五　知りて二十歳未滿の者に具足戒を授くる波逸提は……王舍城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘知りて二十歳未滿の者に具足戒を授けたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

六六　知りて盜賊隊と共に豫め約して同道を行く波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘に因りて……一比丘、知りて盜賊隊と共に豫め約して同道を行けり……一制あり……二種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

六七　女人と共に豫め約して同道を行く波逸提は……舍衛城にて制せられたり……
……一比丘に因りて……一比丘女人と共に豫め約して同道を行けり……一制あり……

…四種の等起によりて生起す。

六八　惡見に對する三度までの諫告に對して捨てざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……元鷹師なるアリッタ比丘に因りて……元鷹師なるアリッタ比丘、惡見に對して三度までの諫告に對して捨てざりき……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。

六九　知りて是の如き説をなし法に從ひて處分を受けずその見を捨てざる者と事を共にする波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、知りて是の如き説をなしこの見を捨てざる元鷹師なるアリッタ比丘と事を共にせり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

七〇　知りつゝ是の如く擯滅されたる沙彌を慰撫する波逸提は［……］舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、知りつゝ是の如く擯滅されたるカンダカ沙彌を慰撫せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

第八　如法品

七一　諸比丘によりて如法に言はれながら「友よ、我は他の堪能持律の比丘に尋問せざる間はこの學處を學持せず」と言ふ波逸提は……憍賞彌にて制せられたり……具

壽闡陀に因りて……具壽闡陀、諸比丘によりて如法に言はれながら、友よ、我は……學持せずと言へり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
七二　律を誹謗する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、律を誹謗せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
七三　無知の波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、〔律につき〕無知なりき……一制あり……三種の等起によりて生起す。
七四　瞋り喜ばずして比丘を打つ波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、瞋り喜ばずして他比丘を打てり……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。
七五　瞋り喜ばずして比丘に對ひて手をあぐる波逸提は……〔七四參照、「打つ」を「手をあぐ」とす〕
七六　比丘を無根の僧殘をもつて誹謗する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、他比丘を無根の僧殘をもつて誹謗せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
七七　故意に比丘に疑惱を與ふる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群

比丘に因りて……六群比丘、故意に諸比丘に疑惱を與へたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

25

七八　闘諍を生じ不和を生じ口論せる諸比丘の近くに屏聽して立つ波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘闘諍を生じ不和を生じ口論せる諸比丘の近くに屏聽して立てり……一制あり……二種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

七九　如法の羯磨に承諾を與へ後に至りて不平を唱ふる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘によりて……六群比丘、如法の羯磨に承諾を與へ後に至りて不平を唱へたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

八〇　僧伽に於て決斷すべき議の起れる時承諾を與へずして座を起ちて去る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘に因りて……一比丘、僧伽に於いて決斷すべき議の起れる時承諾を與へずして座より起ちて去れり……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。

八一　和合僧によりて衣を與へたるに後に至りて不平を唱ふる波逸提は……王舍城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、和合僧によりて衣を與へ

たるに後に至りて不平を唱へたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

八二　知りて僧伽の所得として寄進せんとするものを個人に廻與する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、知りて僧伽の所得として寄進せんとするものを個人に廻與せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

第九　寶品

八三　先きに告げずして王の後宮に入る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽阿難に因りて……具壽阿難、先に告げずして王の後宮に入れり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の起因によりて生起す。

八四　寶物を捉る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘に因りて……一比丘、寶物を捉れり……一制二隨制あり……六種の等起によりて生起す。

八五　居合せる比丘に告げずして非時に聚落に入る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、非時に聚落に入れり……一制三隨制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

八六　骨製若しくは牙製若しくは角製の針筒を作る波逸提は……釋迦國にて制せ

られたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘、量を知らずして多くの針筒を乞へり……一制あり……六種の等起によりて生起せり。

八七　量を過ぎたる臥床又は椅子を作らしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽跋難陀釋子に因りて……具壽跋難陀釋子、高床に臥せり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

八八　綿を入れたる臥床又は椅子を作らしむる波逸提は……舍衛城にて製せられり……六群比丘に因りて……六群比丘綿を入れたる臥床及び椅子を作らしめたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

八九　量を過ぎたる坐具を作る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、量をはからざる[大なる]坐具を用ひたり……一制一隨制あり……六種の等起によりて生起す。

九〇　量を過ぎたる覆瘡衣を作る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、量をはからざる覆瘡衣を用ひたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

九一　量を過ぎたる雨浴衣を作らしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……

Pālikanon.de: Geständnis

：六群比丘に因りて……六群比丘量をはからざる雨浴衣を用ひたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

27

九二　佛衣量の衣を作らしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……具壽難陀に因りて……具壽難陀、佛衣量の衣を用ひたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

九十二　波逸提竟る。

その攝頌

妄語、罵、離間、及び句、宿、女人
有知を除く、實、麤、非、掘。
草木、異語、嫌譏、臥床、及び床は說かる
先著、牽出、脫脚床、戸窓及び有虫水。
不選任、(日)夜、(尼住處及び利養、
與(衣)、縫(衣)、公道、船、取食、獨。
施食、別衆、數(數)、餅、足食者、足食者に
非時、貯(藏)、乳、齒木、これ十たり。

[illegible]打、擧手、覆藏と[illegible]
[illegible]伴、食具により、[illegible]、止、[illegible]介[illegible]。
酒、指、及び戯、輕侮、恐怖、
火、沐浴による壊色、自ら、及び隠すことによりて。
故意、及び水、掘起、麤罪、二十未滿
盗賊女人、反駁教示、共住、及び被擯滅者と
如法、混亂、無知、打、擧、
及び無根、故意、屏聽、不半去、
僧伽により衣の與へられしに、個人に廻與す。
王の寶、居合せる、針、及び臥床、綿、
坐具、覆瘡、雨浴、及び佛衣と。

諸品の攝頌

妄語、及び草木、教誡、食と裸行、
酒、有虫、如法、王品、これ九〔品〕なり。

〔四提舍尼〕

28

一　か⑭の智者、見者、應供者、正等覺者なる世尊によりて市井に入れる非親里の比丘尼の手より堅食又は軟食を自手にて受けて食する提舍尼は……舍衛城にて制せられたり……一比丘によりて……一比丘、市井に入れる非親里の比丘尼の手より食を受けたり……一制あり、二種の等起によりて生起す、身より生起して語よりせず意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり。

二　指圖をなす比丘尼を拒けずして食を取る提舍尼は……王舍城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘、指圖をなす比丘尼等を拒けざりき……一制あり……二種の等起によりて生起す、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

三　學地認定の諸家に於て堅食又は軟食を手づから受けて食する提舍尼は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘、量を知らずして受けたり……一制二隨制あり……二種の等起によりて生起す、身より生起して語よりせず意よりせざるあり、身と意とより生起して語よりせざるあり。

四　阿蘭若住處に於て豫め告げられざる堅食或は軟食を僧園内にて手づから受けて食する提舍尼は……釋迦國にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多

の比丘、劫賊の住せる僧園中に在りて［これを］告げざりき……一制一隨制あり……二種の等起によりて生起す、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

四提舍尼竟る

その攝頌

非親里尼の指圖、及び學地、阿蘭若、
［これ］正覺者によりて說かれたる四提舍尼なり。

［衆學法］

第一　全圓品

一　かの[15]智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて不恭敬の故に前後より垂れ下がらしめて內衣を著する突吉羅は……舍衞城にて制せられたり……六群比丘によりて……六群比丘、前後より垂れ下がらしめて內衣を著せり……一制あり……一種の等起により生起す、身と意とより生起して語よりせず。

二　不恭敬の故に前後より垂れ下がらしめて上衣を著する突吉羅は……［一參照、內衣を上衣とす］

三　不恭敬の故に身を露現して俗家の間を行く突吉羅は……〔前の如し〕…。

四　不恭敬の故に身を露現して俗家の間に坐す突吉羅は……。

五　不恭敬の故に手或は足を振り動かして俗家の間を行く突吉羅は……。

六　不恭敬……手或は足を振り動かして俗家の間に坐する突吉羅は……。

七・八　不恭敬……左右を顧視しつゝ俗家の間に行く〔……坐す……〕突吉羅は……。

九・一〇　不恭敬……衣を引き上げて俗家の間に行く〔……坐す……〕突吉羅は……。

第二　哄笑品

一一・一二　不恭敬……哄笑しつゝ俗家の間に行く〔……坐す……〕突吉羅は……舎衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘哄笑しつゝ俗家の間に行けり〔……坐せり……〕……一制あり……一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。

一三・一四　不恭敬……高聲大聲をなしつゝ俗家の間に行く〔……坐す……〕突吉羅は……六群比丘高聲大聲をなしつゝ俗家の間に行けり〔……坐せり……〕…〔一一參照〕…

一五・一六　不恭敬……體を振りつゝ俗家の間に行く〔……坐す……〕突吉羅は……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

一七・一八　不恭敬……腕を振りつゝ……（一五參照）。

一九・二〇　不恭敬……頭を振りつゝ……。

第三　扠腰品

二一・二二　不恭敬……手を腰に當て肘を張りて俗家の間に行く（……坐す……）突吉羅は……。

二三・二四　不恭敬……頭を裹みて俗家の間に行く（……坐す……）突吉羅は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘頭を裹みて俗家の間に行けり（……坐せり……）……。

二五　不恭敬……膝行して俗家の間に行く突吉羅は……。

二六　不恭敬……亂れがましき姿勢にて俗家の間に坐す突吉羅は……。

30
二七　不恭敬……不注意に施食を受くる突吉羅は……。

二八　不恭敬……左右を顧視して施食を受くる突吉羅は……。

二九　不恭敬……汁を多量に受くる突吉羅は……。

三〇　不恭敬……鉢に溢るゝ程の施食を受くる突吉羅は……。

第四　施食品

三一―三三　不恭敬……不注意に(……左右を顧視しつゝ……處々をおさへて)施食を食する突吉羅は……。

三四　不恭敬……汁を多量に食する突吉羅は……。

三五　不恭敬……中央よりおして施食を食する突吉羅は……。

三六　不恭敬……汁或は加味物を飯をもつて覆ふ突吉羅は……。

三七　不恭敬……汁或は飯を無病にして自身の爲に乞ひて食する突吉羅は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘汁と飯とを自身の爲に乞ひて食せり……一制一隨制あり……二種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。

三八　不恭敬……不滿の思をなして他人の鉢を眺むる突吉羅は……。一制あり。一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

三九　不恭敬……大なる飯球を作る突吉羅は……。

四〇　不恭敬……長き握り飯を作る突吉羅は……。

第五　飯球品

四一　不恭敬……飯球の近く運ばれざるに口を開く突吉羅は……。

31

四二　不恭敬……食事をなすに手を凡て口中に入るゝ突吉羅は……。

四三　不恭敬……飯球を口に含みて物を言ふ突吉羅は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……　六群比丘飯球を口に含みて物を言へり……一制……一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。

四四―五〇　不恭敬……食物を投げ入れて(……飯球を齧りつゝ……頬を脹らして……手を振りつゝ……飯粒を撒布しつゝ……舌を出しつゝ……チャブチャブと音を立てゝ……)食する突吉羅は……。一制あり。一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

第六　吸食品

五一　不恭敬……スルスルと音を立てゝ食する突吉羅は……憍賞彌にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘等スルスルと音を立てゝ牛乳を飲めり……一制あり。一種の等起によりて生起す。

五二―五四　不恭敬……手を舐めつゝ(……鉢を舐めつゝ……唇を舐めつゝ……)食する突吉羅は……。一制あり。一種の等起によりて生起す……。

五五　不恭敬……食物にて汚れたる手もて水瓶を取る突吉羅は……婆祇國(ベッガ)にて制

せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘食物にて汚れたる手もて水瓶を取れり……一制あり……一種の等起によりて生起す……。

五六　不恭敬……飯球の混ずる鉢の洗ひ水を俗家の間に棄てる突吉羅は……婆祇國にて制せられたり……衆多の比丘に因りて……衆多の比丘飯粒の混ぜる鉢の洗ひ水を俗家の間に棄てたり……一制あり……一種の等起によりて生起す……。

五七　不恭敬……日傘を手にせる者に法を説く突吉羅は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘に因りて……六群比丘日傘を手にせる者に法を説けり……一制一隨制あり……一種の等起によりて生起す語と意とより生起し身よりせず。

五八―六〇　不恭敬……杖を手にする者に(……刀を手にする者に……武器を手にする者に……)法を説く突吉羅は……。一制一隨制あり……一種の等起によりて生起す語と意とより生起し身よりせず。

第七　草履品

六一―六七　不恭敬……草履をはける者に(……靴をはける者に……乘物に乘れる者に……臥床にある者に……亂れたる姿勢にて坐する者に……頭を纏へる者に……覆面せる者に……)法を説く突吉羅は……一制一隨制あり……(前の如し)。

六八―七二　不恭敬……〔我〕地上に坐して坐床に坐せる者に(……低き座に坐して高き座に坐せる者に……立ちて坐せる者に……後より行きつゝ前方に行く者に……惡道を行きつゝ善道を行く者に……)法を說く突吉羅は……。一制一隨制あり。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。

七三　不恭敬……立ちて大便又は小便をなす突吉羅は……。一制一隨制あり。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

七四　不恭敬……青草の上に大便又は小便又は痰唾をなす突吉羅は……。

七五　「不恭敬の故に水上に大便又は小便又は痰唾をなす突吉羅は何處にて制せられしや」、「舍衞城にて制せられたり」。「誰に因りて」、「六群比丘に因りて」。「何の事に於て」、「六群比丘水上に大便、小便及び痰唾をなせり、かの事に於て」。「一制一隨制あり」。「六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。

七十五學法竟る

大分別中制處章竟る

その攝頌

全、圓、覆身、威儀、下方を視て、

Pālikanon.de: Das Zählen der Vergehen

引き上げ、哄笑、聲、振るの三。
扠腰、及び裹頭、膝行、及び亂姿にて、
注意して、鉢に注意し、汁と適量、滿鉢。
注意して、及び鉢に注意し、順次に、汁と適量の、
積み上げ、覆、乞ふ、不滿の思にて。
大を作らず、圓形、口、全手を、物言はず、
投げ入る、齧りて、脹、振る、飯球を撒布して。
舌を出しつゝ、チャプチャプ、スルスル、
手、及び鉢、唇、食物にて、及び飯粒の混ずる。
傘を手にする者に世尊は正法を説きたまはず、
杖を持つもの、刀・武器を持つものにも是の如し。
草履、及び靴、及び乗物と臥床にある者に、
亂姿者に、及び頭を纏ひ面を覆ふ者に。
地上、低座、立、後より、及び悪道により、
立者によりてなさゞるべからず、青草上に、及び水上に。

かの諸品の攝頌

全圓、哄笑、扠腰、及び施食、
飯球、及び吸食、及び第七草履品

〔四波羅夷〕

二ー一　不淨法を行ぜんに幾何の罪を犯ずるや。不淨法を行ぜんに三種の罪を犯ず、未だ〔鳥獸に〕噉はれざる身に於て不淨法を行ずれば波羅夷なり、多分噉はれたる身に於て不淨法を行ずれば偸蘭遮（トッラッチャヤ）なり。開ける口中に〔肉に〕觸れずして生支を入らしむれば突吉羅（ドゥッカタ）なり。不淨法を行ぜんにこの三種の罪を犯ず。

二　與へられざるを取らんに幾何の罪を犯ずるや。與へられざるを取るに三種の罪を犯ず、五マーサカ或は五マーサカ以上の價ある不與物を盗心をもつて取れば波羅夷なり、一マーサカ以上或は五マーサカ以下の價ある不與物を盗心をもつて取れば偸蘭遮なり、一マーサカ或は一マーサカ以下の不與物を盗心をもつて取れば突吉羅なり。不與物を取らんにこの三種の罪を犯ず。

三　故意に人體の生命を奪はんに……三種の罪を犯ず、人を指定して「彼陷ちて死すべし」とて坑を掘れば突吉羅なり、陷ちて苦受を生ずれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。

故意に……この三種の罪を犯ず。

四　空無なる上人法を主張せんに……三種の罪を犯ず、不善の望を持ち貪欲の性にて空無なる上人法を主張すれば波羅夷なり、「汝の精舎に住する比丘は阿羅漢なり」と説き對者了解すれば偸蘭遮なり、了解せざれば突吉羅なり。空無……この三種の罪を犯ず。

四波羅夷竟る

〔十三僧殘〕

一　行じて不浄を泄さんに三種の罪を犯ず。〔泄さんと〕思ひて行じ泄せば僧殘なり、思ひて行じ泄さざれば偸蘭遮なり、前行は突吉羅なり。

二　女人と身相觸れんに三種の罪を犯ず。身と身と觸れるは僧殘なり、身と身に著けるものと觸れるは偸蘭遮なり、身に著けるものと身に著けるものと觸れるは突吉羅なり。

三　女人に麤惡語をもつて語らんに三種の……。大便道、小便道につきて好惡を語れば僧殘なり、大便道、小便道を除きて頸より下膝より上につきて好惡を云へば偸蘭遮なり、身に著けるものにつき……語れば突吉羅なり。

四　自己の爲の婬欲供養を讃歎せんに三種の……。女人の前にて自己の爲の婬欲供養を讃歎すれば僧殘なり、黄門の前にて〔……〕偸蘭遮なり、畜生の前にて〔……〕突吉羅なり。

五　媒介を行はんに三種の……。語を受け他に傳へ還報すれば僧殘なり、語を受けて他に傳へ還報せざれば偸蘭遮なり、語を受け他に傳へず還報せざれば突吉羅なり。

六　自ら乞ひて房を作らしめんに三種の……。作らしむる前行は突吉羅なり、〔最後の〕泥團の未だ塗られざる時は偸蘭遮、その泥團を塗り已れば僧殘なり。

七　大精舍を作らしめんに……〔六參照〕。

八　他比丘を無根波羅夷法をもつて誹謗するに三種の……。〔摘發することを〕許されずして擯斥の意にて云へば一僧殘と一突吉羅なり、許されて叱責の意にて言ふは罵詈語〔波逸提〕罪なり。

九　異事中の何等かの類似せるのみなる點を取りて波羅夷法をもつて他比丘を誹謗せんに三種の……。許されずして……。

一〇　破僧比丘三度までの諫告に對して捨てざらんに三種の……。白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偸蘭遮、羯磨語竟りて僧殘なり。

35

一一　助破僧比丘三度までの諫告に對して捨てざらんに三種の罪あり。白によりて……。

一二　悪口比丘三度までの諫告に對して捨てざらんに三種の……。

一三　汚家比丘三度までの諫告に對して捨てざらんに三種の……。

十三僧殘竟る

〔三十捨堕〕

第一　迦絺那衣品

一　長衣を十日を過ぎて畜へんに一種の罪を犯ず捨堕なり。

二　一夜三衣を離せんに一種の……。

三　非時衣を納受して一月を過ぎて畜へんに一種の……。

四　非親里の比丘尼をして故衣を洗はしめんに二種の罪を犯ず。洗はしむる[15]前行は突吉羅なり、洗はれたる時は捨堕なり。

五　非親里比丘尼の手より衣を受けんに二種の罪を犯ず。受くる前行は突吉羅なり受け已りて捨堕なり。

六　非親里の居士或は居士婦に衣を乞はんに二種の……。乞ふ前行は突吉羅乞ひ

已りて〔得ればは捨墮なり。

七　非親里の居士或は居士婦にそれを過ぎて、衣を乞はんに……〔六參照〕。

八　請ぜられざるに先だちて非親里の居士の許に到りて衣に就きて指圖せんに二種の罪あり。指圖する前行は突吉羅、指圖し已りて捨墮なり。

九　請ぜられざるに先だちて非親里の諸居士の許に到りて衣に就きて指圖せんに……〔八參照〕。

一〇　三度以上督促し六度以上立ちて衣を得んに二種の……。得る前行は突吉羅なり得已りて捨墮なり。

第二　蠶綿品

一一　絹糸を雜へたる臥具を作らしめんに二種の……。作らしむる前行は突吉羅なり作らしめ已りて捨墮なり。

一二　純黑なる羊毛の臥具を作らしめんに……〔一一參照〕。

一三　一トゥラー量の白色羊毛、一トゥラー量の褐色羊毛を取り入れずして新臥具を作らしめんに……。

一四　年々に臥具を作らしめんに……。

一五　故臥具の縁より一佛搩手を取り入れずして新臥具を作らしめんに……。
一六　羊毛を持して三由旬を過ぎて行かんに二種の罪を犯ず、第一脚三由旬を超ゆれば突吉羅なり、第二脚超ゆれば捨墮なり。
一七　非親里の比丘尼をして羊毛を洗はしめんに……〔四參照〕。
一八　金錢を受持せんに二種の罪を犯ず。受持する前行は突吉羅なり受持し巳りて捨墮なり。
一九　種々の金銀の賣買をなさんに二種の罪を犯ず。なす前行は突吉羅なり、なし巳りて捨墮なり。
二〇　種々の交易をなさんに……〔一九參照〕。

第三　鉢品

二一　長鉢を十日を過ぎて畜へんに一種の罪を犯ず、捨墮なり。
二二　鉢五綴に至らずして他の新鉢を求めんに二種の罪を犯ず。求むる前行は突吉羅なり、求めて得られたる時捨墮なり。
二三　藥を入手して七日を過ぎて畜へんに一種の……。
二四　熱季の餘り一月以前に雨季衣を求めんに二種の罪を犯ず。求むる前行は突

吉羅なり。求め〔て得〕られたる時捨堕なり。

二五　比丘に自ら衣を與へて後瞋り喜ばずして奪ひ取らんに二種の罪を犯ず。奪ふ前行は突吉羅なり。奪はれたる時捨堕なり。

二六　自ら糸を乞ひ織師をして衣を織らしめんに二種の罪を犯ず。乞ふ前行は突吉羅なり。乞ひ〔て得られ〕たる時捨堕なり。

二七　請ぜられざるに先だち非親里居士の〔命ぜる〕織師の所に到り衣に就きて指圖をなさんに二種の罪を犯ず。指圖する前行は突吉羅なり。指圖し已りて捨堕なり。

二八　特施衣を受領して衣時を過ぎて畜へんに一種の……。

二九　三衣中の一衣を民家中に預け置きて六夜を過ぎて離衣せんに一種の……。

三〇　知りつゝ僧物として寄進せられたる利得を自己に廻入せんに二種の罪を犯ず。廻入する前行は突吉羅なり。廻入し已りて捨堕なり。

三十捨堕竟る

〔九十二波逸提〕

第一　妄語品

一　故意の妄語をなさんに幾何の罪に堕すや。故意の妄語をなさんに五種の罪に

墮す。不善の望を持ち貪欲の性にて空無なる上人法を主張すれば波羅夷なり他比丘を無根の波羅夷法をもつて誹謗すれば僧殘なり、「汝の精舍に住する比丘は阿羅漢なり」と語りて對者了解すれば偷蘭遮なり了解せざれば突吉羅なり故意の妄語は波逸提なり。故意の妄語をなさんにこの五種の罪に墮す。

二　罵詈語せんに二種の罪に墮す。受具の人を罵詈すれば波逸提なり未受具戒人を罵詈すれば突吉羅なり。

三　離間語を供せんに二種の罪に墮す受具者に離間語を供すれば波逸提なり未受具戒人に離間語を供すれば突吉羅なり。

四　未受具戒者に句を逐ひて法を同誦せしめんに二種の罪に墮す。誦せしむる前行は突吉羅なり、〔誦する〕句毎に波逸提なり。

五　未受具戒者と二夜三夜を過ぎて同宿せんに二種の罪に墮す。臥する前行は突吉羅なり臥し已りて波逸提なり。

六　女人と同宿せんに……〔五參照〕。

七　女人に對して五六語を過ぎて說法せんに二種の罪に墮す。說法する前行は突吉羅なり、〔說法の〕句毎に波逸提なり。

八　未受具戒人に實ありて上人法を說かんに二種の罪に墮す。說く前行は突吉羅なり說き已りて波逸提なり。
九　比丘の麤罪を未受具戒人に語らんに二種の罪あり語る……（八參照）。
一〇　地を掘らんに二種の罪あり掘る前行は突吉羅なり打ち込む毎に波逸提なり。

第二　草木品

一一　草木を伐らんに二種の罪あり。伐る前行は突吉羅なり打ち込む毎に波逸提なり。
一二　異語をなして遁れんに二種の罪あり未だ異語の罪を與へられざる時異語をなして遁れるは突吉羅なり異語の罪を與へられて（尙）異語をなして遁るゝは波逸提なり。
一三　他比丘を嫌譏せんに二種の罪あり。嫌譏する前行は突吉羅なり嫌譏し已りて波逸提なり。
一四　僧伽の臥床椅子若しくは臥褥若しくは坐褥を露地に敷きそれを收めず又他に依賴せずして出で行かんに二種の罪あり。第一脚擲石所及所を超ゆれば突吉羅なり第二脚超ゆれば波逸提なり。

一五　僧伽の精舎中に臥具を敷きて収めず又他に依頼せずして出で行かんに二種の罪あり。第一脚籬を超ゆれば突吉羅なり、第二脚超ゆれば波逸提なり。

一六　僧伽の精舎中にて知りて先着比丘の床間に入りて床を展べんに二種の罪あり。臥する前行は突吉羅なり、臥し已りて波逸提なり。

一七　瞋り喜ばずして他比丘を僧伽の精舎より牽き出さんに二種の罪あり、牽き出す前行は突吉羅なり、牽き出し已りて波逸提なり。

一八　僧伽精舎の階上にて脱脚床又は脱脚椅子に坐せんに二種の罪あり。坐する前行は突吉羅なり、坐し已りて波逸提なり。

一九　二三重に指示をなしそれを過ぎて指示せんに二種の……。指示する前行は突吉羅なり、指示されて波逸提なり。

二〇　知りて有虫水を草或は木に澆がんに二種の……。澆ぐ前行は突吉羅なり、澆ぎ已りて波逸提なり。

第三　教誡品

二一　選任されずして比丘尼を教誡せんに二種の……。教誡する前行は突吉羅なり、教誡せる時波逸提なり。

二二　日没に及んで比丘尼を教誡せんに……〔二一參照〕。

二三　比丘尼の住處に到りて比丘尼を教誡せんに……。

二四　諸比丘は利養の爲に比丘尼を教誡するなりと言はんに二種の……。言ふ前行は突吉羅なり、言へる時波逸提なり。

二五　非親里の比丘尼に衣を與へんに二種の……。與ふる前行は突吉羅なり、與へたる時波逸提なり。

二六　非親里比丘尼の爲に衣を縫はんに二種の……。縫ふ前行は突吉羅なり、刺針毎に波逸提なり。

二七　比丘尼と豫め約して同道を行かんに二種の……。行く前行は突吉羅なり、行く時波逸提なり。

二八　比丘尼と豫め約して同一船に乘らんに二種の……。乘る前行は突吉羅なり、乘り已る時波逸提なり。

二九　知りつゝ比丘尼の斡旋せる食を取らんに二種の……。我食せんとて取れば突吉羅なり、食咽する毎に波逸提なり。

三〇　比丘尼と互に一人にて秘密に坐せんに二種の……。坐する前行は突吉羅な

り、坐し已る時波逸提なり。

第四　食品

三一　それを過ぎて施食處の食を食用せんに二種の……。我食せんとて……〔二九參照〕。

三二　別衆食をなさんに二種の……。我食せんとて……。

三三　數々食せんに二種の……。我食せんとて……。

三四　二三鉢の餅を取り、それ以上を取らんに二種の……。取る前行は突吉羅なり、取り已りて波逸提なり。

三五　足食し已りて殘食にあらざる嚼食或は噉食を食せんに二種の……。我食せんとて……〔二九參照〕。

三六　足食し已れる比丘に殘食にあらざる嚼食或は噉食を與へて取るに任さんに二種の……。かの語によりて「我食噉せん」とて取れば突吉羅なり、食し已れる時波逸提なり。

三七　非時に嚼食或は噉食を食せんに二種の……。「我食せん」とて……〔二九參照〕。

三八　貯藏せる嚼食或は噉食を食せんに二種の……。「我食せん」とて……。

三九　美味の食を自らの爲に乞ひて食せんに二種の……。「我食せん」とて……。
四〇　與へられざる食物を口邊に著けんに二種の……。「我食せん」とて……。

第五　裸行品

四一　裸行外道或は遍行外道男或は遍行外道女に手づから嚼食又は噉食を與へんに二種の……。與ふる前行は突吉羅なり與へ已れる時波逸提なり。
四二　他比丘に「來れ友よ、村又は町に乞食に入らん」とて「連れ出し」彼に與へしめ或は與へしめずして去らしめんに二種の……。去らしむる前行は突吉羅なり、去らしめたる時波逸提なり。
四三　食事中の俗家に立ち入りて坐を占めんに二種の……。坐する前行は突吉羅なり、坐し已りて波逸提なり。
四四　女人と共に秘密に屛處に坐せんに二種の……。坐する……（四三參照）。
四五　女人と共に互に獨りにて秘密に坐せんに二種の……。坐する……。
四六　食の請待を受けながら他比丘ある時彼に告げずして食前或は食後に他家に詣らんに二種の……。第一脚門を過ぐれば突吉羅なり、第二脚過ぐれば波逸提なり。
四七　それを過ぎて藥を乞はんに二種の……。乞ふ前行は突吉羅なり乞ひて得し

時波逸提なり。
四八　出征軍を觀る爲に行かんに二種の……。行けば突吉羅なり、そこに立ちて觀れば波逸提なり。
四九　三夜を過ぎて軍中に止宿せんに二種の……。止宿する前行は突吉羅なり、止宿せる時波逸提なり。
五〇　合戰に行かんに二種の……。行けば突吉羅なり、そこに立ちて見れば波逸提なり。

第六　飲酒品

五一　酒を飲まんに二種の……。「我飲まん」とて取れば突吉羅なり、飲む毎に波逸提なり。
五二　比丘を指にて擽り笑はしめんに二種の……。笑はしむる前行は突吉羅なり、笑はされたる時波逸提なり。
五三　水中にて嬉戲せんに二種の……。踝以下の水中にて遊べば突吉羅なり、踝以上の水中にて遊べば波逸提なり。
五四　輕侮をなさんに二種の……。なす前行は突吉羅なり、なす時波逸提なり。

五五　他比丘を恐怖せしめんに二種の……。恐怖せしむる前行は突吉羅なり恐怖せしめたる時波逸提なり。

五六　火を燃して身を温めんに二種の……。燃す前行は突吉羅なり燃せる時波逸提なり。

五七　半月以内に沐浴せんに二種の……。沐浴する前行は突吉羅なり沐浴し已りて波逸提なり。

五八　三種壞色中の一壞色を取らずして新衣を着用せんに二種の……。着用する前行は突吉羅なり着用する時波逸提なり。

五九　比丘或は比丘尼或は式叉摩那或は沙彌或は沙彌尼に自ら衣を浄施して(彼より)還與せざるにこれを着用せんに二種の……。着用する前行は突吉羅なり着用する時波逸提なり。

六〇　比丘の鉢或は衣或は坐具或は針筒或は腰帶を隱さんに二種の……。隱す前行は突吉羅なり隱せる時波逸提なり。

第七　有虫水品

六一　故意に生物の生命を奪はんに幾何の罪ありや。故意に……奪はんに四種の

罪あり。〔人を〕指定せずして「何人か陥ちて死すべし」とて坑を堀れば突吉羅なり、人その中に陥ちて死すれば波羅夷なり、夜叉或は鬼或は畜生の人形なるものその中に陥ちて死すれば偸蘭遮なり、畜生その中に陥ちて死すれば波逸提なり。故意に生物の生命を奪はんにこの四種の罪あり。

六二　知りつゝ虫の入れる水を飲用せんに二種の……。飲用する前行は突吉羅なり、飲用せる時波逸提なり。

六三　知りて如法に裁決されたる諍事を再び羯磨に附せんと騒ぎ立てんに二種の……。騒ぐ前行は突吉羅なり、騒ぎ立てたる時波逸提なり。

六四　知りて他比丘の麁罪を覆蔵せんに一種の罪あり、波逸提なり。

六五　知りて二十歳未滿の者に具足戒を授けんに二種の……。授具する前行は突吉羅なり、授具し已れる時波逸提なり。

六六　知りて盗賊隊と共に豫め約して同道を行かんに二種の……。行く前行は突吉羅なり、行く時波逸提なり。

六七　女人と共に豫め約して……〔六六參照〕。

六八　悪見に對して三度まで諫告されて捨てざらんに二種の……。白によりて突

吉羅羯磨竟れる時波逸提なり。

六九　知りて是の如き說をなし法に從ひて處分を受けずその見を捨てざる比丘と事を共にせんに二種の……。事を共にする前行は突吉羅なり、事をなせし時波逸提なり。

七〇　知りつゝ是の如く擯滅されたる沙彌を慰撫せんに二種の……。慰撫する前行は突吉羅なり慰撫し已りて波逸提なり。

第八　如法品

七一　諸比丘によりて如法に言はれながら「友よ、我は他の堪能持律の比丘に尋問せざる間はこの學處を擧持せず」と言はんに二種の……。言ふ前行は突吉羅なり、言ひ已りて波逸提なり。

七二　律を誹謗せんに二種の……。誹謗する前行は突吉羅なり誹謗せし時波逸提なり。

七三　無知ならんに二種の……。無知の罪を課せられずして知らずとするは突吉羅なり、無知の罪を課せられ已りて〔尙〕知らずと言ふは波逸提なり。

七四　瞋り喜ばずして比丘を打たんに二種の……。打つ前行は突吉羅なり、打てる

時波逸提なり。

七五　瞋り喜ばずして比丘に對して手を擧げんに二種の……。あぐる前行は突吉羅なり、あげたる時波逸提なり。

七六　比丘を無根の僧殘をもつて誹謗せんに二種の……。誹謗する前行は突吉羅なり、誹謗せば波逸提なり。

七七　故意に比丘に疑惱を與へんに二種の……。與ふる前行は突吉羅なり、與へ已りて波逸提なり。

七八　鬪諍を生じ不和を生じ口論せる諸比丘の近くに屛聽して立たんに二種の……。「屛聽せん」とて行けば突吉羅なり、そこに立ちて聽けば波逸提なり。

七九　如法の羯磨に承諾を與へ後に至りて不平を唱へんに二種の……。不平を唱ふる前行は突吉羅なり、唱へ已りて波逸提なり。

八〇　僧伽に於て決斷すべき議の起れる時承諾を與へずして坐を立ちて去らんに二種の……。衆中より申手内に去る時突吉羅なり申手内を去り已りて波逸提なり。

八一　和合僧によりて衣を與へたるに後に至りて不平を唱へんに二種の……。不平を唱ふる……〔七九參照〕。

八二　知りて僧伽の所得として寄進せんとするものを個人に廻與せんに二種の……。廻與する前行は突吉羅なり、廻與し已りて波逸提なり。

第九　寶品

八三　豫め告げずして王の後宮に入らんに二種の……。第一脚門を過ぐれば突吉羅なり、第二脚過ぐれば波逸提なり。

43 八四　寶物を捉らんに二種の……。捉る前行は突吉羅なり、捉り已りて波逸提なり。

八五　居合せる比丘に告げずして非時に聚落に入らんに二種の……。第一脚籬を超ゆれば突吉羅なり第二脚超ゆれば波逸提なり。

八六　骨製若しくは牙製若しくは角製の針筒を作らしめんに二種の……。作らしむる前行は突吉羅なり作らしめ已りて波逸提なり。

八七　量を過ぎたる臥床又は椅子を作らしめんに二種の……。作らしむる前行は突吉羅なり作らしめ已りて波逸提なり。

八八　綿を入れたる臥床又は椅子を作らしめんに二種の……。作らしむる……（八七參照）。

八九　量を過ぎたる坐具を作らしめんに二種の……。作らしむる……。

九〇　量を過ぎたる覆瘡衣を作らしめんに二種の……。作らしむる……。

九一　量を過ぎたる雨浴衣を作らしめんに二種の……。作らしむる……。

九二　佛衣量の衣を作らしめんに幾何の罪ありや。佛衣量の衣を作らしめんに二種の……。作らしむる前行は突吉羅なり、作られし時波逸提なり。佛衣量の衣を作らしめんにこの二種の罪あり。

小事竟る

〔四提舍尼〕

一　市井に入れる非親里の比丘尼の手より堅食又は軟食を自手にて受けて食せんに幾何の罪ありや。市井に……食せんに二種の罪あり。「食せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に波逸提なり。市井に……食せんにこの二種の罪あり。

二　指圖をなす比丘尼を拒けずして食せんに二種の……。「食せん」とて……〔一參照〕

三　學地認定の諸家に於て堅食又は軟食を手づから受けて食せんに二種の……。「食せん」とて……。

四　阿蘭若住處に於て豫め告げられざる堅食或は軟食を僧園内にて手づから受けて食せんに幾何の罪ありや。阿蘭若……食せんに二種の罪あり。「食せん」と……。

44

阿蘭若……食せんにこの二種の罪あり。

四提舍尼竟る

〔衆學法〕

第一　全圓品

一　不恭敬の故に前或は後より垂れ下がらしめて內衣を著せんに幾何の罪ありや。
不恭敬の……著せんに一種の罪あり、突吉羅なり。不恭敬の……著せんにこの一種の罪あり。

二　不恭敬の故に前或は後より垂れ下がらしめて上衣を著せんに一種の罪あり、突吉羅なり。

三・四　不恭敬の故に身を露現して俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

五・六　不恭敬の故に手或は足を振り動かして俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

七・八　不恭敬……左右を顧視しつゝ俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

九・一〇　不恭敬……衣を引き上げて俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

第二　哄笑品

一一・一二　不恭敬……哄笑しつゝ俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

一三・一四　不恭敬……高聲大聲をなしつゝ俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

一五・一六　不恭敬……體を振りつゝ俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

一七・一八　不恭敬……腕を振りつゝ俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

一九・二〇　不恭敬……頭を振りつゝ俗家の間を行かんに（……坐せんに）一種の……。

第三　扠腰品

二一・二二　不恭敬……手を腰に當て肘を張りて俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

二三・二四　不恭敬……頭を裹みて俗家の間に行かんに（……坐せんに）一種の……。

二五　不恭敬……膝行して俗家の間に行かんに一種の……。

二六　不恭敬……亂れがましき姿勢にて俗家の間に坐せんに一種の……。

二七　不恭敬……不注意に施食を受けんに一種の……。

二八[45]　不恭敬……左右を顧視して施食を受けんに一種の……。

二九　不恭敬……汁を多量に受けんに一種の……。

三〇　不恭敬……鉢に溢るゝ程の施食を受けんに一種の……。

第四　施食品

三一―三三　不恭敬……不注意に(……左右を顧視しつゝ……處々をおさへて)施食を食せんに一種の……。

三四　不恭敬……汁を多量に食せんに一種の……。

三五　不恭敬……中央よりおして施食を食せんに一種の……。

三六　不恭敬……汁或は加味物を飯をもつて覆はんに一種の……。

三七　不恭敬……汁或は飯を無病にして自身の爲に乞ひて食せんに一種の……。

三八　不恭敬……不滿の思をなして他人の鉢を眺めんに一種の……。

三九　不恭敬……大なる飯球を作らんに一種の……。

四〇　不恭敬……長き握り飯を作らんに一種の……。

第五　飯球品

四一　不恭敬……飯球近くに運ばれざる時口を開かんに一種の……。

四二　不恭敬……食事をなす時手を凡て口中に入れんに一種の……。

四三　不恭敬……飯球を口に含みて物を言はんに一種の……。

四四　不恭敬……食物を投げ入れて食せんに一種の……。

四五―五〇　不恭敬……飯球を嚙りつゝ(……頰を脹らして……手を振りつゝ……飯粒を撒布しつゝ……舌を出しつゝ……チャプチャプと音を立てゝ)食せんに一種の……。

第六　吸食品

五一―五四　不恭敬……スルスルと音を立てゝ(……手を舐めつゝ……鉢を舐めつつ……唇を舐めつゝ)食せんに一種の……。

五五　不恭敬……食物にて汚れたる手もて水瓶を捉らんに一種の……。

五六　不恭敬……飯球の混ずる鉢の洗ひ水を俗家の間に棄てんに一種の……。

五七―六〇　不恭敬……日傘を手にせる者に(……杖を手にする者に……刀を手にする者に……武器を手にする者に)法を説かんに一種の……。

第七　草履品

六一―七二　不恭敬……草履をはける者に(……靴をはける者に……乗物に乗れる者に……臥床にある者に……亂姿して坐せる者に……頭を纒へる者に……覆面せる者に……(我)地上に坐して座床に坐せる者に……低座に坐して高座に坐せる者に

……立ちて坐せる者に……後より行きつゝ前方に行く者に……惡道を行きつゝ善道を行く者に法を說かんに一種の……。

七三　不恭敬……立ちて大便又は小便又は痰唾をなさんに一種の……。

七四　不恭敬……青草の上に大便又は小便又は痰唾をなさんに一種の……。

七五　不恭敬の故に水上に大便又は小便又は痰唾をなさんに幾何の罪ありや。不恭敬の故に水上に……なさんに一種の罪あり、突吉羅なり。不恭敬の故に水上に……なさんにこの一種の罪あり。

學法竟る

第二　罪數章竟る

三　不淨法を行ずる罪は四種の失壞中幾何の失壞に隨件するや、不淨……罪は四種の失壞中二種の失壞に隨件す、戒壞になることあり、行壞になることあり。……乃至……不恭敬の故に水上に大便或は小便或は痰唾をなす罪は四種の失壞中幾何の失壞に隨件するや。不恭敬……なす罪は四種の失壞中一種の失壞に隨件す、行壞になり。

第三　失壞章竟る

四　不浄法を行ずる罪は七種の罪聚中に幾何の罪聚に攝せらるゝや。不浄法……罪聚中三種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり。……乃至……

不恭敬の故に水上に……なす罪は七種の罪聚中幾何の……一種の罪聚に攝せらる、突吉羅罪聚なり。

第四　攝在章竟る

五　不浄法を行ずる罪は六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや。不浄法を……一種の等起によりて生起す、即ち身と意とより生起し語よりせざるなり。……乃至……

不恭敬の故に水上に……なす罪は六種の犯罪等起中幾何の……一種の等起によりて生起す、即ち身と意とより生起し語よりせざるなり。

第五　等起章竟る

六　不浄法を行ずる罪は四種の諍事中何れの諍事なるや、不浄法を……諍事中犯罪諍事なり。…乃至…

不恭敬の故に水上に……なす罪は四種の諍事中何れの諍事なりや、不恭敬の……諍事中犯罪諍事なり。

第六　諍事章竟る

七　不浄法を行ずる罪は七種の滅(諍)法中幾何の滅法によりて滅せらるゝや、不浄…滅法中三種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治とによるあり、現前毘尼と如草覆地とによるあり。…乃至…

不恭敬により水上に……なす罪は七種の滅法中幾何の……滅法中三種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治とによるあり、現前毘尼と如草覆地とによるあり。

第七　滅諍章竟る

八　不浄法を行ぜんに幾何の罪ありや。不浄法を行ぜんに三種の罪あり、未だ喰はれざる身に於て不浄法を行ずれば波羅夷なり、多分喰はれたる身に於て不浄法を行

ずれば偸蘭遮なり、開ける口中に觸れずして生支を入らしむれば突吉羅なり。不淨法を行ぜんにこの三種の罪あり。かの罪は四種の失壞中幾何の失壞に隨伴するや、七種の罪聚中幾何の罪聚に攝せらるゝや、六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや、四種の諍事中何れの諍事なるや、七種の滅(諍)法中幾何の滅法によりて滅せらるゝや。かの罪は四種の失壞中二種の失壞に隨伴す、戒壞になるあり、行壞になるあり、七種の罪聚中三種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり、六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるなり、四種の諍事中犯罪諍事なり、七種の滅法中三種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治によるあり、現前毘尼と如草覆地とによるあり。…乃至…

不恭敬の故に水上に……なさんに幾何の罪ありや、不恭敬……なさんに一種の罪あり、突吉羅なり、不恭敬の……なさんにこの一種の罪あり。かの罪は四種の失壞中何の失壞に隨伴するや……(同前)……幾何の滅法によりて滅せらるゝや、かの罪は四種の失壞中一種の失壞に隨伴す、行壞になり、七種の罪聚中一種の罪聚に攝せらる、突吉羅罪聚なり、六種の……(同前)……如草覆地とによるなり。

この八種の章は讀誦道によりて書かれたり、

その攝頌

制處及び幾何、失壞と攝在

等起諍事滅法及び集合なりと。

九―一　「かの智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて不淨法を行ずることに緣る波羅夷は何處にて制せられ、誰に因り、何の事に於てなるや、…乃至…何人によりて傳承されしや」。「かの智者……行ずることに緣る波羅夷は何處にて制せられしや」、「毘舍離にて制せられたり」……〔一波羅夷一參照〕……身と意とより生起し語よりせざるなり、…乃至…、「何人によりて傳承されしや」、「次第傳承されたり、即ち

ウパーリ、ダーサカ、及びソーナカ、シッガヴ、第五にモーガリプッタ、これ等は吉祥なる稱ある閻浮提に於ける〔人々なり。〕…乃至…これ等の龍象は大智慧あり律を解し道に通じ銅鍱洲に於て律藏を宣說せりと。

二　かの……正等覺者たる世尊によりて不與取に緣る波羅夷は何處にて制せられ

しや。王舍城にて制せられたり……〔一參照〕……と意とより生起す。

三　故意に人體の生命を奪ふことに緣る波羅夷は何處にて制せられしや、毘舍離にて制せられたり……と意とより生起す。

四　空無なる上人法を說くことに緣る波羅夷は何處にて制せられしや、毘舍離にて制せられたり……と意とより生起す。

一　かの……正等覺者なる世尊により行じて不淨を泄すことに緣る僧殘は何處にて制せられしや、誰に因り、何の因緣に於てなりや……乃至……何人によりて傳持されしや。

かの……世尊によりて泄すことに緣る僧殘は何處にて制せられしや、舍衞城にて制せられたり……語よりせず……乃至……何人によりて傳持されしや、次第傳持されたり、卽ち

ウパーリ、ダーサカ……宣說せり。

二　女人と身相觸るゝことに緣る僧殘は何處にて制せられしや、舍衞城にて制せられたり……生起し語よりせず。

三　女人に對ひて麤惡語をもつて語ることに縁る僧殘は何處にて制せられしや、舍衛城にて制せられたり……と意とより生起す。

四　女人の前にて自己の爲の婬欲供養を讃歎することに縁る僧殘は何處にて制せられしや、舍衛城にて制せられたり。

五　媒介をなすことに縁る僧殘は何處にて制せられしや、舍衛城にて制せられたり……と意とより生起す。

六　自ら乞ひて房を作らしむることに縁る僧殘は何處にて制せられしや、阿羅毘にて制せられたり……六種の起因によりて生起す。

七　大精舍を作らしむることに縁る僧殘は何處にて制せられしや、憍賞彌にて制せられたり……六種の等起によりて生起す。

八　比丘を無根の波羅夷法によりて誹謗することに縁る僧殘は何處にて制せられしや、王舍城にて制せられたり……三種の等起によりて生起す。

九　比丘を異事中の何等かの類似せるのみなる點を取りて波羅夷法をもつて誹謗することに縁る僧殘は何處にて制せられしや王舍城にて制せられたり……三種の等起によりて生起す。

一〇、破僧比丘三度までの諫告に對して捨てざることに緣る僧殘は何處にて制せられしや、王舍城にて制せられたり……と意とより生起す。

一一　助破僧比丘等三度までの諫告に對して捨てざることに緣る僧殘は何處にて制せられしや、王舍城にて制せられたり……と意とより生起す。

一二　惡口の比丘三度までの諫告に對して捨てざることに緣る僧殘は何處にて制せられしや、憍賞彌にて制せられたり……と意とより生起す。

一三　汚家比丘三度までの諫告に對して捨てざることに緣る僧殘は何處にて制せられしや、舍衞城にて制せられたり……と意とより生起す。

……乃至……

不恭敬の故に水上に大便或は小便或は痰唾をなすことに緣る惡吉羅は何處にて制せられしや、舍衞城にて制せられたり。誰に因りて、六群比丘に因りて。何の事に於て、六群比丘水上に大便も小便も痰唾もなせり、かの事に於て。一制一隨制あり。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、即ち身と意とより生起し語よりせざるなり。

第一　制處章竟る

一〇—一　不浄法を行ずるに緣り幾何の罪に墮すや、不浄法を行ずるに緣り四種の罪に墮す、未だ喰はれさる……〔二波羅夷一參照〕……突吉羅なり、⑰樹膠生支に於ては波逸提なり。不浄法を行ずるに緣りこの四種の罪に墮す。

二　與へられざるを取ることに緣り……三種の罪に墮す……〔二波羅夷二參照〕……突吉羅なり。不與取に緣りてこの三種の罪に墮す。

三　故意に人體の生命を奪ふことに緣りて……三種の罪に墮す……波羅夷なり。故意に人體の……によりてこの三種の罪に墮す。

四　空無なる上人法を主張することによりて……三種の罪に墮す……突吉羅なり。空無の……主張することによりてこの三種の罪に墮す。

一　行じて不浄を泄すことに緣りて……三種の罪に墮す……。

二　身相觸るゝことに緣りて……五種の罪に墮す、比丘尼染心をもつて染心ある男子の頸背より下、膝より上を捉へて樂受すれば波羅夷なり、比丘身をもつて〔女人の〕身に觸れるは僧殘なり、身をもつて身に著けるものに觸れるは偸蘭遮なり、身に著ける

ものをもつて身に著けるものに觸れるは突吉羅なり、指にて揲るは波逸提なり。身相觸れることによりてこの五種の罪に墮す。

三　女人に麤惡語をもつて語ることに緣り三種の罪に墮す……〔二參照〕。

四―一二　自己の爲の婬欲供養を讚歎することに緣り三種の罪に墮す……媒介を行ふことに緣り三種の罪に墮す……〔已下、二參照、「作らしめんに」、「誹謗せんに」、「捨てざらんに」を「作らしむることに緣り」、「誹謗することに緣り」、「捨てざることに緣り」とすべし〕

一三　汚家比丘三度まで諫告されて捨てざることに緣り三種の罪に墮す、白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偸蘭遮、羯磨語竟りて僧殘なり。

52 ……乃至……

不恭敬の故に水上に大便或は小便或は痰唾をなすことに緣り幾何の罪に墮するや、不恭敬……　なすことに緣り一種の罪に墮す、突吉羅なり。不恭敬の……　なすに緣りてこの一種の罪に墮す。

第二　罪數章竟る

一一　不淨法を行ずることに緣る罪は四種の失壞中幾何の失壞に隨伴するや、不淨

法……失壞中二種の失壞に隨件す、戒壞になるあり、行壞になるあり。…乃至…

不恭敬により水上に……なすことに因る罪は何の失壞に隨件するや、不恭敬に…

…失壞中一種の失壞に隨件す、行壞になり。

第三　失壞章竟る

一二　不浄法を行ずることに縁る罪は七種の罪聚中幾何の罪聚に攝せらるゝや、不浄法……罪聚中四種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり。…乃至…

不恭敬により水上に……なすことに縁る罪は……〔四參照〕……突吉羅罪聚なり。

第四　攝在章竟る

一三　不浄法を行ずることに縁る罪は六種の犯罪等起中……〔五參照、「なさんに」を「なすことに縁る」とす。〕

第五　等起章竟る

一四　不浄法を行ずることに縁る罪は四種の諍事中……（六參照）。

第六　諍事章竟る

一五　不浄法を行ずることに縁る罪は七種の滅法中……（七參照）。

第七　滅諍章竟る

一六　不諍法を行ずることに縁りて幾何の罪に墮するや、不浄法を行ずることに縁
53 りて四種の罪に墮す、未だ喰はれざる……（一〇參照）……波逸提なり、不浄法を行ずることに縁りてこの四種の罪に墮す。かの罪は四種の……（八參照）……幾何の滅法によりて滅せらるゝや。かの罪は四種の失壞中二種の失壞に隨伴す、戒壞になるあり、行壞になるあり。七種の罪聚中四種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり。六種の犯罪等起中……（八、その章の終まで至る。「なさんに」を「なすことに縁りとす」）……如草覆地とによるあり。

第八　集合章竟る

八縁章竟る

大分別に於ける大分解中十六大章竟る

註❶大分別(mahāvibhaṅga)　經分別中の比丘戒に關する綱要をあぐ、故に大分別と名づく、南傳卷一、卷二參照。

❷制(paññatti)　とはある因緣によりて最初に制せられたる根本規定にして、隨制(anupaññatti)とは他の因緣によりて更にこれを補正せるもの、不隨犯制(anuppannapaññatti)とは罪を行ずる人なくして制戒せるものにして註によれば比丘尼の八敬重法の外なしと云ふ、戒は凡て所謂隨犯隨制なり。

❸共通制(sādhāraṇa-paññatti)とは比丘に於て罪なれば比丘尼に於ても同樣罪となるものなり。(南傳一、五五頁、Vp. vol. II, p. 258參照)次の兩部衆制も意義に於ては相違なし。

❹五種の波羅提木叉讀誦(pañca pātimokkhuddesā)　大品第二篇十五・一參照。

❺四種失壞(catasso vipattiyo)　以下については第四・一一參照。

❻六種の犯罪等起(cha āpattisamuṭṭhānā)　犯罪生起の種類を行爲器關たる三業によりて六種に分つ、卽ち身犯、口犯、身口犯、身意犯、口意犯、身口意犯なり。(四・一二參照)十誦律第五十七卷には犯起の因緣となし、身犯、口犯、身意犯、口意犯、身口意犯の五種をあぐ、「但意犯無」しと言ふは律の特色なり。

❼底本 Pakaraṇa はシャム本等には pakaraṇa とす。七パカラナとは所謂南方七論なり。

❽已下十三僧殘　南傳律部一、一八五頁已下參照。

❾已下二不定　南傳律部一、三一六頁已下參照。

❿已下三十捨墮法、南傳一、三二九頁已下參照。

⑪已下九十二單墮法、南傳二、一頁已下參照。

⑫捨墮第十六なり。

⑬六隨制　經分別には五隨制にして六隨制なし。

⑭已下四提舍尼法なり、南傳二、二八五頁已下參照。

⑮已下衆學法なり、南傳二、三〇一頁已下參照。

⑯前行(payoga)　加行とも譯さる、衣を持ち行くとか、洗へと命ずる等の準備の行にて一度にても洗はれたるものは捨墮なり。

⑰樹膠生支(jatumaṭṭhaka)　南傳二、四二三頁參照。

SC: Nuns’ Analysis, Pālikanon.de: Einteilung der Nonnenvorschriften

二 比丘尼分別

一—一 「かの智者、見者、應供者、正等覺者たる世尊によりて諸比丘尼の爲の[1]第五の波羅夷は何處にて制せられしや。……〔一・一、波羅夷一參照、「五種の波羅提木叉讀誦法中」を「四種の波羅提木叉讀誦法中」とす〕……幾何の義利によりて世尊は比丘尼の爲の第五波羅夷を制したまひしや。何人か學習し、何人か戒を學し已れる、何處に住立し、何人か護持し、何人の語にして、何人によりて傳承されしや」と。

「かの……世尊によりて比丘尼の爲の第五波羅夷は何處にて制せられしや」、「舍衛城にて制せられたり」。「誰に因りて」、「スンダリーナンダー比丘尼に因りて」。「何の事に於て」、「スンダリーナンダー比丘尼、染心をもつて染心ある男子の身に觸るゝを樂受せり、かの事に於てなり」。「そこに制、隨制、不隨犯制ありや」、「一制あり、隨制、不隨犯制はそこになし」。「遍通制なりや、限定制なりや」、「遍通制なり」。「共通制なりや、不共通制なりや」、「不共通制なり」。「一部衆制なりや、兩部衆制なりや」、「一部衆制なり」。[2]「四種の波羅提木叉讀誦法中……〔大分別一・一參照〕……幾何の義利によりて世尊は比丘尼の爲に第

五の波羅夷を制したまひしや」、「十利によりて世尊は比丘尼の爲に第五波羅夷を制したまへり」即ち僧を攝する爲に……〔一・一參照、「惡人」及び「比丘」を「比丘尼」とす〕……律を愛重する爲に」。「何人か學習するや」、「有學及び善凡夫女學習す」。「何人か戒を學習し已れる」、「阿羅漢尼は戒を學習し已れるなり」。「何處に住立するや」、「戒を欲する所に住立す」。「何人か護持するや」、彼に對して戒の轉起するその人護持するなり」。「何人の語なる」、「世尊、應供、正等覺者の語なり」。「何人によりて傳承されたる」、「次第傳承されたるなり、即ち――

ウパーリ・ダーサカ……

銅鍱洲にて律藏を宣說せり」と。

55.

二 「かの……世尊によりて諸比丘尼の爲の第六波羅夷は何處にて制せられしや」、「舍衛城にて制せられたり」。「誰に因りて」、「偸蘭難陀（トゥッラナンダー）比丘尼に因りて」。「何の事に於て」、「偸蘭難比丘尼、他比丘尼の波羅夷法を犯せるを知りて而も自ら擧罪せず衆に告げざりき、かの事によりて」。「一制あり」。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、即ち身と語と意とより生起するなり」。

三 「諸比丘尼の爲の第七の波羅夷は何處にて制せられしや」、「舍衛城にて制せられ

たり」……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、和合僧によりて擯せられたる元鷹師なるアリッタ比丘に隨順せり……一制あり……[4]怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

四　諸比丘尼の爲の第八波羅夷は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、第八事を成ぜり……一制あり……怠務戒に於ける一種の起因によりて生起す。

八波羅夷竟る

その攝頌

不淨と不與取、人體、上人、
身觸、覆罪、被擯、具八事、
大勇は制したまへり。〔これ〕疑なき斷〔頭〕事なりと。

一　「かの……世尊によりて訴訟をなす比丘尼の僧殘は何處にて制せられしや、誰に因るや、何の事に於てなりや。……乃至……何人によりて傳承されしや」と。

「かの……世尊によりて訴訟をなす比丘尼の僧殘は何處にて制せられしや」、「舍衛

城にて制せられたり。「誰に因りて」、「偸蘭難陀比丘尼に因りて」。「何の事に於て」、「偸蘭難陀比丘尼、訴訟をなせりかの事に於て」。「そこに制……〔二・一波羅夷一參照、「第二の讀誦法によりて」、「波羅夷罪聚」を「第三の讀誦法によりて」、「僧殘罪聚」とす〕…生起するや」、「二種の等起によりて生起す、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり」。…乃至…。「何人によりて相承されしや」、次第傳承されたり即ち――

56

ウパーリダーサカ……

銅鍱洲に於て律藏を宣説せり」と。

二　賊女に具足戒を受けしむる僧殘は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、賊女を受具せしめたり……一制あり……二種の等起によりて生起す、語と意とより生起し身よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

三　獨りにて村中に行く僧殘は……舍衛城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼、一人にて村中に行けり……一制三隨制あり……第一波羅夷に於ける一種の等起によりて生起す。

四　和合僧によりて法の如く律の如く師教の如く擯せられたる比丘尼を〔羯磨を〕作

57

せる僧伽の許を得ず、衆の承諾を認めずして解罪する僧殘は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、和合僧によりて法の如く律の如く師敎の如く擯せられたる比丘尼を〔羯磨を〕作せる僧伽の許を得ず、衆の承諾を認めずして解罪せり……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

五　比丘尼染心をもち染心ある男子の手より硬食或は軟食を自手にて受けて食する僧殘は……舍衛城にて制せられたり……スンダリーナンダー比丘尼に因りて……スンダリーナンダー比丘尼、染心をもち染心ある男子の手より食を取れり……一制あり……第一波羅夷に於ける一種の等起によりて生起す。

六「尊姉、汝にして染心無くんば彼の男子染心有るも或は染心無きも汝に何をかなさん、いざ尊姉、彼の男子の汝に與ふる硬食或は軟食を自手に受けて食せよ」と勸むる僧殘は……舍衛城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼、「尊姉、汝にして……食せよ」と勸めたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

七　瞋り喜ばざる比丘尼三度まで諫告せられて捨てざる僧殘は……舍衛城にて制せられたり〔……〕チャンダカーリー比丘尼に因りて……チャンダカーリー比丘尼、瞋り喜ばずして是の如く言へり、「我は佛を捨つ、我は法を捨つ、我は僧を捨つ、我は戒を

捨つ」と……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

八　何等かの諍事にて斥けられし比丘尼三度まで諫告されて捨てざる僧殘は……舍衛城にて制せられたり……チャンダカーリー比丘尼に因りて……チャンダカーリー比丘尼、何等かの諍事にて斥けられ瞋り喜ばずして是の如く言へり、「諸比丘尼は愛に隨ひ瞋に隨ひ癡に隨ひ怖に隨ふ」と……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

九　親近比丘尼三度まで諫告されて捨てざる僧殘は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼相親近して住せり……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

一〇　「尊姉等、汝等は相親近して住すべし、汝等は別々に住すること勿れ」と勸め三度まで諫告されて捨てざる僧殘は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、「尊姉等、汝等は相親近して……」と勸めたり……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

十僧殘竟る

訴訟、賊女、村中、被擯及び硬食と、

汝に何か瞋、何等かの[諍事]、親近、他によりて、これ等は十なりと。

一　かの……世尊によりて鉢の蓄積をなす捨墮は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、鉢の蓄積をなせり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

二　非時衣を時衣なりとて受持し配分せしむる捨墮は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、非時衣を時衣なりとて受持し配分せしめたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

三　比丘尼と衣を交換して後[これを]奪ふ捨墮は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、他比丘尼と衣を交換して後奪へり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

四　是を乞ひて[後又]彼を乞ふ捨墮は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、是を乞ひて[後又]彼を乞へり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

五　是を購ひて後彼を購ふ……〔四參照、「乞ふ」を「購ふ」とす〕。

六　是と指定して僧伽の爲に施與されたる資財をもつて彼を購ふ捨墮は……舍衞城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼是と指定して……彼を購へり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

七　自ら乞ひ是と指定されて僧伽に施與されたる資財をもつて他のものを購ふ……。

八　是と指定されて衆人に施與されたる資財をもつて他のものを購ふ……。

九　自ら乞ひて是と指定されて衆人に施與されたる資財をもつて他のものを購ふ……。

一〇　自ら乞ひ是と指定されて個人に施與されたる資財をもつて他のものを購ふ捨墮は……舍衞城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、自ら乞ひて……他のものを購へり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

一一　最高四カンサを過ぎる重衣を求むる捨墮は……舍衞城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、王に毛衣を乞へり……一制あり…

……六種の等起によりて生起す。

一二　最高二カンサ半を過ぎる輕衣を求むる捨墮は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、王に毛衣を乞へり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

十二捨墮竟る

その攝頌

鉢及び非時と時衣交換乞求、
購ひて僧伽に施與されたるもの衆人、
自ら乞ふ個人四カンサ二カンサ半。

第一　蒜品

一　かの……世尊によりて蒜を食する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、量を知らずして蒜を取らしめたり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

二　隱所の毛を剃らしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘尼

に因りて……六群比丘尼、隱所の毛を剃らしめたり……一制あり……四種の等起によりて生起す。

三　掌にて相拍つ波逸提は……舍衞城にて制せられたり……二比丘尼に因りて……二比丘尼掌にて相拍てり……一制あり……第一波羅夷に於ける一種等起によりて生起す。

四　樹膠生支に於ける波逸提は……舍衞城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼、樹膠生支を受用せり……一制あり……第一波羅夷に於ける一種の等起によりて生起す。

五　最長二指節を超えて水にての洗淨をなす波逸提は……釋迦(サッカ)國にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼、過度に深く洗淨をなせり……一制あり……第一波羅夷に於ける一種の等起によりて生起す。

六　食事せる比丘の間に飲物或は扇をもつて給仕する波逸提は……舍衞城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼、食事せる比丘の爲に飲物及び扇をもつて給仕せり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

七　生穀を乞ひて食する波逸提は……舍衞城にて制せられたり……衆多の比丘尼

に因りて……衆多の比丘尼、生穀を乞ひて食せり……一制あり……四種の等起によりて生起す。

八　小便或は大便或は埃屑或は殘飯を墻外に棄つる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼小便も大便も埃屑も殘飯も墻外に棄てたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

九　小便或は大便或は埃屑或は殘飯を青草上に棄つる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼小便も……殘飯も青草上に棄てたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

一〇　舞踊或は歌謠或は音樂を觀聽する爲に行く波逸提は……王舍城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼舞踊、歌謠、音樂を觀聽する爲に行けり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

第二　闇夜品

一一　闇夜中に燈火無く男子と共に互に一人にて立つ波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼、闇夜中に燈火なく男子と共に互に一人にて立てり……一制あり……[4]賊隊戒に於ける二種の等起によりて生起す。

一二　屏處にて男子と共に……〔一一參照、「闇夜中燈火なく」を「屏處にて」とす〕。

一三　屏地にて男子と共に……。

一四　車道にて或は小路或は街衢にて男子と共に互に一人にて立つ波逸提は……舍衞城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、車道にて、又小路、街衢にて男子と共に互に一人にて立てり……一制あり……賊隊戒に於ける二種の等起によりて生起す。

一五　食前に俗家に到りて座牀に坐し主に語らずして去る波逸提は……舍衞城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼食前に……主に語らずして去れり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

一六　食後に俗家に到りて主に語らずして牀座に坐する波逸提は……舍衞城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼食後に……坐せり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

一七　非時に俗家に到り主に語らずして臥床を敷き或は敷かしめて坐する波逸提は……舍衞城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、非時に俗家に到りて主に語らずして臥床を敷きて坐せり……一制あり……迦絺那衣戒

に於ける二種の等起によりて生起す。
一八　〔語を〕よく受けず誤り解して他を嫌恨する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼〔語〕をよく受けず誤り解して他を嫌恨せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
一九　自己或は他人を地獄をもつて或は梵行をもつて呪詛する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……チャンダカーリー比丘尼に因りて……チャンダカーリー比丘尼自己も他人も地獄をもつて又梵行をもつて呪詛せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
二〇　己を打ちたゝきて泣く波逸提は……舍衛城にて制せられたり……チャンダカーリー比丘尼に因りて……チャンダカーリー比丘尼〔己〕を打ちたゝきて泣けり……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

第三　沐浴品

二一　裸形にて沐浴する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼裸形にて沐浴せり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

二二　量を過ぎたる水浴衣を作らしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、量をはからざる水浴衣を用ひたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

62 二三　比丘尼の衣を解き或は解かしめて縫はず縫ふ爲の努力をなさざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偷蘭難陀比丘尼に因りて……偷蘭難陀比丘尼(他)比丘尼の……縫はず縫ふ爲の努力をなさざりき……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

二四　僧伽梨を著せずして五日を過ぐる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼諸比丘尼の手に衣を托し内外衣のみにて諸國遊行に出でたり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

二五　他に屬する衣を著する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼ある比丘尼の衣を問はずして著せり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起によりて生起す。

二六　衆僧の衣を得るに妨難をなす波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偷

蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、衆僧の衣を得る妨難をなせり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

二七　如法なる衣の配分を遮する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、如法なる衣の配分を遮せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

二八　在家者或は遍行外道男或は遍行外道女に沙門の衣を與ふる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、在家者に沙門の衣を與へたり……一制あり……六種の等起によりて生起す。

二九　薄弱なる衣の望にて衣時を過ごす波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、薄弱なる衣の望にて衣時を過せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

三〇　如法なる迦絺那衣の捨離を遮する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……
63 …偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、如法なる迦絺那衣の捨離を遮せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

第四　共臥品

三一　二人の比丘尼一臥床を共にする波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼二人にて一臥床を共にせり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

三二　二人の比丘尼一褥被を共にする波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼等二人にて一褥被を共にせり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

三三　比丘尼に對して故意に惑惱をなす波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼故意に惑惱をなせり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

三四　病患の同活比丘尼を看病せず又看病の爲の奔走をなさざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、病患の同活比丘尼を看病せず又看病の爲の奔走をなさざりき……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

三五　比丘尼に住房を與へて後瞋り喜ばずして驅出する波逸提は、……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、他比丘尼に住房を

與へて後瞋り喜ばずして驅出せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

三六　親近比丘尼三度まで諫告されて捨てざる波逸提は……舍衞城にて制せられたり……チャンダカーリー比丘尼に因りて……チャンダカーリー比丘尼親近して住せり……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

三七　危險ありと見え恐怖を伴へる國内に隊商の伴なくして遊行する波逸提は……舍衞城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、危險ありと見え恐怖を伴へる國内に隊商の伴なくして遊行せり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

三八　危險ありと見え……國外に……〔三七參照〕。

三九　雨期中に遊行する波逸提は……王舍城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、雨期中に遊行せり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

四〇　安居を竟れる比丘尼の遊行に出でざる波逸提は……王舍城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、安居を竟りて遊行に出でざりき……一制あり……第一波羅夷に於ける一種の等起によりて生起す。

第五　書堂品

四一　王宮或は繪畫堂或は公園或は園林或は蓮池を見る爲に行く波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、王宮にも繪畫堂にも見る爲に行けり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

四二　高床或は尾毛牀を用ふる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、高床をも尾毛牀をも用ひたり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。

四三　糸を紡ぐ波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼糸を紡げり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起に……。

四四　在家者の爲に仕事をなす波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼在家者の爲に仕事をなせり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起に……。

四五　比丘尼によりて「尊姉來りてこの諍事を滅したまへ」と言はれて「よろし」と諾ひて滅せず又滅する爲の奔走をなさざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……
65 偷蘭難陀比丘尼によりて……偷蘭難陀比丘尼、他比丘尼によりて「尊姉來りて……」と

言はれて「よろし」と諾ひて而も滅せず又滅する爲の奔走をなさざりき……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起に……。

四六　在家者或は遍行外道男或は遍行外道女に手づから硬食或は軟食を與ふる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、在家者に手づから硬食をも軟食をも與へたり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起に……。

四七　月華衣を捨せずして用ふる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、月華衣を捨せずして使用せり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起に……。

四八　住所を捨せずして遊行に出づる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、住所を捨せずして遊行に出でたり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起に……。

四九　畜生呪を學ぶ波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、畜生呪を學べり……一制あり……句法戒に於ける二種の等起に……。

五〇　畜生呪を教ふる波逸提は……〔四九參照、「學べり」を「教へたり」とす〕。

第六　僧園品

五一　知りて有比丘の僧園に問はずして入る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、問はずして僧園に入れり……一制二隨制あり……怠務戒に於ける一種の等起に……。

五二　比丘を罵り惡口する波逸提は……毘舍離にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、具壽優波離を罵れり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

五三　瞋りて衆を罵る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偷蘭難陀比丘尼に因りて……偷蘭難陀比丘尼、瞋りて衆を罵れり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

五四　請ぜられ居り或は足食し已りて嚼食或は噉食を食する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼は充分に食し已りて〔更に〕餘處にて食せり……一制あり……四種の等起によりて生起す。

五五　俗家を慳嫉する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘尼に因り

て……一比丘尼、俗家を慳嫉せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
五六　比丘無き住處にて安居に入る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて衆多の比丘尼、比丘無き住處にて安居に入れり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。
五七　安居を竟れる比丘尼二部の僧中にて三事によりて自恣せざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、安居を竟りて比丘僧伽に自恣せしめざりき……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起によりて……。
五八　敎誡或は共住事の爲に行かざる波逸提は……釋迦國にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、敎誡に行かざりき……一制あり……第一波羅夷に於ける一種の等起により……。
五九　布薩を問はず又敎誡を乞はざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼布薩も問はず、敎誡も乞はざりき……一制あり……怠務戒に於ける一種の等起により……。
六〇　下部に生じたる癰或は瘡を僧伽或は衆の許を得ずして男子と共に互に一人

にて破らしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼、下部に生じたる毳を男子と共に互に一人にて破らしめたり……一制……迦絺那衣戒に於ける二種の等起により……。

第七　姙婦品

六一　姙婦を受具せしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘
67 尼に因りて……衆多の比丘尼、姙婦を受具せしめたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。

六二　幼兒ある婦女を受具せしむる波逸提は……。

六三　二年六法に於て學戒せざる式叉摩那を受具せしむる波逸提は……。

六四　二年六法に於て學戒せる式叉摩那を僧伽の許を得ずして受具せしむる波逸提は……。

六五　十二歳未滿の曾嫁女を受具せしむる波逸提は……。

六六　滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せざる者を受具せしむる波逸提は……。

六七　滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者を僧伽の許可を得ずし

て受具せしむる波逸提は……。

六八　弟子を受具せしめて二年教護せず、又教護せしめざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり〔……〕偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸難蘭陀比丘尼、弟子を受具せしめて二年教護せず又教護せしめざりき……一制あり……忩務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

六九　受具して師に二年隨學せざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、受具して師に二年隨學せざりき……一制あり……第一波羅夷に於ける一種の等起によりて生起す。

七〇　〔倡婦なりし〕弟子を受具せしめて遠ざけず、又遠ざけしめざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、弟子を受具せしめて遠ざけず又遠ざけしめざりき……一制あり……忩務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

第八　童女品

七一　二十歳未滿の童女を受具せしむる波逸提は……〔六一參照〕。

七二　滿二十歳の童女にして二年六法に於て學戒せざる者を受具せしむる波逸提

は……。
七三　滿二十歳の童女にして二年六法に於て學戒せる者を僧伽の許可を得ずして受具せしむる波逸提は……。
七四　[受具後]十二夏未滿にして[人を]受具せしむる波逸提は……舍衞城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、十二夏未滿にして受具せしめたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
七五　滿十二夏にして僧伽の許可を得ずして受具せしむる波逸提は……舍衞城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、滿十二夏にして僧伽の許可を得ずして受具せしめたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
七六　「友よ、實に師によりて[既に]授具されしものにて充分なり」と言はるゝ時、「よろし」と諾ひて後に嫌瞋する波逸提は……舍衞城にて制せられたり……チャンダカーリー比丘尼に因りて……チャンダカーリー比丘尼、「友よ、實に師によりて授具されしものにて充分なり」と言はれし時、「よろし」と諾ひて後嫌瞋せり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
七七　式叉摩那に「友よ、汝若し我に衣を與ふれば我汝を受具せしめん」と言ひて受具

せしめず又受具の爲の努をなさざる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸
蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、式叉摩那に「友よ、汝若し……」と言ひて受
具せしめず又受具の爲の努をなさざりき……一制あり……怠務戒に於ける一種の
等起によりて生起す。

七八　式叉摩那に「友よ、汝若し我に二年隨學すれば我汝を受具せしめん」と……（七七
參照）。

七九　男子と交はり童子と交はりて瞋恚を起し憂愁に沈める式叉摩那を受具せし
むる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭
難陀比丘尼、男子と交はり……式叉摩那を受具せしめたり……一制あり……三種の
等起によりて生起す。

八〇　父母或は夫主によりて聽されざる式叉摩那を受具せしむる波逸提は……舍
衛城にて制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、父母にも
69 夫主にも聽されざる式叉摩那を受具せしめたり……一制あり……四種の等起によ
りて生起す語より生起し身よりせず意よりせざるあり、身と語とより生起し意より
せざるあり……語と意とより生起し身よりせざるあり、身と語と意とより生起する

あり。
八一　別住者の與欲によりて式叉摩那を受具せしむる波逸提は……王舍城に於て制せられたり……偸蘭難陀比丘尼に因りて……偸蘭難陀比丘尼、別住者の與欲によりて式叉摩那を受具せしめたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
八二　年々に人を受具せしむる波逸提は……舍衞城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、年々に人を受具せしめたり……一制あり……三種の等起によりて生起す。
八三　一年に二人を受具せしむる波逸提は……(八二參照)。

第九　蓋屣品

八四　蓋と屣とを持著する波逸提は……舍衞城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、蓋と屣とを持著せり……一制一隨制あり……羊毛戒に於ける二種の等起によりて生起す。
八五　乘物にて行く波逸提は……(八四參照、「乘物にて行けり」とす)。
八六　跨衣を著する波逸提は……舍衞城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼跨衣を著せり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起に……。

八七　婦女の装身具を著する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、婦女の装身具を著せり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起に……。

八八　香・脂粉を塗る波逸提は……〔八七參照、「香・脂粉を塗れり」とす〕。

八九　香料胡麻滓をもつて身に塗る波逸提は……。

九〇　比丘尼をして〔身を〕揉ましめ或は摩せしむる波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、他比丘尼をして揉ましめ摩せしめたり……一制あり……羊毛戒に於ける二種の等起により……。

70 九一　式叉摩那をして揉ましめ摩せしむる波逸提は……。

九二　沙彌尼をして揉ましめ摩せしむる波逸提は……。

九三　白衣女をして揉ましめ摩せしむる波逸提は……。

九四　比丘の前に問はずして座牀に著く波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、比丘の前にて問はずして座牀に坐せり……一制あり……迦絺那衣戒に於ける二種の等起により……。

九五　許を得ずして比丘に質問する波逸提は……舍衛城にて制せられたり……衆

多の比丘尼に因りて……衆多の比丘尼、許を得ずして比丘に質問せり……一制あり……句法戒に於ける二種の等起により……。

九六　僧祇支衣を著けずして村に入る波逸提は……舍衛城にて制せられたり……一比丘尼に因りて……一比丘尼僧祇支衣を著けずして村に入れり……一制あり……二種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり。

九品の小戒竟る

その攝頌

蒜、隱所毛、及び掌と〔樹膠〕莖、洗淨、
食せる、生穀、二の埃屑、觀聽。
闇中にて屛處、露地及び車道にて
〔食〕前後、及び非時に、誤受、地獄打。
裸形、水、解かしめて、五日、他屬、
衆僧、配分、沙彌〔衣〕、薄弱、及び〔捨〕迦絺那衣と。
一臥床と褥、故意、同活比丘尼、

與へて親近と〔國〕內、〔國〕外、雨期不出。
王〔宮〕、高床、及び糸、在家者、及び滅〔諍〕と、
與、〔月華〕衣、住處、及び學〔呪〕、敎。
僧園、及び惡口、瞋、取食、俗家、慳嫉、
入〔安居〕、自恣・敎誡、二法を、及び下部。
姙婦、妨兒を持つ女、六法に於て、許を得ず、十二未滿、
及び滿〔十二〕、僧伽の、弟子受具して、及び五六〔由句〕。
童女、並二〔童女〕、僧伽の、十二〔夏〕、及び許を得ず。
充分なり、若し、二年、交友、及び夫主により。
別住者・年々、及び二人を受具せしむ。
蓋乘物、跨衣、婦女の裝身具、脂粉。
胡麻滓、比丘尼をして、及び式叉摩那、沙彌尼、
白衣女、比丘の前、許を得ず、僧祇支衣。

その諸品の頌

蒜闇夜、沐浴、共臥、晝堂、

僧園、及び姙婦、童女、蓋屣。

一　酥を乞ひて食する提舎尼は……舍衛城にて制せられたり……六群比丘尼に因りて……六群比丘尼、酥を乞ひて食せり……一制一隨制あり……六種の等起によりて生起す。

二　油を乞ひて……

三　蜜を乞ひて……

四　砂糖を乞ひて……

五　魚を乞ひて……

六　肉を乞ひて……

七　乳を乞ひて……

八　酪を乞ひて……四種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

八提舎尼竟る

その攝頌

酥油、及び蜜砂糖と魚、
肉、乳、及び酪を比丘尼乞ひて。
〔これ〕正等覺者によりて説示されし提舍尼なり、と。

比丘分別に廣說せらるゝ學處を省畧して比丘尼分別に於ける制處章竟る。

72

二一一 染心をもてる比丘尼染心ある男子の身に觸るゝを樂受せんに幾何の罪ありや。染心をもてる……樂受せんに三種の罪あり、頸骨より下、膝より上を捉ふるを樂受すれば波羅夷なり、頸骨より上、膝より下を捉ふるを樂受すれば偸蘭遮なり、身に著けるものを捉ふるを樂受すれば突吉羅なり。染心をもてる……樂受せんにこの三種の罪あり。

二 覆罪比丘尼罪を覆藏せんに……三種の罪あり、知りて波羅夷法を覆藏すれば波羅夷なり、疑念ありて覆藏すれば偸蘭遮なり、行儀の失壞を覆藏するは突吉羅なり。覆罪比丘尼罪を覆藏すればこの三種の罪あり。

三 隨擯比丘尼三度まで諫告されて捨てざらんに……三種の罪あり、白によりて突

吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語竟りて波羅夷なり。 隨擯比丘尼…… 捨てざらんにこの三種の罪あり。

四 第八事を成ぜんに……三種の罪あり、男子によりて某處に行けと言はれて行けば突吉羅なり、男子の申手内に達するや偷蘭遮なり、第八事を成ずれば波羅夷なり。第八事を成ぜんにこの三種の罪あり。

波羅夷竟る

一 訴訟比丘尼訴訟をなさんに三種の罪あり、一人の〔訴を〕告ぐれば突吉羅なり、第二者の〔訴を〕告ぐれば偷蘭遮なり、訴訟已れば僧殘なり。

二 賊女を受具せしめんに三種の罪あり、白によりて突吉羅なり、二羯磨語によりて偷蘭遮なり、羯磨竟りて僧殘なり。

三 獨りにて村中に行かんに三種の罪あり、行くは突吉羅なり、第一脚〔村の〕籬を超ゆれば偷蘭遮なり、第二脚超ゆれば僧殘なり。

四 和合僧により法の如く律の如く師教の如く擯せられたる比丘尼を〔羯磨を〕作せる僧伽の許を得ず衆の承諾を認めずして解せんに三種の罪あり、白によりて……〔二參照〕。

73

五　比丘尼染心をもち染心ある男子の手より硬食或は軟食を自手に受けて食せんに三種の罪あり、「食噉せん」とて捉れば偸蘭遮なり、食咽する毎に僧殘なり、水と揚枝を捉れば突吉羅なり。

六　「尊姉よ、汝にして染心無くんば彼の男子染心有るも或は染心無きも汝に何をかなさん、いざ尊姉よ、彼の男子の汝に與ふる硬食或は軟食を自手に受けて食噉せよ」と勸めんに三種の罪あり、彼の尼の語によりて「食噉せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に偸蘭遮なり、食事竟りて僧殘なり。

七　瞋り喜ばざる比丘尼三度まで諫告せられて捨てざらんに三種の罪あり、白によりて突吉羅なり……〔二參照〕。

八　何等かの諍事にて斥けられし比丘尼三度まで諫告されて捨てざらんに三種の罪あり、白によりて……。

九　親近比丘尼三度まで諫告されて捨てざらんに三種の罪あり、白によりて……。

一〇　「尊姉等よ、汝等は相親近して住すべし、汝等は別々に住すること勿れ」と勸めて、三度まで諫告されて捨てざらんに三種の罪あり、白によりて……。

僧殘竟る

一　鉢の蓄積をなさんに一種の罪あり捨墮なり。

二　非時衣を時衣なりとて受持し配分せしめんに二種の罪あり、配分せしむる前行は突吉羅なり、配分されし時捨墮なり。

三　比丘尼と衣を交換して後〔これを〕奪ひ取らんに二種の罪あり、奪ひ取る前行は突吉羅なり、奪はれたる時捨墮なり。

四　是を乞ひて〔後又〕彼を乞はんに二種の罪あり、乞ふ前行は突吉羅なり、乞〔ひて得〕たる時捨墮なり。

五　是を購ひて〔後又〕彼を購はんに……〔四参照〕。

六　是と指定して僧伽の爲に施與されたる資財をもつて彼を購はんに二種の罪あり、購ふ前行は突吉羅なり、購ひ已りて捨墮なり。

七—一〇　自ら乞ひ是と指定されて僧伽に施與されたる資財をもつて〔……衆人に……自ら乞ひて——衆人に……自ら乞ひて——個人に……〕他のものを購はんに……〔六参照〕。

一一　最高四カンサを過ぎる重衣を求めんに二種の罪あり、求むる前行は突吉羅なり求め〔て得〕たる時捨墮なり。

一二　最高二カンサ半を過ぎる軽衣を求めんに……。

捨墮覓る

第一　蒜品

一　蒜を食せんに二種の罪あり、「食せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に波逸提なり。

二　隱所の毛を剃らしめんに二種の罪あり……剃らしむる前行は突吉羅なり、剃り已りて波逸提なり。

三　掌にて相拍たんに二種の罪あり、打つ前行は突吉羅なり、打ち已れば波逸提なり。

四　樹膠生支を受用せんに二種の罪あり、受用する前行は突吉羅なり、受用し已りて波逸提なり。

五　最長二指節を超えて水にての洗浄をなさんに二種の……〔四參照〕。

六　食事をなせる比丘の爲に飲物或は扇をもちて給仕せんに二種の罪あり、申手内に立てば波逸提なり、申手内を離れて立てば突吉羅なり。

七　生穀を乞ひて食せんに二種の罪あり、「食せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に波逸提なり。

八　小便或は大便或は埃屑或は殘飯を墻外に棄てんに二種の罪あり……、棄てる前行は突吉羅なり、棄てられし時波逸提なり。

九　小便或は…… 殘飯を青草上に棄てんに……。

一〇　舞踊或は歌謠或は音樂を觀聽する爲に行かんに二種の罪あり、行くは突吉羅なり、そこに立ちて觀聽すれば波逸提なり。

第二　闇夜品

一一　闇夜中に燈火無くして男子と共に互に一人にて立たんに二種の罪あり、申手內に立てば波逸提なり、申手內を離れて立てば突吉羅なり。

一二　屛處にて男子と共に互に一人にて立てば……。

一三　露處にて男子と共に互に一人にて立てば……。

一四　車道にて或は小路或は街衢にて男子と共に互に一人にて立てば……。

一五　食前に俗家に到りて座牀に坐し主に語らずして去らんに二種の…… 第一脚軒を過ぐれば突吉羅なり、第二脚過ぐれば波逸提なり。

一六　食後に俗家に到りて主に語らずして座牀に坐せんに二種の…… 坐する前行は突吉羅なり、坐し已りて波逸提なり。

一七　非時に俗家に到りて主に語らずして臥床を敷き或は敷かしめて坐せんに二種の……坐する前行は突吉羅なり、坐し已りて波逸提なり。
一八　[語を]よく受けず誤り解して他を嫌恨せんに二種の……嫌恨する前行は突吉羅なり、嫌恨せし時波逸提なり。
一九　自己或は他人を地獄をもつて、或は梵行をもつて呪詛せんに二種の……呪詛する前行は突吉羅なり、呪詛し已りて波逸提なり。
二〇　己を打ちたゝきて泣かんに二種の……打ちたゝき泣くは波逸提なり、打ちたたきて泣かざれば突吉羅なり。
二一　裸形にて沐浴せんに二種の……沐浴する前行は突吉羅なり、沐浴し竟りて波逸提なり。
二二　量を過ぎたる水浴衣を作らしめんに二種の……作らしむる前行は突吉羅なり、作られし時波逸提なり。
二三　比丘尼の衣を解き或は解かしめて縫はず又縫ふ爲の努力をなさゞらんに一種の罪あり、波逸提なり。
二四　僧伽梨を著せずして五日を過ぎんに一種の……。

二五　他に屬する衣を著せんに二種の……、著する前行は突吉羅なり、著されし時波逸提なり。

二六　衆僧の衣を得るを妨難せんに二種の……、なす前行は突吉羅なり、なし已りて波逸提なり。

二七　如法なる衣の配分を遮せんに二種の……、遮する前行は突吉羅なり、遮せられし時波逸提なり。

二八　在家者或は遍行外道男或は遍行外道女に沙門の衣を與へんに二種の……、與ふる前行は突吉羅なり、與へられし時波逸提なり。

二九　薄弱なる衣の望にて衣時を過ごさんに二種の……、過ごす前行は突吉羅なり、過ごせし時波逸提なり。

三〇　如法の迦絺那衣の捨離を遮せんに二種の……〔二七參照〕

第四　共臥品

三一　二人の比丘尼一臥床を共にせんに二種の罪あり、臥する前行は突吉羅なり、臥し已りて波逸提なり。

三二　二人の比丘尼一褥被を共にせんに……。

三三　比丘尼に對して故意に惑惱をなさんに二種の……、なす前行は突吉羅なり、なし已りて波逸提なり。

三四　病患の同活比丘尼を看病せず、又看病の爲の奔走をなさゞらんに一種の罪あり、波逸提なり。

三五　比丘尼に住處を與へて後瞋り喜ばずして驅出せんに二種の……、驅出する前行は突吉羅なり、驅行し已りて波逸提なり。

三六　親近比丘尼三度まで諫告されて捨てざらんに二種の罪あり、白によりて突吉羅なり、羯磨語竟りて波逸提なり。

三七　危險ありと見え恐怖を伴へる國内に隊商の伴なくして遊行せんに二種の……、行く前行は突吉羅なり、行きし時波逸提なり。

三八　危險ありと見え……國外に……〔三七參照〕。

三九　雨期中に遊行せんに二種の……、行く……。

四〇　安居を竟れる比丘尼遊行に出でざらんに一種の罪あり、波逸提なり。

第五　畫堂品

四一　王宮或は繪畫堂或は公園或は園林或は蓮池を見る爲に行かんに二種の罪あ

り、行くは突吉羅なり、そこに立ちて見れば波逸提なり。

四二　高床或は尾毛牀を用ひんに二種の……、用ふる前行は突吉羅なり。用ひられし時波逸提なり。

四三　糸を紡がんに二種の……、紡ぐ前行は突吉羅なり、撚り巻ける時波逸提なり。

四四　在家者の爲に仕事をなさんに二種の……、なす前行は突吉羅なり、なされし時波逸提なり。

四五　比丘尼によりて「尊姉よ、來りてこの諍事を滅したまへ」と言はれて「よろし」と諾ひて滅せず又滅する爲の奔走をなさゞらんに一種の罪あり、波逸提なり。

四六　在家者或は遍行外道男或は遍行外道女に手づから硬食或は軟食を與へんに二種の……、與ふる前行は突吉羅なり、與へられし時波逸提なり。

四七　月華衣を捨せずして用ひんに二種の……、用ふる前行は突吉羅なり、用ひられし時波逸羅提なり。

四八　住處を捨せずして遊行に出でんに二種の……、第一脚籬を超ゆれば突吉羅なり、第二脚超ゆれば波逸提なり。

四九　畜生呪を學ばんに二種の……、學ぶ前行は突吉羅なり、「學ぶ句毎に波逸提な

り。

五〇　畜生呪を教へんに二種の……、教ふる前行は……。

第六　僧園品

五一　知りて有比丘の僧園に問はずして入らんに二種の……、第一脚離を……〔四八參照〕。

五二　比丘を罵り悪口せんに二種の……、罵る前行は突吉羅なり、罵りし時波逸提なり。

五三　瞋りて衆を罵らんに二種の……、罵る前行は突吉羅なり、罵りし時波逸提なり。

五四　請ぜられ居り或は足食し已りて嚼食或は噉食を食せんに二種の……、「食噉せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に波逸提なり。

五五　俗家を慳嫉せんに二種の……慳嫉する前行は突吉羅なり、慳嫉せし時波逸提なり。

五六　比丘無き住處にて安居に入らんに二種の……、「安居に入らん」とて坐臥處をとゝのへ、飲料水用水を備へ、房舍を淸掃すれば突吉羅なり、日出と共に波逸提なり。

五七　安居を竟れる比丘尼二部の僧中にて三事によりて自恣せしめざらんに一種

の罪あり、波逸提なり。

五八　教誡或は共住事の爲に行かざらんに一種の……。

五九　布薩を問はず、又教誡を乞はざらんに一種の……。

[78] 六〇　下部に生じたる癰或は瘡を僧伽或は衆の許を得ずして男子と共に互に一人にて破らしめんに二種の……、破らしむる前行は突吉羅なり、破られし時波逸提なり。

第七　姙婦品

六一　姙婦を受具せしめんに二種の……、受具せしむる前行は突吉羅なり、受具せしめ已りて波逸提なり。

六二―六七　幼兒ある婦女を……二年六法に於て學戒せざる式叉摩那を……二年六法に於て學戒せる式叉摩那を僧伽の許を得ずして……十二歳未滿の曾嫁女を……滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せざる者を……滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者を僧伽の許可を得ずして受具せしむれば二種の……受具せしむる前行は突吉羅なり、受具せしめ已りて波逸提なり。

六八　弟子を受具せしめて二年教護せず、又教護せしめざらんに一種の罪あり、波逸提なり。

六九　受具して二年隨學せざらんに一種の……。
七〇　[娼婦なりし]弟子を受具せしめて遠ざけず又遠ざけしめざらんに一種の……。

第八　童女品

七一　二十歲未滿の童女を受具せしめんに……[六一參照]。
七二　滿二十歲の童女にして二年六法に於て學戒せざる者を受具せしめんに……。
七三　滿二十歲の童女にして二年六法に於て學戒せる者を僧伽の許可を得ずして受具せしめんに……。
七四　[受具後]十二夏未滿にして[人を]受具せしめんに……。
七五　滿十二夏にして僧伽の許可を得ずして受具せしめんに……。
七六　「友よ、實に師によりて[既に]授具されしものにて充分なり」と言はるゝ時「よろし」と諾ひて後に嫌瞋せんに二種の……、嫌瞋する前行は突吉羅なり、嫌瞋せし時波逸提なり。
七七　式叉摩那に「友よ、汝若し我に衣を與ふれば我汝を受具せしめん」と言ひて受具せしめず又受具の爲の務(つとめ)をなさゞらんに一種の罪あり、波逸提なり。
79
七八　式叉摩尼那「友よ、汝若し我に二年隨學すれば我汝を受具せしめん」と言ひて…

…。

七九　男子と交はり童子と交はりて瞋恚を起し憂愁に沈める式叉摩那を受具せしめんに……〔七一參照〕

八〇　父母或は夫主によりて聽されざる式叉摩那を受具せしめんに……。

八一　別住者の與欲によりて式叉摩那を受具せしめんに……。

八二　年々に人を受具せしめんに……。

八三　一年に二人を受具せしめんに……。

第九　蓋屣品

八四　蓋と屣とを持著せんに二種の罪あり、持著する前行は突吉羅なり、持著せし時波逸提なり。

八五　乘物にて行かんに二種の……、行く前行は突吉羅なり、行きし時波逸提なり。

八六　跨衣を著せんに……〔八四參照〕。

八七　婦女の裝身具を著せんに……。

八八　香、脂粉を塗らんに二種の……、塗る前行は突吉羅なり、塗られし時波逸提なり。

八九　香料、胡麻滓をもつて身に塗らんに……。

九〇—九三　比丘尼をして……（式叉摩那をして……沙彌尼をして……白衣女をして……）〔身を〕揉ましめ或は摩せしめんに二種の……揉ましむる前行は突吉羅なり、揉まれし時波逸提なり。

九四　比丘の前に問はずして座牀に著かんに二種の……坐す前行は突吉羅なり、坐せし時波逸提なり。

九五　許を得ずして比丘に質問せんに二種の……問ふ前行は突吉羅なり、問ひし時波逸提なり。

九六　僧祇支を著けずして村に入らんに二種の……第一脚閾を超ゆれば突吉羅なり、第二脚超ゆれば波逸提なり。

小事戒竟る

一—八　酥を（……油を…蜜を…砂糖を…魚を…肉を…乳を…酪を……）乞ひて食せんに二種の罪あり、「食せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に提舍尼なり。

八提舍尼竟る

第二　罪數章竟る

三　染心をもてる比丘尼染心ある男子の身に觸るゝを樂受する罪は四種の失壞中

幾何の失壞に隨件するや。染心をもてる……失壞中二種の失壞に隨件す、戒壞になるあり、行壞になるあり。…乃至…

酪を乞ひて食する罪は四種の失壞中何の……一種の失壞に隨件す、行壞になり。

第三　失壞章竟る

四　染心をもてる……罪は七種の罪聚中幾何の罪聚に攝せらるゝや、染心をもてる……罪聚中三種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり。…乃至…

酪を乞ひて食する罪は……二種の罪聚に攝せらる、提舍尼罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり。

第四　攝在章竟る

五　染心をもてる……罪は六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや。染心をもてる……犯罪等起中一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるなり。…乃至…

酪を乞ひて食する罪は……四種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と意とより生起し語よ

りせざるあり、身と語と意とより生起するあり。

第五　等起章竟る

六　染心をもてる……罪は四種の諍事中何れの諍事なるや、染心をもてる……諍事中犯罪諍事なり。…乃至…

略を乞ひて食する罪は……犯罪諍事なり。

第六　諍事章竟る

七　染心をもてる……罪は七種の滅〔諍〕法中幾何の滅法によりて滅せらるゝや、染心をもてる……滅法中三種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治とによるあり、現前毘尼と如草覆地とによるあり。…乃至…。略を乞ひて食する罪は……三種の滅法によりて滅せらる……如草覆地とによるあり。

第七　滅諍章竟る

八　染心をもてる比丘尼染心ある男子の身に觸るゝを樂受せんに幾何の罪ありや、染心をもてる……三種の罪あり、頸骨より下……〔二參照〕……この三種罪あり。かの罪は四種の失壞中幾何の失壞に隨伴するや、七種の罪聚中幾何の罪聚に攝せらるゝや、六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや、四種の諍事中何れの諍事なる

や、七種滅法中幾何の滅法によりて滅せらるゝや。彼の罪は四種の失壞中……〔一・八參照〕……如草覆地とによるあり。…乃至…。酪を乞ひて食せんに幾何の罪ありや、酪を乞ひて食せんに二種の罪あり、「食せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に提舍尼なり酪を……この二種の罪あり。かの罪は四種の失壞中幾何の失壞に隨件するや……滅せらるゝや。彼の罪は四種の失壞中一種の失壞に隨伴す、行壞になり、七種の罪聚中二種の罪聚に攝す、提舍尼罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり、六種の犯罪等起中四種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、身と語とより生起し意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。四種の諍事中犯罪諍事なり、七種の滅法中三種の……如草覆地とによるあり。

第八　集合章竟る

九―一　かの智者、見者、應供者、正等覺者なる世尊により身觸を樂受することに緣る波羅夷は何處にて制せられしや、誰に因り、何の事に於てなるや、…乃至…何人によりて傳承されしや。かの……世尊によりて樂受することに緣る波羅夷は何處にて制せられしや、舍衛城にて制せられたり……〔一參照〕……身と意とより生起し語よりせ

ざるなり、…乃至…何人によりて傳承されしや、次第傳承されたり、即ち

ウパーリダーサカ……律藏を宣説せりと。

二　罪を覆藏することに緣る波羅夷は何處にて制せられしや、……〔一參照〕……怠務戒に於ける一種の等起によりて生起す。

三　三度まで諫告されて捨てざることに緣る波羅夷は何處にて制せられしや……怠務戒に於ける……。

四　第八事を成ずることに緣る波羅夷は……怠務戒に於ける……。

波羅夷竟る

一　かの……世尊により訴訟比丘尼訴訟をなすことに緣る僧殘は何處にて制せられしや、誰に因りしや……〔一參照〕……と意とより生起するあり…乃至…何人によりて傳承されしや、次第傳承されたり、即ち

ウパーリダーサカ……律藏を宣説せりと。

二　賊女を受具せしむることに緣る僧殘は……と意とより生起するあり。

三　獨りにて村中に入ることに緣る僧殘は……第一波羅夷に於ける……。

四　和合僧によりて法の如く律の如く師教の如く擯せられたる比丘尼を〔羯磨を〕作

せる僧伽の許を得ず、衆の承諾を認めずして解罪することに縁る僧殘は……怠務戒に於ける……。

五　比丘尼染心をもち染心ある男子の手より硬食或は軟食を自手にて受けて食することに縁る僧殘は……第一波羅夷に於ける……。

六「尊姉よ、汝にして染心無くんば彼の男子染心有るも或は染心無きも汝に何をかなさん、いざ尊姉よ、彼の男子の汝に與ふる硬食或は軟食を自手に受けて食噉せよ」と勸むることに縁る僧殘は……生起す。

七　瞋り喜ばざる比丘尼三度まで諫告せれらて捨てざることに縁る僧殘は……怠務戒に於ける……。

八　何等かの諍事にて斥けられし比丘尼三度まで諫告されて捨てざることに縁る僧殘は……怠務戒に於ける……。

九　親近比丘尼三度まで諫告されて捨てざることに縁る僧殘は……怠務戒に於ける……。

83 一〇「尊姉等よ、汝等は相親近して住すべし、汝等は別々に住すること勿れ」と勸めて三度まで諫告されて捨てざることに縁る僧殘は……怠務戒に於ける……。

……乃至……

略を乞ひて食することに緣る提舍尼は……四種の起因によりて生起す。

第一　制處章竟る

一〇ー一　身觸を樂受することに緣り幾何の罪ありや、身觸を樂受することに緣り五種の罪あり、染心をもてる比丘尼染心ある男子の頸骨より下膝より上を捉ふるを樂受すれば波羅夷なり、比丘身をもつて(女人の)身に觸るるは僧殘なり、身をもつて身に著せるものに觸るるは偷蘭遮なり、身に著せるものをもつて身に著せるものに觸るゝは突吉羅なり、指にて擽るは波逸提なり。身觸樂受によりこの五種の罪あり。

二　罪を覆藏することに緣りて幾何の……四種の罪に墮す、比丘尼知りて波羅夷法を覆藏すれば波羅夷なり、疑念ありて覆藏すれば偷蘭遮なり、比丘僧殘を覆藏すれば波逸提なり、行儀の失壞を覆藏すれば突吉羅なり。罪を覆藏することに緣りこの四種の罪に墮す。

三　三度まで諫告されて捨てざることによりて幾何の……五種の罪に墮す、隨擯比丘尼三度まで諫告されて捨てざれば白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語竟りて波羅夷なり、助破僧比丘尼三度まで……捨てざれば僧殘なり、惡見を三度

まで……捨てざれば波逸提なり。三度まで諫告されて捨てざることに縁りこの五種の罪に墮す。

四　第八事を成ずることに縁り幾何の……三種の罪に墮す……〔二參照〕……この三種の罪に墮す。

波羅夷竟る

一　訴訟比丘尼訴訟をなすことに縁りて三種の……〔二參照〕……僧殘なり。

二　賊女を受具せしむることに縁りて三種の……。

三　獨りにて村中に行くことに縁りて三種の……。

四　和合僧により法の如く律の如く師教の如く擯せられたる比丘尼を〔羯磨を〕作せる僧伽の許を得ず、衆僧の承諾を認めずして解罪することに縁り三種の……。

五　染心をもてる比丘尼染心ある男子の手より硬食或は軟食を自手に受けて食することに縁り三種の罪に墮す、「食噉せん」とて捉れば偸蘭遮なり、食咽する毎に僧殘なり、水と楊枝とを捉れば突吉羅なり。

六　「尊姉よ、汝にして染心無くんば……食噉せよ」と勸めることに縁りて三種の……。

七　瞋り喜ばさる比丘尼三度まで諫告されて捨てざることに縁りて三種の……。

八　何等かの諍事にて斥けられし比丘尼三度まで諫告されて捨てざることに縁りて三種の……。

九　親近比丘尼三度まで諫告されて捨てざることに縁りて三種の……。

一〇　「尊姉等よ、汝等は相親近して住すべし、汝等は別々に住すること勿れ」と勧めて三度まで諫告されて捨てざることに縁りて三種の……。

十僧殘竟る

…乃至…

八　酪を乞ひて食することに縁りて幾何の……二種の罪に墮す、「食噉せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に提舍尼なり。酪を乞ひて食することに縁りてこの二種の罪に墮す。

第二　罪數章竟る

一一　身觸を樂受することに縁る罪は四種の失壞中何の……〔三参照〕……二種の失壞に隨伴す、戒壞になるあり、行壞になるあり。…乃至…。酪を乞ひて食することに縁る罪は……行壞になり。

第三　失壞章竟る

一二　身觸を樂受することに緣る罪は七種の罪聚中幾何の……五種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、僧殘罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり。……乃至……。酪を乞ひて食することに緣る罪は……二種の罪聚によりて攝せらる、提舍尼罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり。

第四　攝在章竟る

一三　身觸を樂受することに緣る罪は六種の犯罪等起中何の……〔五參照〕……乃至……。酪を乞ひて食することに緣りての罪は六種の犯罪等起中……意とより生起するあり。

第五　等起章竟る

一四　身觸を樂受することに緣る罪は四種の諍事中……〔六參照〕。

第六　諍事章竟る

一五　身觸を樂受することに緣りての罪は七種の滅法中……〔七參照〕。

第七　滅諍章竟る

一六　身觸を樂受することに緣り幾何の罪に墮するや、身觸樂受によりて五種の罪に墮す樂心をもてる……〔一〇參照〕……指にて擽るは波逸提なり、身觸を樂受すること

によりこの五種の罪に墮す。かの罪は四種の失壞中何の……〔一·八參照〕……幾何の滅法によりて滅せらるゝや。彼の罪は四種の失壞中二種の失壞に隨伴す、戒壞になるあり、行壞になるあり。七種の罪聚中五種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、僧殘罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり。六種の犯罪等起の中一種の……〔一·八〕……如草覆地とによるあり。略を乞ひて食することに因り幾何の……二種の罪に墮す……如草覆地とによるあり。

第八　集合章竟る

比丘尼分別に於ける十六大分解竟る

註❶第五の波羅夷。前四は比丘戒の波羅夷と同じなる故に第五より出す。以下に於ても同樣に比丘戒と共通なるものは略さることを知るべし。

❷四種波羅提木叉讀誦法。比丘の五種の讀誦法より第四の讀誦法を除けるものなり、これ比丘尼戒には二不定なき故なり。(大品第二犍一五參照)。

❸怠務戒(dhuranikkhepa)前の第二波羅夷を云ふなるべし、犯戒者を放貫するは責務を怠る者なる故なり。こは等起法に於ては諫告等起なり。(第四章等起法參照)

❹賊隊戒　比丘戒波逸提六十六なり。(今卷第四章等起法參照)。

等起摂頌 (Samuṭṭhānasīsasaṅkhepo)

SC: Summary of Origins, Pālikanon.de: Zusammenfassung der Entstehungen

三　等起の攝頌

諸行は無常なり苦なり、無我なり、有爲なり、涅槃も施設も無我なりと決定す。

佛月未だ現はれず、佛日未だ來らざる時は彼の〔無常等を〕具分する〔有爲〕法の名目すら❶知られず。種々の困苦を行じ波羅蜜を滿じて大雄者、眼たる者は梵天界を含める〔この世界〕に顯現したまふなり、彼の諸佛は苦を拔き樂を與ふる正法を宣說したまふ――

一切衆生の慈愍者一切有情の最尊者獅子たるアンギーラサ釋迦牟尼は三藏を宣說したまへり、經と論と大功德ある律とを。

律にして若し存せば正法も同じく運轉さるべし。

兩部の毘崩伽犍度とかの戒本(マーティカー)とは糸德ある附隨(パリヴーラ)により結ばれたる華鬘なり。

かの附隨〔に說く❷三種の學處〕の等起法は〔他と混合せず〕決定さる、他の混合せる〔等起〕と〔制戒の〕因緣は上の經中に示さる――故に法を欲する善比丘は附隨を學すべしと。

兩部の毘崩伽に於ける制戒は布薩に誦出す、法の如く等起法を說かん、我が說を聽くべし。

第一波羅夷、第二とそれ以下媒介、諫告、及び長衣、〔羊〕毛、遂句法、及び實有、豫約、賊〔隊〕、說〔法〕、賊女と不聽とによる十三、これ智者によりて思惟されし十三の等起法なり、〔兩部分別の〕一一の等起に於てこゝに同じく示さる。

不淨〔波羅二〕、出精〔僧殘一〕、身觸〔同二〕、不定の第一〔不定一〕、先著〔波羅一六〕、斡旋〔同二九〕、秘密にて比丘尼と共に〔同三〇〕、食事中〔同四三〕、秘密の二〔同四四、四五〕、指〔同五二〕、水中戲〔同五三〕、打〔同七四〕、擧手〔同七五〕、五十三の學法、

頸骨下〔尼、波羅一〕、村中〔尼、僧殘二〕、染心〔同五〕、拍〔尼、波逸三〕、樹膠〔同四〕、洗淨〔同五〕、安居竟〔同四〇〕、敎誡〔同五八〕、隨學和尙〔同六九〕。

この七十六の學〔處〕は身意の行なり、皆第一波羅夷の如く一種の等起なり。

第一波羅夷等起竟る

不與〔波羅二〕、〔人〕體〔同三〕、上人〔同四〕、麁語〔僧殘三〕、自己の爲の婬欲〔同四〕、無

根〔同八〕、異事中〔同九〕、不定の第二〔不定二〕、
奪〔衣〕〔捨墮二五〕、廻入〔同三〇〕、妄語〔波逸一〕、罵〔同二〕、離間〔同三〕、麁非〔同九〕、
堀地〔同一〇〕、草木〔同一一〕、異語〔同一二〕、嫌譏〔同一三〕、
牽出〔同一七〕、故意〔同二〇〕、利養〔同二四〕、足食〔同三六〕、來れ〔同四二〕、輕侮〔同五四〕、恐怖〔同五五〕、隱匿〔同六〇〕、殺命〔同六一〕、
故意虫水〔同六二〕、羯磨〔同六三〕、未滿〔同六五〕、共住〔同六九〕、被擯〔同七〇〕、如法〔同七一〕、疑惑〔同七二〕、無知〔同七三〕、無根〔同七六〕、
疑惱〔同七七〕、如法〔同七九〕、與衣〔同八一〕、廻施個人〔同八二〕、汝に何をか〔尼、僧殘六〕、非時〔尼、捨墮二〕、奪取〔同三〕、誤受〔尼、波逸一八〕、地獄〔呪〕〔同一九〕。
衆僧〔同二六〕、配分〔同二七〕、薄弱〔同二九〕、功德衣〔同三〇〕、惑惱〔同三三〕、住房〔同三五〕、罵〔同五二〕、瞋〔同五三〕、慳嫉〔同五五〕、姙婦〔同六一〕、乳兒婦〔同六二〕、二年〔同六三〕、學法僧不許〔同六四〕、曾嫁女の三〔同六五、六六、六七〕、童女の三〔同七一、七二、七三〕、十二夏未滿〔同七四〕、不乞僧〔同七五〕、
充分〔同七六〕、憂愁〔同七九〕、與欲〔同八一〕、各年〔同八二〕、二人〔同八三〕、この七十[2]學處は三種等起とさる、

即ち第二波羅夷の如く(一)身意により語によらず、(二)語意により身作に非ず、(三)三門によりて生起す。

第二波羅夷等起竟る

媒嫁(僧殘五)、房舍(同六)、精舍(同七)、洗濯(捨墮四)、取衣(同五)、乞衣(同六)、過量(同七)、準備(同八)、兩居士(同九)、使にて(同一〇)、絹(同一一)、純黑(同一二)、二分(同一三)、六年(同一四)、坐具(同一五)、廢忘(同一七)、金銀(同一八)、二の種々(同一九、二〇)、減五綴(同二二)、雨季衣(同二四)、糸(同二六)、指圖(同二七)、戶(波逸一九)、與(同二五)、縫衣(同二六)、餅(同三四)、資具(同四七)、火(同六)、寶(同八四)、針(同八六)、臥床(同八七)、綿(同八八)、尼師壇(同八九)、覆瘡(同九〇)、雨浴衣(同九一)、佛衣(同九二)、乞(尼、捨墮四)、購是(同五)、二の僧伽財(同六、七)、別衆の二(同八、九)、個人(同一〇)、重衣(同一一)、輕衣(同一二)、二の殘飯(尼、波逸八、九)、水浴衣(同二二)、沙門衣(同二八)、

この五十法は凡て六種の等起によりて生起す、(一)身よりし語意よりせず、(二)語よりし身意よりせず、(三)身語よりし意よりせず、(四)身意よりし語よりせず、

（五）語意よりし身よりせず、（六）三門により生起す。此等は媒嫁戒の如く六種等起法なり。

媒嫁等起竟る

破僧〔僧殘一〇〕、隨順〔同一一〕、惡口〔同一二〕、汚〔同一三〕、麁罪〔波逸六四〕、惡見〔同六八〕、與欲〔同八〇〕、哄笑の二〔衆學一一、一二〕、聲の二〔同一三、一四〕、不語〔同四三〕、座床〔同六八〕、低座〔同六九〕、立〔同七〇〕、後〔同七一〕、惡道〔同七二〕、覆〔罪〕〔尼、波羅二〕、隨順〔同三〕、捉〔同四〕、解罪〔尼、僧殘四〕、捨〔同七〕、何等か〔同八〕、親近の二〔同九、一〇〕、打〔尼、波逸二〇〕、縫〔同二三〕、病患〔同三四〕、再び親近〔同三六〕、不滅〔同四五〕、僧園〔同五一〕、自恣〔同五七〕、半月〔同五九〕、弟子の二〔同六八、七〇〕、衣〔同七七〕、隨學〔同七八〕、この三十七法は皆身語意より〔生起〕し皆諫告戒の如く一種の等起なり。

諫告等起竟る

捨迦絺那衣の三〔捨墮一、二、三〕、第一の鉢と藥〔同二一、二三〕、特施〔同二八〕、有難〔同二九〕退出の二〔波逸一四、一五〕、住處〔同二三〕、數々〔同三三〕、不殘食〔同三八〕、請待〔同四六〕、淨施〔同五九〕王の〔同

八三〕、非時〔同八五〕、指圖〔提舍二〕、阿蘭若〔同四〕、
訴訟〔尼、僧殘一〕、蓄積〔尼、捨墮一二〕、食前〔尼、波逸一五〕、食後〔同一六〕、非時〔同一七〕、
五日〔同二四〕、他衣〔同二五〕、住處の二〔同四七、四八〕、
下部〔同六〇〕、座〔同九四〕、この二十九〔法〕は〔一〕身語より〔起り〕意よりせず、〔二〕〔又〕
三門によりて起る、皆迦絺那衣戒と共に等しく二種の等起法なり。

迦絺那衣等起竟る

羊毛〔捨墮一六〕、二の臥宿〔波逸五、六〕、脫脚床〔同一八〕、施食〔同三一〕、別衆〔同三二〕、
非時食〔同三七〕、貯藏〔同三八〕、揚枝〔同四〇〕、裸形者〔同四一〕、
出征軍〔同四八〕、軍陣〔同四九〕、合戰〔同五〇〕、酒〔同五一〕、沐浴〔同五七〕、壞色〔同
五八〕、二の提舍尼〔提舍一、三〕、蒜〔尼、波逸一〕、供給〔同六〕、舞踊〔同一〇〕、
沐浴〔同二一〕、敷物〔同三一〕、臥〔同三二〕、國內〔同三七〕、國外〔同三八〕、雨期中〔同
三九〕、畫堂〔同四一〕、高床〔同四二〕、紡績〔同四三〕、
仕事〔同四四〕、自手〔同四六〕、無比丘住處〔同五六〕、蓋〔同八四〕、車〔同八五〕、袴衣
〔同八六〕、飾身具〔同八七〕、香〔同八八〕、香油〔同八九〕、
比丘尼〔同九〇〕、式叉摩那〔同九一〕、沙彌尼〔同九二〕、白衣女〔同九三〕、不著僧祇

支（同九四）、

（この）四十四罪は（一）身により語意によらず、（二）身意により語によらず、皆羊毛戒と同じく二種の等起法なり。

羊毛等起竟る

句（波逸四）、除外（同七）、不選任（同二一）、日没（同二二）、畜生呪の二（尼波逸四九、五〇）許されずして問ふ（同九五）、

この七學處は（一）語より（起り）身意よりせず、（二）語意によりて生起し身によりて生起せず、皆句法戒の如く二種の等起法なり。

句法等起竟る

道（波逸二七）、船（同二八）、美味（同三九）、女人と（同六七）、剃（尼波逸二）、穀（同七）請（同五四）、八提舍尼、

この十五の學處は（一）身より（生起し）語よりせず意よりせず、（二）身語によりて生起し意によりて生起せず、（三）身意によりて生起し語より生起せず、（四）身語意によりて（生起す）、（これ等は）道戒と共に等しく佛智によりて制せられたる四重の等起なり。

道戒等起竟る

賊除〔波逸六六〕、屏聽〔同七八〕、乞藥〔衆學三七〕、夜〔尼、波逸一一〕、屏〔同一二〕、露〔同一三〕、第七に小路〔同一四〕、

これ等は(一)身意より生起し語より生起せず、(二)(三)門によりて生起す、これ等は日種佛の説かれたる賊除等起〔と同じく〕二種の等起法なり。

賊除等起竟る

世尊は持蓋者に正法を説きたまはず〔衆學五七〕、是の如く持杖者〔同五八〕、持刀者〔同五九〕、持武器者〔同六〇〕にも、

草履〔同六一〕、革屣〔同六二〕、車乘〔同六三〕、臥床〔同六四〕、亂姿〔同六五〕、裹頭〔同六六〕、及び覆面〔同六七〕、十一法を缺くるなし、

これ等は(二)語意によりて生起し身より生起せず、説法戒に於ける如く皆一種の等起とさるゝなり。

説法等起竟る

實有〔波逸八〕は(一)身によりて生起し語よりせず意よりせず、(二)語より生起し身よりせず、(三)身語より生起して意より生起せず、實有〔の上人法〕を説くは實

に三處によりて生起す。

實說等起竟る

賊女〔尼、僧殘二〕は(一)語意によりて生起し身よりせず、(二)三門によりて生起す、この度賊女戒は法王によりて說かれたる自爾の二種等起法なり。

度賊女等起竟る

不聽〔尼、波逸八〇〕は(一)語より生起し身よりせず意よりせず、(二)身語より生起し意より生起せず、(三)語意によりて生起し身よりせず、(四)三門によりて生起す。〔これ〕自爾の四種の等起法なり。

不聽等起竟る

實に十三等起の要畧はよく說かれたり、〔これ〕無癡の因たり、依處たり、導法〔律藏〕の隨順なり、智者はこれを憶持して等起法に於て惑ふことなし。

等起主頭要畧竟る

註❶底本 nāyati はシャム本には ñāyati とす。

❷佛音の註釋(Samantapāsādikā)によれば下に見られるが如く實說戒、賊女戒、不聽戒の三戒の等起は三の戒獨持にして他の戒と混合せず、今「等起法は決定せり」とは、決定せる等起

の」意にてこの三戒の等起を言ふとし、次の「混合せる等起」とはその他の戒に於ける等起を云ふとす。これ等は多くの戒に共通せる等起法なり。以下註と云ふは佛音の註をさす。

❸底本 atthakāminaṁ はシャム本の如く attakāminaṁ とすべし、誤植なり。

❹七十學處　上にあぐるものは七十一あり、最初の第二波羅夷を除きそれ以下を數へたるか。

無間省略 (Antarapeyyālaṃ)

SC: Consecutive Repetitions, Pālikanon.de: Fortlaufende Wiederholung

四 〔一〕 無間省畧

一―一　幾何の罪あり、幾何の罪聚、幾何の修習事、幾何の不恭敬、幾何の恭敬、幾何の修習事、幾何の失壞、幾何の犯罪等起、幾何の口論の根、幾何の非難の根、幾何の和敬法、幾何の破僧事、幾何の諍、幾何の滅〔法〕ありや。

五種の罪あり、五種の罪聚、五種の修習事、七種の罪、七種の罪聚、七種の修習事、六種の不恭敬、六種の恭敬、六種の修習事、四種の失壞、六種の犯罪等起、六種の口論の根、六種の非難の根、六種の和敬法、十八種の破僧事、四種の諍事、七種の滅〔法〕あり。

二　この中何等か五種の罪なる、波羅夷罪、僧殘罪、波逸提罪、惡作罪、これ五種の罪なり。

三　この中何等か五種の罪聚なる、波羅夷罪聚……突吉羅罪聚、これ五種の罪聚なり。

四　この中何等か五種の修習事なる、五種の罪聚〔のそれぞれ〕を離れ、遠ざかり、捨離し、避け、行ぜず、爲さず、墮せず、制し、犯さず、堤防破壞さる、これ五種の修習なり。

五　この中何等か七種の罪なる、波羅夷罪、僧殘罪、偸蘭遮罪、波逸提罪、提舍尼罪、惡作罪、惡説罪これ七種の罪なり。

六　この中何等か七種の罪聚なる、波羅夷罪聚……悪説罪聚、これ七種の罪聚なり。
七　この中何等か七種の修習事なる、七罪聚を離れ……堤防破壊さる、これ七種の修習事なり。
八　この中何等か六種の不敬なる、不敬佛、不敬法、不敬僧、不敬戒、不敬不放逸、不敬和順、これ六種の不敬なり。
九　この中何等か六種の敬なる、敬佛……敬和順、これ六種の敬なり。
一〇　この中何等か六種の修習事なる、六不恭を離れ……堤防(罪聚)破壊さる、これ六種の修習事なり。
一一　その中何等か四種の失壊なる、戒壊、行壊、見壊、命壊、これ四種の失壊なり。
一二　この中何等か六種の犯罪等起なる、(一)罪の身より生起し語よりせず意よりせざるあり、(二)罪の語より生起して身よりせず意よりせざるあり、(三)罪の身と語とより生起して意よりせざるあり、(四)罪の身と意とより生起して語よりせざるあり、(五)罪の語と意とより生起して身よりせざるあり、(六)罪の身と語と意とより生起するあり。これ六種の犯罪等起なり。
一三　この中何等か六種の口論(諍事)の根なる、こゝに比丘あり瞋り恨む心を有す、瞋

り恨む心を有する彼の比丘は〔大〕師に對して恭敬隨順の意なくして住す……〔小品、四・一四・三とその節の終まで同じ、ただこゝには、比丘等よ、の語は常に省略さる〕……是の如くしてこの不善なる口論の根は更に後來起ることなし。これ六種の口論の根なり。

一四　この中何等か六種の非難〔諍事〕の根なる、こゝに比丘あり、瞋り……〔前節と同じ、「口論」と「非難」とす〕……、これ六種の非難の根なり。

一五　この中何等か六種の[1]可念法なる、(一)こゝに比丘あり、同梵行者の中に於て或は顯に或は隱に慈身業を起す、是亦可念法にして能く愛を齎し尊重を齎し、能く攝受、無諍、和合、一趣に導くなり。(二)復次に比丘あり、同梵行者の中に於て……慈語行を……。(三)復次に……慈意行を……導くなり。(四)復次に比丘あり、凡そ如法の所得、法利得は下鉢中所受のものに至るまでもかゝる所得は具戒の同梵行者と相共に受用し分けずして受用すること無し、是亦可念法にして……導くなり。(五)復次に比丘あり、かのあらゆる無缺、無隙、無雜、無穢、自在、智者所讚無執、能發三摩地の戒、是の如き諸戒に於て同梵行者と或は顯に或は陰に戒性を等しくして住す、是亦可念法にして……導くなり。(六)復次に比丘あり、かの聖にして出離せしめ、そを起す者をして正しく苦を盡すに到らしむる見、是の如き見に於て同梵行者と或は顯に或は陰に見性を等くし

て住す、是亦可念法にして……導くなり。これ六種の可念法なり。

一六　この中何等か十八種の破僧事なる、こゝに比丘あり、非法を法と説き……〔大品、一〇・五・四と同じ〕……麤罪に非ざるを麤罪なりと説く、これ十八破僧事なり。

一七　この中何等か四種の諍事なる、口論諍事、非難諍事、罪過諍事、義務諍事、これ四種の諍事なり。

一八　この中何等か七種の滅諍なる、現前毘尼、憶念毘尼、不癡毘尼、自言治、多人語、覓罪相、如草覆地、これ七種の滅なり。

第一　問數章竟る

その攝頌

罪過、罪聚、修習、再び七重、
修習、及び不敬、恭敬と根。
再び修習、失壞、等起、口論、
非難、和敬、破と諍事、
七種の滅は説かれたり、これ十七句なり。

二―一　第一の犯罪等起〔法〕によりて波羅夷を犯ずとは實にしか言はるべからず。

僧殘を犯ずることは「有り」と言はるべし。偸蘭遮を犯ずることは「有り」と言はるべし。提舍尼を……惡作を犯ずることは「有り」と言はるべし、惡說を犯ずるとはしか言はるべからず。

二　第二の犯罪等起によりて……〔一と同じ〕……波逸提を犯ずることは「有り」と言はるべし、提舍尼を犯ずとは實にしか言はるべからず、惡作を犯ずることは「有り」と言はるべし、惡說を犯ずとは實にしか言はるべからず。

三　第三の犯罪等起によりて……〔一と同じ〕。

四　第四の犯罪等起によりて波羅夷を犯ずることは「有り」と言はるべし、僧殘を……〔一と同じ〕。

五　第五の犯罪等起によりて……〔四と同じ〕……提舍尼を犯ずとは實にしか言はるべからず、惡作を犯ずることは「有り」と言はるべし、惡說を犯ずることは「有り」と言はるべし。

六　第六の犯罪等起によりて……〔四と同じ〕。

第二　六種犯罪等起章竟る

三—一　第一の犯罪等起によりて幾何の罪を犯ずるや、第一の犯罪等起によりて五種の罪過を犯ず。比丘諍想にて自ら乞ひて房舍を作るに作處の指示されず量を過

し有難處無行處ならんに、前行は突吉羅なり、〔最後の〕一泥團の未だ塗られざるは偷蘭遮、その泥團の塗られたる時僧殘なり。比丘淨想にて非時に食を取らんに波逸提なり。比丘淨想にて市井に入れる非親里比丘尼の手より堅食或は軟食を自手にて受けて食すれば提舍尼なり。第一の犯罪等起によりてこの五種の罪過を犯ず。

かの諸罪は四種の失壞中幾何の失壞に隨伴するや、七種の罪聚中幾何の罪聚に攝せらるゝや、六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや、四種の諍事中何等の諍事なるや、七種の滅法中幾何の滅法によりて滅せらるゝや。かの諸罪は四種の失壞中二種の失壞に隨伴す、戒壞なる有り行壞なる有り、七種の罪聚中五種の罪聚に攝せらる、僧殘罪聚なるあり、偷蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、提舍尼罪聚なるあり、惡作罪聚なるあり。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせず。四種の諍事中罪過諍事なり。七種の滅法中三種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治とによるあり、現前毘尼と如草覆地とによるあり。

二　第二の犯罪等起によりて幾何の罪を犯ずるや、第二の犯罪等起によりて四種の罪を犯ず。比丘淨想にて命ず、「汝等我が房舍を作れ」と、彼の房舍を造るに作處の指

示されず、過量にして有難處・無行處ならんに、前行は惡作なり、一泥團の未だ塗られざるは偸蘭遮なり、かの泥團の塗られたる時僧殘なり。比丘淨想にて未受具戒者に句を逐ひて法を誦せしむるは波逸提なり。第二の犯罪等起によりてこの四種の罪を犯ず。かの諸罪は四種の失壞中幾何の……〔一參照〕……幾何の滅法によりて滅せらるゝや。彼の諸罪は四種の失壞中二種の失壞に隨伴す、戒壞なるあり行壞なるあり。七種の罪聚中四種の罪聚に攝せらる、僧殘罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、惡作罪聚なるあり。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、語より生起し身よりせず意よりせず。四種の諍事中罪過諍事なり。七種の滅法中三種の滅法によりて滅せらる……〔一〕……如草覆地とによるあり。

三　第三の犯罪等起によりて幾何の……五種の罪を犯ず。比丘淨想にて指定して房舍を作るに作處指示されず過量にして有難處無行處ならんに前行は突吉羅なり、一泥團の未だ塗られざる時は偸蘭遮なり、その泥團の塗られたる時僧殘なり。比丘淨想にて美味の食を自らの爲に乞ひて食すれば波逸提なり。比丘淨想にて比丘尼の指圖するを拒けずして食すれば提舍尼なり。第三の犯罪等起によりてこの五種の罪を犯ず。かの罪過は四種の失壞中幾何の……幾何の滅によりて滅せらるゝや、

かの罪は四種の失壊中二種の失壊に……七種の罪聚中五種の罪聚に攝せらる、僧殘罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、提舍尼罪聚なるあり、惡作罪聚なるあり。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、身と語とより生起し意よりせず。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

四　第四の犯罪等起によりて幾何の……六種の罪を犯ず。比丘不淨法を行ずれば波羅夷なり。比丘不淨想にて自ら乞ひて房舍を作るに作處指示されず過量にし有難處無行處ならんに、前行は惡作なり、一泥團の未だ塗られざる時は偸蘭遮なり、その泥團の塗られたる時僧殘なり。比丘不淨想にて非時に食を取れば波逸提なり。比丘不淨想にて市井に入れる非親里比丘尼の手より堅食又は軟食を自手に受けて食すれば提舍尼なり。第四の犯罪等起によりてこの六種の罪過を犯ず。かの諸罪は四種の失壊中幾何の……滅せらるゝや、かの諸罪は四種の失壊中二種の失壊に……七種の罪聚中六種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、僧殘罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、提舍尼罪聚なるあり、惡作罪聚なるあり。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

五　第五の犯罪等起によりて幾何の……六種の罪過を犯ず。比丘不善の望を持ち貪欲の性にて空無なる上人法を主張すれば波羅夷なり、比丘不浄想にて命ず、「汝等我が房舎を作れ」と、かの房舎を作るに作處の指示されず過量にし有難處無行處ならんに前行は突吉羅なり、一泥團の未だ塗られざる時は偸蘭遮なり、その泥團の塗られたる時僧殘なり。比丘不浄想にて未受具者に句を逐ひて法を誦せしむれば波逸提なり。悪口輕蔑の意なく困惑せしめんとの意なく戯れの爲に卑語をもつて卑賤の者に言ふは悪説なり。第五の犯罪等起によりてこの六種の罪を犯ず。かの諸罪は……滅せらるゝや、かの諸罪は四種の失壊中二種の失壊に……七種の罪聚中六種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、僧殘罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、悪作罪聚なるあり、悪説罪聚なるあり。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、語と意とより生起し身よりせざるなり。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

97 六　第六の犯罪等起によりて幾何の……六種の罪過を犯ず。比丘指定して物を盗り去れば波羅夷なり。比丘不浄想にて指定して房舎を作るに、作處指示されず過量にし有難處・無行處ならんに前行は悪作なり、一泥團の未だ塗られざる時は偸蘭遮な

り、かの泥團の塗られたる時は僧殘なり。比丘不淨想にて美味の食を自らの爲に乞ひて食すれば波逸提なり。比丘不淨想にて比丘尼の指圖するを拒けずして食すれば提舍尼なり。第六の犯罪等起によりてこの六種の罪を犯ず。かの諸罪は……滅せらるゝや、かの諸罪は四種の失壞中二種の失壞に……七種の罪聚中六種の……（四參照）……、惡作罪聚なるあり。六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起するなり。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

第三　六種犯罪等起罪數章竟る

四

身業等起法は見無限者、救世者、見遠離者によりて説かれたり、これによりて生起さるゝ罪過は幾何なる、我これを問ふ、説示せよ、毘崩伽師よ。

身業等起法は見無限者救世者、見遠離者によりて説かれたり、これによりて生起さるゝ罪過は五種なり、我そを汝の爲に説く、毘崩伽師よ。

語業等起法は見無限者……説示したまへ、毘崩伽師よ。

語業等起法は見無限者……生起さるゝ罪過は三種なり、我そを汝の爲に説く、毘崩伽師よ。

身語業等起法は見無限者……生起さるゝ罪過は五種なり……。

身意業等起法は……六種なり……。
語意業等起法は……六種なり……。
身語意業等起法は見無限者、救世者、見遠離者によりて説かれたり、これによりて生起さるゝ罪過は幾何なる、我これを問ふ、説示せよ、毘崩伽師よ
身語意業等起法は見無限者、救世者、見遠離者によりて説かれたり、これによりて生起さるゝ罪過は六種なり、我そを汝の爲に説く、毘崩伽師よ。

第四　犯罪等起論竟る

五—一．戒壞に緣りて幾何の罪を犯ずるや、戒壞によりて四種の罪を犯ず、比丘尼知りて(他比丘尼の)波羅夷法を覆藏すれば波羅夷なり、疑念ありて覆藏すれば偷蘭遮なり、比丘僧殘を覆藏すれば波逸提なり、自身の麤罪を覆藏すれば惡作なり、戒壞によりてこの四種の罪を犯ず。かの諸罪は四種の失壞の中幾何の……滅せらるゝや、かの諸罪は四種の失壞の中二種の失壞に隨伴す、戒壞なるあり、行壞なるあり。七種の罪聚中四種の罪聚によりて攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、偷蘭遮なるあり、波逸提罪聚なるあり、惡作罪聚なるあり。六種の犯罪等起法中一種の等起法によりて生起す、身と語と意とより生起するなり。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

二　行壊によりて幾何の……一種の罪を犯ず、行壊を覆藏すれば悪作なり、行壊によりてこの一種の罪を犯ず。かの罪は四種の失壊中幾何の失壊に随伴するや……乃至……七種の滅法中幾何の滅法によりて滅せらるゝや、かの罪は四種の失壊中一種の失壊に随伴す、行壊なり、七種の罪聚中一種の罪聚に攝せらる、悪作罪聚なり。六種の犯罪等起法中一種の等起法によりて生起す、身と語と意とより生起するなり。四種の諍事中罪過諍事なり、七種の滅法中三種の滅法によりて滅せらる……如草覆地とによるあり。

三　見壊に縁りて幾何の……二種の罪を犯ず、悪見の爲に三度まで諫告されて捨てざれば白によりて悪作なり、羯磨語竟りて波逸提なり、見壊によりてこの二種の罪を犯ず。かの罪は四種の失壊中幾何の……滅せらるゝや、かの罪は四種の失壊中一種の失壊に随伴す、行壊なり。七種の罪聚中二種の罪聚に攝せらる、波逸提罪聚なるあり、悪作罪聚なるあり。六種の犯罪等起法中一種の等起法によりて生起す、身と語と意とより生起するなり。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

四　命壊に縁りて幾何の……六種の罪過を犯ず、活命の因、活命の計より不善の望を持し貪欲の性にて空無なる上人法を主張すれば波羅夷なり、活命の因、活命の計より

媒介を行ずれば僧殘なり、活命の因、活命の計より「汝の精舍に住する比丘は阿羅漢なり」と語り對者了解すれば偸蘭遮なり、活命の因、活命の計より比丘美味の食を自らの爲に乞ひて食すれば波逸提なり、命活の因、活命の計より比丘尼美味の食を自らの爲に乞ひて食すれば提舍尼なり、活命の因、活命の計より無病にして羹或は飯を自らの爲に乞ひて食すれば惡作なり、命壞によりてこの六種の罪を犯ず。

かの諸罪は四種の失壞中……滅せらるゝや、かの諸罪は四種の失壞中二種の失壞に隨伴す、戒壞なるあり、行壞なるあり。七種の罪聚中六種の……〔三・四參照〕……惡作罪聚なるあり。六種の犯罪等起法中六種の等起法によりて生起す、身より生起し語よりせず意よりせざるあり、語より生起し身よりせず意よりせざるあり、身と語とより生起し、意よりせざるあり、身と意とより生起し語よりせざるあり、語と意とより生起し身よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

第五　失壞緣章竟る

六—一　口論諍事に緣りて幾何の罪過を犯ずるや、口論諍事によりて二種の罪を犯ず、受具者を罵詈すれば波逸提なり、未受具者を罵詈すれば突吉羅なり、口論諍事によ

りてこの二種の罪過を犯ず。かの諸罪は四種の失壊中幾何の……滅せらるゝや、かの諸罪は四種の失壊中一種の失壊に随件す、行壊なり。七種の罪聚中二種の罪聚に攝す、波逸提罪聚なるあり、悪作罪聚なるあり。六種の犯罪等起法中三種の等起法によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるあり、語と意とより生起し身よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

100

二　非難諍事に縁りて幾何の……三種の罪過を犯ず、比丘を無根波羅夷法をもつて誹謗すれば僧殘なり、無根の僧殘をもつて誹謗すれば波逸提なり、無根の行壊をもつて誹謗すれば突吉羅なり、非難諍事によりてこの三種の罪過を犯ず。かの諸罪は四種の失壊の中幾何の……滅せらるゝや、かの諸罪は四種の失壊中二種の失壊に随件す、戒壊なるあり、行壊なるあり。七種の罪聚中三種の罪聚に攝せらる、僧殘罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、悪作罪聚なるあり。六種の犯罪等起法中三種の等起法によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるあり、語と意とより生起し身よりせざるあり、身と語と意とより生起するあり。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

三　罪過諍事に縁りて幾何の……四種の罪過を犯ず、比丘尼知りて波羅夷法を覆藏すれば波羅夷なり、疑念ありて覆藏すれば偸蘭遮なり、比丘僧殘を覆藏すれば波逸提なり、行壞を覆藏すれば突吉羅なり、罪過諍事に縁りてこの四種の罪を犯ず。かの諸罪は四種の失壞中幾何の……滅せらるゝや、かの諸罪は四種の失壞中二種の失壞に隨件す、戒壞なるあり行壞なるあり。七種の罪聚中四種の罪聚に攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、惡作罪聚なるあり。六種の犯罪等起法中一種の等起法によりて生起す、身と語と意とより生起するなり。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

四　義務諍事に縁りて幾何の……五種の罪を犯ず、隨擧比丘尼三度まで諫告されて捨てざれば白によりて惡作、二羯磨語によりて偸蘭遮、羯磨語竟りて波羅夷なり、助破僧比丘三度まで諫告されて捨てざれば僧殘なり、惡見の爲三度まで諫告されて捨て
101
ざれば波逸提なり、義務諍事に縁りてこの五種の罪過を犯ず。かの諸罪は四種の失壞中幾何の……滅せらるゝや、かの諸罪は四種の失壞中二種の……七種の罪聚中五種の罪聚によりて攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、僧殘罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、惡作罪聚なるあり。六種の犯罪等起法中一種の等起法に

よりて生起す、身と語と意とより生起するなり。四種の諍事中……如草覆地とによるあり。

五　七種の罪過、七種の罪聚を除きて殘餘の罪過は四種の失壞中幾何の失壞に隨伴するや、七種の罪聚中幾何の罪聚に攝せらるゝや、四種の諍事中何等の諍事なるや、七種の滅法中幾何の滅法によりて滅せらるゝや。七種の罪過、七種の罪聚を除きて殘餘の罪過は四の失壞中何等の失壞にも隨伴せず、七種の罪聚中何等の罪聚にも攝せられず、六種の犯罪等起法中何等の等起法によりても生起せず、四種の諍事中何等の諍事にもあらず、七種の滅法中何等の滅法によりても滅せられず、何が故に、七種の罪過、七種の罪聚を除きて他の罪過は無きが故に。

第六　諍事緣章竟る

無間省畧竟る

その攝頌

問數、等起、同じく罪數、
等起及び失壞、同じく諍事。

滅諍分解 (**Samathabheda**)

SC: Synopsis of Decidings

〔二〕 滅諍分解

七ー一　何等か口論諍事の先行なる、幾何か處、幾何か事、幾何か地、幾何か因、幾何か根なる、幾何の行相によりて口論するや、口論諍事は幾何の滅法によりて滅せらるゝや。

何等か非難諍事の先行なる……〔「口論す」を「非難す」とす〕。

何等か罪過諍事の先行なる……〔「罪を犯す」とす〕。

何等か義務諍事の先行なる……〔「義務を生ず」とす〕。

102 二　何等か口論諍事の先行なる、貪は先行なり、瞋は先行なり、癡は先行なり、不貪は先行なり、不瞋は……不癡は先行なり。幾何か處なる、[2]十八破僧事は處なり、幾何か事なる、十八破僧事は事なり、幾何か地なる、十八破僧事は地なり。幾何か因なる、九因あり、[3]三種の善因、三種の惡因、三種の無記因なり。幾何か根なる、[4]十二根なり、幾何の行相によりて口論するや、二種の行相によりて口論す、如法見或は非法見なり。口論諍事は幾何の滅法によりて滅せらるゝや、口論諍事は二種の滅法によりて滅せらるゝ、現前毘尼と多人語とによりてなり。

三　何等か非難諍事の先行なる、貪は……不癡は先行なり、幾何か處なる、四種の失壞

は處なり、幾何か事なる、四種の失壞は事なり、幾何か地なる、四種の失壞は地なり。幾何か因なる、九因あり、三種の善因、三種の惡因、三種の無記因なり、幾何か根なる、[5]十四根なり。幾何の行相によりて非難するや、二種の行相によりて非難す、事よりし或は罪は幾何の……四よりす。非難諍事種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と憶念毘尼相とによりてなと不癡毘尼と覓罪り。

四　何等か罪過諍事の……不癡は先行なり、幾何か處なる、七種の罪聚は處なり、幾何か事なる、七種の罪聚は事なり、幾何か地なる、七種の罪聚は地なり。幾何か因なる、九因あり……三種の無記因なり。幾何か根なる、六種の犯罪等起法は根なり、幾何の行相によりて……六種の行相によりて罪を犯す、無恥よりし、無知よりし、悪作の性よりし、不淨に淨想なるよりし、淨に不淨想なるよりし、失念よりす。罪過諍事は幾何の…………三種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治と如草覆地とによるなり。

五　何等か義務諍事の……不癡は先行なり、幾何か處なる、四種の羯磨は處なり、幾何か事なる、四種の羯磨は事なり、幾何か地なる、四種の羯磨は地なり。幾何か因なる、九因あり……三種の無記なり。幾何か根なる、一種の根あり、僧伽なり、幾何の行相によりて義務は生ずるや、二種の行相によりて義務は生ず、白よりし或は求聽よりす。義

務諍事は幾何の滅法によりて滅せらるゝや、義務諍事は一種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼なり。

六　幾何の滅法ありや、七種の滅法あり、現前毘尼憶念毘尼・不癡毘尼・自言治・多人語・覓罪相・如草覆地なり、これ七種の滅法なり。事によりて言へばこの七種の滅法は、十種の滅法たり、十種の滅法は七種の滅法なることありや、「有り」と言ふべし、如何が有る、口論諍事に對する二種の滅法、非難諍事に對する四種の滅法、罪過諍事に對する三種の滅法、義務諍事に對する一種の滅法あり、是の如く事によりて言へばこの七種の滅法は十種の滅法たり、十種の滅法は七種の滅法なり。

第七　方便章竟る

八　幾何の滅法は口論諍事に結合するものにして、幾何の滅法は口論諍事に結合せざるものなりや。幾何の滅法は非難諍事に……罪過諍事に……義務諍事に結合するものにして幾何の滅法は義務諍事に結合せざるものなりや。

二種の滅法は口論諍事に結合するものなり、現前毘尼と多人語なり、五種の滅法は非難諍事に結合せざるものなり、憶念毘尼・不癡毘尼・自言治・覓罪相・如草覆地なり。

四種の滅法は非難諍事に結合す、現前毘尼・憶念毘尼・不癡毘尼・覓罪相なり、三種の滅

法は非難諍事に結合せず、多人語・自言治・如草覆地なり。

三種の滅法は罪過諍事に結合す、現前毘尼・自言治・如草覆地なり、四種の滅法は罪過諍事に結合せず、多人語・憶念毘尼・不癡毘尼・覚罪相なり。

一種の滅法は義務諍事に結合す、現前毘尼なり、六種の滅法は義務諍事に結合せず、多人語・憶念毘尼・不癡毘尼・自言治・覚罪相・如草覆地なり。

第八　結合章竟る

九　幾何の滅法は口論諍事の同分にして幾何の滅法は口論諍事の異分なる、幾何の滅法は非難諍事の……罪過諍事の……義務諍事の同文にして幾何の滅法は義務諍事の異分なる。

二種の滅法は口論諍事の同分なり……〔八と同じ、「結合す」、「結合せず」を「同分」、「異分」とす〕。

第九　同分章竟る

一〇　滅法は滅法に結合するものなりや、滅法は滅法に結合せざるものなりや、滅法は滅法に結合するものなることあり、滅法は滅法に結合せざるものなることあり。如何にして滅法は滅法に結合するものたることあり、如何にして滅法は滅法に結合せざるものたることありや。

多人語は現前毘尼に結合し、憶念毘尼不癡毘尼自言治・覓罪相・如草覆地に結合せず。憶念毘尼は現前毘尼に結合し、不癡毘尼自言治・覓罪相・如草覆地・多人語に結合せず。不癡毘尼は現前毘尼に結合し、自言治・覓罪相如草覆地・多人語憶念毘尼に結合せず。自言治は現前毘尼に結合し、覓罪相・如草覆地多人語・憶念毘尼不癡毘尼に結合せず。覓罪相は現前毘尼に結合し、如草覆地多人語憶念毘尼不癡毘尼自言治に結合せず。如草覆地は現前毘尼に結合し、多人語憶念毘尼・不癡毘尼・自言治覓罪相に結合せず。是の如く滅法滅法に結合するあり、是の如く滅法滅法に結合せざるあり。

第十　滅法結合章竟る。

一一　滅法は滅法の同分なりや、滅法は滅法の異分なりや、滅法……〔一〇と同じ、「結合す」「結合せず」を「同分」、「異分」とす〕。

第十一　滅法同分章竟る

一二　滅法は現前毘尼なり、現前毘尼は滅法なり。滅法は多人語なり、多人語は滅法なり。憶念毘尼は……不癡毘尼は……自言治は……覓罪相は……如草覆地なり、如草覆地は滅法なり。

多人語・憶念毘尼不癡毘尼自言治覓罪相・如草覆地、これ等の滅法は滅法にして現前

毘尼にあらず、現前毘尼は滅法にして又現前毘尼なり。

憶念毘尼不癡毘尼自言治覓罪相・如草覆地・現前毘尼、これ等の滅法は滅法にして多人語にあらず、多人語は滅法にして又多人語なり。

…………

現前毘尼多人語・憶念毘尼不癡毘尼自言治・覓罪相、これ等の滅法は滅法にして如草覆地にあらず、如草覆地は滅法にして又如草覆地なり。

第十二　滅法現前毘尼章竟る

一三　毘尼は現前毘尼なり、現前毘尼は毘尼なり……毘尼は如草覆地なり、如草覆地は毘尼なり。

毘尼は現前毘尼なるあり、現前毘尼ならざるあり、現前毘尼は毘尼にして又現前毘尼なり。

毘尼は多人語なるあり……憶念毘尼は……不癡毘尼は……自言治は……覓罪相は……如草覆地なるあり、如草覆地ならざるあり、如草覆地は毘尼にして又如草覆地なり。

第十三　毘尼章竟る。

一四　現前毘尼は善なりや惡なりや無記なりや、多人語は善なりや惡なりや無記なりや、……如草覆地は善なりや惡なりや無記なりや。
現前毘尼は善なるあり無記なるあり、現前毘尼は惡なるなし、多人語は善なるあり惡なるあり無記なるあり、憶念毘尼は……不癡毘尼は……自言治は……覓罪相は……如草覆地は善なるあり惡なるあり無記なるあり。
口諍事は善なりや惡なりや無記なりや、非難諍事は……罪過諍事は……義務諍事は善なりや惡なりや無記なりや。
口論諍事は善なるあり惡なるあり無記なるあり、非難諍事は……無記なるあり、罪過諍事は惡なるあり無記なるあり、罪過諍事の善なるなし、義務諍事は善なるあり惡なるあり無記なるあり。

第十四　善[惡]章竟る

一五―一　多人語の用ひらるゝ所には現前毘尼は用ひらる、現前毘尼の用ひらるゝ所には多人語は用ひらる、そこに憶念毘尼は用ふべからず、そこに不癡毘尼は……自言治は……覓罪相は……如草覆地は用ふべからず。
憶念毘尼の用ひらるゝ所には現前毘尼は用ひらる、現前毘尼の用ひらるゝ所には

憶念毘尼は用ひらる、そこに不癡毘尼は用ふべからず……〔一〇と比較すべし〕。

……………

如草覆地の用ひらるゝ所には現前毘尼は用ひらる、現前毘尼の用ひらるゝ所には如草覆地は用ひらる、そこには多人語は用ふべからず、そこには憶念毘尼は……不癡毘尼は……自言治は……覓罪相は用ふべからず。

二　多人語の所は現前毘尼の所なり、現前毘尼の所は多人語の所なり、そこは憶念毘尼の所にあらず、そこは……〔一參照、こゝには用ひらるの語を省略す〕。

憶念毘尼の所は現前毘尼の所なり、現前毘尼の所は憶念毘尼の所なり、そこは……

現前毘尼を根となして……乃至……

如草覆地の所は現前毘尼の所なり、現前毘尼の所は如草覆地の所なり、そこは多人語の所にあらず、……そこは覓罪相の所にあらず。

輪法省畧

第十五　處章竟る

一六　現前毘尼と多人語とによりて諍事を滅する時は多人語を用ふる所には現前毘尼を用ふることを得、現前毘尼を用ふる所には多人語を用ふることを得、そこに憶

念毘尼を用ふべからず、そこに不癡毘尼を……如草覆地を用ふべからず。

現前毘尼と憶念毘尼とにて諍事を滅する時には、憶念毘尼を……

…………

現前毘尼と如草覆地とにて諍事を滅する時には、如草覆地を用ふる所には現前毘尼を用ひ得、現前毘尼を用ふる所には如草覆地を用ひ得、そこに多人語を用ふべからず、そこに憶念毘尼を用ふべからず……そこに覓罪相を用ふべからず。

第十六　時章竟る

一七　諍事と云ひ或は滅法と云ひこれ等の法は親近するものなりや親近せざるものなりや、又これ等の法の相違は分離して示し得るや。諍事と云ひ滅法と言ひこれ等の法は親近せざるものにして親近するものにあらず、又これ等の法の……示し得と言はゞ彼は實に是の如くならずと言はるべし。諍事と言ひ滅法と言ひこれ等の法は親近するものにして親近せざるものに非ず、これ等の法の相違を分離して示し得ず。何故に、世尊說き給はずや、『諸比丘よ、これ四種の諍事なり、七種の滅法なり、諍事は滅法によりて滅せらる滅法は諍事によりて滅せらる、是の如くこれ等の法は親近するものにして親近せざるものにあらず、又これ等の法の相違を……示し得ず』と。

第十七　親近章竟る

一八　口論諍事は幾何の滅法によりて滅せらるゝや、非難諍事は……罪過諍事は……義務諍事は……幾何の滅法によりて滅せらるゝや。

口論諍事は二種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と多人語とによりてなり。非難諍事は四種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と憶念毘尼と不癡毘尼と覓罪相とによりてなり。罪過諍事は三種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治と如草覆地とによりてなり。義務諍事は一種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼なり。

口論諍事と非難諍事とは幾何の滅法によりて滅せらるゝや、口論諍事と非難諍事とは五種の〔……〕現前毘尼と多人語と憶念毘尼と不癡毘尼と覓罪相とによりてなり。

口論諍事と罪過諍事とは幾何の……四種の……現前毘尼と多人語と自言治と如草覆地とによりてなり。

108 口論諍事と義務諍事とは幾何の……二種の……現前毘尼と多人語とによりてなり。

非難諍事と罪過諍事とは幾何の……六種の……現前と憶念と不癡と自言と覓罪と草覆とによりてなり。

非難諍事とは幾何の……四種の……現前と憶念と不癡と覓罪とによりてなり。

罪過諍事と義務諍事とは幾何の……三種の……現前と自言治と草覆とによりてなり。

口論諍事と非難諍事と罪過諍事とは幾何の……七種の……現前と多人と憶念と不癡と自言と覓罪と草覆とによりてなり。

口論諍事と非難諍事と義務諍事とは幾何の……五種の……現前と多人と憶念と不癡と覓罪とによりてなり。

口論諍事と罪過諍事と義務諍事とは幾何の……六種の……現前と憶念と不癡と自言と覓罪と草覆とによりてなり。

口論諍事と非難諍事と罪過諍事と義務諍事とは幾何の……七種の……現前毘尼と多人と憶念と不癡と自言と覓罪と如草覆地とによりてなり。

第十八　滅法章竟る

一九　口論諍事は幾何の滅法によりて滅せられ幾何の滅法によりて滅せられざるや、非難諍事は……罪過諍事は……義務諍事は幾何の滅法によりて滅せられ幾何の

滅法によりて滅せられざるや。

口論諍事は二種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と多人語とによりてなり、五種の滅法によりて滅せられず、憶念毘尼と不癡毘尼と自言治と覓罪相と如草覆地とによりてなり。

非難諍事は四種の……滅せらる、現前と憶念と不癡と覓罪とによりてなり、三種の……滅せられず、多人と自言と草覆とによりてなり。

罪過諍事は三種の……滅せらる、現前と自言と草覆とによりてなり、四種の……滅せられず、多人と憶念と不癡と覓罪とによりてなり。

義務諍事は一種の……滅せらる、現前毘尼なり、六種の……滅せられず、多人と憶念と不癡と自言と覓罪と草覆とによりてなり。

口論諍事と非難諍事とは幾何の滅法によりて滅せられ幾何の滅法によりて滅せられざるや、口論諍事と非難諍事とは五種の……滅せらる、現前毘尼と多人と憶念と不癡と覓罪とによりてなり、二種の……滅せられず、自言と草覆とによりてなり。

口論諍事と罪過諍事とは幾何の……四種の……滅せらる、現前と多人と自言と草覆とによりてなり、三種の……滅せられず憶念と不癡と覓罪とによりてなり。

口論諍事とは幾何の……二種の……滅せらる、現前と多人とによりてなり、五種の……滅せられず憶念と不癡と自言と覓罪と草覆とによりてなり。

非難諍事とは幾何の……六種の……滅せらる憶念と不癡と自言と覓罪と草覆とによりてなり、一種の……滅せられず、多人語によりてなり。

非難諍事と義務諍事とは幾何の……四種の……滅せらる、現前と憶念と不癡と覓罪とによりてなり、三種の……滅せられず多人と自言と草覆とによりてなり。

罪過諍事と義務諍事とは幾何の……三種の……滅せらる、現前と自言治と草覆とによりてなり、四種の……滅せられず多人と憶念と不癡と覓罪とによりてなり。

口論諍事と非難諍事と罪過諍事とは幾何の……七種の……滅せらる、現前と多人と憶念と不癡と自言と覓罪と草覆とによりてなり。

口論諍事と非難諍事と義務諍事とは幾何の……五種の……滅せらる、現前と多人と憶念と不癡と覓罪とによりてなり、二種の……滅せられず、自言と草覆とによりてなり。

非難諍事と罪過諍事と義務諍事とは幾何の……六種の……滅せらる、現前と憶念と不癡と自言と覓罪と草覆とによりてなり、一種の……滅せられず、多人語によりて

なり。

口論諍事と非難諍事と罪過諍事と義務諍事とは幾何の……七種の……滅せらる、現前と多人と憶念と不擬と自言と覓罪と草覆とによりてなり。

第十九　滅不滅章竟る

二〇　滅法は滅法によりて滅せらるゝや、滅法は諍事によりて滅せらるゝや、諍事は滅法によりて滅せらるゝや諍事は諍事によりて滅せらるゝや。

滅法は滅法によりて滅せらるゝことあり滅法は滅法によりて滅せられざることあり、滅法は諍事によりて滅せらるゝことあり滅法は諍事によりて滅せられざることあり、諍事は滅法によりて滅せらるゝことあり諍事は滅法によりて滅せられざることあり、諍事は諍事によりて滅せらるゝことあり諍事は諍事によりて滅せられざることあり。

云何が滅法滅法によりて滅することあり、云何が滅法滅法によりて滅せられざることありや。多人語は現前毘尼によりて滅せられ、憶念毘尼によりて滅せられず、不擬毘尼によりて滅せられず自言治によりて……覓罪相によりて……如草覆地によりて滅せられず。憶念毘尼は現前毘尼によりて滅せられ、不擬毘尼……〔四・一〇と比較〕

せよ)……如草覆地は現前毘尼によりて滅せられ、多人語によりて滅せられず、憶念毘尼によりて……不癡毘尼によりて……自言治によりて……覓罪相によりて滅せられず。是の如く滅法滅法によりて滅せらるゝことあり、是の如く滅法滅法によりて滅せられざることあり。

云何が滅法諍事によりて滅せらるゝことあり、云何が滅法諍事によりて滅せられざることありや。現前毘尼は口論諍事によりて滅せられ、非難諍事によりて滅せられず、罪過諍事によりて滅せられず義務諍事によりて滅せらる。多人語は口論諍事によりて滅せられ、非難によりて滅せられず、罪過によりて滅せられず義務によりて滅せられず。憶念毘尼は口論諍事によりて滅せられず、非難によりて滅せられ、罪過によりて滅せられず、義務によりて滅せられず。不癡毘尼は口論諍事によりて滅せられず、非難によりて滅せられず、罪過によりて滅せられず、義務によりて滅せられず。自言治は口論諍事によりて滅せられず、非難によりて滅せられず、罪過によりて滅せられ、義務によりて滅せられず。覓罪相は口論諍事によりて滅せられず、非難によりて滅せられず、罪過によりて滅せられず、義務によりて滅せられず。如草覆地は口論諍事によりて滅せられず、非難によりて滅せられず、罪過によりて滅せられず、義

務によりて滅せられず。是の如く滅法諍事によりて滅せらるゝことあり、是の如く滅法諍事によりて滅せられざることあり。

云何が諍事滅法によりて滅し云何が諍事滅法によりて滅せられざる。口論諍事は現前毘尼と多人語とによりて滅せられ憶念毘尼と不癡と自言と覓罪と草覆とによりて滅せられず。非難諍事は現前と憶念と不癡と覓罪とによりて滅せられ多人と自言と草覆とによりて滅せられず。罪過諍事は現前と自言と草覆とによりて滅せられ多人と憶念と不癡と覓罪とによりて滅せられず。義務諍事は現前によりて滅せられ多人と憶念と不癡と自言と覓罪と草覆とによりて滅せられず。是の如く諍事滅法によりて滅せらるゝことあり、是の如く諍事滅法によりて滅せられざることあり。

云何が諍事諍事によりて滅せらるゝことあり、云何が諍事諍事によりて滅せられざることありや。口論諍事は口論諍事によりて滅せられず、非難諍事によりて滅せられず罪過によりて滅せられず義務諍事によりて滅せらる。非難諍事は……罪過諍事は……義務諍事は口論諍事によりて滅せられず、非難によりて滅せられず、罪過によりて滅せられず義務諍事によりて滅せらる。是の如く諍事は諍事によりて滅

せらるゝことあり、是の如く諍事は諍事によりて滅せられざることあり。

六種の滅法と四種の諍事とは現前毘尼によりて滅せらる、現前毘尼は何れかによりて滅せらる。

第二十　滅諍章竟る

二一　口論諍事は四種の諍事中何れの諍事を生起せしむるや、口論諍事は四種の諍事中何れの諍事をも生起せしめず、而も口論諍事を縁として四種の諍事生ず、此事如何、こゝに比丘等あり、これは法なり非法なり、律なり非律なりと争はんに……（小品、四・一四・二）……これを口論諍事となす。口論諍事に於て僧衆争論するは口論諍事なり、口論する時非難するは非難諍事なり、非難する時罪を犯ずるは罪過諍事なり、この罪に對して僧伽羯磨をなすは義務諍事なり、是の如く口論諍事を縁として四種の諍事生ず。

非難諍事は四種の諍事中……（同前）……たゞ非難諍事を縁として四種の諍事生ずるのみ、此の事如何、こゝに比丘等あり、比丘を非難せん……（小品、四・一四・二）……これを非難諍事となす。非難諍事に於て僧衆口論するは口論諍事なり、口論する時……（同前）……是の如く非難諍事を縁として四種の諍事を生ず。

罪過諍事は四種の諍事中……たゞ罪過諍事を縁として四種の諍事生ずるのみ、此の事如何、五種の罪衆……(小品、四・一四・二)……これを罪過諍事となす。罪過諍事に於て僧衆口論するは口論諍事なり、口論する時……是の如く罪過諍事を縁として四種の諍事生ず。

義務諍事は四種の諍事中……たゞ義務諍事を縁として四種の諍事生ずるのみなり、此の事如何、僧伽の行ふべき義務……[6](小品、四・一四・二)……これを義務諍事となす。義務諍事に於て僧衆口論するは口論諍事なり、口論する時……是の如く義務諍事を因として四種の諍事を生ず。

第二十一　等起章竟る

二二　口論諍事は四種の諍事中何れの諍事に隨ひ何れに依り何れに屬し何れの諍事に攝せらるゝや。非難諍事は……罪過諍事は……義務諍事は四種の諍事中何れの諍事に隨ひ……何れの諍事によりて攝せらるゝや。

口論諍事は四種の諍事中口論諍事に隨ひ口論諍事に依り口論諍事に屬し口論諍事に攝せらる。非難諍事は四種の諍事中非難諍事に隨ひ……罪過諍事は……義務諍事は……義務諍事に攝せらる。

口論諍事は七種の滅法中幾何の滅法に随ひ幾何の滅法に依り幾何の滅法に屬し、幾何の滅法に攝せられ幾何の滅法によりて滅せらるゝや。非難諍事は……罪過諍事は……義務諍事は七種の滅法中幾何の滅法に随ひ……幾何の滅法によりて滅せらるゝや。

口論諍事は七種の滅法中二種の滅法に随ひ二種の滅法に依り二種の滅法に屬し二種の滅法に攝せられ二種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と多人語とによりてなり。非難諍事は七種の滅法中四種の滅法に随ひ……四種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と憶念毘尼と不癡毘尼と覓罪相とによりてなり。罪過諍事は七種の滅法中三種の滅法に随ひ……三種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼と自言治と如草
113 覆地とによりてなり。義務諍事は七種の滅法中一種の滅法に随ひ……一種の滅法によりて滅せらる、現前毘尼によりてなり。

[7]〔第二十二　随伴章竟る〕

滅法分解竟る

その攝頌

完く収められたる諍事結合するもの、〔同〕分、

滅法は滅法に結合するもの、同分。

滅法と現前、毘尼、善品、

處、時、親近、滅せらる、滅せられず、

滅と諍と、生起、及び隨伴。

註❶可念法 sāraṇīya-dhamma 集異門足論(玄奘)には可喜と譯す。增支部、長部、中部等の諸典にこの法は屢々說かる。

❷十八破僧事 aṭṭhārasa bhedakaravatthūni 大品、一〇・五・四參照。

❸三種の善因、三種の惡因 小品四・一四・三參照。

❹十二根 同上參照。

❺十四根 小品四・一四五參照。

❻底本に Cullav. I, とするは誤りなり。

❼底本及びシャム本に無きも補ひ見るべきなり。

問犍度章 (Khandhakapucchāvāro)

SC: Questions on the Khandhakas, Pālikanon.de: Die Frage „Wieviele?“

五 問犍度章

一 我受具〔犍度〕を問はん因縁を具し、解釋を具して、〔その〕尊高の句に〔それぞれ〕幾何の罪ありや。我受具を答説せん、因縁を具し、解釋を具して、尊高の句中❶二種の罪あり。

二 我布薩を問はん、因縁……❷三種の罪あり。

三 我雨安居を問はん、因縁……❸一種の罪あり。

四 自恣を……❹三種の罪あり。

五 皮革と結合せるに……❺三種の罪あり。

六 藥を……❻三種の罪あり。

七 迦絺那衣を……何等の罪もなし。

八 衣と結合せるに……❼三種の罪あり。

九 瞻波を……❽一種の罪あり。

一〇 憍賞彌を……一種の罪あり。

一一 羯磨犍度を……一種の罪あり。

一二　別住を……一種の罪あり。
一三　集を……一種の罪あり。
一四　滅諍を……[9]二種の罪あり。
一五　小事を……[10]三種の罪あり。
一六　坐臥處を……[11]三種の罪あり。
一七　破僧を……[12]二種の罪あり。
一八　傪法を……一種の罪あり。
一九　遮〔說戒〕を……一種の罪あり。
二〇　比丘尼犍度を……[13]二種の罪あり。
二一　五百〔集法〕を……何等の罪なし。
二二　七百〔集法〕を……何等の罪なし。

その攝頌

受具、布薩、雨安居、自恣、
皮革、藥、迦絺那、衣、瞻波。

第一　問犍度章竟る

拘睒彌犍度、羯磨、別住、集、滅、小事、坐具、破僧、行儀遮、比丘尼、五百、七百。

註❶二種の罪、受戒犍度中に說く罪に二種ありとす、註釋によれば二十歲未滿のものに具足戒を授くるは波逸提にして、その他の句中に說ける罪は悉く突吉羅罪なりとすと云ふ(受戒犍度參照)。以下に於て罪の數を說くも同樣にその犍度中に說かれる罪の種類を言ふなり。

❷僧伽の不和分裂をなさんとて布薩をなすは偷蘭遮、擧罪されたる者と共に布薩をなすは波逸提、その他は突吉羅なり。

❸安居犍度には突吉羅の一罪のみなり。

❹布薩犍度に於けると同じ。

❺牛を得て殺さしむるは波逸提、染心をもつて陰部に觸るゝは偷蘭遮、その他は突吉羅なり。

❻註に、「凡て二指に於て偷蘭遮、(一人の招を受けて而も餘人の)軟き粥を食するは波逸提、その他は突吉羅なり」とす。

❼草木衣は偷蘭遮、長衣は捨墮、その餘は突吉羅なり。

❽以下一種の罪は皆突吉羅なり。

❾與欲者憤れば憤ること波逸提なり(小品四・一四・一六)、その餘は突吉羅なり。

❿己が生支を切るは偷蘭遮、反du罵するは波逸提、餘は突吉羅なり。

⓫重物を分配するは偸蘭遮、僧伽物を精舎より出すは波逸提、餘は突吉羅なり。

⓬破僧者に随へる者は偸蘭遮、別衆食せるは波逸提なり。

⓭自恣を行はざる者は波逸提、餘は突吉羅なり。

増一法 (Ekuttarikanayo)

SC: As to Graduation, Pālikanon.de: Beilegung von Entzweiung

六　増一法

〔一法〕

一　生罪法(六種犯罪等起法)は知らるべし、生無罪法(七種滅法)は知らるべし、有罪は知らるべし、無罪は知らるべし、輕罪は知らるべし、重罪は知らるべし、有殘罪は知……無殘罪(波羅夷)は知……麤罪(波羅夷、僧殘)は知……不麤罪は知……[1]有懺除罪は……無懺除罪は……[2]敎誡罪は……非敎誡罪は……障罪(故意犯)は……不障罪……有罪制(世間罪)は……無罪制(制罪)は……[3]作業所起罪は……不作業所起罪は……作業不作業所起罪は……前罪は……後罪は……前罪の中間罪は……後罪の中間罪は……懺悔されたる數量に到れる罪は……懺悔されたる數量に到らざる罪は……制は……隨制は……不隨犯制は……遍通制は……限定制は……共通制は……不共通制は……一部衆制は……兩部衆制は……麤罪は……非麤罪は……居士に關係せる罪は……居士に關係せざる罪は……[4]決定罪は……不決定罪は……初作の人は……非初作の人は……偶然の犯罪人は……常習的犯罪人は……呵責人は……被呵責人は……非法呵責は…

……非法被呵責は……如法呵責人は……如法被呵責人は……決定人は……不決定人は……不適能罪人(佛・緣覺)は……適能罪人(聲聞)は……被擧人は……順被擧人は……擯滅人は……不擯滅人は……共住人は……不共住人は……禁止は知るべし。

一法竟る

その攝頌

造作罪、輕、有殘、麤、
懺、教誡、障、犯、作業、
作業、不作業、前、中間、到、數、
制、[5]不隨(犯制)全、共通、一部。
重、居士、不定、初、偶然、呵責
非法、如法、決定、不適、被擯、擯滅、
共住及び禁止、これ一法に於ける頌なり。

〔二〕二法

二 罪の想解脱なるあり(有意犯)、罪の想解脱にあらざるあり。等至を得たる者の罪あり(波逸提八)、等至を得たるものゝ罪にあらざるあり(波羅夷四)。罪の正法に關する

ものあり〔波逸提四〕、罪の正法に關せざるものあり〔僧殘三〕。罪の自己の資具に關するあり、罪の他の資具に關するあり。罪の自己の身に關するあり、罪の他の身に關するあり。眞實を説きて重罪に墮し虛妄を語りて輕罪なるあり、虛妄を語りて重罪に墮し眞實を説きて輕罪なるあり。罪の地に在りて犯じ虛空に在りてにあらざるあり、罪の虛空にありて犯じ地に在りてに非ざるあり。罪の出去する時犯じ入來する時にあらざるあり、罪の入來する時犯じ出去する時にあらざるあり。罪の取り入れて犯ずるあり〔尼波逸提五〕、罪の取り入れずして犯ずるあり〔捨墮一五〕。罪の自己に行じて犯ずるあり、罪の自己に行ぜずして犯ずるあり。罪の作業して……作業せずして犯ずるあり。罪の與へて……與へずして犯ずるあり。罪の受取りて……受取らずして犯ずるあり。罪の受用して……受用せずして犯ずるあり。罪の夜犯じて晝にあらざるあり、罪の晝犯じて夜にあらざるあり。罪の夜明に……夜明にあらざるに犯ずるあり。罪の……切斷して……切斷せずして犯ずるあり。罪の覆藏して……覆藏せずして犯ずるあり。罪の著用して……著用せずして犯ずるあり。

二種の布薩あり、十四日布薩と十五日布薩なり。二種の羯磨あり、求聽羯磨・單白羯磨なり。復二種の羯磨あり、白二羯磨・白四羯磨なり。二種の羯磨事あり、求聽羯磨事・

單白羯磨事なり。復二種の羯磨事あり、白二羯磨事・白四羯磨事なり。二種の羯磨不成あり、求聽羯磨不成・單白羯磨不成なり。復二種の羯磨不成あり、白二羯磨不成、白四羯磨不成なり。二種の羯磨成就あり、求聽羯磨の成就・單白羯磨の成就なり。復二種の羯磨の成就あり、白二羯磨の成就・白四羯磨の成就なり。二種の異住處者地あり、自ら自身を異住處者とす、和合僧彼罪を認めず懺悔せず或は捨せざるにより彼を擧するなり。二種の同住處者地あり、自ら自身を同住處者とす、和合僧彼に不見不懺不捨に對する擧罪を解するなり。二種の波羅夷あり、比丘と比丘尼とのものなり。二種の僧殘あり、二種の偸蘭遮あり、二種の波逸提あり、二種の提舍尼あり、二種の惡作あり、二種の惡説あり、比丘と比丘尼のものなり。七種の罪と七種の罪聚あり。二種の行相によりて僧伽は分裂さる羯磨により或は籌を行ずることによりてなり。二種の人は受具すべからず年時賤劣、支分賤劣なり。復二種の人は受具すべからず、事の失壞せるもの行惡なるものなり。復二種の人は受具すべからず、〔鉢衣を〕具足せざるもの具足して乞はざるものなり。二種の人に依止して住すべからず、無慚者と無恥者となり。二種の人に依止を與ふべからず、無慚者と慚愧者にして乞はざる者なり。二種の人に依止を與ふべからず、無恥者と恥者にして乞はざる者なり。二種の人は

罪を犯すことなし佛と辟支佛なり。二種の人は罪を犯すことあり、比丘と比丘尼なり。二種の人は故意に罪を犯すことなし、聖位にある比丘と比丘尼なり。二種の人は故意に罪を犯すことあり、凡夫の比丘と比丘尼なり。二種の人は故意に違犯事を行ずることなし、聖位にある比丘と比丘尼なり。二種の人は故意に違犯事を行ずることあり、凡夫の比丘と比丘尼なり。二種の呵責あり、身によりて呵責し或は語によりて呵責するなり。二種の失去あり、未だ失去を得ざる人あり、僧伽彼を失去せしむるに一類のものは善失去たり一類のものは惡失去なり。二種の解罪あり、未だ解罪を得ざる人あり、僧伽彼を解罪せしめんに一類のものは善解罪たり一類のものは惡解罪なり。二種の自言あり、身によりて自言し或は語によりて自言するなり。二種の領受あり、身によりて領受し身に著せるものによりて領受するなり。二種の制拒あり、身によりて拒否し或は語によりて制拒するなり。二種の違害あり、戒の違害と受用物の違害なり。二種の嫌譏あり、身によりて嫌譏し或は語によりて嫌譏するなり。二種の迦絺那衣の執持あり、住處執持と衣執持なり。二種の迦絺那衣の不執持あり、住處不執持と衣不執持なり。二種の衣あり、受領衣と糞掃衣となり。二種の鉢あり、鐵鉢と泥鉢なり。二種の壇あり錫製のものと鉛製のものなり。二種の鉢の受

持あり、身によりて受持し或は語によりて受持す。二種の衣の受持あり、身によりて受持し或は語によりて受持す。二種の淨施あり、對面淨施と展轉淨施なり。二種の律あり、比丘律と比丘尼律なり。二種の調伏あり、制と制の隨順なり。二種の律の制欲あり、不淨に於ては提防破れ[て行ずることなく]、淨に於ては量に應じて行ずるなり。二種の行相によりて罪を犯す、或は身によりて犯じ或は語によりて犯ずるなり。二種の行相によりて罪より出づ、身によりて出で或は語によりて出づ。二種の別住あり、覆藏別住非覆藏別住なり。復二種の別住あり、[6]淸淨邊別住、[7]合一別住なり。二種の摩那埵（マーナッタ）あり、覆藏摩那埵不覆藏摩那埵なり。復二種の摩那埵あり、半月摩那埵と合一摩那埵なり。二種人の夜斷あり、別住者の夜斷と行摩那埵人の夜斷なり。二種の不恭敬あり、人不恭敬と法不恭敬なり。二種の塩あり、自然にあるもの製造せるものなり。復二種の塩あり、海塩・黒塩なり。復二種の塩あり、岩塩、厨房塩なり。復二種の塩あり、ローマカ塩、パッカーラカ塩なり。二種の受用あり、内受、外受なり。二種の惡罵あり、卑罵と貴罵となり。二相によりて離間語あり、愛好を得んが爲、或は離間せしめんが爲なり。二相によりて別衆食となる、請待せらるゝことよりし或は乞食することよりす。二種の入安居あり、前安居と後安居なり。

二種の非法遮波羅提木叉あり。二種の如法遮波羅提木叉あり。二種の愚癡人あ
り、未だ(自己の分として)來らざる義務をなすものと、已に來れる義務をなさゞるもの
なり。二種の有智人あり、未來の義務をなさゞるものと、已來の義務をなすものなり。
復二種の愚癡人あり不淨に於て淨想なるものと淨に於て不淨想なるものなり。二
種の有智人あり不淨に於て不淨想なるものと淨に於て淨想なるものなり。復二種
の愚癡人あり、無罪に於て罪想なるものと、罪に於て無罪想なるものとなり。二種の
有智人あり罪に於て罪想なるものと、無罪に於て無罪想なるものとなり。復二種の
愚癡人あり、非法に於て法想なるものと、法に於て非法想なるものとなり。二種の有
智人あり非法に於て非法想なるものと、法に於て法想なるものとなり。復二種の愚
癡人あり非律に於て……律に於て……ものとなり。二種の有智人あり、非律に於て
……。二種の人の漏は增長す、畏愼すべからざるを畏愼するものと、畏愼すべきを畏
119 愼せざるものとなり。二種の人の漏は增長せず、畏愼すべからざるを畏愼せざるも
のと畏愼すべきを畏愼するものとなり。復二種の人の漏は增長す、不淨に於て淨想
なるものと、淨に於て不淨想なるものとなり。二種の人の漏は增長せず、不淨に於て
不淨想なるものと淨に於て淨想なるものとなり。復二種の人の漏は增長す、無罪に

於て非想なるものと……。二種の人の漏は増長せず、無非に於て無非想なるものと……。復二種の人……増長す、非法に於て法想なるものと……。二種の人……増長せず、非法に於て非法想なるものと……。復二種の人……増長す、非律に於て……。二種の人の漏は増長せず、非律に於て非律想なるものと律に於て律想なるものとなり。

二法竟る

その攝頌

想、得、正法、資具人、
眞實、地出、去、取去持。
作業、與、受取、受用、夜、
夜明、切斷、覆藏、著彼、布薩。
自恣、羯磨、復(羯磨)、事、復不成、
復二種成就、別異、和合。
波羅夷、僧殘、偸蘭遮、波逸提、提舍尼、
惡作、惡說、七罪聚。
分裂、受具、復二種の不可住、

不可與、不能犯」、能犯」。
故意、違犯、呵責、失去、
解罪、同意、領受、制拒。
違害、嫌譏、迦絺那衣の二
衣、鉢、壇、二種の受持。
淨施、律、調伏制欲、
犯、生起、別住、復の二種。
二種の摩那埵、復夜斷、不恭敬、
二種の塩、三の復、受用、惡罵。
離間別衆、雨安居、遮、重荷淨、
無罪、非法、法、律、漏。

〔三法〕

120
三　罪の世尊在世に於て犯じ入滅後に犯ぜざるあり、罪の世尊入滅後に於て犯じ在世に犯ぜざるあり、罪の世尊在世にも入滅後にも犯ずるあり。罪の時中に於て犯じ非時に犯ぜざるあり、罪の非時に犯じ時中に犯ぜざるあり、罪の時中にも非時にも犯

ずるあり。罪の夜中に犯じ日中に犯ぜざるあり、……日中に犯じ夜中に犯ぜざるあり、……夜中にも日中にも犯ずるあり。罪の十夏にして犯じ十夏未満に犯ぜざるあり、……十夏未満に犯じ十夏に犯ぜざるあり、……十夏にも十夏未満にも犯ずるあり。罪の五夏にして犯じ五夏未満に犯ぜざるあり……。罪の善心にて犯ずるあり、罪の不善心にて犯ずるあり罪の無記心にて犯ずるあり。罪の樂受を具して犯ずるあり、罪の苦受を具して犯ずるあり罪の不苦不樂受を具して犯ずるあり。三種の呵責事あり、見により聞により疑によるなり。三種の集籌法あり、秘密、公開、耳語なり。三種の制拒〔さるべき〕あり、多欲、不知足、〔煩惱の〕不損減なり、三種の許容〔さるべき〕あり、少欲、知足、損減なり。復三種の制拒あり、多欲、不知足、不知量なり、三種の許容あり、少欲、知足、知量なり。三種の制あり、制・隨制・不隨犯制なり。復三種の制あり、遍通制・限定制・共通制なり。復三種の制あり、不共通制、一部衆制・兩部衆制なり。罪の愚癡者犯じ有智者の犯ぜざるあり、罪の有智者犯じ愚癡者の犯ぜざるあり、罪の愚癡者も有智者も犯ずるあり。罪の黑月中に犯じ白月中に犯ぜざるあり……白月中に犯じ黑月中に犯ぜざるあり……黑月中にも白月中にも犯ずるあり。黑月中に於て淨にして白月中に淨ならざるあり、白月中に淨にして黑月中に然らざるあり、黑月中にも白月中にも淨

なるあり。罪の寒季に於て犯じ熱季に犯ぜず雨季に犯ぜざるあり、……熱季に於て犯じ寒季に犯ぜず雨季に犯ぜざるあり、……雨季に於て犯じ、寒季に犯ぜず熱季に犯ぜざるあり。罪の僧伽犯じ別衆犯ぜず個人犯ぜざるあり、……別衆犯じ僧伽犯ぜず個人犯ぜざるあり……個人犯じ僧伽犯ぜず別衆犯ぜざるあり。僧伽に浄にして別衆に然らず個人に然らざるあり、別衆に浄にして僧伽に然らず個人に然らざるあり、個人に浄にして僧伽に然らず別衆に然らざるあり。三種の覆藏あり、事を覆藏して罪を覆藏せず、罪を覆藏して事を覆藏せず、事も覆藏し罪も覆藏するなり。三種の被覆物あり、浴場被覆物・水中被覆物・衣服被覆物なり。三種あり、隱蔽されて用能あり顯露にてあらず、女人は隱蔽されて用能あり顯露にてあらず、婆羅門の呪語は隱蔽されて用能あり顯露にてあらず、邪見は隱蔽されて用能あり、顯露にてあらず。三種あり、顯露にて輝き隱蔽されて輝かず、月輪は顯露にして輝き隱蔽されて輝かず、日輪は顯露にして……世尊所説の法律は顯露にして輝き隱蔽されて輝かず。

三種の坐臥處の配分あり、前配分・後配分・中間配分なり。罪の病者犯じて無病者の犯ぜざるあり、罪の無病者犯じて病者の犯ぜざるあり、罪の病者犯じ無病者も犯ずるあり。三種の非法遮波羅提木叉あり。三種の如法遮波羅提木叉あり。三種の別住

あり、覆藏別住不覆藏別住·淸淨邊別住なり。三種の摩那埵あり、覆藏摩那埵不覆藏摩那埵·半月摩那埵なり。三種の別住比丘の夜斷あり、共住·獨住不告示なり。罪の內に犯じ外に犯ぜざるあり〔波逸提一六〕、罪の外に犯じ內に犯ぜざるあり〔波逸提一四〕、罪の內にも外にも犯ずるあり。罪の界內に於て犯じ界外に犯ぜざるあり、罪の界外に犯じ界內に犯ぜざるあり、罪の界內にも界外にも犯ずるあり。三相によりて罪を犯ず、身によりて犯じ語によりて犯じ身により語によりて犯ず。復三相によりて罪を犯ず、僧伽の中にて犯じ別衆中にて犯じ個人の前にて犯ず。三相によりて罪中に生起す、身によりて生起し語によりて生起し身語によりて生起す。復三相によりて罪中に生起す、僧中にて、別衆中にて、人前にてなり。三種の非法なる不擬毘尼の授與あり。三種の如法なる不擬毘尼の授與あり。三分を具する比丘に對して欲せば僧伽は呵責羯磨をなすべし、(一)僧中に於て鬪諍を起し、紛亂を起し、口論を起し、辯論を起し、諍事を起すものなる、(二)愚擬不聰明にして罪多く諫告を受けざるものなる、(三)在家人と親近し不隨順なる在家者との交をなして住するなり。三分を具する比丘に對し欲せば僧伽は依止羯磨をなすべし、僧中に於て……在家者との交をなして住するなり。三分を具する比丘に對し欲せば僧伽は驅出羯磨をなすべし。(一)僧中に於て

闘諍を起し…乃至…諍事を起すものなる、㈡愚癡不聰明にして罪多く諫告を受けざるものなる、㈢俗家を汚し惡行あり、而も惡行は見られ又聞かるゝものなり。三分を……下意羯磨をなすべし、僧中に於て闘諍を起し……諫告を受けざるものなる、在家者を嫌譏し惡口するなり。三分を……罪を認めざる時擧罪羯磨をなすべし、僧中に於て……諫告を受けざるものなる、罪を犯じて罪を認めんと欲せざるなり。三分を……罪を懺悔せざる時擧罪羯磨をなすべし、僧中に於て……諫告を受けざるものなる、罪を犯じて罪を懺悔するを欲せざるなり。三分を……惡見者に對して捨せざる時擧罪羯磨をなすべし、僧中に於て……諫告を受けざるものなる、惡見を捨せんと欲せざるなり。三分を具する比丘に對して欲すれば僧伽は麤強をもつて思惟すべし、僧中に於て……諫告を受けざるものなる、在家人と親近し不隨順なる在家者との交りをなして住するなり。三分を具する比丘に對して羯磨をなすべし、無慚愚癡にして惡行あるなり。復三分を具する比丘に對して羯磨をなすべし、增上戒に於て戒の失壞あり、增上行に於て行の失壞あり、勝見に於て見の失壞あるなり。復三分を……身の樂に耽り語の樂に耽り身語の樂に耽るなり。復……身の非行あり語の……身語の非行あるなり。復……身の違害……復……身の邪命……復三分を具する

比丘に對して羯磨をなすべし、罪を犯じて羯磨をなされながら、授具し、依止を與へ、沙
彌を畜ふるなり。復……その罪に對し僧伽によりて羯磨をなされたるその罪を犯
じ、或は他のそれと等しもの或はそれより惡なるを犯ずるなり。復……佛を誹謗し
法を誹謗し僧伽を誹謗するなり。三分を具する比丘に對して僧中に於て布薩を遮
する時僧伽は「止めよ比丘、鬪諍する勿れ、紛亂する勿れ、喧噪する勿れ、口論する勿れ」と
抑へて布薩をなすべし、無慚愚癡にして惡行あるなり。三分を具する比丘に對して
僧中に於て自恣を遮する時僧伽は「止めよ、比丘……」……自恣をなすべし、無慚……惡行あ
るなり。三分を具する比丘に對して何等の僧伽選定をも與ふべからず、無慚……惡
行あるなり。三分を具する比丘僧伽中に於て「罪の」決斷をなすべからず、無慚……惡
行あるなり。三分を具する比丘は何等の各處に於ても遮するべからず、無慚……惡
123 行あるあり。三分を具する比丘に依止して住すべからず、無慚……惡行あるなり。
三分を具する比丘に依止を與ふべからず、無慚……惡行あるなり。三分を具する比
丘聽許羯磨をなさしむる時は聽許羯磨をなすこと不可なり、無慚……惡行あるなり。
三分を具する比丘に對して共語を與ふべからず、無慚……惡行あるなり。三分を具
する比丘に對して律を問ふべからず、無慚……惡行あるなり。三分を具する比丘は

律を問ふべからず、無慚……惡行あるなり。三分を具する比丘に對すて律を答ふべからず、無慚……惡行あるなり。三分を具する比丘は律を答ふべからず、無慚……惡行あるなり。三分を具する比丘に對し質問を與ふべからず、無慚……惡行あるなり。三分を具する比丘と共に律を談ずべからず、無慚……惡行あるなり。三分を具する比丘は授具すべからず……乃至……依止を與ふべからず……乃至……沙彌を畜ふべからず、無慚……惡行あるなり。

　三種の布薩あり、十四日布薩・十五日布薩・和合布薩なり。復三種の布薩あり、僧伽布薩・別衆布薩・人布薩なり。復三種の布薩あり、讀誦布薩・清淨布薩・受持布薩なり。三種の自恣あり、十四日自恣・十五日自恣・和合自恣なり。復三種の自恣あり、僧伽自恣・別衆自恣・人自恣なり。復三種の自恣あり、三說自恣・二說自恣・共安居者合說自恣なり。三種の墮惡趣地獄人ありてこれを逃るべからず、諸の非梵行者にして梵行者をよそふ者と、非清淨の梵行者にして清淨の梵行を行ずる者を無根の非梵行をもつて誹謗するものと、「欲情に於て障壞なし」と是の如く說き是の如き見を持し、彼欲情に陷る者となり。三種の不善根あり、貪不善根・瞋不善根・癡不善根なり。三種の善根あり、不貪善根・不瞋善根・不癡善根なり。三種の惡行あり、身惡行・語惡行・意惡行なり。三種の善

行あり、身善行・語善行・意善行なり。三種の義利により世尊俗家に於ける三種の食戒を制したまへり、惡人を調伏し善比丘安樂に住する爲に、惡貪者黨によりて僧伽を破ること勿らしめん爲に、俗家を愛愍する爲に。三種の非法に制せられ心捉へられて提婆達多は惡趣地獄に墮して一劫の間住して救ふべからず、邪欲あると、惡友あると、現世の小事に利を得たる爲（修行の）中途にて止まれるなり。三種の許可あり、杖の許可・紐の許可・杖と紐との許可なり。三種の履あり、固定して轉用すべからず、大便所の履・小便所の履・洗淨所の履なり。三種の磨足物あり、礫・砂利・輕石なり。

三法竟る

その攝頌

在世、時中、夜、十、五、善にて、
受、呵責事、籌、二の制拒。
制、復の二愚癡、黑（月）、淨、
寒季、僧伽、僧伽に、覆藏、被覆物。
隱蔽、顯露、坐臥處、病者、
波羅提木叉、別住、摩那埵、別住者。

内界内、犯復又、生起、
同じく復、不癡毘尼の二。
呵責、依止、驅出下意、
不認罪羯磨、不捨見。
麁強羯磨、增長戒、樂、非行、違害
邪命、有罪、其と等しき誹謗、布薩。
自恣選任、决斷各、
不可住、不可與、聽許をなすべからず。
共語すべからず、不可問の二、同じく
不可答の二、檢問を與ふべからず。
談、授具、依止、沙彌、三種布薩の三、
三種自恣の三。
墮獄者、不善根、善根、行の二
三種の食非法、許可、覆、
磨足物。これ三法の攝頌なり。

〔四法〕

四　罪の自語によりて犯じ他語によりて出づるあり、罪の他語によりて犯じ自語によりて出づるあり、罪の自語によりて犯じ自語によりて出づるあり、罪の他語によりて犯じ他語によりて出づるあり。罪の身によりて犯じ語によりて出づるあり、……語によりて……身によりて……身によりて……語によりて犯じ語によりて出づるあり。罪の眠時に犯じ覺時に出づるあり……覺時に……眠時に……眠時に……眠時に……覺時に犯じ覺時に出づるあり。罪の無意にして犯じ有意にして出づるあり……有意にして……無意にして……無意にして……無意にして……有意にして犯じ有意にして出づるあり。罪の犯じつゝ懺悔し、懺悔しつゝ犯ずるあり、罪の犯じつゝ出で、出でつゝ犯ずるあり。罪の羯磨によりて犯じ非羯磨によりて出づるあり、罪の非羯磨によりて犯じ羯磨によりて出づるあり、罪の羯磨によりて犯じ羯磨によりて出づるあり、罪の非羯磨によりて犯じ非羯磨によりて出づるあり。四種の非聖語あり、不見に見と説き不聞に聞と説き不思に思と説き不知に知と説くなり。四種の聖語あり、不見に不見と説き……不知に不知と説くなり。復四種の非聖語あり、見に不見と説き聞に不聞と説き思に不思と説き知に不知と説くなり。

四種の聖語あり、見に見と説き……知に知と説くなり。四種の波羅夷は比丘に對するものにして比丘尼と共通す、四種の波羅夷は比丘尼に對するものにして比丘と共通せず。四種の資具あり、資具の護持すべく守持すべく愛著すべく受用すべきあり〔自己の資具〕、資具の護持すべく守持すべく愛著すべからず受用すべきあり〔僧物〕、資具の護持すべく守持すべく愛著すべからず受用すべからざるあり〔塔物〕、資具の護持すべからず守持すべからず愛著すべからず受用すべからざるあり〔居士物〕。罪の〔僧伽の〕面前にて犯じ背後にて出づるあり、罪の背後にて犯じ面前にて出ずるあり……面前にて……面前にて……背後にて犯じ背後にて出づるあり。罪の知らずして犯じ知りて出づるあり、……知りて……知らずして……知らずして……罪の知りて犯じ知りて出づるあり。四相によりて罪を犯ず、身によりて犯じ語によりて犯じ身語によりて犯じ羯磨語によりて犯ずるなり。復四相によりて罪を犯ず、僧中にて、別衆中にて、人の前にて、〔男女〕相根の現起によりて〔犯ずるなり〕。四相によりて罪を出づ、身によりて出で語によりて出で身語によりて出で羯磨語によりて出づるなり。復四相によりて罪を出づ、僧中に……[3]相根の現起によりて出づるなり。〔女相根の〕獲得と倶に前位〔の男根〕を捨てゝ後位〔の女根〕に立ち表示は無効となり、

假名は破壞さるゝなり、〔男根の〕獲得と倶に後位〔の女根〕を捨てゝ前位〔の男根〕に立ち表示は無効となり假名は破壞さるゝなり。四種の呵責あり、戒壞に對して呵責し行壞に對して呵責し見壞に對して呵責し命壞に對して呵責するなり。四種の別住あり、覆藏別住・非覆藏別住・淸淨邊別住・合一別住なり。四種の摩那埵あり、覆藏摩那埵・非覆藏摩那埵・半月摩那埵・合一摩那埵なり。四種の行摩那埵比丘の[9]夜斷あり、共住・獨住・無告示、不足衆中にて行ずるなり。四種の[10]高揚〔の法〕あり。四種の受用物あり、時藥・時分藥・七日藥・盡形壽藥なり。四種の汚物あり、屎・尿・灰・粘土なり。四種の羯磨あり、求聽羯磨・單白羯磨・白二羯磨・白四羯磨なり。復四種の羯磨あり、非法別衆羯磨・非法和合衆羯磨・如法別衆羯磨・如法和合衆羯磨なり。四種の失壞あり、戒壞・行壞・見壞・命壞なり。四種の諍事あり、口論諍事・非難諍事・罪過諍事・義務諍事なり。四種の衆の汚濁あり、比丘破戒惡法なるは衆汚濁なり、比丘尼破戒惡法なるは衆汚濁なり、優婆塞破戒惡法なるは衆汚濁なり、優婆夷破戒惡法なるは衆汚濁なり。四種の衆莊嚴あり比丘具戒善法なるは衆莊嚴なり、比丘尼……優婆塞……優婆夷具戒善法なるは衆莊嚴なり。罪の客比丘犯じて舊住比丘の犯ぜざるあり、罪の舊住比丘犯じて客比丘の犯ぜざるあり、罪の客比丘も舊住比丘も犯ずるあり、罪の客比丘も舊住比丘も犯ぜざるあり。罪

の遠行比丘犯じて舊住比丘の犯ぜざるあり……罪の遠行比丘も舊住比丘も犯ぜざるあり。事別異にして罪別異ならざるあり、罪別異にして事別異ならざるあり、事も罪も別異なるあり、事も罪も別異ならざるあり。事同分にして罪同分にあらざるあり……事も同分に非ず、又罪も同分にあらざるあり。罪の和尚犯じ弟子の犯ぜざるあり……罪の和尚も犯ぜず弟子も犯ぜざるあり。罪の阿闍梨犯じ阿闍梨弟子の犯ぜざるあり……罪の阿闍梨も犯ぜず弟子も犯ぜざるあり。四種の因緣によりて安居の中斷は無罪なり僧伽分裂し或は僧伽を分裂せんと欲するものあり或は生命難あり或は梵行難あるなり。四種の惡語行あり、妄語・兩舌・惡口・綺語なり。四種の善語行あり、眞實語・不兩舌・軟語・重厚語なり。

127 〔自ら〕取る時重罪を犯じ〔他を〕用ひて取らしむる時輕罪を犯ずるあり、取る時輕罪を犯じ用ふる時重罪を犯ずるあり、取る時も用ふる時も重罪を犯ずるあり、取る時も用ふる時も輕罪を犯ずるあり。人の挨拶に相應し立禮に相應せざるあり、人の立禮に相應し挨拶に相應せざるあり、人の挨拶にも立禮にも……人の挨拶にも相應せず立禮にも相應せざるあり。人の座〔を與ふる〕に相應し挨拶に相應せざるあり……人の座にも相應せず挨拶にも相應せざるあり。罪の時中に犯じ非時中に犯ぜざるあり

……時中にも犯ぜず非時中にも犯ぜざるあり。受領(の食)物の時中に浄にして非時に浄ならざるあり……受領物の時中にも非時中にも浄ならざるあり。罪の邊國に於て犯じ中國にて犯ぜざるあり(……)罪の邊國に於ても中國に於ても犯ぜざるあり。邊國に於て浄にして中國に於て然らざるあり……邊國に於ても浄ならず中國に於ても浄ならざるあり。罪の(僧房)内にて犯じ外にて犯ぜざるあり……罪の内にても犯ぜず外にても犯ぜざるあり。罪の界内にて犯じ界外にて犯ぜざるあり……罪の界内にても犯ぜず界外にても犯ぜざるあり。罪の村中にて犯じ空閑處にて犯ぜざるあり……罪の村中にても犯ぜず空閑處にても犯ぜざるあり。四種の呵責あり、事を示し、罪を示し、共住を制拒し、如法行を制拒するなり。四種の前になすべきことあり。四種の時の可なるあり。四種の非他(の理由)の波逸提あり(波逸提四二等)。四種の比丘の許可(戒)あり(捨墮二等)。四種の不應行而行あり、貪不應行を行じ、瞋不應行を行じ、癡不應行を行じ、怖不應行を行ずるなり。四種の非不應行而行あり、貪不應行を行ぜず、……怖不應行を行ぜざるなり。四分を具する無恥比丘僧伽を破す、貪不應行を行じ……怖不應行を行ずるなり。四分を具する善比丘分裂せる僧伽を和合せしむ、貪不應行を行ぜず……怖不應行を行ぜざるなり。四分を具する比丘に律を問ふべか

らず、貪不應行を行じ……怖不應行を行ずるなり。四分を具する比丘によりて律は問はるべからず、……四分を具する比丘に律を答ふべからず……四分を具する比丘によりて律は答へらるべからず……四分を具する比丘に質問を與ふべからず……四分を具する比丘と共に律を談ずべからず、貪不應行を行じ……怖不應行を行ずるなり。罪の有病者犯じ無病者犯ぜざるあり……罪の有病者も犯ぜず無病者も犯ぜざるあり。四種の非法なる遮波羅提木叉あり。四種の如法なる遮波羅提木叉あり。

四法竟る

その攝頌

自語により、身により眠、無意、
犯罪の時、羯磨によりて、語の四。
比丘と比丘尼に對す、資具、對面、
無知、身、中にて、二種の現起。
獲得、呵責、及び別住説示さる、
摩那埵、及び行者高揚受用物。
汚物羯磨、復羯磨と失壞、

諍事、破戒、莊嚴と客比丘。
遠行者、事種々、集會處、和尚、
阿闍梨因緣より、惡行、善行。
取る時、人、相應、座をもちて、
時に於て、淨、邊國にて淨。
內界內村中、呵責前義務事、
時の可、非他、許可。
不應行非不應行、無耻、善比丘、
問ふべきの二、答ふべしの二、
檢問、談、有病、遮。

〔五法〕

五 五種の罪過あり。五種の罪聚あり。五種の修習事あり。五種の無間業あり、五種の決定人あり。五種の切斷すべき罪あり。五相によりて罪を犯さず。妄語を緣として五種の罪あり。五種の行相によりて羯磨を受けず、自ら羯磨をなさず、或は他に乞はず、欲或は淸淨を與へず、羯磨のなさるゝ時非議す、又なされたる羯磨に於て非法

の見あるなり。五種の行相によりて羯磨を受く、自ら羯磨をなし、或は他に乞ひ、欲或は清淨を與へ、羯磨のなさるゝ時非議せず、なされたる羯磨に於て如法見あるなり。常乞食比丘には五事相應す、〔食前食後に他比丘に囑せずして聚落に入る、別衆食、數々食、不受持、不淨施なり。五分を具する比丘はたとへ不動法のものなりとも惡比丘なりと怪まれ疑はる、婬女と交はり、寡婦と交はり、年長童女と交はり、黄門と交はり、比丘尼と交はるなり。五種の油あり、ティラ油、サーサパ油、蜜油、エーランダ油、獸油なり。五種の脂肪あり、熊脂、魚脂、鱷脂、猪脂、驢脂なり。五種の喪失あり、親戚の喪失、財產の喪失、疾病の喪失、戒の喪失、見の喪失なり。五種の成就あり、親戚の成就、財產の成就、健康の成就、戒の成就、見の成就なり。五種の和尚よりの依止の解あり、和尚出で去る、或は歸俗す、或は死す、或は外道に奔る、第五に〔和尚よりの〕命令なり。五種の人あり、授具すべからず、年時賤劣、支分賤劣、事失壞、行惡、〔鉢衣〕具足せざるなり。五種の糞掃衣あり、塚間衣、市場衣、鼠嚙衣、蟻嚙衣、火燒衣なり。復五種の糞掃衣あり、牛嚼衣、山羊嚼衣、塔衣、灌頂衣、〔墓より持歸れる〕往來衣なり。五種の取あり、盜取、鬪取、謀取、隱匿取、抽籤取なり。五種の大賊ありて世間に存す。五種の不可捨離物あり。五種の不可配分物あり。

五種の罪過あり、身より生起して語よりせず意よりせず。五種の罪過あり、身と語とより生起し意よりせず。五種の罪過あり教誡に附すべきなり。五種の僧伽あり。五種の波羅提木叉讀誦法あり。全邊國に於ては持律者を第五人とする僧衆にて授具すべし。迦絺那衣を受くるに五種の功德あり。五種の羯磨あり。三度までにて犯ずる五種の罪過あり。五相によりて不與取は波羅夷なり。五相によりて不與取は偸蘭遮なり。五相によりて不與取は突吉羅なり。五種の不淨物あり受用すべからず〔他によりて〕與へられざるものなると〔我は受くと心により〕知られざるものなると不淨物なると不受物なると不作殘食法物なるとなり。五種の淨物あり受用すべし、與へられたると……殘食法がなされたるとなり。五種の施與は非福行にして世間に福行と思惟さる、酒の施與、宴樂の施與、女人の施與、〔牧牛者よりの〕牡牛の施與、〔住所を作りてそれになせる〕紛飾の施與なり。五種の生起して除去し難きあり、巳生の貪は除去し難し、巳生の瞋は……巳生の痴は……巳生の辨知は除去し難し、巳生の去心は除去し難し。淸掃に五種の功德あり、自心を歡ばしむ、他心を歡ばしむ、諸天歡ぶ、善樂に導く業を積む、身壞命終して善趣天界に生ず。復淸掃に五種の功德あり、自心を歡ばしめ……歡ぶ、〔佛は淸掃を讃ぜられし故に〕師の敎を行ず、後來の衆生同見を

懐く。五分を具する持律者は實に愚痴者と言はるべし、自己の語の制限を知らず、他の語の制限を知らず、自己の語の制限を知らず、他の語の制限を知らずして非法によりて自白せざるものに對して行ぜしむるなり。五分を具せる持律者は實に有智者と言はるべし、自身の語の制限を知る、他の語の制限を知る、自の語の制限を知り他の語の制限を知りて法によりて自白せるものに對してなさしむ。復五分を具する持律者は實に愚痴者と名づけらる、罪を知らず、罪の根を知らず、罪の集起を知らず、罪の滅を知らず、罪の滅に至る道を知らざるなり。五分を具する持律者は實に有智者と名づけらる、罪を知り……罪の滅に至る道を知るなり。復五分を具する持律者は實に愚痴者と名づけらる、諍事を知らず、諍事の根を知らず……諍事の滅に至る道を知らず、五分を具する……諍事の滅に至る道を知る。復五分を具足せる……愚痴者と……事を知らず、因緣を知らず、制を知らず、隨制を知らず、適用の語法を知らず。五分を……適用の語法を知るなり。復五分を具する……愚痴者と……白を知らず、白を行ずることを知らず、前[に言ふべき]事を善く辨へず、後[に言ふべき]事を善く辨へず、時の可なるを知らざるなり。五分を……後事を善く辨へ、時の可なるを知るなり。復五分を……有罪無罪を知らず、罪の輕重を知らず、罪の有殘無殘を知らず、罪の麤非麤

131 を知らず、師の相承を善く受け取らず、善く思惟せず、善く知らざるなり。五分を……師の相承を善く受け取り善く思惟し善く知るなり。復……有罪無罪を知らず、罪の輕重を知らず、罪の有殘無殘を知らず、罪の麤非麤を知らず、兩部の波羅提木叉を廣く暗誦せず、條を遂ひ文を遂ひて善く分別せず、善く説示し善く決擇せざるなり。五分を……兩部の波羅提木叉を廣く暗誦し條を遂ひ文を遂ひて善く分別し善く説示し善く決擇するなり。復……有罪無罪を知らず……罪の麤非麤を知らず、諍事に於て決斷善正ならざるなり。五分を……諍事に於て決斷善正なるなり。五種の阿練若住者あり、愚の故に痴の故に阿練若住者なる、惡求貪欲の性の故に阿練若住者なる、癡狂の故に喪心の故に阿練若住者なる、諸佛、諸佛弟子に讃歎されたりとて阿練若住者なる、唯だ少欲に依り唯だ知足に依り唯だ損減に依り唯だ遠離に依り唯だ求德に依りて阿練若住者なるなり。五種の乞食行者あり……乃至……五種の糞掃衣者、五種の樹下住者、五種の塚間住者、五種の露地住者、五種の三衣者、五種の次第乞食者、五種の常坐不臥者、五種の隨得座者、五種の一座食者五種の時後不食者、五種の一鉢食者あり、愚の故に痴の故に一鉢食者たり……唯だ求德に依りて一鉢食者たるなり。

五分を具する比丘は依止なくして住すべからず、布薩を知らず、布薩羯磨を知らず、

波羅提木叉を知らず、波羅提木叉の讀誦を知らず、〔受具後〕五歳未滿なるなり。五分を具する比丘は依止なくして住すべし、布薩を知る……五歳或は五歳以上なるなり。復五分を……依止なくして住すべからず、自恣を知らず、自恣羯磨を知らず、波羅提木叉を知らず、波羅提木叉の讀誦を知らず、五歳未滿なるなり。五分を具足……依止なくして住すべし……或は五歳以上なるなり。復五分を……依止なくして住すべからず、有罪無罪を知らず罪の輕重を知らず、罪の有殘無殘を知らず、罪の麤非麤を知らず、五歳未滿なるなり。五分を具する……依止なくして住すべし……罪の麤非を知る、五歳或は五歳以上なるなり。五分を具する比丘尼は依止なくして住すべからず、布薩を知らず、布薩羯磨を知らず、波羅提木叉を知らず、波羅提木叉の讀誦を知らず、五歳未滿なるなり。五分を具する比丘尼は依止なくして住すべし、……或は五歳以上なるなり。復五分を具する比丘尼は……〔前節と同じ、比丘に代りて比丘尼に關して言ふ〕……罪の麤非麤を知る、五歳或は五歳以上なり。[11]不善業に五種の患過あり、自ら自身を責む、智人知りて呵責す、惡名流布す、惑迷の死をなす、身壞命終の後惡趣地獄に墮す。善業に五種の功德あり、自ら自身を責めず、智人知りて稱讃す、善名流布す、惑迷ならざる死をなす、身壞命終の後善趣天界に生ず。復不善業に五種の患過あり、未信者歡ば

ず、一類の巳信者を他に轉向せしむ、師敎を行ぜず、後來の衆生同見を懷かず、彼の心歡ばず。善業に五種の功德あり、未信者歡ぶ、巳信者に增長あり、師敎を行ず、後來の衆生同見を懷く、彼の心歡ぶ。檀越家に依りて住するに五種の患難あり、請待を受けざる〔に行く罪に〕墮す、秘密に坐する〔罪〕に墮す、屛覆座に〔坐する罪に〕墮す、女人の爲に五六語以上をもつて說法して罪に墮す、慾念多くして住す。檀越家に依りて住する比丘に五種の患難あり、過度に俗家に交はりて住する故に女人と常に相見ゆ、見あれば交あり、交あれば親厚あり、親厚あれば〔欲情への〕接近あり、これ欲情に陷れる比丘の欲する所にして或は梵行を修するを悅ばず、或は何等かの染情の罪を犯じ或は戒を捨てゝ歸俗すべし。五種の種生あり、根種、莖種、節種、枝種第五に種子種なり。五種の沙門淨によりて果物は食すべし、火にて傷けたるもの、刀にて傷けたるもの、爪にて傷けたるもの、種子の無きもの、第五は種子を去れるもの是なり。五種の淸淨（說戒）あり、序を誦し已りて餘は常に聞く所なりと唱ふべし、これ第一の淸淨なり、序を誦し四波羅夷を誦し已りて餘は常に聞く所なりと唱ふべし、これ第二の淸淨なり、序を誦し四波羅夷を誦し十三僧殘を誦し已りて餘は常に聞く所なりと唱ふべし、これ第三の淸淨なり、序を誦し四波羅夷を誦し十三僧殘を誦し二不定を誦し巳りて餘は常に聞く所なり

133
と唱ふべし、これ第四の淸淨なり。廣說するは第五なり。復五種の淸淨あり、戒經誦出、淸淨布薩、受持布薩、自恣、第五に和合布薩なり。持律者に五種の功德あり、自身の戒蘊よく守られよく護持さる、惡行性のもの丶守護處たり、僧中に於て無畏にして決斷す、對敵に於て法に應じてよく折伏をなす、正法住に入るなり。五種の非法なる遮波羅提木叉あり。五種の如法なる遮波羅提木叉あり。

五法竟る

その攝頌

罪過、罪聚、修習、無間罪、
人、切斷、犯罪因。
不受、受淨、怪油、
脂肪、喪失、圓足、解人。
塚間衣、牛嚼衣、取賊、
不可捨離、不可配分、身より、身語より。
敎誡、僧伽讀誦、邊國、迦絺那衣
羯磨、三度まで、波羅夷、偸蘭、突吉羅。

不浄物、浄物、非福、除去し難きもの、
清掃、復語、罪過。
諍事、事、白、罪、両部、
これ等は[12]輕第八なり、黒白を知るべし。
阿練若、乞食、糞掃、樹下、塚間住者、
露地、衣、次第乞食、常坐不臥者、
座、[11]〔一座食〕時後、一鉢食者、
布薩、自恣、有罪無罪、この黒白の句は
比丘尼にも同じ。
不端正、端正、同じく更に二
檀越家に依る、過度、種子、沙門浄。
清浄復、〔持〕律、非法、
如法も同じく言はる。善美なる五法竟る。

〔六法〕

六

六種の不恭敬あり、六種の恭敬あり。六種の習修事あり、六種如法行あり。六種

134 の犯罪等起法あり。六種の切断すべき罪あり。六種の行相によりて罪を犯ず。持律者に六種の功德あり。六種の最上〔を規定する戒〕あり。六夜三衣を離れて宿すべし。六種の衣あり。六種の染料あり。六種の罪過あり、身と意とより生起して語より生起せず。六種の罪過あり、身と語と意とより生起す。六種の羯磨あり。六種の口論の根あり。六種の非難の根あり。長さ佛手尺による六手尺。廣さ六手尺。六種の阿闍梨よりの依止の解あり。⑭沐浴戒に六種の隨制あり。⑮未成の衣を持して去る、未成の衣を受持して去る。六分を具する比丘は授具すべく、依止を與ふべく、沙彌を畜ふべし…〔大品、一・三七・二に同じ〕…或は十歲を過ぐるなり。復六分を具する比丘は受具すべく…〔大品、一・三七・四〕…或は十歲を過ぐるなり。復六分を具する…〔大品、一・三七・六〕…或は十歲を過ぐるなり。復六分を具する…〔大品、一・三七・八〕…或は十歲を過ぐるなり。復六分を具する…〔大品、一・三七・一〇〕…或は十歲を過ぐるなり。復六分を具する…〔大品、一・三七・一二〕…十歲を過ぐるなり。復六分を具する…〔大品、一・三七・一四〕…或は十歲を過ぐるなり。六種の非法なる遮波羅提木叉あり、六種の如法なる遮波羅提木叉あり。

六法竟る

その攝頌

不恭敬と恭敬、習修、如法行、
等起法、切斷法、功德。
最上、六夜、衣、染料、
身と意とよりの六、語と意とよりの六。
身語意より、羯磨、口論、
非難、長さ、廣さ、依止。
隨制、持、同じく受持、無學成ぜしめ〔ず〕、
有信、增上戒
病、增上行儀、罪過、非法、如法。

〔七法〕

七　七種の罪過あり。七種の罪聚あり。七種の習修事あり。七種の如法行あり。七種の非法なる自白あり。七種の如法なる自白あり。七種の人に七日間の所用によりて行くは無罪なり。持律者に七種の功德あり。七種の最上あり。第七日の夜
135 明時に於て捨墮なり。七種の滅諍法あり。七種の羯磨あり。七種の生穀あり。内廣七〔磔手〕なり。別衆食戒に七隨制あり。藥を入手して最高七日間畜藏せるを食す

ることを得。[16]已成の衣を持して去る、已成の衣を受持して去る。[17]比丘に罪の認めらるべきものなし、比丘に罪の認めらるべきものあり。比丘に罪の懺悔すべきあり。七種の非法なる遮波羅提木叉あり。七種の如法なる遮波羅提木叉あり。七分を具する比丘は持律者なり、罪を知る、無罪を知る、輕罪を知る、重罪を知る、持戒者にして波羅提木叉の律儀によりて身を攝して住し正行を具足し少罪にも怖畏を見、學處を受けて修學す、四靜慮の增上心、現法樂住を欲するがまゝに得、得るに艱難ならず、得るに梗澁ならず、諸漏の盡より無漏の心解脫、慧解脫を已に現法に於て自ら知り作證し具足して住するなり。復七分を……重罪を知る、多聞にして所聞を憶持し、所聞を積集し、諸法の初善中善後善にして義を具し文を具し純一圓滿清淨なる梵行を宣示する、是の如き諸法を彼は多く聞き憶持し讀誦し意にて思惟し見にてよく通達し、四靜慮の增上心……具足して住するなり。復七分を……重罪を知る、兩部の波羅提木叉を廣く暗誦し條を逐ひ文を逐ひて善く分別し善く說示し善く決擇す、四靜慮の增上心……具足して住するなり。復七分……重罪を知る、この世に於けるが如く前生の種々の住處を憶持す、一生も二生も……〔經分別、波羅夷一・一・六〕……と形相と方處とを具して種々なる前生の住處を憶念す、清淨にして人界を超越せる天眼を以て有情の生滅するを見

…〔經分別、波羅夷 一・一・七、「我は知る」を「彼は知る」とす〕…有情の生滅するを見彼等の業に隨ひて貴賤美醜善趣惡趣に至る有情を知る、諸漏の盡より……具足して住するなり。復

136 七分を…〔この節及び次の節に於ては「持律者なり」を「持律者は輝く」とすべし〕…重罪を知る、持戒者にして…乃至…學處を受けて修學す、四靜慮の增上心……具足して住するなり。復七分を…… 重罪を知る、多聞にして…乃至…正見を以てよく通達し、四靜慮の增上心……具足して住するなり。復七分を……重罪を知る、兩部の波羅提木叉を……善く決擇す、四靜慮の增上心……具足して住するなり。復七分を……重罪を知る、この世に於けるが如く前生の種々の住處を憶念す……と形相と方處とを具して種々なる前生の住處を憶念す、淸淨にして人界を超越せる……善趣惡趣に至る有情を知る、諸漏の盡より無漏の……具足して住するなり。七種の不正法あり、不信なり無慚なり、無愧なり、少聞なり、懈怠なり、多忘なり、無慧なり。七種の正法あり、有信なり、有慚なり、有愧なり、多聞なり、精勤なり、念現前す、具慧なり。

七法覺る

その攝頌

非過、非衆習、修、如法行、

非法、如法、無罪の七日。
功徳最上、夜明、滅法、
羯磨、生穀、内廣、別衆食。
最高七日、持、同じく受持、
なし、あり、有り、非法、如法。
四種の持律者、光輝に於ける四種の比丘、
七種の不正法、七種の正法は説示されたり。

〔八法〕

八 八[18]種の功徳を惟んみるによりて彼の比丘罪を認めざるによりて擧すべからず。八[19]種の功徳を惟んみるによりて彼の罪を他人を信じて懺悔すべきなり。八種の三度までの戒あり。〔僧殘一〇等〕[20]八種の行相によりて俗家を汚す。衣の事故に八事あり、迦絺那衣を捨するに八事あり。八種の飲料あり。八種の非法に制せられ心捉へられて提婆達多は惡趣地獄に墮ちて一劫の間留まるべく救ふべからず。八種の世間法あり。〔比丘尼の〕八種の敬重法あり。八種の提舍尼あり。八支分の妄語あり。八種の布薩の支分あり。八種の使の支分あり。八種の外道の行あり。大海に八種の

137

希有未曾有の法あり。この法律に八種の希有未曾有の法あり。八種の不殘食あり。八種の殘食あり。第八日の夜明時に於て捨墮なり。八種の波羅夷あり。第八事を成ぜる時捨滅すべし。第八事を成ぜる時は懺悔するも懺悔を成ぜず。八種の聲による受具あり。八種の人に對し坐より立つべし。八種の人に對して座を與ふべし。優婆夷八種の恩許を乞へり。八分を具せる比丘を比丘尼教誡人として選定すべし。持律者に八種の功德あり。八種の最上あり。覓罪相羯磨をなされたる比丘は八種の法に於て正しく身を行ずべし。八種の非法なる遮波羅提木叉あり。八種の如法なる遮波羅提木叉あり。

八法竟る

その攝頌

彼の比丘は擧せられず、他の者に、三度迄、
汚家、事、捨迦絺那衣、飲料、制せらる。
世間法、敬重法、提舍尼、妄語、
布薩、使の支分、外道、海。
希有、不殘食、殘食、捨墮、

波羅夷、第八事、懺悔不成、受具。
起禮、座、恩許、教誡、功德、
最上、八法に於て行ず、非法、如法、
八法は善く説かれたり。

〔九法〕

138 **九**　九種の嫌恨事あり。九種の嫌恨の制御あり。九種の習修事あり。九種の最初にて罪となる戒あり。九によりて僧伽は破る。九種の美味の食あり。九種の肉による悪作あり。九種の波羅提木叉讀誦法あり。九種の最上あり。九種の欲根の法あり。九種の慢あり。九種の衣は受持すべし。九種の衣は淨施すべからず。長さ佛手尺による九手尺なり。九種の非法施與あり。九種の如法捉受あり。九種の非法受用あり、三種の如法施與あり、三種の如法捉受あり、三種の如法受用あり。[21]九種の非法の解あり。[22]九種の如法の解あり。非法羯磨に二種の九法あり。如法羯磨に二種の九法あり。九種の非法なる遮波羅提木叉あり。九種の如法なる遮波羅提木叉あり。

九法竟る

その攝頌

嫌恨事、制、修習、最初にて、
破、美味、肉、誦出、最上。
欲、慢、受持、淨施、手尺
與、捉、用、復三重の如法行。
非法、如法解、二の二種の九法、
非法と如法の遮波羅提木叉。

〔十法〕

一〇　十種の嫌恨事あり。十種の嫌恨の制御あり。十種の修習事あり。十種事の邪見あり。十種事の正見あり。十種の邊執見あり。十種の邪惡あり。十種の正善あり。十種の不善羯磨の道あり。十種の正羯磨の道あり。十種の非法集籌法あり。十種の如法集籌法あり。沙彌の十種の學處あり。十分を具する沙彌は擯滅さるべし。十分を具する持律者は實に愚智と稱せらる、自身の語の制限を知らず、他人の語の制限を知らず、自身の語の制限を知らず他人の語の制限を知らずして非法により て自白せざるものに對して行ぜしむ、罪を知らず、罪の根を知らず、罪の集起を知らず、

罪の斷滅を知らず、罪の滅に到る道を知らざるなり。十分を具する持律者は實に賢者と稱せらる、自身の語の制限を知る、他人の語の制限を知る、自身の……知り他人の……知り如法によりて自白せるものに行ぜしむ、罪を知る……罪の滅に到る道を知るなり。復十分を具する持律者は實に愚癡者と稱せらる、諍事を知らず、諍事の根を知らず、諍事の集起を知らず、諍事の滅を知らず、諍事の滅に到る道を知らず、事を知らず、因緣を知らず、制を知らず、隨制を知らず、不隨犯制を知らず、適用の語法を知らざるなり。十分を具する持律者は實に有智者と稱せらる、諍事を知る……適用の語法を知るなり。復十分を具する持律者は實に愚智者と稱せらる、白を知らず、白を行ずることを知らず、前〔に言ふべき〕事正善ならず、後〔に言ふべき〕事正善ならず、時の可なるを知らず、罪と無罪とを知らず、罪の輕重を知らず、罪の有殘無殘を知らず、罪の麤非麤を知らず、師の傳承を善く受け取らず、善く思惟せず、善く知らざるなり。十分を具する持律者は實に有智者と稱せらる、白を知る……時の可なるを知る……師の傳持を善く受け取り善く思惟し善く知るなり。復十分を具する持律者は實に愚癡者と稱せらる、有罪無罪を知らず、罪の輕重を知らず、罪の有殘無殘を知らず、罪の麤非麤を知らず、兩部の波羅提木叉を廣く暗誦し……決擇せず、[23]有罪無罪を知らず、罪の輕重を知ら

ず、罪の有殘無殘を知らず、罪の麤非麤を知らず、諍事に於て決斷善正ならざるなり。十分を具する持律者は實に有智者と稱せらる、有罪無罪を知る、……諍事に於て決斷善正なるなり。十分を具する比丘は斷事人に選定さるべし。十利により世尊は諸聲聞の爲に學處を制したまへり。王の後宮に入れば十種の過失あり。十種の施與事あり。十種の寶物あり。十人衆の比丘僧伽あり。十人の僧衆は具足戒を授くべし。十種の糞掃衣あり。十種の持衣あり。最高十日間餘衣を畜ふべし。十種の白法あり。十種の女人あり。十種の妻あり。毘舍離に於て十事を說けり。十種の人は禮拜すべからず。十種の呵罵事あり。十種の行相によりて媒介をなす。十種の坐臥處あり。十種の恩許を乞へり。十種の非法なる遮波羅提木叉あり。十種の如法なる遮波羅提木叉あり。粥に十利あり。十種の肉は不淨物なり。十種の最上あり。聰明堪能なる十夏の比丘〔他を〕出家せしむべく、受具せしむべく、依止を與ふべく、……沙彌を畜ふべし。聰明堪能なる十夏の比丘尼出家せしむべく……沙彌を畜ふべし。聰明堪能なる十夏の比丘尼授具の許可を受くべし。十歲の曾嫁女には學戒を與ふべし。

十法竟る

140

その攝頌

嫌恨、制、事、邪、正邊、
邪惡、正善、不善、善、
籌、非法如法擯滅の沙彌、
語、諍事、白、輕。
これ等の輕重——黒白を知るべし、
斷事人、學、後宮、事。
寶物、十人衆、同じく授具、
糞掃衣持、十日、白法、女人。
妻、十事、不禮、呵罵、
媒介、座、恩許、非法。
如法、粥、肉、最上、比丘比丘尼、
授具、曾嫁女、十法は善く説示されたり。

〔十一法〕

一　十一種の人は未だ受具せざる者は受具せしむべからず、既に受具せる者は擯

滅すべし。十一種の履は不浄なり。十一種の鉢は不浄なり。十一種の衣は不浄なり。十一種の三度までの戒あり。比丘尼に十一種の障碍法を問ふべし。十一種の衣は受持さるべし。十一種の衣は浄施さるべからず。十一日の夜明時に捨墮なるなり。十一種の結び紐は浄物なり。十一種の扣子は浄物なり。十一種の他は不浄なり。十一種の地は浄なり。十一種の依止の解あり。十一種の人を禮拜すべからず。十一種の最上あり。十一種の恩許を乞へり。十一種の界の不成なるあり。罵詈惡口の人に於て十一種の過失あるを知るべし。慈愛者、心解脱者、習行者、修習者、多作者、習練者、習熟者、確習者、積習者、善精勤者に於て十一種の功徳あるを知るべし。安樂に眠る、安樂に覺む、惡夢を見ず、諸人に愛敬さる、諸の非人に愛敬さる、諸天守護す、火或は毒或は刀に害されず。速かに心等持す、顔色麗はし、昏迷の死をなさず、[24]上位に通達せずとも梵天界に至るなり、慈愛者、心解脱者、習行者、修習者……善精勤者にこの十一種の功徳あるを知るべし。

十一法竟る

その攝頌

擯滅すべし、履、鉢、衣、

141

三度問ふべし受持淨施、
夜明結び紐、扣子、不淨と淨、
依止不禮、最上恩許、
界の不成、罵詈慈愍をもちて[この]十一種説かる

増一法竟る

その攝頌

一法、二法、三法、四五法、
六法、七八法、九法、十、十一。
一切衆生の利益の爲かの知法者大雄によりて
淨潔なる増一法は説示されたりと。

註❶有懺除罪 (sappaṭikammā āpatti)　懺悔によりて滅除し得る罪なり、四波羅夷以外の罪なり、無懺除罪 (appaṭikammāāp) に對す。

❷教誡罪 (desanāgāminī āpatti)　波羅夷罪僧殘罪を非教誡罪 (adesanā. āp.) としこれを除ける他の罪なり、波羅夷罪と僧殘罪は事實上の罰を與ふる罪なり。

❸作業所起罪 (kiriyato samuṭṭhitā āpatti)　行爲をなすことより罪を生ずるものにして次の不作業所起罪が行爲をなさゞる爲に罪となると對す。

❹決定罪(niyatā āpatti)　五無間業の罪なり、他は不決定罪とす。
❺底本anānupannā はシャム本の如くanuppannā とすべきなり。
❻清淨邊別住(suddhantaparivāsa)　小品、三・二六參照。
❼合一別住(samodhānaparivāsa)　小品、三・一四・一參照。
❽相根の現起(liṅgapātubhāva)　異性の根を生起して性を變ずるなり。次の「獲得と倶に云々」はその場合を說明せるなり。轉根者の罪につき、波羅夷第一、一〇・六(南傳一・五五頁)參照。
❾夜斷　底本ratticchedā はratticchedā の誤植なり、夜の中斷とは日數の中斷(無効となること)なり。
❿高揚 sāmukkaṁsā　註によれば四大處(增支二、四八十參照)の法なりとす、これは世尊が犯事なき時自ら(sayam)高揚して(ukkaṁsitvā)說かれし故に高揚の法と云ふとす。
⓫原語 apāsādika　なるも註に「身語行等不善業を言ふ」とする故これによりてかく譯す。
⓬輕第八　底本 lahukathamakā はシャム本により lahukaṭṭhamakā と讀めり、然れどもこの語の意を明にし難し、假りかく譯せり、
⓭こゝに一座食(ekāsanika)が省略さる、シャム本にても同じ、補ひて見るべきなり。
⓮經分別を見るに沐浴戒(第五十七波逸提)には五隨制あるのみなり。
⓯大品、七、四・五參照。
⓰大品、七、二・三參照。
⓱大品九・五參照。

⑱大品一〇・一七參照。

⑲大品一〇・一八參照。

⑳僧殘十三・二參照。

㉑小品四・二參照。

㉒小品四・三參照。

㉓こゝに重複せるものを出すは前の五に說ける五分を二つ合せて十分とする故なり。

㉔底本にはこの一句と前の句を續け、次の「梵天界に至る」とをコンマにて切るも、淸淨道論等によれば、この句は後の句と續くべきを知る。(Visuddhi-magga p. 314 參照)。 底本のコンマは誤りなり。

布薩初中後解答章 (Uposathādipucchāvissajjanā)

SC: Answers About the Beginning of Observance, Pālikanon.de: Fragen zu den Kapiteln

七 〔一〕布薩初〔中後〕解答章

142 一 何か布薩羯磨の初なる、何か中なる、何か終なる。何か自恣羯磨の初なる、何か中なる、何か終なる。何か苦切羯磨の……依止羯磨の……何か驅出羯磨の、下意羯磨の、擧羯磨の、與別住の、本日治の、與摩那埵の、解罪の、授具羯磨の初なる、何か中なる、何か終なる。何か苦切羯磨の解の初なる……何か依止羯磨の解の……驅出羯磨の解の……下意羯磨の解の……擧羯磨の解の……憶念毘尼の……不癡毘尼の……覓罪相の……如草覆地の……教誡比丘尼人選定の……不離衣宿認可の……臥具認可の……捨金銀人選定の……雨浴衣受納者選定の……鉢受納者選定の……持杖許可の……紐許可の……杖と紐との許可の初なる、中なる、終なる。何か布薩羯磨の初なる、何か中なる、何か終なる、和合集は布薩羯磨の初なり、執行は中なり、完了は終なり。何か自恣羯磨の初なる……和合集は自恣羯磨の初なり、執行は中なり、完了は終なり。何か苦切羯磨の初なる……事と人とは苦切羯磨の初なり、白は中なり、羯磨語は終なり。依止羯磨の…乃至…何か驅出羯磨の、下意羯磨の、擧羯磨の、與別住の、本日治の、與摩那

埵の、解罪の初なる……事と人とは解罪の初なり、白は中なり、〔最後の〕羯磨語は終なり。何か受具羯磨の初なる……人は受具羯磨の初なり、白は中なり、羯磨語は終なり。何か苦切羯磨の解の初なる……正所行は苦切解の初なり、白は中なり、羯磨語は終なり。何か依止羯磨の…乃至…驅出羯磨の下意羯磨の、擧羯磨の解の初なる……正所行は擧羯磨の初なり、白は中なり、羯磨語は終なり。何か憶念毘尼の……事と人とは憶念毘尼の初なり、白は中なり、羯磨語は終なり。何か不癡毘尼の、覓罪相の、如草覆地の、教誡比丘尼人選定の………何か杖と紐との許可の初なる、何か中なる、何か終なる、事と人とは杖と紐との許可の初なり、白は中なり、羯磨語は終なり。

〔二〕〔制戒の〕義利論

二　十種の義利の故に世尊は諸聲聞の爲に學處を制したまへり、僧を攝する爲に、衆僧安樂の爲に、惡人の調伏の爲に、善比丘安樂に住する爲に、現世の漏を斷ぜんが爲に、末世の漏を滅せんが爲に、未信者をして信ぜしめんが爲に、已信者をして增長せしめんが爲に、正法久住の爲に、律を愛重する爲に。

僧を攝するは即ち衆僧安樂なり。僧衆安樂は即ち惡人の調伏の爲なり。惡人調

伏の爲なるは即ち善比丘安樂に住する爲なり……正法久住の爲なるは即ち律を愛重する爲なり。

僧を攝するは即ち衆僧安樂なり。衆僧安樂なるは即ち惡人の調伏の爲なり……僧を攝するは即ち律を愛重する爲なり。

僧衆安樂なるは即ち惡人の調伏の爲なり……僧衆安樂なるは即ち律を愛重する爲なり。僧衆安樂なるは即ち僧を攝するなり。

………

律を愛重する爲なるは即ち僧を攝するなり……律を愛重する爲なるは即ち正法久住の爲なり。

❶百義、百法、二百の詞あり、
義利論に四百の智あり。

義利論竟る

大品竟る

その攝頌

最初に問に八、縁にも復八、

これ等は比丘に十六、及び比丘尼に十六。
省略、中間分解、及び増一法、
自恣義利章。これ大品の合集なりと。

註❶この頌の意は、十義の各々を根として前の如く十重して百義(atthasataṁ)となり、その百義の説明の句によりて百法(dhammasataṁ)あり、この百義百法を説くに各百詞ありて二百詞(dveniruttisatāni)となり百義百法二百詞の各に智ありて四百智(cattāri ñāṇasatāni)となるなり。

伽陀集 (Gāthāsaṅgaṇika)

SC: Collection of Stanzas, Pālikanon.de: Zusammenstellung von Versen

一

八　伽陀集

一肩に衣を覆ひ合掌し、願求するが如くして汝（優波離）何の爲こゝに來りしや。二種の律に於て制せられ布薩に於て誦出さる、幾何の學處あり、そは幾何の城市にて制せられしや。汝の質問は賢善なり、如理に汝は遍問せり、我（佛）實に汝に説示せん、出來得る限り善巧に。

二種の律に於て制せられ布薩に於て讀誦さる、❶三百五十あり、彼等は七の城市に於て制せられたり。

何れの七城にて制せられしや、今我がこの解説、この言路に注意せしめて入らしめん、我等に利益あらんことを。

毘舍離に於て、王舍城に於て、又舍衞城に於て、阿羅毘に於て、憍賞彌に於て、釋迦國に於て、及び婆祇國に於て制せられたり。

幾何か毘舍離にて制せられたる、幾何か王舍城にて作されたる、舍衞城に於ては幾何かある、阿羅毘にては幾何なる。幾何か憍賞彌にて制せられたる、幾何

か釋迦國にて說かれたる、幾何か婆祇國にて制せられたる。そを問はれて我に說示したまへ。

十は毘舍離にて制せられたり、二十一は王舍城にてなされたり、二百九十四は凡て舍衛城にてつくらる。六は阿羅毘にて制せられ、八は憍賞彌にてつくらる。八は釋迦國にて說かれ、三は婆祇國にて制せられたり。

毘舍離（ヹーサーリ）に於て制せられたるを汝如實に聞くべし。❷不淨法、人體、上人、長衣、黑(羊毛)。實有、數々食、楊枝、裸形、比丘尼戒に於ける罵、これ等の十は毘舍離にてなされたり。

王舍城にて制せられたるを汝如實に聞くべし。不與取と二の誹謗は王舍城に於て。二種の破僧、安陀會、金銀、糸、嫌譏、斡旋食、別衆食、非時食、往詣、沐浴、二十未滿、與衣後不平。これ等は王舍城にてなされたり、❸山上行、同じく與欲の❹二十一なり。

舍衛城（サーヷツテイー）にて制せられたるを汝如實に聞くべし。波羅夷は四、僧殘は十六あり。不定は二あり、捨墮は●三十四、少戒は百五十六說かる。十の非難法、七十二の學法、二百九十四は凡て舍衛城にてつくられたり。

阿羅毘(アーラーギー)にて制せられたるを汝如實に聞くべし。房、絹糸、〔共〕宿、掘〔地〕、樹神に到る、有虫水を澆ぐ、六は阿羅毘にてつくられたり。

憍賞彌(コーサンビー)にて制せられたるを汝如實に聞くべし。大精舍、惡口、異〔語〕、窓、酒、輕侮、如法、第八に乳の飲物なり。

釋迦(サッカ)國にて制せられしを汝如實に聞くべし。羊毛、鉢〔五綴〕、教誡〔比丘尼住處〕、藥請〕、針〔筒〕、阿蘭若者、これ等の六は迦毘羅衛城に於てなり、比丘尼戒に於ける水に於ける洗浄、教誡は説かれたり。

婆祇國に於て制せられたるを汝如實に聞くべし。火を燃して身を溫む、食物にて飯粒の混ずる〔の三なり〕。

四の波羅夷、七の僧殘、八の捨墮、三十二の小戒、二の非難法、三の學法の五十六は六城に於て日種の佛陀によりて制せられたり。

二百九十六の凡ては舍衞城に於て光輝ある瞿曇によりてつくられたり。

我等の尊師に問へる所を我等に説示したまへり、そは各々誤りなく説かれたり。他を我問はん、願はくはそを説き給へ。重と輕は有殘、無殘、麤と非麤、三度に至る罪。共通不共通、失壞、それによりて滅する滅法。この凡てを答へたま

146

へ、いざ我等尊師の語を聞かん。

三十一の重罪あり、この中八は無殘罪なり。重罪は即ち麤罪なり、麤罪は即ち戒壞なり。波羅夷と僧殘は戒壞と稱せらる。偸蘭遮、波逸提、提舍尼、惡作、戲樂の爲に惡口する惡說、この罪は行壞とせらる。顚倒の見を抱き、非正法をもつて尊しとし、正覺者を誹謗し無智にして愚癡に覆はる、この罪は見壞とせらる。活命の因、活命の原因より惡求を持ち性貪欲にて空無の上人法を主張し、活命の因、活命の原因より媒介を行ひ、活命の因、活命の原因より「汝の精舍に住するかの比丘は阿羅漢なり」と說き、活命の因、活命の原因より比丘美味なる食を自ら自己の爲に乞ひて食し、活命の因、活命の原因より比丘尼美味なる食を自ら自己の爲に乞ひて食し、活命の因、活命の原因より無病にして羹と飯を自ら自己の爲に乞ひて食す。この罪は命壞とせらる。

十一の三度にて罪となるあり、それ等を汝正しく聞くべし、隨擯に八の三度にて罪となるあり、アリッタ〔戒〕、チャンダカーリー〔戒〕、これ等はかの三度にて罪となるものなり。

幾何の切斷すべき罪ありや、幾何の破るべき罪ありや、幾何の拔き取るべき罪あり

や幾何の非他の利由による波逸提ありや、幾何の比丘許可ありや、幾何の如法行ありや、幾何の最高を定むる戒ありや、幾何は「知りて」と日種の佛陀によりて制せられしや。

六種の切斷すべき戒あり。一種の破るべき戒あり。一種の拔き取るべき戒あり。四種の非他波逸提あり。四種の比丘の許可なり。七種の如法行あり。十四の最高〔を定むる戒〕あり。十六種の「知りて」と日種の佛陀によりて制せられたるあり。

二百二十の比丘の學處は布薩に於て讀誦さる。三百四の比丘尼の學處は布薩に於て讀誦さる。

比丘の四十六は比丘尼と不共通なり、比丘尼の百三十は比丘と不共通なり。

百七十六は兩者に不共通なり。百七十四は兩者共通の學なり。

二百二十の比丘の學處は說戒に誦出さる、そを汝正しく聞くべし。

波羅夷は四、僧殘は十三あり、不定は二あり、捨墮は三十、小戒は九十二、四提舍尼、七十五學法なり。比丘の學處にこの二百二十あり、說戒に於て誦出さる。

三百四の比丘尼の學處は說戒に於て誦出さる、そを汝如實に聞くべし。

波羅夷は八、僧殘は十七あり、捨墮は三十、百六十六の小戒は說かる、八の提舍尼、七十五の學法なり。

比丘尼の學處にこの三百四あり、誦戒に誦出さる。
比丘の四十六戒は比丘尼と不共通なり、そを汝如實に聞くべし。
六僧殘と二不定の八、捨墮の十二、これ等によりて二十となる、二十二の小戒、四の提舍尼、比丘戒の中この四十六は比丘尼と不共通なり。
比丘尼戒の百三十は比丘と不共通なり、そを汝如實に聞くべし。
波羅夷の四、僧〔殘〕より十戒を出す、捨墮の十二、九十六の小戒、八提舍尼、比丘尼戒の中この百三十は比丘と不共通なり。
百七十六は兩者に不共通なり、そを汝如實に聞くべし。
波羅夷は四、僧殘に十六あり、不定に二あり、捨墮は二十四、百十八の小戒はあげらる、十二提舍尼、この百七十六は兩者に不共通なり。
百七十四は兩者に通ずる學なり、そを汝如實に聞くべし。
波羅夷は四、僧殘に七あり、捨墮は十八、七十の小戒、七十五の學法。
この百七十四は兩者に通ずる學なり。

八　波羅夷は近づき難く、ターラ樹の譬の如し、〔これを犯せる〕彼の人は枯葉の如く、破れたる大石の如く、頭を切られたるターラ樹の如く、彼等は成長するこ

となきなり。

二十二の僧殘、二不定、四十二捨墮、百八十八波逸提、十二提舍尼、七十五學法は三種の滅法によりて滅罪さる。

現前、自言と如草覆地と、二種の説戒、二種の自恣、四種の羯磨は勝者によりて説示されたり。

〔比丘に〕五種の讀誦、〔比丘尼に〕四種あり、その他はあるなし、七種の罪聚あり。

四種の諍事は七種の滅法によりて滅せらる、〔口論諍事はその中の〕二種により、〔非難諍事は〕四種により、〔罪過諍事は〕三種により、事〔諍事〕は一種によりて滅せらる。

波羅夷（被他所勝）と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。正法によりて消失せしめられ、見失はれ、落され、放棄さるゝものなり、彼には共住はなし、故に斯く言はるゝなり。

僧殘と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。僧伽こそ別住を與へ、本日治をなし、摩那埵を與へ解罪す、故に斯く言はるゝなり。

不定と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。不定にして定らず不確定の句なり、

三者（波羅夷、僧殘、波逸提）中何れかの一の處にして定らざるを不定と言はるゝなり。

偸蘭遮（重き罪）と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。一の根に於て〔罪を〕悔するものが自らそれを受け、〔重き〕罪は彼によりて滅して、あらざるなり、故に斯く言はる。

捨墮と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。僧中に於て、別衆中に於て、或は一人に對して一人より捨して自白懺悔す、故に斯く言はる。

波逸提（墮）と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。善法を墮沒せしめ聖道を傷く、心の愚惡なる處なり、この故にかく言はる。

提舍尼（悔過）と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。

比丘非親里にして〔比丘尼の〕困難して得たるその食を自ら捉りて食すれば、非難すべきと言はるゝなり。

招待に於て食せる比丘にそこにある比丘尼愛によりて指圖をなす、〔そを〕拒くることなくしてそこに食す、〔故に〕非難すべきと言はるゝなり。

貧窮なる信心家に到りて無病なるにそこにて食す、〔故に〕非難すべきと言は

諍事分解 (Adhikaraṇabhedo)

SC: Synopsis of Legal Questions, Pālikanon.de: Streitfall-Arten

るゝなり。

危險恐怖の伴へる阿蘭若に住する者豫め告げられざるをそこに食す、〔故に〕非難すべきと言はるゝなり。

比丘尼非親里にして他の好愛する者に酥油、蜜、砂糖、魚、肉、及び、牛乳、酪を自ら乞へば比丘尼は善逝の教に於て非難すべき非に墮せるなり。

惡作と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。

過失、失敗、惡行は即ち惡作なり。人若し陰に或は陽に惡をなせば惡作とせらる、この故にかく言はるゝなり。

惡説と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。

惡説惡語汚言等の句、そを智者は呵責す、この故にかく言はるゝなり。

學と言はるゝ所を汝如實に聞くべし。

これ最初の行にして又最初の禁制律儀なり、直道に順ひて行修する有學の學法者には是の如き學はあるなし、この故にかく言はるゝなり。

雨は覆へるものには強く降り露はるゝものには強く降らずこの故に覆へるを露はにせよ、此の如くせば雨強く降ることなからん。

森は獸の趣なり、虛無は羽翼の趣なり、滅は法の趣なり、涅槃は阿羅漢の趣なり。

伽陀集竟る

その攝頌

七城にての制、四種の失壞、
比丘と比丘尼の共通〔戒〕、不共通、
これ慈悲の爲の敎法の伽陀集なり。

註❶三百五十　比丘戒の二百十と比丘尼戒中の不共通のもの百三十を加へたるもの、比丘戒中よりも七滅諍法は除かる。
❷已下は戒の名なり、一一については本書第三章等起法參照。
❸山上行　波逸提三十七なり。
❹與欲　比丘尼戒波逸提二十一なり。
❺この所底本二十四（catuvisati）となり、シャム本もこれに同じきも、經分別により數へるに三十四（catuttimsati）となるべきなり、底本は誤なり。

九　諍事分解

一―一　四種の諍事あり、諍論諍事、教誡諍事、犯罪諍事、事諍事、これ四種の諍事なり。この四種の諍事に幾何の❶發起ありや、この四種の諍事に十種の發起あり、諍論諍事に二種の發起あり、教誡諍事に四種の發起、犯罪諍事に三種の發起、事諍事に一種の發起あり、かの四種の諍事に對してこの十種の發起あり。　諍論諍事を發起する時幾何の滅諍を發起するや、教誡諍事を……犯罪諍事を……事諍事を發起する時幾何の滅諍を發起するや、諍論諍事を發起する時〔現前、多人語の〕二種の滅諍を發起〔し拒否し呵罵〕す、教誡諍事を……四種の……、犯罪諍事を……三種の……、事諍事を發起する時一種の滅諍を發起す。

二　幾何の諍事あり幾何の行相によりて發起をなすや、幾何の支分を具する人諍事を發起するや、幾何の人諍事を發起して罪を犯ずるや。　十二種の發起あり、十種の行相によりて發起をなす、四分を具するの人諍事を發起す、四種の人諍事を發起して罪を犯ず。

三　何をか十二種の發起となす、羯磨は成ぜず、羯磨は不善なり、更に羯磨を作すべき

なり、判定は成ぜず、判定は不善なり、再び判定すべきなり、裁決は成ぜず、裁決は不善なり、再び裁決すべきなり、滅諍は成ぜず、滅諍は不善なり、再び滅諍すべきなりと說く、これ十二種の發起なり。

何をか十種の行相によりて發起をなすとするや、そこに生ぜる諍事を發起す[2]、そこに生ぜる(諍事の)停止せるを發起す、道中に於ける諍事を發起す、道中に於ける諍事の停止せるを發起す、そこに到りて起れる諍事を發起す、そこに到りて起れる諍事の停止せるを發起す、憶念毘尼を發起す、不癡毘尼を發起す、覓罪相を發起す、如草覆地を發
151 起す、この十種の行相によりて發起をなす。

何をか四分を具するの人諍事を發起すとなす、愛不應行を行じて諍事を發起し、瞋不應行を……癡不應行を……怖不應行を行じて諍事を發起す、この四分を具するの人諍事を發起するなり。

何をか四種の人諍事を發起し罪を犯ずとなす、その日に受具せる人(翌日)發起すれば發起することと波逸提なり、客比丘……羯磨をなす人……與欲せるもの發起すれば發起することと波逸提なり、この四種の人諍事を發起する時罪を犯ずるなり。

四　諍論諍事は何を因緣とし何を起因とし、何を種とし、何を生出とし、何を集起とし、

何を等起となすや、教誡諍事は……犯罪諍事は……事諍事は、何を因縁とし……何を等起とするや。

　諍論諍事は諍論を因縁とし諍論を起因とし……諍論を等起とす、教誡諍事は教誡を因縁とし……犯罪諍事は犯罪を因縁とし……事諍事は行事を因縁とし……行事を等起とす。

五　諍論諍事は何を因縁とし……何を等起とするや、教誡諍事は、犯罪諍事は、事諍事は……何を等起となすや。

　諍論諍事は因を因縁とし……教誡諍事は、犯罪諍事は、事諍事は因を因縁とし、因を等起とす。

六　諍論諍事は何を因縁とし……何を等起とするや、教誡諍事は、犯罪諍事は、事諍事は何を因縁とし……何を等起となすや。

　諍論諍事は縁を因縁となし……教誡諍事は、犯罪諍事は、事諍事は縁を因縁とし……縁を等起となす。

七　四種の諍事に幾何の根あり幾何の等起ありや、四種の諍事に三十三種の根、三十三種の等起あり、何をか四種諍事の三十三根となす、[3]諍論諍事に十二根あり、教誡諍事

に十四根あり、犯罪諍事に六根あり、事諍事に一根あり、即ち僧伽なり、四種の諍事にこの三十三種の根あり。

何をか四種諍事の三十三種の等起となす、諍論諍事に十八破僧事の等起あり、教誡諍事に四種失壞の等起あり、犯罪諍事に七罪聚の等起あり、事諍事に四種羯磨の等起あり、四種の諍事にこの三十三種の等起あり。

八　諍論諍事は罪過なりや非罪過なりや、諍論諍事は罪過に非ず寧ろ諍論諍事を緣として罪過を犯ずるや、然り、諍論諍事を緣として罪過を犯ずるなり。諍論諍事を緣として幾何の罪過を犯ずるや、諍論諍事を緣として二種の罪過を犯ず、謂く、受具者を罵れば波逸提なり、未受具者を罵れば突吉羅なり、諍論諍事を緣としてこの二種の罪過を犯ず。かの罪過は四種の失壞中幾何の失壞に隨件するや、四種の諍事中何れの諍事なるや、七種の罪聚中幾何の罪聚に攝せらるゝや、六種の犯罪等起中幾何の等起によりて生起するや幾何の諍事により、幾何の處に於て、幾何の滅法によりて滅せらるゝや。

かの罪過は四種の失壞中一種の失壞に隨件す、行壞なり、四種の諍事中犯罪諍事なり、七種の罪聚中二種の罪聚に攝せらる、波逸提罪聚によるあり、突吉羅罪聚によるあ

り、六種の犯罪等起中三種の等起によりて生起す、一種の諍事、行事諍事により、三種の處、僧衆中、別衆中、別人の前に於て、三種の滅法によりて滅せらる、謂く、現前毘尼と自言治とによるあり、現前毘尼と如草覆地とによるあり。

九　敎誡諍事は罪過なりや非罪過なりや……(八參照)……敎誡諍事を緣として三種の罪過を犯す、比丘を無根の波羅夷法にて誹謗すれば僧殘罪なり、無根の僧殘にて誹謗すれば波逸提なり、無根の行壞にて誹謗すれば突吉羅なり、敎誡諍事を緣としてこの三種の罪過を犯す。かの罪聚は四種の失壞の中幾何の……幾何の滅法によりて滅せらるゝや。

かの罪過は四種の失壞中二種の失壞に隨伴す、戒壞なるあり、行壞なるあり、四種の諍事中犯罪諍事なり、七種の罪聚中三種の罪聚によりて攝せらる、僧殘罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり、六種の犯罪等起中三種の等起によりて生起す、かの罪の重きものは一種の諍事即ち事諍事により、一種の處即ち僧衆中に於て、二種の滅法によりて滅せらる即ち現前毘尼と自言治とによるなり。かの罪の輕きものは一種の諍事即ち事諍事により、三種の處即ち僧衆中に於て……(八)……如草覆地とによるあり。

一〇　犯罪諍事は罪過なりや非罪過なりや、犯罪諍事は罪過なり、寧ろ……犯罪諍事を縁として四種の罪過を犯ず、謂く、比丘尼知りて波羅夷法を覆藏すれば波羅夷罪なり、疑念を持して覆藏すれば偸蘭遮罪なり、比丘僧殘罪を覆藏すれば波逸提罪なり、行壞を覆藏すれば突吉羅なり、犯罪諍事を縁としてこの四種の罪過を犯ず。かの罪過は四種の失壞の中幾何の……幾何の滅法によりて滅せらるゝや。

かの罪過は四種の……〔九〕……四種の罪聚によりて攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり、六種の犯罪等起の中一種の等起によりて生起す、謂く身と語と意とより生起するなり。かの罪の無殘なるものは何れの諍事によりても、何れの處に於ても、何れも滅法によりても滅せられず、かの罪過の輕きものは一種の…〔九〕…如草覆地とによるあり。

一一　事諍事は罪過なりや非罪過なりや……〔八〕……事諍事を縁として五種の罪過を犯ず、被擧隨順比丘尼三度まで諫告されて捨てざれば白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偸蘭遮、羯磨語竟りて波羅夷罪なり。助破僧者三度まで諫告されて捨てざれば僧殘罪なり、惡見に對して三度まで諫告されて捨てざれば波逸提なり、事諍事を縁としてこの五種の罪過を犯ず。かの罪過は四種の失壞中幾何の……幾何の滅法

によりて滅せらるゝや。

かの罪過は四種の……〔九〕……五種の罪聚によりて攝せらる、波羅夷罪聚なるあり、僧殘罪聚なるあり、偸蘭遮罪聚なるあり、波逸提罪聚なるあり、突吉羅罪聚なるあり、六種の犯罪等起中一種の等起によりて生起す、謂く身と語と意とより生起するなり。かの罪の無殘なるものは……〔一〇〕……かの罪の重きものは一種の諍事即ち事諍事により、一種の處即ち僧衆中に於て、二種の滅法によりて滅せらる、即ち現前毘尼と自言治とによりてなり。　かの罪の輕きものは一種の……〔九〕……如草覆地とによるあり。

一二　口論諍事が敎誡諍事たり、犯罪諍事たり、事諍事たることありや、諍論諍事は敎誡諍事たり、犯罪諍事たり、事諍事たることとなし、而も諍論諍事を縁として敎誡諍事あり、犯罪諍事あり、事諍事あり、此の事如何、此處に比丘あり……〔四・二一參照〕……事諍事となす、是の如く口論諍事を縁として敎誡諍事あり、犯罪諍事あり、事諍事あり。

敎誡諍事が犯罪諍事たり、事諍事たり、口論諍事たることありや、敎誡諍事は犯罪諍事……此の事如何、こゝに比丘あり、比丘を…〔四・二一參照〕…事諍事となす、是の如く敎誡諍事を縁として犯罪諍事あり、事諍事あり、口論諍事あり。

犯罪諍事が事諍事たり、口論諍事たり、教誡諍事たることありや、犯罪諍事は事諍事……此の事如何、五種の罪聚を…(四・二一參照)…事諍事となす、是の如く犯罪諍事を縁として事諍事あり、口論諍事あり、教誡諍事あり。

事諍事が口論諍事たり、教誡諍事たり、犯罪諍事たることありや、事諍事は口論諍事……此の事如何、僧伽の所作…(四・二一參照)…事諍事となす、是の如く事諍事を縁として口論諍事あり、教誡諍事あり、犯罪諍事あり。

一三　憶念毘尼ある所に現前毘尼あるあり、現前毘尼ある所に憶念毘尼あるあり、不癡毘尼ある所に現前毘尼あるあり、現前毘尼ある所に不癡毘尼あるあり、自言治ある所に……多人語ある所に……覓罪相ある所に……如草覆地ある所に現前毘尼あるあり、現前毘尼ある所に如草覆地あるあり。

一四　現前毘尼と憶念毘尼とによりて諍事滅せらるゝ時に於て憶念毘尼ある所に現前毘尼あるなり、現前毘尼ある所に憶念毘尼あるなり、そこに不癡毘尼はあらず、自言治はあらず、多人語はあらず、覓罪相はあらず、如草覆地はあらず。現前毘尼と不癡毘尼とによりて諍事……現前毘尼と如草覆地とによりて諍事滅せらるゝ時に於て、如草覆地ある所に又現前毘尼あるなり、現前毘尼ある所に又如草覆地あるなり、そこ

に憶念毘尼はあらず……覚罪相はあらず。

一五　現前毘尼と言ふ時これ等の法は親近するものなりや、或は親近せざるものなりや、これ等の法の差異は區別して示すことを得るや。現前毘尼と言ひ或は不癡毘尼と言ふ時……現前毘尼と言ひ或は如草覆地と言ふ時、これ等の法は親近するものなりや……得るや。

現前毘尼と言ひ或は憶念毘尼と言ふ時これ等の法は親近するものにして親近せざるものに非ず、これ等の法の差異を分離して示すことの不可能なるあり。現前毘尼と言ひ或は不癡毘尼と言ふ時……現前毘尼と言ひ或は如草覆地と言ふ時これ等の法は親近せるものにして分離するものに非ずこれ等の法の差異を分離して示すことの不可能なるあり。

一六　現前毘尼は何を因縁とし何を起因とし何を種とし何を出生とし何を集起とし何を等起とするや、憶念毘尼は……如草覆地は何を因縁とし何を起因とし何を種とし何を出生とし何を集起とし何を等起とするや。

現前毘尼は因縁を因縁とし因縁を起因とし因縁を種とし因縁を出生とし因縁を集起とし因縁を等起とす。憶念毘尼は……如草覆地は因縁を因縁とし因縁を起因

とし……因縁を等起とす。

156 一七　現前毘尼は何を因縁とし……何を等起とするや、憶念毘尼は……如草覆地は何を因縁とし……何を等起とするや。

現前毘尼は因を因縁とし……如草覆地は因を因縁とし……因を等起とす。

一八　現前毘尼は何を因縁とし……何を等起とするや、憶念毘尼は……如草覆地は何を因縁とし……何を等起とするや。現前毘尼は縁を因縁とし……如草覆地は縁を因縁とし……縁を等起とす。

一九　七滅諍法に幾何の根あり幾何の等起ありや、七滅諍法に二十六根あり、三十六等起あり。

何をか七滅諍法の二十六根となす、現前毘尼に四根あり、僧現前、法現前、律現前、人現前なり、憶念毘尼に四根あり、不癡毘尼に四根あり、自言治に二根あり、自白する人と、自白を受くる人なり、多覓(毘尼)に四根あり、覓罪相に四根あり、如草覆地に四根あり、僧現前……人現前なり、七滅諍法にこの二十六根あり。

何をか七滅諍法の三十六等起となす、憶念毘尼の羯磨に執行、遂行、著手、進行、承認、許容あり、不癡毘尼の羯磨に、自言治の羯磨に、多覓の羯磨に、覓罪相の羯磨に、如草覆地の

羯磨に執行、遂行……許容あり、七滅諍法にこの三十六種の等起法あり。

二〇　現前毘尼と言ひ或は憶念毘尼と言ふ時これ等の法が別義にして別語たり或は同義にして語のみ別異なることあり、現前毘尼と言ひ或は不癡毘尼と言ふ時、現前毘尼と言ひ或は自言治と云ふ時……現前毘尼と言ひ或は如草覆地と云ふ時これ等の法が……別異なることとあり。

現前毘尼と言ひ或は憶念毘尼と言ふ時これ等の法が別義にして又別語なることあり、現前毘尼と言ひ或は不癡毘尼と言ふ時……現前毘尼と言ひ或は如草覆地と言ふ時これ等の法が別義にして又別語なることとあり。

157 二一　口論にして口論諍事なると、口論にして口論諍事ならざると、諍事にして口論にあらざると、諍事にして又口論なると、口論にして……なるあり…〔小品四・一四・一二―一五〕…事諍事は諍事にして又行事なり。

諍事分解竟る

その攝頌

諍事、發起、方便、及び人、
因縁因、縁、根、及び等起法。

罪過、あり、その處、親近と因緣、

因緣、根、等起、語、

口論諍事、これ諍事分解なり。

註❶發起(ukkoṭa) 諍事が滅せられたるを異議不平を唱へ還び發起するなり、四分律戒本には「還發起」と云ひ、十誦律には「還更發起」と言ふ。比丘波逸提六十三參照。

❷已下小品、四・一四・一七、一八參照。

❸已下小品、四・一四・二已下參照。

別の伽陀集 (Aparagāthāsaṅgaṇikaṃ)

SC: Additional Collection of Stanzas, Pālikanon.de: Weitere Verszusammenstellung

十 別の伽陀集

呵責法は何の爲、憶念法は何の爲、衆僧法は何の爲、心念法は何の爲なる。

呵責法は〔罪を〕憶念せしむる爲、憶念法は折伏の爲、衆僧法は〔決斷〕獲得の爲、心念法は各人〔決斷の爲〕なり。

汝若し撿問者たるとも早卒に言ふこと勿れ、怒りて言ふこと勿れ、怒りて行ずること勿れ。

[1]經に於て、律に於て、隨法に於て、所制に於て、隨順法に於て、早卒に無利益なる諍論の語をなすこと勿れ。

善巧なる有覺者によりて作られし撿問の儀法、よく說かれたる學處の隨順に意を用ひて來世の趣を破するなし。

[2]他を利せんとする者は時に應じて有利なるを撿問すべし、被呵責者及び呵責者の早卒なる語を取ること勿れ。

呵責者は罪ありと說き、被呵責者は罪なしと言ふ、兩說をすてゝ〔有恥者には〕自

白の語の適用によりて處分すべし。

自白は有恥者に於てなさる、無恥者には然ることなし、無恥者は多くを語らん、[故に]その行❸[と自白]の適用によりて處分すべし。

自白の生ずることなき無恥者は如何なる人なるや、我是の如く問はん、如何なる人は無恥人と呼ばるゝや。

故意に罪を犯じて罪を隱す、不應行を行ず、是の如き人は無恥人と呼ばる。

實に我も亦知る、是の如き人の無恥人と呼ばるゝを、

我更に汝に問はん、如何なる人か有恥人と呼ばる。

故意に罪を犯ずることなし罪を隱すことなし、不應行を行ずることなし、是の如き人有恥人と呼ばる。

實に我も亦知る、是の如き人の有恥人と呼ばるゝを、更に汝に問はん、如何なる人か非法の呵責者と言はる。

非時を以て呵責し、不實を以てし、麁暴を以てし、無利益を以てし、瞋心ありて呵責し慈心あらず、是の如き者非法呵責者と言はる。實に我も亦知る、是の如き人の非法呵責者と言はるゝを、更に汝に問はん、如何なるが如法呵責者と言は

るゝや。
時を以て呵責し、實を以てし、柔軟を以てし、有利益を以てし、慈心ありて呵責し瞋心あらず、是の如き者如法呵責者と呼ばる。
實に我も亦知る、是の如き人の如法呵責者と言はるゝを、更に汝に問はん、如何なる人無知呵責者と言はるゝや。
前〔に言はれし〕事後〔に言はれし〕事を知らず、前事後事に對して無知なり、適用の語法を知らず、適用の語法に無知なり、是の如きは無知呵責者と言はる。
實に我も亦知る、是の如きの人の無知呵責者と言はるゝを、更に汝に問はん、如何なる人有知呵責者と言はる。
前事後事をも知り前事後事に對して有知なり適用の語法を知り、適用の語法に有知なり、是の如きの人は有知呵責者と言はる。
實に我も亦知る、是の如きの人有知呵責者と言はるゝを、更に汝に問はん、呵責は何が故に言はるゝや、戒壞によりて呵責す、同じく行、見、命〔壞〕によりて呵責す、呵責はこれによりて言はるゝなり。

別の伽陀集竟る

註
❶已下註によれば經(sutta)とは兩部の經分別を言ひ、律(vinaya)とは犍度を言ひ、隨法(anuloma)とは附隨(parivāra)を言ひ、所制(paññatta)とは一切の律藏を言ひ、隨順法(anulomika)とは四大處(cattāro mahāpadesā)を云ふとす。
❷底本hitesiはシャム本の如くhitesīとすべきなり。
❸底本にはvuttānusandhitenaとあるも註にvattānusandhitenaとして解釋する故にこれによれり。

呵責品 (Codanākaṇḍaṃ)

SC: Portion on Reproving, Pālikanon.de: Beschuldigung

十一　呵責品

一　檢問者は呵責者に問ふべし、「友よ、汝この比丘を呵責するは何によりて彼を呵責するや、戒壞によりて呵責するや、行壞によりて呵責するや、見壞によりて呵責するや」と。若し彼說いて「我戒壞によりて呵責す、或は行壞によりて呵責す、或は見壞によりて呵責す」と言はゞ彼に是の如く言ふべし、「具壽よ、汝は戒壞を知るや……〔大品、四・一六、一一―一五、「この比丘に自恣を禁ず」を「この比丘を呵責す」とし、「我禁ず」、「彼禁ず」、或は「自恣を禁す」等を「我呵責す」、「彼呵責す」となす〕……外道の弟子より聞きて疑ふや」と。

二　❶見は見と一致し、見は見と合致す、
〔然れども〕見に因りて不清淨の疑は來らず、
彼の人〔清淨なりとの〕自白により彼と共に布薩はなさるべし。
聞は聞と一致し、聞は聞と合致す、聞に因りて……なさるべし。
覺は覺に一致し、覺は覺に合致す、覺に因りて……なさるべし。

三　何をか呵責の初となし何をか中となし、何をか後となす。求聽羯磨は呵責の初

なり羯磨の執行は中なり、滅諍は後なり。

呵責には幾何の根あり、幾何の事あり、幾何の地あり、幾何の行相ありや。

呵責には二根あり、三事あり、五地あり、二種の行相によりて呵責す。

何をか呵責の二根となす有根或は無根なり、呵責にこの二根あり。

何をか呵責の三事となす、見により、聞により、疑による、呵責にこの三種の事あり。

何をか呵責の五地とす、我時をもつて言ひ、非時をもつてせず、實有をもつて言ひ非實をもつてせず、柔軟をもつて言ひ麁暴をもつてせず、有利をもつて言ひ無利をもつてせず、慈心をもつて言ひ瞋心をもつてせずと、呵責にこの五種の地あり。

何等の二種の行相によりて呵責するや、身をもつて呵責し或は語をもつて呵責す、この二種の行相によりて呵責す。

四　呵責者は如何に行ずべき、被呵責者は……僧衆は……檢問者は如何に行ずべき。

呵責者は如何に行ずべきや、呵責者は五法に立ちて他を呵責すべし、時をもつて言ひ、非時をもつてせず……慈心にて言ひ瞋心ならず、呵責者は是の如く行ずべきなり。

被呵責者は如何に行ずべきや、被呵責者は二法に立ちて行ずべし、眞實と不瞋となり、被呵責者は是の如く行ずべきなり。

僧衆は如何に行ずべき、僧衆は有欲無欲を知るべし、僧衆は是の如く行ずべきなり。
檢問者は如何に行ずべきや、檢問者は法により律により師の敎によりてかの諍事を滅する如くその如く諍事を滅すべし、檢問者は是の如く行ずべきなり。

五　布薩は何の爲なる、自恣は何の爲なる、別住は何の爲なる、本日治は何の爲なる、摩那埵(マーナッタ)は何の爲なる、出罪は何の爲なる。

布薩は和合の爲なり、自恣は清淨の爲なり、別住は摩那埵の爲なり、本日治は懺誨の爲なり、摩那埵は出罪の爲なり、出罪は清淨の爲なり。

貪と瞋と怖と癡より長老を非難するは、無智にして傷つき〔身等の五〕根を破し愚癡にして且つ學を恭敬せざるものにして身壞して地獄に至る。

利養に依らず又人に依らず、俱にこれ等を捨して法の如くに行ずべし。

忿を有し怨を有し又粗暴にして惡口する者は無罪者に對して罪ありと告發す、是の如き呵責者は己を燒亡す。

耳語をなし、惡失を求め、〔決斷を無視して〕交はり、邪道(罪)を說く、無罪者に對して罪ありと告發す、是の如き呵責者は己を燒亡す。

非時をもつて呵責し、非實をもつてし、麁暴をもつてし、不利をもつてし、瞋心あ

りて呵責し慈心なし、無罪者に對して……己を燒亡す。法非法を知らず、法非法に對して無智なり、無罪者に對して……己を燒亡す。

律非律を知らず、律非律に無智なり、無罪者に對して……己を燒亡す。

所言非所言を……。

常法非常法を……。

所制非所制を……。

有罪無罪を知らず、有罪無罪に對して無智なり……。

輕罪重罪を……。

有殘罪無殘罪を……。

麁罪非麁罪を……。

前說後說を……。

適用の語法を知らず適用の語法に對して無智なり、無罪者に對して罪ありと告發す、是の如き呵責者は己を燒亡す。

呵責品竟る

その攝頌

呵責と檢問と、初、根、布薩、

呵責品に於ける趣は敎說を確立せしむ。

註❶この頌の意は註によれば、一比丘婦人と共にある場所より出で或は入るを他のもの見て、彼を波羅夷なりと言ふ時その比丘彼の見たることとは承認するも、波羅夷を承服せず、かゝる時は女人と出づるを見たることは合致するもそれのみによりて波羅夷とはならず、故に不淸淨なりと云ふは無根の疑となるを言ふとす。故にかの比丘の淸淨なりとの自白により共に布薩をなし得るなり。

小諍 (Cūḷasaṅgāmo)

SC: Lesser Collection, Pālikanon.de: Die kleinere Zusammenstellung

十二　小諍

一　鬪諍の裁斷に習へる比丘僧伽に到る時、謙讓にして埃を拭ふが如き心にて僧中に到るべし。座席著坐につき善く辨へるべし、長老比丘の間に割り込み年少比丘を座より押しのけることなく適當なる座に著くべし、前後相違の語をなさず、無益徒勞の語をなさゞるべし、自ら法を說くべし、或は他に問ふべく、或は聖者の默せるを輕視すべからず。僧衆に許されたる檢問者たる人檢問せんとする時和尙に問ふべからず、阿闍梨に問ふべからず、〔和尙〕弟子に問ふべからず、〔阿闍梨〕門弟に問ふべからず、和尙を同じくするものに問ふべからず、阿闍梨を同じくするものに問ふべからず、種を問ふべからず、名を問ふべからず、姓を問ふべからず、〔汝は長部誦者か、中部誦者か等〕阿含を問ふべからず、家の階級を問ふべからず、生地を問ふべからず。それは何が故ぞ、こゝに彼に愛憎あるが故なり。愛或は憎ある時は貪不應行を行じ又瞋不應行を行じ、癡不應行を行じ又怖不應行を行ぜん。僧衆に許されたる檢問者たる人檢問せんと欲せば僧を重しとして行ずべく人を重しとすべからず、正法を重しとして行ず

べく利養を重しとすべからず、義利に従ひて行ずべく、衆の淨善とする所によるべからず、時をもつて檢問すべく非時をもつてすべからず、實をもつて檢問すべく非實をもつてすべからず、柔軟をもつて檢問すべく粗暴をもつてすべからず、利益あるをもつて檢問すべく無利益をもつてすべからず、慈心をもつて檢問すべく瞋心をもつてすべからず。耳語をなす者たるべからず、惡失を求むべからず、眼に手をかざすべからず、眉を上ぐべからず、頭を上ぐべからず、手振をなすべからず、手印を示すべからず。座席著坐につき善く心得べし、目前一尋のみを見、〔決斷の〕事に應じて己が座に著くべし、座より立つべからず、〔決斷を無視して〕交はるべからず、罪を主張すべからず、[1]曖昧なる言を説くべからず、急忙ならざるべし、粗暴ならざるべし、不瞋なるべし、軟語にして慈心あるべし、友情あり同情あるべし、同情の行をなし不綺語なるべし、語を制限し、親切心により不善の語なく行ずべし〔決斷し滅諍し得るやと〕自己を檢すべし、彼有恥者にて解せしめ得るやと〕他を檢すべし、呵責者を檢すべし、被呵責者を檢すべし、非法呵責者を檢すべし、非法被呵責者を……如法呵責者を……如法被呵責者を檢すべし。

〔呵責者、被呵責者の〕所言を省略せず非所言を説かず、所説の句文をよく聞きとり他の者反問し自白に應じて處分すべし、微笑すべからず、怖畏を抱くべからず、粗暴を制

すべし、質直溫和にして不淨を滅除すべし。貪不應行を行ずべからず、瞋不應行を行ずべからず、癡不應行を行ずべからず、怖不應行を行ずべからず、法と人とに於て公平なるべし。檢問する時〔大〕師と智者とにとりては教に隨ふものたり、同梵行者に對しては愛敬尊重せらるゝなり。

二 〔檢問者の說く〕經は〔罪と無罪とに〕結合する爲なり。喩は〔義を示す〕比說の爲なり、義は了解の爲なり、反問は遮止の爲なり、求聽羯磨は呵責の爲なり、呵責は〔罪不罪の〕憶念の爲なり、憶念は共語の爲なり、共語は〔この住處より去ること勿れと〕障礙の爲なり、障礙は決斷の爲なり、決斷は〔惡非惡を〕判別の爲なり、判別は處非處〔犯不犯、輕重犯〕の行〔を知る〕爲なり、處非處の行は惡人を調伏し善比丘を守護する爲なり、僧伽は領承の爲なり、僧伽によりて聽されて人々は自ら立ち僞りなくして立つなり。律は律儀の爲なり、律儀は悔恨無き爲なり、無悔恨は愉悅の爲なり、愉悅は喜の爲なり、喜は輕安の爲なり、輕安は樂の爲なり、樂は等持の爲なり、等持は如實知見の爲なり、如實知見は厭離の爲なり、厭離は離欲の爲なり、離欲は解脫の爲なり、解脫は解脫知見の爲なり、解脫知見は無取著般涅槃の爲なり。この爲に〔律の〕論あり、この爲に〔律の〕考量あり、この爲に近習あり、この爲に傾聽あり、即ちこれ無執取なる心解脫なり、と。

三　善巧なる有智者によりてなされたる檢問の儀法、よく說かれたる學處の隨順に意を用ゐて來世の趣を破することとなし。

事、失壞、罪過、因緣、行相に無智にして前事後事成不成を正しく知らず。

羯磨と諍事と滅諍にも無智にして染汚、愚癡にして怖と疑より行ず。

所制を善く辨へず、處置に於て無智黨友を得、無慚にして黑業をなし恭敬なし、

是の如き比丘は實に仰視すべからざる者と言はる。

事、失壞、罪過、因緣、行相に有智なり、前事後事成不成を正しく知る。

羯磨と諍事と滅諍にも有智にして無染無汚、無癡にして怖と疑より行ぜず。

所制を善く辨へ處置に於て有智黨友を得て慚あり、白業をなし恭敬あり、是の如き比丘は實に仰視すべき者と言はる。

小諍竟る

その攝頌

卑賤心にて、問ふ、重僧伽に於てし個人に非ず、

經は結合の爲なり、律は調伏の爲なり。

小諍に於ける攝頌の一誦はこゝになされたり、と。

註❶曖昧の言　底本 bāhāvikkhepa はシャム本の如く vācāvikkhepa とすべきなり。

❷共語　底本 savacaniya は savacanīya の誤植、次の語も同じ。

大諍 (Mahāsaṅgāmo)

SC: Greater Collection, Pālikanon.de: Die große Zusammenstellung

十三　大諍

一　僧伽に於て決斷をなせる鬪諍の裁斷に習へる比丘は、事を知るべし、失壞を知るべし、犯罪を知るべし、因緣を知るべし、行相を知るべし、前事後事を知るべし、作不作を知るべし、羯磨を知るべし、諍事を知るべし、滅諍を知るべし、愛不應行を行ずべからず、瞋不應行を行ずべからず、癡不應行を行ずべからず、怖不應行を行ずべからず、悟らしむべき事に於ては悟らしむべし、解せしむべき事に於ては解せしむべし、觀ぜしむべき事に於ては觀ぜしむべし、靜まらしむべき事に於ては靜まらしむべし、我は黨友を得たりと言ひて他黨を輕侮すべからず、我は多聞なりと言ひて少聞者を輕侮すべからず、我は上座長老なりとて下座を輕侮すべからず、來らざることを說くべからず、來れることを法より律より除くべからず、その諍事を滅するその法により律により師教によりてその諍事を滅すべし。

二　「事を知るべし」とは八波羅夷の事を知るべし、二十三僧殘の事を知るべし、二不定の……四十二尼薩耆の……百八十八波逸提の……十二提舍尼の……惡作の……惡

167

説の事を知るべし。

「失壊を知るべし」とは戒壊を知るべし、行壊を……見壊を……命壊を知るべし。

「犯罪を知るべし」とは波羅夷犯を知るべし、僧殘犯を……偸蘭遮犯を……波逸提犯を……提舍尼犯を……悪作犯を……悪説犯を知るべし。

「因緣を知るべし」とは八波羅夷の因緣を知るべし、二十三僧殘の因緣を知るべし、……悪説の因緣を知るべし。

「行相を知るべし」とは行相により僧伽を知るべし、行相により衆人を知るべし、行相により人を……呵責人を……被呵責人を行相によりて知るべし。「僧伽を行相により知るべし」とはこの僧伽は能く法により律により師教によりてこの諍事を滅し得るや否やとかくの如く僧伽を行相により知るべきなり。衆人を……「人を行相により知るべし」とはこの人は能く……得るや否やと是の如く人を行相により知るべし。「呵責人を行相により知るべし」とはこの具壽は能く五種の法に立ちて他を呵責するや否やと是の如く呵責人を行相によりて知るべし。「被呵責人を行相により知るべし」とはこの具壽は能く二種の法即ち實と不瞋とに立つや否やと是くの如く被呵責人を行相により知るべきなり。

「前事後事を知るべし」とはこの具壽は[1]事より事に到り、或は失壊より失壊に到り或は犯罪より犯罪に到るや、或は(前には)否定し(後には)肯定し或は肯定し否定し異語をなして遁れるや否やと是の如く前事後事を知るべし。

「作不作を知るべし」とは不淨法を知るべし、不淨法の隨順を知るべし、不淨法の前分を知るべし。不淨法を知るべしとは唯有二人成就法を知るべし、不淨法の隨順を知るべしとは比丘己が口に他比丘の生支を入るゝなり。不淨法の前分を知るべしとは[2]好惡の色、身觸、麁語、自己の爲の婬欲供養、[3]財物の贈答なり。

三　「羯磨を知るべし」とは十六種の羯磨を知るべし、四種の求聽羯磨を……四種の白羯磨を……四種の白二羯磨を……四種の白四羯を知るべし。

「諍事を知るべし」とは四種の諍事を知るべし、口論諍事を知るべし……義務諍事を知るべし。

「滅を知るべし」とは七種の滅を知るべし、現前毘尼を知るべし……如草覆地を知るべし。

四　「愛不應行を行ずべからず」とは愛不應行を行ずる時如何に愛不應行を行ずるや、こゝに一人あり、こは我が和尚なり、或は阿闍梨なり、弟子なり、門弟なり、同和尚者なり、

同阿闍梨者なり、面識者なり、親友なり、親戚なりとて、彼に同情し彼を守りて非法を如法なりと說き如法を非法と說き……〔大品一〇五・四參照〕……非麁罪を麁罪と說くなり。この十八事によりて愛不應行を行ずる時多人の無益のため、多人の無樂のため、多人の不利のため、天及び人の無益苦のためとなる。この十八事によりて愛不應行を行ずる時損じ害せられたる自身を保持し又罪有り、智者に呵責され又多の非福を生ず、愛不應行を行ずる時是の如く愛不應行を行ずるなり。

「瞋不應行を行ずべからず」とは瞋不應行を行ずる時如何に瞋不應行を行ずるや、ここに一人あり、彼は我に不利益をなせりとて瞋怒を抱く、彼は我に不利益をなすとて瞋怒を抱く、彼は我に不利益をなすべしとて瞋怒を抱き、我が愛樂する者に不利益をなせり、不利益をなす、不利益をなすべしとて瞋怒を抱き、我が愛樂せざる者に利益をなせり、利益をなす利益をなすべしとて瞋怒を抱くなり。この九種の瞋怒事によりて瞋怒嫌恨より怒り、忿りに制せられて非法を如法なりと說き……非麁罪を麁罪なりと說くなり。この十八事をもつて瞋不應行を行ずる時……是の如く瞋不應行を行ずるなり。

「癡不應行を行ずべからず」とは癡不應行を行ずる時如何に癡不應行を行ずるや、染

者は愛欲に随ひて行じ、汚者は瞋に随ひて行じ、癡者は愚癡に随ひて行じ執者は執見によりて行ず、癡者疑者は愚癡に制せられて非法を法と説き……非罪を罪と説く、この十八事をもつて癡不應行を行ずる時……是の如く癡不應行を行ずるなり。

「怖不應行を行ずべからず」とは怖不應行を行ずる時如何に怖不應行を行ずるや、ここに一人あり、彼は危険に依り或は(邪見の)叢林に依り、或は强力に依り、暴悪なり、命難或は梵行難をなすべしとて彼に對する恐怖におのゝき非法を如法なりと説き……非罪を罪なりと説く、この十八事をもつて怖不應行を行ずる時……是の如く怖不應行を行ずるなり。

愛、瞋、怖、癡より法を破る

彼の名稱は黒分の月の如くに減ず。

愛不應行を行ぜずとは如何、非法を非法と説きて、愛不應行を行ぜず、法を法と説き
169 て愛不應行を行ぜず……非罪を非罪と説きて愛不應行を行ぜず、是の如く愛不
應行を行ぜざるなり。

瞋不應行を行ぜずとは如何……癡不應行を……怖不應行を行ぜずとは如何、非法を非法と説きて怖不應行を行ぜず……非罪を非罪と説きて怖不應行を行ぜず、

是の如く怖不應行を行ぜざるなり。

愛、瞋、怖、癡より法を破らざる

彼の名稱は白分の月の如く增長す。

五　悟らしむべき事に於ては悟らしむとは如何、非法を非法なりと說きて悟らしむべき事に於て悟らしむるなり……非麤罪を非麤罪と說きて悟らしむべき事に於て悟らしむ、是の如く悟らしむべき事に於て悟らしむるなり。

解せしむべき事に於て解せしむとは如何、非法を非法なりと說きて解せしむべき事に於て解せしむ……是の如く解せしむべき事に於て解せしむるなり。

觀ぜしむべき事に於て觀ぜしむとは如何……靜まらしむべき事に於て靜まらしむとは如何、非法を非法と說きて靜まらしむべき事に於て靜まらしむ……是の如く靜まらしむべき事に於て靜まらしむるなり。

六　我は黨友を得たりとて他黨を輕侮すとは如何、こゝに一人あり、黨友を得、隨徒を得て有黨者有親里者たり、彼は黨友を得ず隨徒を得ず有黨者有親里者に非ずとて彼に對する輕侮より非法を法と說き……非麤罪を麤罪と說く、是の如く我は黨友を得たりとて他黨を輕侮するなり。

我は多聞なりとて少聞者を輕侮すとは如何、こゝに一人あり、多聞にして所聞を憶持し所聞を積集する者なり、彼は少聞にして少智少憶念なりとて彼に對する輕侮より非法を法なりと説き……非麤罪を麤罪と説く、是の如く我は多聞なりとて少聞者を輕侮するなり。

我は上座長老なりとて下座を輕侮すとは如何、こゝに一人あり、出家して歳久しく經驗に富める長老なり、こは新參者にして經驗乏しく恩を知ること少き者なり、彼の語は無効なるべしとて彼の〔語を〕輕侮し非法を法と説き……非麤罪を麤罪と説く、是の如く我は上座長老なりとて下座を輕侮するなり。

七　來らざることを説くべからずとは未だ入り來らざる事務を入り來らしむべからざるなり。來れるものを法より律より除くべからずとは僧衆の集會せる目的を法より律より除くべからざるなり。

法によりとは實有の事によりてなり。律によりてとは呵責し憶念せしめてなり。師敎によりてとは白の成就により、唱説の成就によるなり。その諍事を滅する法により律により師敎によりてかの諍事を滅すべしとは、檢問者は呵責者に問ふべし「友よ、汝この比丘に自恣を禁ずるは……〔大品、四・一六・一〇－一五〕……外道の弟子より聞き

て疑ふや、と。

[5]見は見と一致し、見は見と合致す、

見に因りて不清淨の疑來らず、

かの人は自白により彼と共に自恣はなさるべし。

聞は聞に一致し……〔一一・二參照〕

覺は覺に……自恣はなさるべし。

八　汝は何を見たるやとは何れなりやの問なり、汝は如何に見たるやとは何れなりやの問なり、汝は何時見たりやとは何れ……汝は何處にて見たりやとは何れなりやの問なり。

汝は何を見たるやとは事を問ひ、失壞を問ひ、犯罪を問ひ、不淨行を問ふなり。事を問ふとは八波羅夷事を問ひ、十三僧殘事を問ひ、二不定事を問ひ、四十二尼薩耆波逸提事を問ひ、百八十八波逸提事を問ひ、十二波羅提提舍尼事を問ひ、惡作事を問ひ、惡説事を問ふなり。失壞を問ふとは戒壞を問ひ、行壞を問ひ、見壞を問ひ、命壞を問ふなり。犯罪を問ふとは波羅夷犯を問ひ、僧殘犯を問ひ、偸蘭遮犯を問ひ……惡説犯を問ふなり。不淨行を問ふとは唯有二人成就法を問ふなり。

171

汝は何を見たりやとは標相を問ひ、威儀を問ひ、形相を問ひ、變異を問ふなり。標相を問ふとは或は長短或は黒白を〔問ふ〕なり、威儀を問ふとは行或は住或は座或は臥を〔問ふ〕なり。形相を問ふとは居士の標相に於てか或は外道の標相に於てか或は出家の標相に於てか〔を問ふ〕なり。變異を問ふとは行或は住或は坐或は臥を〔問ふ〕なり。

汝は何時見たりやとは時を問ひ日時を問ひ時分を問ひ季節を問ふなり。時を問ふとは早朝時に於てか、日中時に於てか夕刻時に於てか〔を問ふ〕なり。日時を問ふとは早朝の日時に於てか日中の日時に於てか夕刻の日時に於てか〔を問ふ〕なり。時分を問ふとは食前或は食後或は夜中或は日中を〔問ひ〕或は黒月に於てか白月に於てか〔を問ふ〕なり。季節を問ふとは寒季に於てか熱季に於てか雨季に於てか〔を問ふ〕なり。

汝は何處にて見たりやとは處を問ひ地を問ひ場を問ひ界を問ふなり。處を問ふとは土地（ブーミー）に於てか地（パタヴィー）に於てか地所（ダラニー）に於てか、大地（ヂャガティー）に於てか〔を問ふ〕なり。地を問ふとは地に於てか、山に於てか、岩上にてか、樓上にてか〔を問ふ〕なり。場を問ふとは東方の場か、西方の場か、北方の場か、南方の場か〔を問ふ〕なり。界を問ふとは東方の界か……南方の界か〔を問ふ〕なり。

大諍竟る

その攝頌

事、因緣、行相、前事後事、作不作、
羯磨及び諍事、滅諍、愛不應行。
瞋、癡及び怖、悟、解、
觀、諍、黨友有り、聞と上老。
未至、已到、法により、律により、
師教によりて、〔これ〕大諍說示なり、と。

註❶この句の意は註によれば我は第一波羅夷事を見たり或は聞きたりと言ひ、後に問はれるや、我は見ず聞かずと言ふが如く前後の所說に相違あることなり。次の失壞、犯罪についても同意なり。
❷原語 vaṇṇāvaṇṇa 精に種々の色あるを言ひ、第一僧殘なり、已下順次第五僧殘までを言ふ。
❸ dhanamanuppadānaṁ 第五僧殘、媒嫁戒を云ふ。
❹底本及びシャム本共に pekkhati とするも pekkheti とすべきなり、小品四・二一參照。
❺この頌の意につき二七七頁の註❶參照。

迦絺那衣分解 (Kathinabhedo)

SC: Synopsis of Kaṭhina, Pālikanon.de: Einteilung von Kathina

十四　迦絺那衣分解

一　[1]何人に迦絺那衣の受持を成ぜず、何人に迦絺那衣の受持を成ずるや。如何にして迦絺那衣の受持を成ぜず、如何にして迦絺那衣の受持を成ずるや。

何人に迦絺那衣の受持を成ぜざるや、二種の人に迦絺那衣の受持を成ぜず、迦絺那衣を作る式をなさざる者と、〔界外より還りて迦絺那衣式のなされたるを〕隨喜せざる者なり、この二種の人に迦絺那衣の受持を成ぜず。

如何にして迦絺那衣の受持を成ぜざるや、二十四事によりて迦絺那衣の受持を成ぜざるなり、輾治せるのみにては迦絺那衣の受持を成ずとなさず……〔大品七・一・五〕……是の如くなせば迦絺那衣の受持を成ぜずとなす。

[2]相業とはこの布にて迦絺那衣を受持せんとて〔邪命たる〕卜相をなすなり。豫言とはこの豫言によりて迦絺那衣の布を得んとて〔人の生處につき〕豫言をなすなり。暫時のものとは不取の施與を言ふ。延期とは二種の延期あり、作衣の延期と積置の延期なり。捨墮とは作衣せる時夜明となるなり。この二十四事によりて迦絺那衣の

受持を成ぜざるなり。

如何にして迦絺那衣を受くるを成ずるや謂く、十七事によりて迦絺那衣を受くるを成ず、新衣をもつてせば迦絺那衣の受を成ず……〔大品七・一・六〕……是の如くせば迦絺那衣を受くるを成ず、この十七事によりて迦絺那衣の受を成ずるなり。

二―一　迦絺那衣の受と共に幾何の法生起するや、迦絺那衣の受と共に十五種の法生起す、謂く〔捨の〕八事、二種の執持、五種の功徳なり、迦絺那衣の受と共にこの十五種の法生起す。

173 二　何等の法か前方便の無[3]間縁による縁なる、近接縁による縁なる、依止縁による縁なる、近依縁による縁なる、前生起縁による縁なる、後生起縁による縁なる、倶生起縁による縁なるや。

何等の法か前行の無間縁による縁なるや……乃至……

何等の法か授與の、何等の法か決意の、何等の法か受持の、何等の法か捨事と執持の、何等の法か事の無間縁による縁なる……倶生起縁による縁なるや。

三　前行は前方便の無間縁による縁なり、近接縁による縁なり、依止縁による縁なり、近依縁による縁なり、前方便は前行の前生起縁による縁なり、前行は前方便の後生起

による縁なり、十五種の法は倶生起による縁なり。

四　授與は前行の無間縁による縁なり、近接縁による縁なり、依止縁による縁なり、近依縁による縁なり。前行は授與の前生起縁による縁なり、授與は前行の後生起縁による縁なり、十五種の法は倶生起縁による縁なり。

五　決意は授與の無間縁による縁なり、近接縁による……依止縁による……近依縁による縁なり。授與は決意の前生起縁による縁なり、決意は授與の後生起縁による縁なり、十五種の法は倶生起縁による縁なり。

六　受持は決意の無間縁による縁なり、近接縁……依止縁……近依縁による縁なり。決意は受持の前生起縁による縁なり、受持は決意の後生起縁による縁なり、十五種の法は倶生起縁による縁なり。

七　捨事と執持は受持の無間縁……近接縁……依止縁……近依縁による縁なり。受持は捨事と執持の前生起縁による縁なり、捨事と執持とは十五種法の前生起縁による縁なり、十五種の法は倶生起縁による縁なり。

八　望と非望とは事の無間縁による縁なり、近接縁……依止縁……近依縁による縁なり。事は望と非望との前生起縁による縁なり、望と非望とは事の後生起縁による

縁なり、十五種の法は倶生起縁による縁なり。

三—一　前行は何を因縁とし、何を起因とし、何を種とし、何を出生とし、何を集起とし、何を等起となすや。授與は何を因縁とし……何を等起とするや、決意は……受持は……捨事と執持とは……望と非望とは何を因縁とし……何を等起とするや。

前行は前方便を因縁とし前方便を起因とし……前方便を等起とす。授與は前行を因縁とし……決意は授與を因縁とし……受持は決意を因縁とし……捨事と執持とは受持を因縁とし……望と非望とは事を因縁とし……事を等起とす。

二　前方便は何を因縁とし何を起因とし……何を等起とするや。前行は……乃至……授與は、決意は、受持は、捨事と執持とは、事は、望と非望とは何を因縁とし……何を等起とするや。

前方便は因を因縁とし因を起因とし……望と非望とは因を因縁とし……因を等起とす。

三　前方便は何を因縁とし……望と非望とは何を因縁とし……何を等起とするや。

前方便は縁を因縁とし縁を起因とし……望と非望とは縁を因縁とし……縁を等起とす。

四　前行は幾何の法によりて攝せらるゝや、前行は七種の法によりて攝せらる、謂く、浣洗・計量・裁斷・安緣・刺縫・染色・作淨によりてなり、前行はこの七種の法によりて攝せらる。

　授與は幾何の法によりて攝せらるゝや、授與は三種の法によりて攝せらる、謂く僧伽梨衣、鬱多羅僧衣、安陀衣によりてなり。

　決意は幾何の……三法によりて攝せらる、謂く僧伽梨衣、鬱多羅僧衣、安陀衣によりてなり。

　受持は幾何の……一法によりて攝せらる謂く發語によりてなり。

五　迦絺那衣に幾何の根、幾何の事、幾何の地ありや、迦絺那衣に一種の根あり、僧伽なり、三種の事あり、僧伽梨衣、鬱多羅僧衣、安陀衣なり、六種の地あり、麻布、綿布、絹布、毛布、粗麻布、大麻布なり。

六　何をか迦絺那衣の初となし中となし後となすや、前行を迦絺那衣の初となし作衣を中となし受持を後となす。

七　幾何の分を具せる人は迦絺那衣を受持し得ざるや、幾何の分を具せる人は迦絺那衣を受持し得るや、八分を具する人は迦絺那衣を受持し得ず、八分を具する人は迦

絺那衣を受持し得。何をか八分を具する人迦絺那衣を受持し得ずとす、謂く前行を知らず授與を……決意を……受持を……捨事を……執持を……捨を……功德を知らざるなり、この八分を具せる人は迦絺那衣を受持することを得ず。何をか八分を具する人は迦絺那衣を受持し得となす、謂く前行を知り……功德を知るなり、この八分を具する人は迦絺那衣を受持することを得。

八　幾何の人に迦絺那衣の受持は成就せざるや幾何の人に迦絺那衣の受持は成就するや、三種の人に……成就せず、三種の人に……成就す。何をか三種の人に……成就せずとなす、界外にある者隨喜す、〔界內に還り〕隨喜するも語に出さず、語に出すも、他に知らしめず、この三種の人には迦絺那衣の受持は成就せず。何をか三種の人に……成就すとなす、界內にありて隨喜す、隨喜して語に出す、語に出して他に知らしむ、この三種の人には迦絺那の受持は成就す。

九　幾何の迦絺那衣の受持は成就せざるや、幾何の迦絺那衣の受持は成就するや、三種の迦絺那衣の受持は成就せず、三種の……成就す。何をか三種の迦絺那衣の受持は成就せずとなす、事不法(衣不淨)、時不法、作法不法なるなり、この三種の……は成就せず、何をか三種の……成就すとなす、事如法、時如法、作法如法なるなり、この三種の迦絺

那衣の受持は成就す。

四　迦絺那衣を知るべし、迦絺那衣の受持を知るべし、迦絺那衣受持の月を知るべし、迦絺那衣受持の不成を知るべし、迦絺那衣受持の成就を知るべし、相業を知るべし、豫言を知るべし、暫時のものを知るべし、延期を知るべし、捨墮を知るべし。

迦絺那衣を知るべしとはそれ等の法の集合、結合、名、命名、授名、詞、文、呼稱、これ即ち迦絺那衣なりと知るべし。迦絺那衣受持の月を知るべしとは雨期の最後の一ヶ月を知るべきなり。迦絺那衣受持の不成を知るべしとは二十四種の行相によりて迦絺那衣受持の不成を知るべし。迦絺那衣受持の成就を知るべしとは十七種の行相によりて迦絺那衣の成就を知るべし。

相業を知るべしとはこの布にて迦絺那衣を受持せんと卜相をなすなり。

豫言とはこの豫言にて迦絺那衣の布を得んと豫言をなすなり。

暫時のものを知るべしとは不取の施與を知るべきなり。

延期を知るべしとは二種の延期を知るべきなり、作衣の延期と積貯の延期なり。

捨墮を知るべしとは作衣せる時明相出づるなり。

迦絺那衣を作るを知るべしとは若し僧伽に迦絺那衣物得られたる時は僧伽は如

何に行ずべきや、作衣者は如何に行ずべきや、隨喜者は如何に行ずべきや。僧伽は白二羯磨によりて迦絺那衣を作る比丘に與ふべし、かの迦絺那衣を作る比丘は即日に浣洗し舒張し計量し裁斷し縫刺し染色し作淨して迦絺那衣を作るべし。若し僧伽梨衣によりて迦絺那衣を作らんと欲すれば古き僧伽梨衣を授與すべし、新しき僧伽梨衣を決意すべし、我この僧伽梨によりて迦絺那衣を作るべしと語に發すべし。若し欝多羅僧衣によりて迦絺那衣を作らんと欲せば古き欝多羅僧衣を授與すべし、新しき欝多羅僧衣を決意すべし、この欝多羅僧衣にて迦絺那衣を作るべしと語に發すべし。若し安陀衣によりて迦絺那衣を作らんと欲せば古き安陀衣を授與すべし、新しき安陀衣を決意すべし、この安陀衣によりて迦絺那衣を作るべしと語に發すべし。かの迦絺那衣を作る比丘は僧伽に到りて偏袒右肩し合掌して是の如く言ふべし、「諸大德、僧伽の爲に迦絺那衣は作られたり、迦絺那衣を作ること如法なり、隨喜せらるべし」と。かの隨喜比丘は偏袒右肩し合掌して是の如く言ふべし、「友よ、僧伽の爲に
177 迦絺那衣は作られたり、迦絺那衣を作ること如法なり、我等隨喜す」と。かの迦絺那衣を作る比丘は衆多の比丘に到り偏袒右肩し合掌して是の如く言ふべし、「諸大德、……隨喜せらるべし」と、かの隨喜比丘……「……我等隨喜す」と。かの迦絺那衣を作る比丘一

比丘に到り偏袒右肩し合掌して是の如く言ふべし、「友よ、僧伽の爲に迦絺那衣は作られたり、迦絺那衣を作ること如法なり、隨喜せらるべし」と、かの隨喜比丘は偏袒右肩し合掌して是の如く言ふべし、「友よ、僧伽の爲に迦絺那衣は作られたり、迦絺那衣を作ること如法なり、我隨喜す」と。

五 僧伽迦絺那衣を作り、別衆迦絺那衣を作り、一人迦絺那衣を作ると。僧伽迦絺那衣を作らず別衆迦絺那衣を作らず、一人迦絺那衣を作ると。若し僧伽迦絺那衣を作らず、別衆作らず、一人迦絺那衣を作れば、迦絺那衣は僧伽の爲に受を成ぜず、別衆の爲に受を成ぜず、一人の爲に迦絺那衣は受を成ず。

僧伽波羅提木叉を誦し、別衆波羅提木叉を誦し、一人波羅提木叉を誦すと。僧伽波羅提木叉を誦せず、別衆誦せず、一人誦すと。若し僧伽波羅提木叉を誦せず、別衆誦せず、一人誦せば僧伽の爲に波羅提木叉の誦は成ぜず、別衆の爲に誦は成ぜず、一人の爲に波羅提木叉の誦を成ず。

僧伽の和合一致により別衆の和合一致によりてなす一人の誦は僧伽の爲に波羅提木叉の誦を成ず別衆の爲に誦を成じ一人の爲に波羅提木叉の誦を成ず。是の如く僧伽迦絺那衣を作らず、別衆作らず、一人作るに、僧伽の隨喜により別衆の隨喜によ

りて一人の作れるは僧伽の爲に迦絺那衣の受を成じ、別衆の爲に迦絺那衣の受を成じ、一人の爲に迦絺那衣の受を成ず。

六　去る時迦絺那衣を捨すと日種〔の佛〕によりて説かれたり、そを我汝に問ふ、何れの執持初に斷たるや。去る時迦絺那衣を捨すと日種によりて説かれたり、そを我汝に答へん、衣の執持初に斷たる、界外に出づると共に彼に住處の執持斷たる。〔衣〕成ずる時迦絺那衣を捨すと日種によりて説かれたり、そを我汝に問ふ……答へん、住處執持初に斷たる、衣の成ずるに於て衣執持斷たる。

〔作らじと〕發心する時迦絺那衣を捨すと……問ふ……答へん、二種の執持倶時に斷たる。

〔衣を〕失する時迦絺那衣を捨すと……問ふ……答へん、住處執持初に斷たる、衣を失ふに於て衣執持斷たる。〔僧伽已に捨すと〕聞く時迦絺那衣を捨すと……問ふ……答へん、衣執持初に斷たる、聞くと共に彼に住處執持斷たる。

斷望の時迦絺那衣を捨すと……問ふ……答へん、住處執持初に斷たる、衣の望み斷たれたるに於て衣執持斷たる。

界内を出づる時迦絺那衣を捨すと……問ふ……答へん、衣執持初に斷たる、彼

の界外に行ける時住處執持斷たる。

〔僧伽と〕共に捨する時迦絺那衣を捨すと……問ふ……答へん、二種の執持俱時に斷たる。

七－一　幾何の迦絺那衣の捨は僧伽に依屬し幾何の迦絺那衣の捨は一人に依屬するや、幾何の迦絺那衣の捨は僧伽に依屬せず、幾何の迦絺那衣の捨は一人に依屬せざるや。一の迦絺那衣の捨は僧伽に依屬す、中間の捨なり、四の迦絺那衣の捨は一人に依屬す、去ると、成ずると、發心すると、界を出づるとなり、四の迦絺那衣の捨は僧伽に依屬せず一人に依屬せず、失すると、聞くと、斷望と共捨となり。

二　幾何の迦絺那衣の捨は界內に於て捨せられ幾何の迦絺那衣の捨は界外に於て捨せられ、幾何の迦絺那衣の捨は界內に於て捨せらるゝことあり、界外にて捨せらるることありや。二種の迦絺那衣の捨は界內にて捨せらる、中間の捨と共に捨するとなり。三種の迦絺那衣の捨は界外にて捨せらる、去ると、聞くと、界を出づるとなり。四種の迦絺那衣の捨は界內にて捨せらるゝことあり、界外にて捨せらるゝことあり、成ずると、發心すると、失すると、望を斷ずるとなり。

三　幾何の迦絺那衣の捨は共に生じ共に滅し幾何の迦絺那衣の捨は共に生じ別々

に滅するや。二種の迦絺那衣の捨は共に生じ共に滅す、中間の捨と共に捨するとなり、餘の迦絺那衣の捨は共に生じ別々に滅するなり。

迦絺那衣分解竟る

その攝頌

何人に、何、十五、法、因縁因、
縁、攝、根、及び初、八種の人。
三の破、三の成、不、知るべし、
受持と誦、執持、依屬、界內及び生滅と。

附隨竟る

註❶この章全體の意義は大品七參照すべし。

❷已下大品七・一・五參照。

❸無間縁　已下は迦絺那衣受持に於ける所作功德等を種々の因縁關係より見たるものにして次の種々の縁についてはVisuddhimagga p.532ff參照。

優波離問五法 (Upālipañcakaṃ)

SC: Upāli-Pentads, Pālikanon.de: Fünfergruppen des Upāli

十五　優波離〔問〕五法

一―一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき時に、具壽優波離は世尊の御許に到り、到り已りて世尊を禮して一面に坐せり、一面に坐し已りて具壽優波離は世尊に斯く白せり、「尊師、幾何の支分を具する比丘は終生依止無くして住すべからざるや」と。「優波離よ、五分を具する比丘は終生依止なくして住すべからず、何等か五となす。謂く、布薩を知らず、布薩羯磨を知らず、波羅提木叉を知らず、波羅提木叉の誦出を知らず、五夏未滿なり、優波離よ、この五分を具する比丘は終生依止無くして住すべからず。

優波離よ、五分を具する比丘は終生依止なくして住すべし、何等か五となす、謂く、布薩を知る、布薩羯磨を……五夏或は五夏以上なり、優波離よ、この……。

二　「優波離よ、復五分を具する比丘は終生依止なくして住すべからず、何等か五なる、謂く、自恣を知らず、自恣羯磨を知らず、波羅提木叉を……波羅提木叉羯磨を……五夏未滿なり、この……。

優波離よ、五分を具する比丘は終生依止なくして住すべし、何等か五なる、自恣を知る……この……。

三「優波離よ、復……依止なくして住すべからず、何等か五なる、有罪と無罪とを知らず、輕罪と重罪とを知らず、有殘罪と無殘罪とを知らず、麁罪と非麁罪とを知らず、五夏未滿なり、この……。

「優波離よ、五分を具する……依止なくして住すべし、何等か五なる、謂く、有罪と無罪とを知る……優波離よ、この五分を具する比丘は終生依止なくして住すべし」と。

四「世尊、幾何の支分を具する比丘は他を受具せしむべからず、他に依止を與ふべからず、沙彌を畜ふべからざるや」。「優波離よ、五分を具する比丘は他を受具せしむべからず、他に依止を與ふべからず、沙彌を畜ふべからず、何等か五となす、謂く、弟子又は門弟の病めるを看病し又は看病せしむること能はず、憂愁を生ぜるを除き又は除かしむること能はず、疑悔の生起せるを法より除滅し又は除滅せしむること能はず、阿毘達磨に於て教導すること能はず、[1]阿毘毘奈耶(アビビナヤ)に於て教導すること能はざるなり。優波離よ、この五分を具する比丘は他を受具せしむべからず、他に依止を與ふべからず、沙彌を畜ふべからず。優波離よ、五分を具する比丘は他を受具せしめ、他に依止を與

へ、沙彌を畜ふべし、何等か五となす、謂く、弟子又は……阿毘毘奈耶に於て教導し能ふなり、この……。

五「優波離よ、復五分を具する比丘は他を受具せしむべからず、他に依止を與ふべからず、沙彌を畜ふべからず。何等か五となす、謂く、弟子又は門弟を增上行儀の學に於て學せしむること能はず、初梵行の學に於て教導すること能はず、增上戒に於て教導すること能はず、增上心に於て教導すること能はず、增上慧に於て教導すること能はざるなり、この……。

　優波離よ、五分を具する比丘は他を受具せしめ他に依止を與へ沙彌を畜ふべし、何等か五なる、謂く、弟子又は……增上慧に於て教導し得るなり、優波離よ、この五分を具する比丘は他を受具せしめ他に依止を與へ、沙彌を畜ふることを得」と。

六「世尊、幾何の支分を具する比丘に羯磨をなすべきや」。「優波離よ、五分を具する比丘に對して羯磨をなすべし、何等か五なる、謂く、無恥なり、愚癡なり、不清淨なり、惡見を有す、活命を汚壞す、優波離よ、この五分を具する比丘に對して羯磨をなすべし」。

七「優波離よ、復五分を具する比丘に羯磨をなすべし、何等か五なる、謂く、增上戒に於て戒を失壞す、增上行に於て行を失壞す、增上見に於て見を汚壞す、惡見を有す、活命を

汚壊す、この……。

182 八「優波離よ、復……身の戯樂を具す、語の戯樂を具す、身語の戯樂を具す、惡見を有す、活命を汚壊す、この……。

九「優波離よ、復……身の不正行を具す、語の不正行を具す、身語の不正行を具す、惡見を有す、活命を汚壊す、この……。

一〇「優波離よ、復……身の違害を具す、語の違害を具す、身語の違害を具す、惡見を有す、活命を汚壊す、この……。

一一「優波離よ、復……身の邪命を具す、語の邪命を具す、身語の邪命を具す、惡見を有す、活命を汚壊す、この……。

一二「優波離よ、復……罪を犯じて羯磨なさる、受具せしむ、依止を與ふ、沙彌を畜ふ、比丘尼教誡者として選定を受け、選定されて比丘尼を教誡す、この……。

一三「優波離よ、復……罪の爲に僧伽によりて羯磨をなされしその罪を犯ず、他の同類の罪を犯ず」、それより更に惡なる罪を犯ず」、羯磨を罵る、羯磨をなす人を罵る、この……。

一四「優波離よ、復……佛を誹謗す、法を誹謗す、僧を誹謗す、惡見を有す、活命を汚壊す、

優波離よ、この五分を具する比丘に對して羯磨をなすべし」と。

第一　依止品

その攝頌

布薩、自恣、犯罪、病者、
增上行儀、無恥、增上戒、戯樂。
不正行、違害、邪罪、
その罪の爲に、佛を、〔これ〕第一品聚なり、と。

183 二―一―三　「尊師、幾何の支分を具する比丘に對して羯磨を解すべからざるや」。「優波離よ、五分を具する比丘に對して羯磨を解すべからず、何等か五なる、謂く、罪を犯じて羯磨なさる……〔一・二二―一四參照、「なすべし」を「解すべからず」とす〕……活命を汚壞す、優波離よ、この五分を具する比丘に對して羯磨を解すべからず。

四　優波離よ、復五分を具する比丘に對して羯磨を解すべからず、何等か五なる、謂く、無恥なり、愚癡なり、不清淨なり、諸行事に於て粗暴をなすもの、學に於て滿修せざるもの、優波離よ、この五分を具する比丘に對して羯磨を解すべからず」と。

五　「尊師、鬪諍の裁斷に習へる比丘僧伽に到る時は幾何の法を内に持して僧伽に到

るべきや。優波離よ、闘諍の裁斷に習へる比丘僧伽に到るには內に五法を持して僧伽に到るべし、何等か五なる。優波離よ、闘諍の裁斷に習へる比丘僧伽に到る時は謙譲にして埃を拭ふが如き心にて僧中に到るべし、座席著坐につき善く心得べし、長老比丘の間に入り込み年少比丘比丘を座より押しのけることなく適當なる座に著くべし、前後相違の語をなさず、無益徒勞の語をなさざるものたるべし、自ら法を說くべく或は他に問ふべく或は聖者の默せるを輕視すべからず、優波離よ、若し僧伽和合してなすべき〔布薩等の〕羯磨をなす時一比丘に對して忍許し得ずとするも異見を提示して和合一致に到るべし、そは何が故ぞ、我を僧伽と別異ならしむることなき爲なり。優波離よ、闘諍の裁斷に習へる比丘僧伽に到る時はこの五法を內に持して僧中に到るべし」と。

六 「尊師、幾何の支分を具する比丘は僧伽に於て決斷をなさんに衆人の悅ばざる者たり衆人の愛せざる者たり又衆人の樂はざる者なりや」。「優波離よ、五分を具するものは……衆人の樂はざる者なり、何等か五なる、煩惱惡心に依りて說く者なると、他に依りて說く者なると、語の使用善からざると、法に從ひ律に從ひ罪に應じて呵責する人たらざる、法に從ひ律に從ひ罪に應じて作法する人たらざるなり、優波離よ、この五

分を具する……衆人の樂はざる者なり。

184 優波離よ、五分を具足せる比丘は僧伽に於て決斷をなさんに衆人の悅ぶ者たり衆人の愛する者たり衆人の樂ふ者たり何等か五なる、煩惱によりて說く者たらざると、他に依りて說く者たらざると、語の使用善きと、法に從ひ律に從ひ罪に應じて呵責する人たり、法に從ひ律に從ひ罪に應じて作法する人たるなり、優波離よ、この……。

七「優波離よ、復五分を具する比丘は僧伽に於て決斷をなさんに衆人の悅ばざる者たり……〔或る人を〕稱揚する者たり〔或る人を〕貶稱する人たり、非法を執る、法を拒く、雜穢語を多く語る、優波離よ、この……。

「優波離よ、五分を具する比丘は僧伽に於て決斷をなさんに衆人の悅ぶ者たり……稱揚者に非ず、貶稱者に非ず、法を執る、非法を拒く、雜穢語を多く語らず、優波離よ、この……。

八「優波離よ、復五分を具する比丘僧伽に於て決斷をなさんに衆人の悅ばざる者たり……强力によりて行ず、許諾をなさしめずして行ず、法に從ひ律に從ひ罪に應じて呵責せず、法に從ひ律に從ひ罪に應じて處分せず、〔己が〕見に從ひて說かず、優波離よ、この……。

優波離よ、五分を具する比丘僧伽に於て決斷をなさんに衆人の悅ぶ者たり……强力によりて行ぜず、許諾をなさしめて行ず、法に從ひ律に從ひ罪に應じて呵責す、法に從ひ律に從ひ罪に應じて處分す、見に從ひて說く、優波離よ、この……衆人の樂ふ者たるなり」と。

九 「尊師、律に通達するに於て幾何の功德ありや、優波離よ、律に通達するに於てこの五種の功德あり、何等か五なる、自身の戒蘊よく守られよく護持さる、惡行性のもの丶守護處たり、僧伽中に於て無畏にして決斷をなす、對敵に於て法に應じてよく折伏をなす、妙法住に入るなり、優波離よ、これを律に通達する五種の功德となす」と。

第二 不解[羯磨]品

その攝頌

犯、それに對し、[不]稱讚、無耻、
諍論、惡心、稱揚者、强力、通達。

第一 雙制

185 三―一 「尊師よ、幾何の支分を具する比丘は僧中に於て[罪の]決斷をなすべからずや」。

「優波離よ五分を具する比丘は僧中に於て決斷をなすべからず、何をか五となす、罪を

知らず、罪の等起を知らず、罪の前行を知らず、罪の鎮靜を知らず、罪の決斷善正ならず、優波離よ、この五分を具する比丘は僧中に於て決斷すべからず。

優波離よ、五分を具する比丘は僧中に於て決斷をなすべし、何をか五となす、罪を知る……罪の決斷善正なり、優波離よ、この五分を具する比丘は僧中に於て決斷をなすべし」。

二　復……僧中に於て決斷をなすべからず、何をか五となす、諍事を知らず、諍事の等起を知らず、諍事の前行を知らず、諍事の滅を知らず、諍事の決斷善正ならず、この……。

優波離よ、五分を……僧中に於て決斷をなすべし、何をか五となす、諍事を知る……諍事の決斷善正なり、この……。

三　復……決斷をなすべからず、何をか五となす、強力によりて行ず、許諾をなさしめずして行ず、法に從ひ律に從ひ罪に應じて呵責せず、法に從ひ律に從ひ罪に應じて〔羯磨を〕作さず、見に從ひて說かず、この……。

優波離よ、五分を……僧中に於て決斷をなすべし、何をか五となす、強力によりて行ぜず、許諾をなさしめて行ず……見に從ひて說く、この……。

四　復……決斷をなすべからず、何をか五となす、犯不犯を知らず、輕犯重犯を知らず、

有殘犯無殘犯を知らず、麤犯非麤犯を知らず、有懺悔犯無懺悔犯を知らず、この……。

優波離よ、五分を……僧中に於て決斷をなすべし、何をか五となす、犯不犯を知る……この……。

五　復……決斷をなすべからず、何をか五となす、羯磨を知らず、羯磨の因を知らず、羯磨の事を知らず羯磨の行法を知らず、羯磨の終息を知らず、この……。

優波離よ、五分を……僧中にて決斷すべし何をか五となす、羯磨を知る……この……。

六　復……決斷をなすべからず何をか五となす、事を知らず、因緣を知らず、所制を知らず、句の誦出法を知らず、適用の語法を知らず、この……。優波離よ、五分を……僧中にて決斷をなすべし、何等か五なる、事を知る……この……。

七　復……決斷をなすべからず、何等か五なる、愛不應行を行ず、瞋不應行を行ず、癡不應行を行ず、怖不應行を行ず、無恥者なり、この……。

優波離よ、五分を……僧中にて決斷をなすべし、何等か五なる、愛不應行を行ぜず……有恥者なり、この……。

八　復……決斷をなすべからず何等か五なる、愛不應行を行ず、瞋不應行を行ず、癡不

應行を行ず、怖不應行を行ず、律に於て善巧ならず、この……。

優波離よ、五分を……僧中にて決斷をなすべし、何等か五なる、愛不應行を行ぜず……
……律に於て善巧なり、この……。

九　復……決斷をなすべからず、何等か五なる、白を知らず、白の因を知らず、白の唱說を知らず、白[2]の滅法を知らず、白の鎭滅を知らず、この……。

優波離よ、五分を……僧中に決斷をなすべし、何等か五なる、白を知る……この……。

一〇　復……決斷をなすべからず、何等か五なる、經[3]を知らず、隨經を知らず、律を知らず、隨律を知らず、處非處を善く辨へず、この……。

優波離よ五分を……僧中にて決斷をなすべし、何等か五なる、經を知る……處非處を善く辨ふ、この……。

一一　復……決斷をなすべからず、何等か五なる、法[4]を知らず、隨法を知らず、律を知らず、隨律を知らず、前事後事を善く辨へず、この……。

優波離よ、五法を……僧中に於て決斷をなすべし、何等か五なる、法を知る……前事後事を善く辨ふ、優波離よ、この五分を具する比丘は僧中に於て決斷をなすべし」と。

第三　決斷品

その攝頌

犯諍事、强力犯を知ること、

羯磨、事及び無耻、善く辨へず、白の、

經を知らず、法を――〔これ〕第三品聚なり。

四―一「尊師よ、幾何の〔羯磨に對する〕非法なる異見の提示ありや」。「優波離よ、これ等は五種の非法なる異見の提示なり、何等か五なる、不犯に對して〔有犯なりと〕異見を提示す、非教誡犯に對して異見を提示す、發露せられたる犯に對して異見を提示す、四、五人によりて異見を提示す、〔語に出さず〕意圖をもつて異見を提示す、優波離よ、これ五種の非法なる異見の提示なり。

優波離よ、これ等は五種の如法なる異見の提示なり、何等か五なる、犯に對して異見を提示す、教誡犯に對して……發露せざる犯に對して……四、五人によりて異見を提示せず、意圖によりて……せず、これ……。

二　優波離よ、復五種の非法なる異見の提示あり、何等か五なる、異住者の前にて異見を提示す、異界住者の前にて……不清浄者の前にて……四、五人によりて……意圖によりて……、これ……。

優波離よ、これ等は五種の如法なる異見の提示なり、何等か五なる、共住者の前にて異見を提示す、同界住者の前にて……、淸淨者の前にて……四、五人によりて異見を提示せず、意圖によりてせず、優波離よ、これ五種の如法の異見提示なり」と。

三「尊師よ、幾何の非法なる捉受ありや」。「優波離よ、これ等は五種の非法捉受なり、何等か五なる、身によりて與へらるゝを身によりて受けざる、身によりて與へらるゝを身に着けるものによりて受けざる、身に着けるものによりて與へらるゝを身によりて受けざる、身に着けるものによりて與へらるゝを身に着けるものによりて受けざる、放捨によりて與へらるゝを身によりて或は身に着けるものによりて受けざる、優波離よ、これ五種の非法捉受なり。

　優波離よ、これ等は五種の如法捉受なり、何をか五となす、身によりて與へらるゝを身によりて受く……放捨によりて與へらるゝを身或は身に着けるものによりて受く、優波離よ、これ五種の如法捉受なり」。

[188] 四「尊師よ、幾何の殘食を成ぜざる法ありや」。「優波離よ、これ等の五種の殘食を成ぜざる法あり、何等か五なる、不淨食がなされたる、食を手に受けずしてなされたる、食を手にてあげずしてなされたる、申手内にあらずしてなされたる、「この食は凡て須ゐ

ず」と言はれざる、優波離よ、これ五種の殘食を成ぜざる法なり。

優波離よ、これ等は五種の殘食を成ずる法なり淨食がなさる、食を手に受けてなさる、食を手にて上げてなさる、「この食は凡て須ゐず」と言はれたる、優波離よ、これ五種の殘食を成ずる法なり」と。

五　「尊師よ、幾何の行相によりて足食は知らるゝや」。「優波離よ、五種の行相によりて足食は知らる、何等か五なる、食すること知らる、食物知らる、申手内に立つ、食を持ち來りて給侍す、〔充分なりとの〕謝絕が知らる、優波離よ、この五種の行相によりて足食は知らるゝなり」と。

六　「尊師よ、幾何の非法なる自言治ありや」。「優波離よ、これ等の五種の非法自言治あり何等か五なる、比丘波羅夷罪を犯ず、波羅夷をもつて難詰され僧殘罪を犯ぜりとして自言す、僧伽彼を僧殘をもつて處分す、〔これ〕非法自言治なり。比丘波羅夷罪を犯ず、波羅夷をもつて難結される時波逸提を、悔過を、惡作を犯ぜりとして自言し、僧伽彼を惡作をもつて處分す、これ非法自言治なり。比丘僧殘を、波逸提を、悔過を、惡作を犯ず、惡作をもつて難詰せられる時波羅夷を犯ぜりとして自言し、僧伽彼を波羅夷をもつて處分す、これ非法自言治なり。比丘惡作を犯ず、惡作をもつて難詰せらるゝ時僧

殘を、波逸提を、悔過を犯ぜりとして自言す、僧伽彼を悔過をもつて處分す、これ非法自言治なり。優波離よ、これ五種の非法自言治なり。

優波離よ、これ等は五種の如法自言治なり、何等か五なる、比丘波羅夷を犯じ、波羅夷をもつて難詰される時波羅夷を犯ぜりとして自言し、僧伽は彼を波羅夷をもつて處分す、これ如法自言治なり。比丘僧殘を、波逸提を、悔過を、惡作を犯ず、惡作をもつて難詰される時惡作を犯ぜりとして自言し、僧伽彼を惡作をもつて處分す、如法自言治なり、優波離よ、これ五種の如法自言治なり」と。

七　「尊師よ、幾何の支分を具する比丘聽許羯磨をなさしむる時聽許をなすは不可なりや」。「優波離よ、五分を具する比丘聽許羯磨をなさしむ時は聽許をなすこと不可なり何等か五なる、無耻なり、愚癡なり、不清淨なり、〔敎法より〕擯斥の意存す、〔罪より〕出すの意なし、この……。　優波離よ、五分を……可なり、何等か五なる、有耻なる、賢能なる、清淨なる、出すの意存す擯斥の意なし、優波離よ、この五分を具する比丘聽許羯磨をなさしむる時聽許をなすは可なり」と。

八　「尊師よ、幾何の支分を具する比丘と共に律を談ずべからずや」。「優波離よ、五分を具する……律を談ずべからず、何等か五なる、事を知らず、因緣を知らず、所制を知らず、

句の誦出法を知らず、適用の語法を知らず、これ……。

優波離よ、五分を具する……律を談ずべし、何等か五なる、事を知る……優波離よ、この五分を具する比丘と共に律を談ずべし」と。

九「尊師よ、幾何の質問ありや」。「優波離よ、これ等は五種の質問なり、何等か五なる、愚鈍によりて質問す、悪欲あり、貪求の性にて質問す、輕侮によりて質問す、智を欲して質問す、若し我による質問を彼正しく解答せば可なり、若し我による質問を正しく解説せざれば我正しく彼に解説せんとて質問す、優波離よ、これ五種の質問なり」と。

一〇「尊師よ、幾何の異答ありや」。「優波離よ、これ等は五種の異答なり、何等か五なる、愚鈍によりて異事を答ふ、悪欲あり、貪求の性にて異事を答ふ、癡狂喪心によりて……增上慢によりて……眞實なる異事を答ふ、優波離よ、これ五種の異答なり」と。

一一「尊師よ、幾何の清淨ありや」。「優波離よ、これ等は五種の清淨なり、何等か五なる、序を誦し已りて餘は常に聞く所なりと唱ふべし、これ第一の清淨なり……〔六・五參照〕……廣說するは第五なり、優波離よ、これ五種の清淨なり」と。

一二「尊師よ、幾何の噉食ありや」。「優波離よ、これ等は五種の噉食なり、何等か五なる、飯、乾飯、麨、魚、肉、優波離よ、これ五種の噉食なり」と。

第四　異見提示品

五―一　「尊師よ、呵責比丘他人を呵責せんと欲せば幾何の法を内に觀察して後他を呵責すべきや」。「優波離よ、呵責比丘他を呵責せんと欲せば五法を内に觀察して後他を呵責すべし、何等か五なる優波離よ、呵責比丘他を呵責せんと欲せば是の如く觀察すべし、我は身行淸淨なりや……〔小品九・五・一に同じ〕……優波離よ、呵責比丘他人を呵責せんと欲せばこの五法を内に觀察して後、他を呵責すべし」と。

二　「尊師よ、呵責比丘他人を呵責せんと欲せば内に幾何の法を修めて後、他を呵責すべきや」。「優波離よ、呵責比丘他人を呵責せんと欲せば内に五法を修めて後他を呵責すべし、何等か五なる我時をもつて說き……〔小品九・五・二に同じ〕……優波離よ、呵責比丘を呵責せんと欲せばこの五法を内に修めて後他を呵責すべし」と。

三　「尊師よ、呵責比丘他人を呵責せんと欲せば幾何の法を内に作意して他を呵責す

その攝頌

異見の提示、復、捉受、不成殘食法、

足食自言聽許、談、

問異答、淸淨噉食。

べきや」。「優波離よ、呵責比丘他を呵責せんと欲せば内に五法を作意して後他を呵責すべし、何等か五なる、慈悲あると、利益を尋求すると、哀愍あると、罪を超えたると、律を尊重するとなり、優波離よ、呵責比丘他を呵責せんと欲せば内にこの五法を作意して後他を呵責すべし」と。

四「尊師よ、幾何の支分を具する比丘聴許羯磨をなさしむる時、聴許をなすこと不可なりや」。「優波離よ、五分を……聴許をなすこと不可なり、何等か五なる身業不清浄なり語業不清浄なり、活命不清浄なり、愚癡不聴明なり、検問せらるゝ時に専心なること能はず、優波離よ、この五分を……聴許羯磨をなすこと不可なり。

優波離よ、五分を……聴許羯磨をなすこと可なり、何等か五なる、身業清浄なり、語業清浄なり、活命清浄なり、有智聴明なり、検問せらるゝ時能く専心なる、優波離よ、この五分を……聴許をなすこと可なり」と。

五「尊師よ、自ら事を取らんと欲する比丘は幾何の支分を具足せば自ら事を取るべきや」。「優波離よ、自ら事を取らんと欲する比丘は五分を具足せば自ら事を取るべし、何等か五なる、優波離よ、自ら事を取らんとする比丘は是の如く観察すべし……(小品九・四)……優波離よ、是の如く五分を具足して自ら事を取らば、後に追悔を生ぜざらん

と。

六　「尊師よ、幾何の支分を具足する比丘は諍事を生ぜる比丘等によりて大利益者なりや」。「優波離よ、五分を……大利益者なり、何等か五なる、持戒者にして波羅提木叉の律儀によりて身を攝して住し、正行を具足し、微少の罪過に於ても怖畏を見、學處を受けて修學す。　多聞にして所聞を憶持し所聞を積集し、諸法の初善中善後善にして義を具し文を具し純一圓滿清淨なる梵行を宣説する、是の如き諸法を多く聞き憶持し讀誦し意にて思惟し見にて善く通達せる。　兩部の波羅提木叉を廣く了解し本文と解明とについて善く分別し善く説示し善く決斷す。　律に於て確立不動なり。　自他の兩派をして和解せしめ講和せしめ和睦せしめ觀ぜしめ靜まらしむるに堪能なり。優波離よ、この五分を……大利益者なり。

七　優波離よ、復五分を……大利益者なり、何等か五なる、身業清淨なり、語業清淨なり、

192

活命清淨なり有智聰明なり、檢問せらるゝ時能く專心なり、この……。

八　優波離よ、復五分を……大利益者なり、何等か五なる、事を知る、因縁を知る、所制を知る、句の誦出法を知る、適用の語法を知る、この……大利益者なり」と。

九―一〇　「尊師よ、幾何の支分を具する比丘は檢問すべからざるや」。「優波離よ、五分

を具する比丘は檢問すべからず、何等か五なる、經を知らず、隨經を知らず、律を知らず、隨律を知らず、處非處を善く辨へず、これ……〔三・一〇一一一參照、「僧中に於て決斷をなすべし」、「僧中に於て決斷をなすべからず」を「檢問すべし」、「檢問すべからず」となすべし〕…… 前事後事を善く辨ふ、優波離よ、この五分を具する比丘は檢問をなすべし。

一一　優波離よ、復五分を具する比丘は檢問をなすべからず、何等か五なる、事を知らず、因緣を知らず、所制を知らず、句の誦出法を知らず、適用の語法を知らず、この……。

優波離よ、五分を具する比丘は檢問すべし、何等か五なる、事を知る、……これ……。

一二　復……檢問をなすべからず、何等か五なる、罪を知らず、罪の等起を知らず、罪の前行を知らず、罪の止息を知らず、罪の決斷をよく辨へず、この……。

優波離よ、五分を具する比丘は檢問をなすべし、何等か五なる、罪を知る……罪の決斷をよく辨ふ、この……。

一三　復……檢問をなすべからず、何等か五なる、諍事を知らず、諍事の等起を知らず、諍事の前行を知らず、諍事の止息を知らず、諍事の決斷を善く辨へず、この……。

優波離よ、五分を具する比丘は檢問をなすべし、何等か五なる、諍事を知る……諍事の決斷を善く辨ふ、この……檢問をなすべし」と。

その攝頌

清淨と時により、慈悲、聽許と、

自、取、諍事、復、事と。

經、法、再び事、非、諍事によるなど。

193

六—一 「尊師よ、幾何の林住者ありや」。「優波離よ、これ等は五種の林住者なり、何等か五なる、愚の故に癡の故に林住者たるあり、惡求貪欲の性の故に林住者たるあり、癡狂の故に喪心の故に……諸佛諸佛弟子に讃歎されたりとて……唯少欲に依り唯知足に依り唯損減に依り唯遠離に依り唯求徳に依りて林住者たるあり、優波離よ、これ等は五種の林住者なり」と。

二—一三 「尊師よ、幾何の常乞食行者ありや……乃至……幾何の糞掃衣者ありや……樹下住者ありや……塚間住者ありや……露地住者ありや……三衣者ありや……次第乞食者ありや……常坐不臥者ありや……隨得座者ありや、……一座食者ありや……時後不食者ありや……一鉢食者ありや……。優波離よ、五種の一鉢食者あり、何等か五なる、愚鈍の故に……求徳に依りて一鉢食者たるあり、優波離よ、これ五種の一鉢食

者なり」と。

第六　頭陀支品

その攝頌

林住者乞食、糞掃、樹下と第五の塚間
露地、三衣、次第、常坐、〔隨〕座、
一坐食、時後、一鉢食者。

七―一　「尊師よ、幾何の妄語ありや」。「優波離よ、これ等は五種の妄語なり、何等か五なる、妄語の波羅夷となるあり、妄語の僧殘となるあり、妄語の偸蘭遮となるあり、妄語の波逸提となるあり、妄語の惡作となるあり、優波離よ、これ五種の妄語なり」と。

二　「尊師よ、幾何の支分を具する比丘僧中に於て布薩或は自恣を遮する時、僧伽は『止めよ、比丘、鬪諍すること勿れ、紛亂すること勿れ、喧噪すること勿れ』と抑へて布薩或は自恣を作すべきや」。「優波離よ、五分を具する……作すべし、何等か五なる、無恥なり、愚癡なり、不清淨なり、擯斥の意を存す、〔罪より〕出す意なし、優波離よ、この五分の具せる……作すべし。

三　優波離よ、復五分を具する……作すべし、何等か五なる、身業不清淨なり、語業不清

淨なり、活命不清淨なり、愚癡不聰明なり、鬪諍紛亂をなすものたり、優波離よ、この五分を具する……作すべし」と。

四「尊師よ、幾何の支分を具する比丘に檢問を與ふべからざるや」。「優波離よ、五分を……與ふべからず、何等か五なる、犯不犯を知らず、輕犯重犯を知らず、有殘犯無殘犯を……麤犯非麤犯を知らず、有懺悔犯無懺悔犯を知らず、優波離よ、この……與ふべからず。

優波離よ、五分を具足する比丘に檢問を與ふべし、何等か五なる、犯不犯を知る……優波離よ、この……與ふべし」と。

五「尊師よ、比丘は幾何の行相によりて罪を犯ずるや」。「優波離よ、五種の行相によりて比丘は罪を犯ず、何等か五なる、無慚の故に、無知の故に、惡行性の故に、不清淨に於て清淨想をなす故に、清淨に於て不清淨想をなす故に、優波離よ、この……犯ず。

六 優波離よ、復五相によりて罪を犯ず、何等かなる、〔持律者を〕見ざるによる、〔他より淨不を〕聞かざるによる、[8]睡眠による、〔不淨を淨と〕想ひ違ひ、放心、優波離よ、この……犯ず」と。

七「尊師よ、幾何の魔怨ありや」。「優波離よ、これ等は五種の魔怨なり、何等か五なる、殺

生、不與取、邪婬行、妄語、飮酒、優波離よ、これ五種の魔怨なり」と。
八 「尊師よ、幾何の離ありや」。「優波離よ、これ等は五種の離なり、何等か五なる、殺生を離る不與取を離る、邪婬を離る、妄語を離る、飮酒を離る、優波離よ、これ五種の離なり」と。
九 「尊師よ、幾何の喪失ありや」。「優波離よ、これ等は五種の喪失なり、何等か五なる、親戚の喪失、財の喪失、病の喪失、戒の喪失、見の喪失、優波離よ、これ五種の喪失なり」と。
一〇 「尊師よ、幾何の成就ありや」。「優波離よ、これ等は五種の成就なり、何等か五なる、親戚の成就、財の成就、健康の成就、戒の成就、見の成就、優波離よ、これ五種の成就なり」と。

第七 妄語品

その攝頌

妄語と、抑、復、檢問と、
犯罪と、復、魔怨、及び離、
喪失及び成就、これ第七の品聚なり。

八—一 「尊師よ、幾何の支分を具する比丘に對して比丘尼僧伽は羯磨をなすべきや」。「優波離よ、五分を……比丘尼僧伽は羯磨をなし彼の比丘を比丘尼衆より禮を受けざる者となすべし、何等か五なる、身を露はして比丘尼等に示す、腿を示す、生支を示す、兩

肩を示す、在家者に麤語し交はる、優波離よ、この……彼の比丘を比丘尼衆より禮を受けざる者となすべし。

二　優波離よ、復五分を……かの比丘を比丘尼衆より禮を受けざる者となすべし、何等か五なる、比丘尼等の所得無きを企つ、比丘尼等の不利を企つ、比丘尼等の住處無きを企つ、比丘尼等を罵詈讒謗す、比丘と比丘尼とを離間せしむ、この……。

三　優波離よ、復五分を……彼の比丘を比丘尼衆より禮を受けざる者となすべし、何等か五なる、比丘尼等の所得無きを企つ、比丘尼等の不利を企つ、比丘尼等の住處無きを企つ、比丘尼等を罵詈讒謗す、比丘と比丘尼とを交らしむ、この……彼の比丘は比丘尼衆より禮を受けざる者となすべし」と。

四　「尊師よ、幾何の支分を具する比丘尼に對して羯磨をなすべきや」。「優波離よ、五分を具する比丘尼に對して羯磨をなすべし、何等か五なる、身を露はして比丘に示す、腿を示す、生支を示す、兩肩を示す、在家者と麤語し交はる、この……。

五　優波離よ、復五分を具する比丘尼に對して羯磨をなすべし、何等か五なる、比丘の利得無きを企つ、比丘の不利を企つ、比丘の住處無きを企つ、比丘を罵詈讒謗す、比丘尼を比丘と離間せしむ、優波離よ、この五分を具する比丘尼に對して羯磨をなすべし。

六　優波離よ、復五分を具する比丘尼に對して羯磨をなすべし、何等か五なる、比丘の所得無きを企つ、……不利を……住處無きを……比丘を罵詈譏謗す、比丘尼を比丘と交はらしむ、優波離よ、この五分を具する比丘尼に對して羯磨をなすべし」と。

七　「尊師よ、幾何の支分を具する比丘は比丘尼等に對して教誡〔を受くる〕を遮すべからざるや」。「優波離よ、五分を……遮すべからず、何等か五なる、無耻なり、愚癡なり、不清淨なり擯斥の意を有す、〔罪より〕出す意なし、この……。

八　優波離よ、復五分を……遮すべからず、何等か五なる、身業不清淨なり、語業不清淨なり、活命不清淨なり、愚癡不聰明なり、檢問される時專心なり得ず、この……。

九　優波離よ、復五分を……遮すべからず、何等か五なる、身の非行を具足す、語の非行を具足す、身語の非行を具足す、比丘尼の罵詈譏謗者たり、比丘尼と親近し不隨順の交はりをもつて住す、この……。

一〇　優波離よ、復五分を……遮すべからず、何等か五なる、無耻なる、愚癡なる、不清淨なる、鬪諍を起し紛諍を起す者たり、學に於て圓滿せざる者たり、この……遮すべからず」と。

一一　「尊師よ、幾何の支分を具する比丘は比丘尼を教誡すべからずや」。「優波離よ、五

197

分を……すべからず、何等か五なる、身の非行を具す、語の非行を具す、身語の非行を具す、比丘尼の罵詈譏謗者たり、比丘尼と親近し不隨順の交はりをもつて住す、この……。

一二　優波離よ、復五分を……なすべからず、何等か五なる、無恥なる、愚癡なる、不清淨なる、遠行者なる、病者なる、この……なすべからず」と。

一三　「尊師よ、幾何の分を具する比丘と倶に語るべからざるや」。「優波離よ、五分を具する比丘とは倶に語るべからず、何等か五なる、無學の戒蘊を具せず、無學の定蘊を……慧蘊を……解脫蘊を……解脫智見蘊を具足せずこの……。

優波離よ、五分を具する比丘と倶に語るべし、何等か五なる、無學の戒蘊を具す……この……。

一四　優波離よ、復五分を具する比丘と倶に語るべからず、何等か五なる、義無礙解を得ず、法無礙解を得ず、辭無礙解を得ず、辯無礙解を得ず、解脫する如く心を觀察せず、この……。

優波離よ、五分を具する比丘とは倶に語るべし、何等か五なる、義無礙解を得……解脫する如く心を觀察す、優波離よ、この五分を具する比丘とは倶に語るべし」。

第八　比丘尼教誡品

その攝頌

比丘尼等によりてなさるべし、同じく他の二、
比丘尼に對する三種の羯磨遮すべからざる二種の雙說、
〔教誡を〕なすべからざる二說、會話に於ける二種の雙說。

九—一　「尊師、幾何の分を具する比丘は斷事人として選定すべからざるや」。「優波離よ、五分を具する比丘は斷事人として選定すべからず、何等か五なる、善く義を辨ぜず、善く法を辨ぜず、善く言辭を辨ぜず、善く文を辨ぜず、善く[9]前事後事を辨ぜず、優波離よ、この五分を具する比丘は斷事人として選定すべからず。

優波離よ、五分を具する比丘は斷事人として選定すべし、何等か五なる、善く義を辨ず……優波離よ、この五分を具する比丘は斷事人として選定すべし。

二　優波離よ、復……選定すべからず、何等か五なる、忿を有し忿に打勝たる、覆を有し覆に打勝たる惱を有し惱に打勝たる、嫉を有し嫉に打勝たる、現世を妄取し自見を固執し棄捨し難し、この……。

優波離よ、五分を……選定すべし、何等か五なる、忿を有せず忿に打勝たれず……嫉を有せず嫉に打勝たれず、現世を妄取せず自見を固執せず善く棄捨す、この……。

三　優波離よ、復……選定すべからず、何等か五なる、激す、乖く、抗す、擾動を起す、堪忍せず、謹みて教[10]誡を受けず、この……。

優波離よ、五分を……選定すべし、何等か五なる、激せず、乖かず、抗せず、擾動を起さず、堪忍し謹みて教誡を受く、この……。

四　優波離よ、復……選定すべからず、何等か五なる、〔呵責者被呵責者の語を〕無視し欺き憶念せず、聽許を得ずして説く、法によらず律によらず罪に從ひて呵責せず、法により律により罪に從ひて處分せず、見に從ひて説かず、この……。

優波離よ、五分を……選定すべし、何等か五なる憶念せしめて暴露せず、聽許を得て説く、法により……見に從ひて説く、この……。

五　優波離よ、又……選定すべからず、何等か五なる、愛不應行を行ず、瞋不應行を行ず、癡不應行を行ず、怖不應行を行ず、無耻なり、この……。

優波離よ、五分を……選定すべし、何等か五なる、愛不應行を行ぜず……有耻なり、この……。

六　優波離よ、復……選定すべからず、何等か五なる、愛不應行を行ず、瞋不應行を行ず、癡不應行を行ず、怖不應行を行ず、律を善く辨へず、この……。

優波離よ、五分……を選定すべし、律を善く辨……何等か五なる、愛不應行を行ぜず、ふ、この……選定すべし」と。

七「尊師幾何の分を具する比丘は實に愚癡者と言はるゝや」。「優波離よ、五分を具する比丘は實に愚癡者と言はる、何等か五なる、經を知らず、隨經を知らず、律を知らず、隨律を知らず、處非處を善く辨へず、この……。

優波離よ、五分を具する比丘は實に有智者と稱せらる、何等か五なる經を知る……處非處を善く辨ふ、この……。

八 優波離よ、復……實に愚癡者と稱せらる、何等か五なる、法を知らず、隨法を知らず、律を……隨律を……前事後事を善く辨へず、この……。

優波離よ、五分を……實に有智者と稱せらる、何等か五なる、法を知る……前事後事を知る、この……。

九 優波離よ、復……實に愚癡者と稱せらる、何等か五なる、事を知らず、因緣を知らず、所制を知らず、句の誦出法を知らず、適用の語法を知らず、この……。

優波離よ、五分を……實に有智者と稱せらる、何等か五なる、事を知る…… この……。

一〇 優波離よ、復……實に愚癡者と稱せらる、何等か五なる、罪を知らず、罪の等起を

知らず、罪の前行を知らず、罪の止息を知らず、罪の決斷を善く辨へず、この……。

優波離よ、五分を……實に有智者と稱せらる、何等か五なる、罪を知る……罪の決斷を善く辨ふ、この……。

一一　優波離よ復……實に愚癡者と稱せらる、何等か五なる、諍事を知らず、諍事の等起を知らず、諍事の前行を知らず、諍事の止息を知らず、諍事の決斷を善く辨へず、この……。

優波離よ、五分を……實に有智者と稱せらる、何等か五なる、諍事を知る……諍事の決斷を善く辨ふ、この……實に有智者と稱せらる。

第九　斷事人品竟

その攝頌

善く義を辨ぜず、忿激する者、
露はす者、愛不應行、同じく不善と。
經、及び法、及び事、罪、諍事、
凡てに各々對說あり、汝等黑白を分別すべし。

一〇―一　「尊師よ、幾何の分を具する比丘は諍事を滅するに適せざるや」「優波離よ、

200 五分を具する比丘は諍事を滅するに適せず、何等か五なる、罪を知らず……〔九・一〇參照〕……この……。

優波離よ、五分を……諍事を滅するに適す、何等か五なる、罪を知る……この……。

二　優波離よ、復……諍事を滅するに適せず、何等か五なる、諍事を知らず……〔九・一一參照〕……この……。

優波離よ、五分を……諍事を滅するに適す、何等か五なる、諍事を知る……この……。

三　優波離よ、復……諍事を滅するに適せず、何等か五なる、愛不應行を行ず……無恥なり、この……。

優波離よ、五分を……諍事を滅するに適す、何等か五なる、愛不應行を行ぜず……有恥なり、この……。

四　優波離よ、復……諍事を滅するに適せず、何等か五なる、愛不應行を行ず……少聞なり、この……。

優波離よ、五分を……諍事を滅するに適す、何等か五なる、愛不應行を行ぜず……多聞なり、この……。

五　優波離よ、復……諍事を滅するに適せず、何等か五なる、事を知らず、因縁を知らず、

所制を……句の誦出法を……適用の語法を知らず、この……。

優波離よ、五分を……諍事を滅するに適す、何等か五なる、事を知る……この……。

六　優波離よ、復……諍事を滅するに適せず何等か五なる愛不應行を行ず……律を善く辨ぜず、この……。

優波離よ五分を……諍事を滅するに適す、何等か五なる、愛不應行を行ぜず……律を善く辨ず、この……。

七　優波離よ、復……諍事を滅するに適せず、何等か五なる、愛不應行を行ず……人を尊重し僧を尊重せず、この。

優波離よ、五分を……諍事を滅するに適す何等か五なる愛不應行を行ぜず……僧伽を尊重し人を尊重せず、この……。

八　優波離よ、復……諍事を滅するに適せず、何等か五なる、愛不應行を行ず……利養を尊重して正法を尊重せず、この……。

優波離よ、五分を……諍事を滅するに適す、何等か五なる、愛不應行を行ぜず、……正法を尊重し利養を尊重せず、この……諍事を滅するに適す」と。

九　「尊師幾何の行相によりて僧伽は分裂するや」。「優波離よ、五相によりて僧伽は分

裂す、何等か五なる、羯磨によりて、〔波羅提木叉の〕誦出によりて、決斷をなして、「非法の」唱說によりて、取籌によりてなり優波離よ、この五相によりて僧伽は分裂す」と。

一〇　「尊師、僧諍、僧諍と言はる、尊師、云何が僧諍にして僧破にあらざるや、又云何が僧諍にして又僧破なるや」。優波離よ、我客來比丘の爲にこの客來の儀法を制せり、優波離よ、是の如く我の善く制せし學處に於て客來比丘の儀法を行ぜず、是の如きは優波離よ、僧諍にして僧破に非ず。優波離よ、我は舊住比丘の爲にこの舊住の儀法を制せり、優波離よ、是の如く我の善く制せし學處に於て舊住比丘舊住の儀法を行ぜず、是の如きも……。優波離よ、我は諸比丘の爲に食堂に於て長幼に從ひ、老若に從ひ、適否に從ひて最初の座最初の水最初の食を〔とるべく〕食堂の儀法を制せり、優波離よ、是の如く我が善く制せし學處に於て新參比丘長老比丘の座を奪ふ、是の如きも……。優波離よ、我は諸比丘の爲に坐臥處に於て長幼に從ひ老若に從ひ適否に從ふべき坐臥處の儀法を制せり、優波離よ、是の如く我が善く制せし學處に於て新參比丘長老比丘の坐臥處を奪ふ、優波離よ、是の如きも僧諍にして僧破に非ず。

優波離よ、我は諸比丘の爲にかの界內に於ける同一布薩、同一自恣、同一僧伽羯磨、同一羯磨非羯磨を制せり、優波離よ、是の如く我が善く制せし學處に於てその界內に於

て別異の存在をなし別衆を結びて別異の布薩をなし、別異の自恣をなし別異の僧伽
202 羯磨をなし別異の羯磨、非羯磨をなす、優波離よ、是の如きは僧諍にして而も僧破なり
とす」と。

第十　滅諍品竟る

その攝頌

非、諍事、愛、及び少聞、
事と不善、人、及び利養、
分裂、僧諍と、同じく僧破と。

一一―一　「尊師、幾何の分を具する破僧者は悪趣地獄に墮して一劫住して救ふべからざるや」。「優波離よ、五分を……救ふべからず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法と説き、法を非法と説き、非律を律と説き、律を非律と説き、〔自己の〕[11]見に異して羯磨するによる、優波離よ、この五分を……救ふべからず。

二　優波離よ、復……救ふべからず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法と……見に異して誦出するによる、この……。

三　優波離よ、復……救ふべからず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法

と……見に異して決断す、この……。
四　優波離よ、復……救ふべからず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法と説き……見に異して唱説するによる、この……。
五　優波離よ、復……救ふべからず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法と……見に異して取籌するによる、この……。
六　優波離よ、復……救ふべからず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法と……忍に異して羯磨するによる……乃至……忍に異して誦出するによる、忍に……決断す、忍に……唱言するによる、忍に……取籌するによる、この……。
七　優波離、復……救ふべからず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法と……樂に異して羯磨するによる……乃至……樂に異して誦出するによる、樂に……決断す、樂に……唱言するによる、樂に……取籌するによる、この……。
八　優波離よ、復……救ふべからず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法
203 と……想に異して羯磨するによる……乃至……想に異して誦出するによる、想に……決断す、想に……唱言するによる、想に……取籌するによる、優波離よ、この五分を具する破僧者は悪趣地獄に堕し一劫の間住して救ふべからず」と。

その攝頌

見に異して羯磨するによる、誦出による、決斷による、

唱言による、籌による、これ五種の見依なり、

忍と樂と想と、この三も五重法なりと。

一二―一　「尊師、幾何の分を具する破僧者は惡趣地獄に墮せず、一劫の間住せず、救ふべからざる者に非ざるや」。「優波離よ、五分を……救ふべからざる者に非ず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法と說き、法を非法と說き、非律を律と說き、律を非律と說き、見に異せずして羯磨するによる、この……。

二―八　優波離よ、復……救ふべからざる者に非ず、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法と……見に異せずして誦出するによる……想に異せずして取籌するによる、優波離よ、この五分を具する破僧者は惡趣地獄に墮せず、一劫の間住せず、救ふべからざる者に非ず」と。

第十二　第二破僧者品竟る

その攝頌

見に異せずして羯磨するによる、誦出による、決斷による、
唱言による、取籌による、これ五種の見依なり、
忍と樂と想と、この三も五重法なりと。
前の黑分に於て同様なる二十の法あるが如く
是の如く白分に於ても同様なる二十あり、知るべしと。

一三―一 「尊師幾何の分を具する舊住比丘は持ち來されたるを置くが如く(確實迅速に)地獄に墮すや」。「優波離よ、五分を具する舊住比丘は持ち來されたるを置くが如く地獄に墮す、何等か五なる、愛不應行を行ず、瞋不應行を行ず、癡不應行を行ず、怖不應行を行ず、僧伽物を個人用の受用物として受用す、優波離よ、この……。

優波離よ、五分を具する舊住比丘は持ち來されたるを置くが如く天上に生ず、何等か五なる、愛不應行を行ぜず、……僧伽物を個人用の受用物として受用せず、この……如く天上に生ず」と。

二 「尊師幾何の非法なる律の解説ありや」。「優波離よ、これ等は五種の非法なる律の解説なり、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を法なりと曲說し、法を非法なりと曲說し、非律を律なりと曲說し、律を非律なりと曲說し、非制を制し所制を廢す、優

波離よ、これ五種の非法なる律の解説なり。

優波離よ、これ等は五種の如法なる律の解説なり、何等か五なる、優波離よ、こゝに比丘あり、非法を非法なりと説き……律を律なりと説き、非制を制せず所制を廢せず、優波離よ、これ五種の如法なる律の解説なり」と。

三 「尊師、⑫幾何の分を具せる差遣請食人は持ち來されたるを置くが如く地獄に墮すや」。「優波離よ、五分を具する差遣請食人は持ち來されたるを置くが如く地獄に墮す、何等か五なる、愛不應行を行じ……差遣せると差遣せざるを知らず、優波離よ、これ……。

優波離よ、五分を具せる差遣請食人は持ち來されたるを置くが如く天上に生ず、何等か五なる、愛不應行を行ぜず……差遣せると差遣せざるを知る、優波離よ、この……如く天上に生ず」と。

四―一五 「尊師、幾何の分を具する分坐臥處人は……乃至……守庫人は、納衣人は、分衣人は、分粥人は、分果人は、分嚼食人は、捨雜細物人は、受浴衣人は、分鉢人は、管淨人は、監沙彌人は持ち來されたるを置くが如く地獄に墮すや」。「優波離よ、五分を具する監沙彌人は……(三參照、「差遣せると差遣せざるとを」を「使と不使とを」とす)……如く地獄に墮す、……如

第十三　舊住比丘品竟る

205

その攝頌

舊住、解說、差遣請食、坐臥處、
器物、納衣人、及び衣の配分者。
粥・果、嚼食、雜細、受浴衣人、
鉢と淨人、沙彌の使用人。

一四—一　「尊師、迦絺那衣を受くるに幾何の功德ありや」。「優波離よ、これ等は迦絺那衣受持の五種の功德なり、何等か五なる、〔食前食後他比丘に〕囑せずして聚落に入る、離衣宿す、別衆食す、須ふる限りの衣を受く、衣を得ば所持す、優波離よ、これ迦絺那衣を受くる五種の功德なり」と。

二　「尊師、失念亂意の睡眠に幾何の過ありや」。「優波離よ、これ等は五種の……過なり、何等か五なる、不快に眠る、不快に覺む、惡夢を見る、諸天守護せず、不淨を泄す、優波離よ、これ失念……の五過なり。

優波離よ、これ等は存念正意の睡眠の五種の功德なり、何等か五なる、安樂に眠る、安

樂に覺む、惡夢を見ず。諸天守護す、不淨を泄さず、優波離よ、これ等は存念……の五種の功德なり」と。

三 「尊師、幾何の人は禮を受くべからざる人なるや」。「優波離よ、これ等は五種の禮を受くべからざる人なり、何等か五なる、家中に入る者は禮を受くべからず、車にて行くものは禮を受くべからず、闇中にあるものは禮を受くべからず、〔他の事に從ひ〕氣づかざる者は禮を受くべからず、眠れる者は禮を受くべからず、優波離よ、これ等は五種の禮を受くべからざる者なり。

四 優波離よ、復五種の禮を受くべからざる人あり、何等か五なる、粥をすゝれる者は禮を受くべからず、食堂中に於ては禮を受くべからず、一方に〔敵方に〕趣ける者は禮を……餘事を考へる者は禮を……裸形者は禮を受くべからず、優波離よ、これ等の……。

五 優波離よ、復五種の禮を受くべからざる者あり、何等か五なる、嚼食せる者は禮を……噉食せる者は……大便をなせる者は……小便をなせる者は……擧罪されたる者は禮を受くべからず、優波離よ、これ等の……。

六 優波離よ、復五種の禮を受くべからざる人あり、何等か五なる、後に受具せる者は前に受具せる者によりて禮を受くべからず、未受具者は禮を……異住の年長者にて

非法を説く者は禮を……女人は……黃門は禮を受くべからず、優波離よ、これ等は……。

七　優波離よ、復五種の禮を受くべからざる人あり、何等か五なる、別住者は禮を……本日治に相應する者は……摩那埵に相應する者は……摩那埵を行ぜる者は……出罪に相應する者は禮を受くべからず、優波離よ、これ等は五種の禮を受くべからざる者なり」と。

八　「尊師、幾何の人は禮を受くべき者なりや」。「優波離よ、これ等は五種の禮を受くべき人なり、何等か五なる、前に受具せる者は後に受具せる者によりて禮を受くべきなり、異住所の年長者にて如法に説くものは……阿闍梨は……和尚は……天界魔界梵天界を含むこの世界に於て、沙門婆羅門天人衆に於ける如來應供正等覺者は禮を受くべきなり、優波離よ、これ等は五種の禮を受くべき者なり」と。

九　「尊師、年少比丘長老比丘の足を禮する時幾何の法を内に具して足を禮すべきや」。「優波離よ、年少比丘……五法を……禮すべし、何等か五なる、優波離よ、年少比丘は……禮する時は一肩を覆ふて外衣を着し、合掌し、兩手の掌にて足を磨で、愛と敬とを具して足を禮すべし、優波離よ、年少比丘は……禮する時この五種の法を内に具して足を

禮すべきなり」と。

第十四　迦絺那衣受持品竟る

その攝頌

迦絺那衣受持、睡眠、〔家〕中・粥・嚼食、
前、別住、受禮者、敬禮法。

優波離〔問〕五法竟る

その諸品の攝頌

無依止、羯磨、決斷、及び提示、
呵責、頭陀支分、妄語、及び比丘尼、
斷事人、諍事、前に於ける第五の破〔僧〕者
舊住者、及び迦絺那衣、十四〔品〕はよく說かれたり。

註❶阿毘毘奈耶(abhivinaya)　法(經)についてその義を明にする爲に論義說明するを(abhidhamma)と云ふに對して律の意義を解說論義するを言ふ。南傳律三に增上律、增支一に勝律と譯す。

❷註によれば七滅法中憶念、不癡、覓罪相、如草覆地の四は白なくしては存せず、故にこれを白の滅法と云ふとす。

❸註に、經とは兩部の經分別、隨經とは四大處、律とは犍度及び附隨、隨律とは四大處なりとす。

❹註によれば法とは律藏を除ける二藏、隨法とは經中に於ける四大處とす。

❺殘食を成ぜざる法 anatirittā 南傳二、一三一頁參照。

❻足食 pavāraṇa 同上參照。

❼求德　底本には idamaṭṭhitaṁ とあるもシャム本の如く idamatthitaṁ とすべきなり。(底本一三一頁も同じ)Visuddhimagga p. 81 にはこれを"即ち智(ñāṇam)なり"と說く、この智あるが故に頭陀の諸德得らるゝ故に求德と譯す。南傳淸淨道論一、一七〇頁註參照。

❽睡眠　底本 pasuttakatā はシャム本には pasuttatā とす。同一床に眠ることによりて罪となるが如きを云ふ。

❾前事後事(pubbāpara)　義の前後、法の前後、辭の前後、文の前後、前に說く事、後に說く事なりと註す。

❿底本 ananusāsanī はシャム本の如く anusāsaniṁ とすべきなり。(AN. vol III p. 180 參照)

⓫見に異して及び下の"忍"、"樂"、"想"等につき南傳一、一八三頁註參照。註によれば非法の事に於て非法なりとの見を有しながら、その見を異曲して如法なりと說き、別に羯磨をなすこととす。

⓬已下小品、六・二一參照。

等起 (Atthāpattisamuṭṭhānaṃ)

SC: Origin, Pālikanon.de: Das Entstehen der acht Vergehen

十六 等起

一 罪の無心にて犯じ有心にて出づるあり、罪の有心にて犯じ無心にて出づるあり、罪の無心にて犯じ無心にて出づるあり、罪の有心にて犯じ有心にて出づるあり。罪の善心にて犯じ善心にて出づるあり、罪の善心にて犯じ不善心にて出づるあり、罪の善心にて犯じ無記心にて出づるあり、罪の不善心にて犯じ善心にて出づるあり、罪の不善心にて犯じ不善心にて出づるあり、罪の不善心にて犯じ無記心にて出づるあり、罪の無記心にて犯じ善心にて出づるあり、罪の無記心にて犯じ不善心にて出づるあり、罪の無記心にて犯じ無記心にて出づるあり。

二―一 第一波羅夷は幾何の等起によりて生起するや、第一波羅夷は一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語より生起せず。第二波羅夷は幾何の……三種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざることあり、語と心とより生起し身よりせざることあり、身と語と意とより生起することあり。第三波羅夷は幾何の……三種の……身と意とより生起し語よりせざることあり、語と意とより生起

し身よりせざることあり、身と語と意とより生起することあり。第四波羅夷は幾何の……三種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざることあり、語と意とより生起し身よりせざることあり、身と語と意とより生起することあり。

四波羅夷竟る

二．行じて不淨を泄す僧殘は幾何の……一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせず。女人と身相觸るゝ僧殘は……一種の……身と意とより生起し語よりせず。女人に對ひて麁惡語をもつて語る僧殘は幾何の……三種の……身と意とより生起し語よりせざることあり、語と意とより生起し身よりせざることあり、身と語と意とより生起することあり。女人の前にて自己の爲の婬欲供養を讃歎する僧殘は幾何の……三種の……乃至……。媒介をなす僧殘は幾何の……六種の……身より生起して語よりせず意よりせざることあり、語より生起して身よりせず意よりせざることあり、身と語とより生起し意よりせざることあり、身と意とより生起して語よりせざることあり、語と意とより生起し身よりせざることあり、身と語と意とより生起することあり。自ら乞ひて房を作らしむる僧殘は幾何の……六種の等起によりて生起す……乃至……。大精舍を作らしむる僧殘は幾何の……六種の……乃至……。

比丘を無根の波羅夷法によりて誹謗する僧殘は幾何の……三種の…乃至…。比丘を異事中の何等かの類似せるのみなる點を取りて波羅夷法をもつて誹謗する僧殘は幾何の……三種の…乃至…。破僧比丘三度まで諫告されて捨てざる僧殘は幾何の……一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。助破僧比丘等三度まで諫告されて捨てざる僧殘は幾何の……一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。惡口比丘三度まで諫告されて捨てざる僧殘は……一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起す。汚家比丘三度まで諫告されて捨てざる僧殘は幾何の……一種の等起によりて生起す、身と語と意とより生起するなり。

十三僧殘竟る

三　…乃至…

不恭敬の故に水上に大便或は小便或は痰唾をなす突吉羅は幾何の等起によりて生起するや、不恭敬の故に……なす突吉羅は一種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざるなり。

衆學竟る

四　四波羅夷は幾何の等起によりて生起するや、四波羅夷は三種の等起によりて生

起す、謂く、身と意とより生起して語よりせざることあり、語と意とより生起して身よりせざることあり、身と語と意とより生起することあり。

五　十三僧殘は幾何の……六種の等起によりて生起す、身より生起して語よりせず意よりせざることあり……〔三參照〕……身と語と意とより生起することあり。

六　二不定は幾何の……三種の等起によりて生起す、身と意とより生起し語よりせざることあり、語と意とより生起し身よりせざることあり、身と語と意とより生起することあり。

七　三十尼薩耆波逸提は幾何の……六種の等起によりて生起す、身より生起して語よりせず意よりせざることあり……身と語と意とより生起することあり。

八　九十二波逸提は幾何の……六種の等起によりて生起す、身より生起して語よりせず意よりせざることあり、……身と語と意とより生起することあり。

九　四悔過は幾何の……四種の等起によりて生起す、身より生起して語よりせず意よりせざることあり、身と語とより生起して意よりせざることあり、身と意とより生起して語よりせざることあり、身と語と意とより生起することあり。

一〇　七十五衆學は幾何の……三種の等起によりて生起す、身と意とより生起して

その攝頌

無心と善と、一切の等起法、
如法の式にて等起法を了解すべし。

偈集第二 (Dutiyagāthāsaṅgaṇikaṃ)

SC: Second Collection of Stanzas, Pālikanon.de: zweite Verszusammenstellung

十七　第二伽陀集

幾何の罪は身罪にして幾何は語罪となさる、覆藏者に幾何の罪ある、幾何は相觸に縁るや。

六種の罪は身罪にして六種は語罪と作さる、覆藏者には三種の罪あり、五種は相觸に縁る。

日出に於て幾何の罪ありや、幾何は三度までにてなる罪なりや、こゝに幾何は八事罪なる幾何によりて[1]一切學處攝集せらるゝや。

日出に於て三種の罪あり、二種は三度までにてなる罪なり、こゝに一種は八事罪なり、一種によりて一切攝集さる。

幾何の律の根あり、佛陀によりて說かれしや、幾何の律の尊重說かれしや、幾何の麤罪の覆藏ありや。

二種の律の根あり、佛陀によりて說かれたり、[2]二種の重律說かれたり、二種の麤罪の覆藏あり。

村中に於て幾何の罪ありや、幾何は河を渡るに縁るや、幾何の肉に於て偸蘭遮なる、幾何の肉に於て突吉羅なる。
村中に於て四種の罪あり、四種は河を渡るに縁る、一種の肉に於て偸蘭遮なり、九種の肉に於て突吉羅なり。
幾何の語罪は夜中[犯]なる幾何の語罪は日中[犯]なる、授與する者に幾何の罪ある、受け取る者に幾何の罪ありや。
二種の語罪は夜中なり、二種の語罪は日中なり、受與する者に三種の罪あり、受け取る者に四種の罪あり。 幾何は教誡罪なる、幾何は有慚罪となさる、こゝに幾何は日種の佛陀によりて無慚罪と説かれたるや。
五種は教誡罪なり、六種は有慚罪とさる、こゝに一種は日種の佛陀によりて無慚罪を説かれたり。
幾何の重律説かれたるや、又身と語とによる罪は幾何なる幾何は非時の穀味なる、幾何は白四[羯磨]による聽許なるや。
二種の重律説かれたり[3]、身と語とによる罪は一切なり、一種の非時の穀味あり、一種の白四による聽許あり。 波羅夷の身罪は幾何なる、幾何の共住地ある、

幾何の人に對して夜斷ありや幾何の二指は制せられたる。
波羅夷の身罪は二種なり、二種の共住地あり、二種の人に夜斷あり、二種の二指は制せられたり。
幾何の自己を打つありや、幾何によりて僧伽は分裂するや、こゝに幾何は最初より罪となるものなるや、白の行作は幾何なりや。
二種の自己を打つあり、二種によりて僧伽は分裂す、こゝに二種は最初より罪となるものなり、白の行作は二種あり。
殺生に幾何の罪ありや語の波羅夷は幾何なりや、語ることと〔の罪〕は幾何か說かれたる媒介によりて幾何の罪ありや。
殺生に三種の罪あり語の波羅夷に三種あり、語ることとの罪は三種說かれたり、媒介によりて三種の罪あり。
幾何の人は受具せしむべからざる幾何の羯磨の攝衆ありや、被擯者は幾何か說かれたる幾何の一說法ありや。三種の人は受具せしむべからず、三種の羯磨の攝衆あり、三種の被擯者說かれたり、三種の一說法あり。
不與取に幾何の罪ありや、幾何か不淨行に緣る、切斷者には幾何の罪ある、幾何

か放棄に縁る。

不與取に三種の罪あり、四種は不淨行に縁る、切斷者に三種の罪あり、五種は[5]放棄に縁る。

比丘尼敎誡品に於ては波逸提と共に突吉羅なりや、こゝに幾何の新參者説かるゝや、幾何の人衣によりて〔罪となる〕、〔波逸提中〕比丘尼敎誡品〔の十戒〕に於て波逸提と共に突吉羅とさる、こゝに四種の新參者説かる、二種の人に衣によりて〔罪あり〕。

比丘尼の爲に説かれたる悔過は幾何なる、生穀を食用する時波逸提と共に幾何の突吉羅なる。

比丘尼の爲に説かれたる悔過は八種となさる、生穀を食用する時波逸提と共に一突吉羅となさる。

行く者に幾何の罪ありや、立者には幾何なりや、坐者に幾何の罪ありや、臥者には幾何なりや。

行く者に四種の罪あり、立者にも同じ、坐者に四種の罪あり、臥者にも同じ。

幾何の波逸提は一切の別異の〔犯罪〕事の罪を前後なく一時に犯ずるや。

五[6]種の波逸提一切の……犯ず。
幾何の波逸提は一切別異事の罪にして前後なく一時に犯ずるや。
九種の波逸提は一切の……犯ず。
幾何の波逸提は一切別異事の罪にして幾何の語によりて懺悔すと日種の佛は説かれしや。
五種の波逸提は一切の別異事の罪にして一種の語によりて懺悔すと日種は説かれたり。
幾何の波逸提は一切の別異事の罪にして幾何の語によりて懺悔すと日種は説かれしや。
九種の波逸提は……一種の語によりて懺悔すと……。
幾何の波逸提は一切の別異事の罪にして何等を説きて懺悔すと日種は説かれしや。
五種の波逸提は一切の……事を説きて懺悔すと日種は……。
幾何の波逸提は一切の……何等を説きて示すと……。
九種の波逸提は……事を説きて懺悔すと……。

三度まで〔諫告される〕の者に幾何の罪ありや幾何は決断に縁るや、嚼食するに幾何の罪ありや、幾何は噉食に縁るや。

三度までの者に三種の罪あり、六種は決断に縁る、嚼食するに三種の罪あり、五種は噉食に縁る。

一切の三度までの者は幾何の處[7]を行くや、幾何の人に罪あり幾何の人には諍事によるや。

一切の三度までの者は五種の處を行く、五種の人に罪あり、五種の人には諍事あり。幾何の人に決断あり、幾何の人には〔諍事の〕息滅あるや、又幾何の人に不犯たり、幾何の處〔凶〕によりて輝くや。

五種の人に決断あり、五種の人には息滅あり、五種の人に不犯なり、三種の處によりて輝く。

幾何の身罪は夜中〔犯〕なる、幾何の身罪は日中なる、〔女人の生支を〕思惟する者に幾何の罪ありや、幾何〔の罪〕は鉢食に縁るや。

二種の身罪は夜中なり、二種の身罪は日中なり、思惟する者に一種の罪あり、一種〔の罪〕は鉢食による。

幾何の功德を惟んみて信をもち他に〔罪を〕懺悔するや幾何の被擯者說かるゝや、幾何の正行事ありや。

八種の功德を惟んみ他人を信じて〔己が罪を〕懺悔す、三種の被擯者說かる、四十、三種の正行事あり。

幾何の處に於て妄語ありや、幾何は最上と說かるゝや、幾何の悔過ありや幾何の人の懺悔ありや。

五處に於て妄語あり、十四種は最上なりと說かる、十二種の悔過あり、四種の人の懺悔あり。

妄語は幾何の支分ありや幾何の布薩の支分ありや幾何の使者の支分ありや、幾何の外道の行事ありや。

八分よりなる妄語あり、八の布薩支分あり、八❸の使者の支分あり、八の❸外道行事あり。

幾何の唱說の受具ありや幾何の人に對して起つべきや幾何の人に座を與ふべきや、幾何〔の分〕によりて比丘尼の敎誡人たるや。

八種の唱說の受具あり、八種の人に對して起つべきなり、八種の人に對して座

を與ふべきなり、[10]八[分]によりて比丘尼の教誡人となる。
幾何の人に斷[頭]罪ありや、幾何の人に偸蘭遮ありや、幾何の人に不犯なりや、[而もこれ等]一切の人に同一事なり。
一[11]人に斷頭罪あり四人に偸蘭遮あり、四人に不犯なり、[而もこれ等]一切人に同一事なり。
幾何の瞋怒事ありや幾何によりて僧伽は破するや、こゝに幾何は最初にて罪となるものなりや、[12]白の行作は幾何なるや。
九種の瞋怒事あり、九種によりて僧伽は破る、こゝに九種の最初にて罪となるあり、白の行作は九種なり。
幾何の人は如法の行と合掌によりて敬禮すべからざるや、幾何の人に突吉羅ありや幾何の持衣ありや。
十種の人は如法の行と合掌によりて敬禮すべからず、十種の人に突吉羅あり、十日の[長衣の]持衣あり。
幾何の雨安居を竟れる人にそこにて衣を與ふべき幾何の[13][そこに]ある[代理]者に與ふべく、又幾何のある者に與ふべからざるや。

五種の雨安居を竟りし人にそこにて衣を與ふべきなり、七種の有る人に與ふべし、十六種の人に與ふべからず。
幾百の罪を百夜覆藏して幾夜住して別住者は免ぜらるゝや。
千の罪を百夜覆藏して、十夜住して別住者は免ぜらる。
幾何の羯磨の不成は日種の佛陀によりて瞻波に於ける律事中に說かれたりや、幾何は凡て非法なりや。
十二種の羯磨の不成は……說かれたり、凡て非法なりとなさる。
幾何の羯磨の成就は日種の佛陀によりて瞻波に於ける律事中に說かれたりや、幾何は凡て如法なりや。
四種の羯磨の成就は……說かれたり、凡て如法なりとなさる。
幾何の羯磨日種の佛陀によりて瞻波に於ける律事中に說かれたる、幾何は如法なりや非法なりや。
六種の羯磨……說かれたり、その中一種は如法なりとさる、五種の非法日種の佛陀によりて說かれたり。
幾何の羯磨日種の佛陀によりて瞻波に於ける律事中に說かれたる幾何は如

法なりや、非法なりや。
四種の羯磨……說かれたり、その中一種は如法とさる、三種の非法なるものの日
種の佛陀によりて說かれたり。
かの無限の勝者厭離を見る者によりて說示されし罪聚、その中幾何か滅法な
くして止靜するや、我師に問はん、說き給へ、毘崩伽師よ。
かの無限の……罪聚、その中一種は滅法なくして止靜す、そを我師の爲に說く、
毘崩伽師よ。
幾何の惡趣者日種の佛陀によりて說かれしや、律を了解せる師に我等〔その〕境
を聞かん。
一百四十四の惡趣者日種の佛陀によりて說かれたり、破僧者は惡趣地獄に墮
して一劫住す、律を了解せる我に汝境を聞くべし。
幾何の不惡趣者日種の佛陀によりて說かれしや、律を了解せる師に我等境を
聞かん。
十八種の不惡趣者日種の佛陀によりて說かれたり、律を了解せる我に汝境を
聞くべし。

幾何の八部法日種の佛陀によりて説かれしや、解律者の師に……聞かん。
十八種の八部法……解律者の我に……聞くべし。
幾何の羯磨日種の佛陀によりて説かれしや、解律者の師に……聞かん。
十六種の羯磨……解律者の我に……聞くべし。
幾何の羯磨の不成日種の佛陀によりて説かれしや、解律者の師に……聞かん。
十二種の羯磨の不成……解律者の我に……聞くべし。
幾何の羯磨の成就日種の佛陀によりて説かれしや、解律者の師に……聞かん。
四種の羯磨の成就……解律者の我に……聞くべし。
幾何の羯磨日種の佛陀によりて説かれしや、解律者の師に……聞かん。
六種の羯磨……解律者の我に……聞くべし。
幾何の羯磨日種の佛陀によりて説かれしや、解律者の師に……聞かん。
四種の羯磨……解律者の我に……聞くべし。
幾何の波羅夷日種の佛陀によりて説かれしや、解律者の師に……聞かん。
八種の波羅夷……解律者の我に……聞くべし。
幾何の僧殘……。

二十三種の僧殘……。
幾何の不定……。
二種の不定……。
幾何の尼薩耆……。
四十二尼薩耆……。
幾何の波逸提……。
一百八十八波逸提……。
幾何の提舍尼……。
十二提舍尼……。
幾何の學〔法〕日種の佛陀によりて說かれしや、律を了解する師に我等〔その〕境を聞かん。
七十五種の學日種の佛陀によりて說かれたり、律を了解する我に汝聞くべし。
師によりてよく問はれたる限り我によりてよく答へられたる限り、問と答とに於て何等經に契はざるものあることとなし。

第二　伽陀集竟る

註❶ sabbasaṅgaho 因緣誦出の一種によりて一切の學處、一切の波羅提木叉誦出の攝聚あるを云ふ。

❷ 註に、波羅夷と僧殘なりとす。

❸ 註に、一切の學處は身語罪（kāyavācasikāni）なり、意門［のみ］に於て制せられし學處は一もなしとす。

❹ 尼、波逸提五、小品五・二ノ二參照。

❺ 毒を何かを殺さんと放棄する時それにより人死すれば波羅夷、夜叉鬼死すれば偸蘭遮、畜生死すれば波逸提にして、故意に精を放出するは僧殘、靑草上に大小便を放出するは突吉羅なり。

❻ 五種藥（捨墮二三）を受けこれを別器或は一器に混ずることなく置き七日を過ぐればその比丘は五種の波逸提（捨棄の波逸提）を犯す、即ち凡ての別異の事（五藥それぞれを七日を過ぎて畜ふ）を同時に犯せるものでいづれが始めであり、いづれが後なりと言ひ得ず。

❼ 處を行く（thānāni gacchanti）とはこゝにては罪を犯すことなり。

❽ 小品、七・四・六參照。

❾ 大品一・三八參照。

❿ Vin. p. vol. IV p. 51　（南傳二、八一頁）參照。

⓫ 同一事たる破僧事に於て九人中破僧者たる提婆一人は波羅夷を犯し、拘迦利迦等四人の隨順破僧者は偸蘭遮、如法に說ける四人は不犯なり。（小品七參照）。

⓬ ñattiyā karaṇa　白によりてなさるべき羯磨なり。

⑬そこにある者(sante)とは雨安居を竟れる比丘衣を受けずして去れる時相應なる代理者ある時はそれに與ふべきを言へるなり、七種とは去者、發狂者、心散亂者、受苦者及び三種の被擧人にして十六種とは黃門等その他の十六なり。(大品、八・三〇參照)

発汗偈 (Sedamocanagāthā)

SC: Sweat Inducing Stanzas, Pālikanon.de: Schweißausbruch-Verse

十八　發汗偈[1]

比丘及び比丘と不共住者はそこに一の共食も得られず、〔而も彼〕獨住せずして不犯なり〔如何なる時なるや〕。これ善巧者によりて思案されし質問なり。

五種の不可捨物、不可分物大仙によりて説かれたり、捨無し受用する者に不犯なり、これ……質問なり。

十[2]種の人を我言はず、十一種の人は捨てらる、年長を敬禮する者に罪あり、これ……質問なり。

被擯者に非ず、又別住者に非ず、破僧者に非ず、又外道に歸せるに非ず、同住處地に於て立つものにて如何にして學に於て不[3]共通なるものありや。これ……質問なり。

遍問して善巧有義理なる法に到る、〔彼は〕生まず、死せるに非ず、涅槃せるに非ず、この人[4]を諸佛如何に語りたまふや。これ……質問なり。

頸骨より上に於ては我語らず、臍より下は捨てらる、〔その他の處にての〕不淨

法に縁りて如何に波羅夷ありや。これ……質問なり。

比丘自ら乞ひて房を作る、作處を指示されず、量を過し、有難處、無行處にして〔而も〕不犯なり。これ……質問なり。

比丘自ら乞ひて房を作る、作處を指示され量に應じ、無難處有行處にして、〔而も〕犯なり。これ……質問なり。

何等の身業たる前行をなさず、又語によりて他に語らず、〔而も〕重罪たる[5]断頭事を犯す。これ……質問なり。

身業にも非ず、語業にも非ず、又何等有意にして惡をもなさず、〔而も〕被擯せられて如何でか善擯なりや。これ……質問なり。

誰人によりても語をもつて呼びかけられることなく又他の人に語を發するにも非ず、〔而も〕語罪[6]を犯し身罪に非ず。これ……質問なり。

尊き佛陀によりて讃ぜられたる學處の四種の僧殘あり、一種の行によりて凡てを犯す。これ……質問なり。

兩人共に受具し、兩人の手より衣を受けんに、別々の罪あり。これ……質問なり。

四人要期して重物を取る、三人は波羅夷にして一人は波羅夷に非ず。これ…

……質問なり。
女人は內にあり、比丘は外にあらんに、その家に於て孔隙なし、⑦不浄法の縁によ
り如何にして波羅夷たり得るや、これ……質問なり。
油、蜜、砂糖及び酥を自ら取りて畜へんに、七日を過ぎざるに因縁ありて食用す
るもの罪あり。これ……質問なり。
●捨墮による罪と單なる波逸提とを共に犯ずる者の〔場合如何〕。これ……質問
なり。
比丘等二十人にて合同しあらんに、和合想にて羯磨をなす、一比丘十二由旬〔を
離れてあり而も〕、別衆の理由よりその羯磨に不平を唱ふ。これ……質問な
り。
足歩量の〔間の〕語を語ることによりて六十四の重大有殘罪を凡て同時に犯ず。
これ……質問なり。
安陀會衣を著し、二重の僧伽梨衣を著し、その凡てが捨墮なることとあり。これ
……質問なり。
白にあらず又羯磨語にあらず、又勝者が「來れ、比丘」とも言はず、彼に歸依もなし、

而も彼の受[9]具は確定なり。これ……質問なり。

愚人女[10]人を殺し母を殺さず、男子を殺し父を殺さず、非聖者を殺す、これによりて彼無間〔業〕に觸る。これ……質問なり。

[11]女人たる母を殺し、男子たる父を殺す、父母を殺してこれによりて彼無間〔業〕に觸れず。これ……質問なり。

呵責することなく、憶念せしむることなく、現前せざる者に羯磨をなさんに、作されし羯磨よく成じ、〔羯磨を〕行ひし者及び僧伽不犯なるあり。これ……質問なり。

呵責し憶念せしめ現前せる者に羯磨をなさんに、作されし羯磨成ぜず、行ひし者及び僧伽は有犯なるあり。これ……質問なり。

切斷せる者に犯あり、切斷せる者に犯なし、覆藏せる者に犯あり、覆藏せる者に犯なし。これ……質問なり。

眞實を語りて重罪なるあり、虚妄を語りて輕罪なるあり、虚妄を語りて重罪なるあり、眞實を語りて輕罪なるあり。これ……質問なり。

染色の爲に受持し染淨せるを受用する者犯なり。これ……質問なり。

日[12]没に比丘肉を食す、顛狂者に非ず、喪心者に非ず、彼又痛惱者に非ず、彼に犯なし、この法は善逝によりて説示されたり。これ……質問なり。

染[13]心に非ず又盗心に非ず、彼亦他[14]に死をもつて思ふことなし、〔而も彼〕籌を與ふるに斷頭罪あり、受取する者は偸蘭遮なり。これ……質問なり。

危險を伴へる阿蘭若に住する者に非ず、又僧伽によりて認可を與へられたるに非ず、又彼に迦絺那衣受持されず、その時〔民家に〕衣を預け置きて半由旬を行かんに、日出に及べる彼に不犯なり。これ……質問なり。

身業にして語業に非ず、種々の事の罪を前後なく凡て一時に犯ず。これ……質問なり。

語業にして身業に非ず、種々の事の罪を前後なく凡て一時に犯ず。これ……質問なり。

三人の女人三人の男子或は三人の〔兩根の〕非聖者〔三人の〕黄門に〔近づきて〕かの不淨行をなさず、又隨相に於て不淨を行ぜず、〔而も〕不[15]淨法に緣りて斷頭罪なるあり。これ……質問なり。

母に衣を乞ひ、僧伽に廻入されたるものに非ず、如何にして彼に罪あり、親戚に

於て不犯なりや。これ……質問なり。
怒の適意なるものあり、怒の嫌呵さるゝものあり、然らば怒の讃ぜらるゝ法は實に何なるや。これ……質問なり。
充悅の適意なるものあり、充悅の嫌呵さるゝものあり、然らば充悅の嫌呵さるゝ法は何なるや。これ……質問なり。
[16]僧殘、偸蘭遮、波逸提、提舍尼、突吉羅を同時に犯ず。これ……質問なり。
兩人共に二十歲に滿じ、兩人は同一和尚、同一阿闍梨、同一羯磨語なり。〔而も〕一は受具し一は受具を成ぜず。これ……質問なり。
點淨せず、又染淨せざる衣を著して欲する所に到らんに、彼に犯なし、この法を善逝說き給へり。これ……質問なり。
[17]與へず、受取らず、彼による受取は知られず、而も受用するに緣りてかの重罪を犯じ、輕罪に非ず。これ……質問なり。
與へず、受取らず、彼により受取は知られず、受用する緣りてかの輕罪を犯じ、重罪にあらず。これ……質問なり。
[18]重罪の有殘罪を犯じ、不恭敬の故に覆藏す、比丘尼に非ず、而も罪に觸れず。こ

れ善巧者によりて思案されし質問なり。

發汗偈竟る

その攝頌

不共住、不可捨物、十種（人）、不被擯者、
法に到る、頸骨以上、自乞の二。
白業に非ずして重罪、身業に非ず語業に非ず、
呼びかけられず、學、兩人、四人。
女人、油、捨墮、比丘、足歩、
着衣、白に非ず、父母を殺さず。
呵責せず、呵責し、切斷者、眞實、
受持、日沒に、欲なし、阿蘭若住者に非ず。
身語業、三人の女人、母に、
怒は適意なる、充悅、僧殘、兩人。
不點淨、與へず、不與、重罪を犯ず、
これ智者によりて説かれし發汗せしむる偈の質問なり。

註

❶發汗(せしむる)偈(Sedamocakagatha)普通の律制に反することを許すが如き解答の困難なる質問を集めたるものなり。佛音の註には一々の質問に對する答を出すも今繁を恐れて悉くはあげず、一々については同书を參照すべし。

❷十種の人とは小品六・六・五に說く十種の禮すべからざる者を乞ひ、次の十一種の人とは註に受戒犍度に說く十一種の棄捨すべき人を云ふとす。今これ等の人以外に就いて長老を禮して罪となることありと問ふなり。この答は註に裸形の比丘なりとす。

❸この質問に對する答は元剃髮師なりし比丘なり、この比丘は剃刀を藏すべからず、他比丘は藏し得。(大品六・三七參照)

❹鬼神等により化作されし佛を言へるなり。

❺他尼の重罪を覆藏する比丘尼を云ふ。

❻こは罪を犯して自白發露せざる時は故意の妄語となる、この妄語は語門の不作業の罪なりとするなり。

❼布製の房等の場合を云ふ。(南傳一、四八頁、有隔の句參照)

❽僧物を個人に廻入する場合にして一衣を己に一衣を他に與へんとて二衣を廻入する時、捨墮と(單)波逸提とを一度に犯ずるなり。

❾摩訶波闍波提の受具なり。(小品一〇・一・五參照)

❿父母が共に轉根せる場合なり。

⓫畜生が父母なる場合なり。

⓬反芻するを言ふ。(小品五・二五參照)

⑬破僧者が(己を得法者の如くよそほひて)籌を取らしむる時断頭波羅夷罪なり。

⑭底本 parammaraṇāya はシャム本の如く paraṁ maraṇāya とすべし。

⑮比丘尼波羅夷四、八事成重戒につきて言ふ。

⑯比丘尼が染心をもち染心ある男子より食を受け人肉、蒜、美味食その他不浄肉を混じて食する場合なり。

⑰比丘尼僧残六に於ける受食を勧める比丘尼につき言ふ。次の質問は水と揚枝を勧むる場合なり。

⑱比丘尼が十七僧残の一を犯せる時は覆蔵するもせざるも共に半月摩那埵を得、摩那埵を得し間は比丘尼に非ず、而して覆蔵せしことによりて新しき別の罪を得ず。

五品 (Pañcavaggo)

SC: Five Divisions, Pālikanon.de: Fünf Kapitel

十九　五　品

一—一　四種の羯磨あり、求聽羯磨、單白羯磨、白二羯磨、白四羯磨なり、この四種の羯磨は幾何の行相によりて成ぜざるや、この四種羯磨は五相によりて成ぜず、謂く、或は事により、或は白により、或は唱說により、或は界により、或は衆によるなり。

二　云何が事によりて羯磨成ぜざる、謂く、現前になすべき羯磨を不現前になす、〔これ〕事不成にして非法羯磨なり。對問してなすべき羯磨を對問せずしてなす、事不成にして非法羯磨なり。自言によりてなさるべき羯磨を自言によらずしてなす、……憶念毘尼に相當する者に不痴毘尼を與ふ……不痴毘尼に相當する者に覓罪相羯磨をなす……覓罪相羯磨に相當する者に苦切羯磨をなす……苦切羯磨に相當する者に依止羯磨をなす……依止羯磨に相當する者に驅出羯磨をなす……驅出羯磨に相當する者に下意羯磨をなす……下意羯磨に相當する者に擧罪羯磨をなす……擧罪羯磨に相當する者に別住を與ふ……別住に相當する者に本日治をなす……本日治に相當する者に摩那埵を與ふ……摩那埵に相當する者を出罪せしむ……出罪に相當

する者を受具せしむ……布薩日にあらざるに布薩をなす……自恣すべからざるに自恣す、〔これ〕事不成にして非法羯磨なり、是の如く事によりて羯磨成ぜざるなり。

三　云何が白によりて羯磨成ぜざる、五相によりて白により羯磨成ぜず、事を説かず、僧伽を説かず、人を説かず、白を説かず、或は後に白を置く。この五相によりて白により羯磨は成ぜず。

221 四　云何が唱説によりて羯磨成ぜざる、五相によりて唱説により羯磨成ぜざるなり、事を説かず、僧伽を説かず、人を説かず、唱説を畧す、或は非時に唱ふ、この五相によりて唱説により羯磨は成ぜず。

五　云何が界により羯磨成ぜざる、[1]十一相によりて界により羯磨成ぜず、過少に界を定む、過大に界を定む、連絡なき標相の界を定む、陰影を標相とせる界を定む、標相なき界を定む、界外にある者界を定む、河中に界を定む、海中に界を定む、湖中に界を定む、界をもつて〔先〕界を雜ふ、界をもつて界を覆ふ、この十一相によりて界により羯磨は成ぜず。

六　云何が衆により羯磨成ぜざる、十二相によりて衆により羯磨成ぜず、四人衆の作すべき羯磨に於て羯磨所須の比丘未だ來らず、〔與〕欲に相應する者未だ欲を與へず、現前せる者非議す。四人衆のなすべき羯磨に於て羯磨所須の比丘已に來る、欲に相

應する者未だ與欲せず、現前せる者非議す。四人衆のなすべき羯磨に於て所須の比丘已に來る、欲に相應する者已に與欲す、現前せる者非議す。五人衆のなすべき羯磨に於て…乃至…十人、衆のなすべき羯磨に於て…乃至…二十人衆のなすべき羯磨に於て羯磨所須の比丘未だ來らず、〔與〕欲に相應する者未だ與欲せず、現前せる者非議す、二十人衆のなすべき羯磨に於て羯磨所須の比丘已に來る、〔與〕欲に相應する者未だ與欲せず、現前せる者非議す、二十人衆のなすべき羯磨に於て羯磨所須の比丘已に來る、〔與〕欲に相應する者已に與欲す、現前せる者非議す。この十二相によりて衆により羯磨成ぜず。

七　四人衆のなす作すべき羯磨に於ては四人の善比丘羯磨所須なり、餘の善比丘は與欲に相應す、僧伽が彼のために羯磨を作すその人は羯磨所須の人に非ず。又〔與〕欲に相應する者に非ず、而も羯磨に相應する者なり。

五人衆羯磨に於ては……五人の比丘……。

十人衆羯磨に於ては……十人の比丘……。

二十人衆羯磨に於ては……二十人の比丘……。

222 八　四種の羯磨あり、求聽羯磨、單白羯磨、白二羯磨、白四羯磨なり、この四種の羯磨は幾

何の行相によりて成ぜざるや、この四種の羯磨は五相によりて成ぜず、或は事により、或は白により、或は唱說により、或は衆によりてなり。

九　云何が事により羯磨成ぜざるや、黃門を受具せしむ。〔これ〕事不成にして非法羯磨なり、賊住者を受具せしむ、事不成にして非法羯磨なり。外道に歸入せる者を……畜生を……殺母者を……殺父者を……殺阿羅漢者を……比丘尼を汚せる者を……破僧者を……出〔佛身〕血者を……二根者を……二十歳未滿なる人を受具せしむ、これ事不成にして非法羯磨なり。是の如く事により羯磨成ぜず。

一〇　云何が白により……〔三―六と同じ〕……この十二相によりて衆により羯磨成ぜざるなり。

一一　求聽羯磨は幾何の處に行ずるや、單白羯磨は……白二羯磨は……白四羯磨は幾何の處に行ずるや。求聽羯磨は五處に行ず、單白羯磨は九處に……白二羯磨は七處に……白四羯磨は七處に行ず。

一二　求聽羯磨は何等の五處に行ずるや、謂く、〔沙彌に對する〕[2]解罪、〔沙彌に對する〕擯出、剃髮、[3]梵壇、第五に[4]羯磨標相なり、求聽羯磨はこの五處に行ず。

單白羯磨は何等の九處に行ずるや、謂く〔受具の爲の〕解罪、〔滅諍の爲の〕擯出、布薩、自

恣、〔教授、問障道等の〕認許、〔捨墮衣の〕授與、〔懺罪の〕受容、〔自恣の〕棄捨、第九に羯磨標相なり、單白羯磨はこの九處に行ず。

白二羯磨は何等の七處に行ずるや、謂く、解、擯出、認許、授與、〔迦絺那衣の〕捨、敎誡、第七に羯磨標相なり、白二羯磨はこの七處に行ずるなり。

白四羯磨は何等の七處に行ずるや、謂く、解、擯出、認許、授與、折伏、諫告、第七に羯磨標相なり、白四羯磨はこの七處に行ずるなり。

一三　四人衆のなすべき羯磨に於て……四比丘……〔七と同〕……五人衆のなすべき
223 羯磨に於て……十人衆のなすべき羯磨に於て……二十人衆のなすべき羯磨に於て……而も羯磨に相當する者なり。

第一　羯磨品竟る

二　二種[5]の義利によりて如來は聲聞の爲に學處に制し給へり、謂く、僧を攝する爲に、衆僧安樂の爲に、この二種の義利によりて如來は聲聞の爲に學處を制したまへり。二種の義利によりて……惡人を調伏する爲に、善比丘安樂に住する爲に、この二種の義利によりて如來は聲聞の爲に學處を制したまへり。二種の義利によりて……現世の漏を制せんが爲に、來世の漏を滅せんが爲に……現世の怨を制せんが爲に、來世

の怨を滅せんが爲に……現世の罪を制せんが爲に、來世の罪を滅せんが爲に……現世の怖を制せんか爲に、來世の怖を滅せんが爲に……現世の不善法を制せんが爲に、來世の不善法を滅せんが爲に……在家者を哀愍する爲に、惡欲者の黨友を破する爲に……未信者をして信ぜしめんが爲に、已信者をして〔信を〕增長せしめんが爲に、……正法久住の爲に、律を愛重する爲に、この二種の義利によりて如來は聲聞の爲に學處を制したまへり。

第二　義利品竟る

三　二種の義利によりて如來聲聞の爲に波羅提木叉を制したまへり……乃至……波羅提木叉の讀誦を制したまへり、波羅提木叉の禁止を制したまへり、自恣を制したまへり、自恣の禁止を制したまへり、苦切羯磨を制したまへり、依止羯磨を制したまへり、驅出羯磨を……下意羯磨を……擧罪羯磨を……與別住を……本日治を……與摩那埵を……出罪を……解罪を……擯出を……受具を……求聽羯磨を……單白羯磨を……白二羯磨を……白四羯磨を制したまへり。

第三　制戒品竟る

四　衆僧を攝する爲に、衆僧の安樂の爲に未だ制せざるに制せられたり、已に制せる

に隨制されたり、現前毘尼は制せられたり、憶念毘尼は制せられたり、不癡毘尼は制せられたり、自言治は制せられたり、多人語は制せられたり、覓罪相は制せられたり、如草覆地は制せられたり、この二種の義利によりて如來聲聞の爲に如草覆地を制したまへり。二種の義利によりて如來は聲聞の爲に如草覆地を制したまへり、惡人を……〔三參照〕……正法久住の爲に、律を愛重する爲に、この二種の義利によりて如來は聲聞の爲に如草覆地を制したまへり。

第四　所制品竟る

五—一　九種の聚會あり、事聚、失壞聚、罪聚、因緣聚、人聚、蘊聚、等起法聚、諍事聚、滅法聚なりと。

二　諍事を生ぜる時若し對敵の兩者來れば兩者の事を告げしむべし、兩者の事を告げしめて又兩者の自白を聞くべし、兩者の自白を聞きて兩者に言ふべし、「我等のこの諍事の鎭靜に於て俱に滿足すべし」と、若し、「俱に滿足せん」と言はば僧伽はその諍事を取り上ぐべし、若し衆無慚者に滿つれば斷事人これを滅すべし、若し衆愚癡者に滿つれば持律者を求むべし、その諍事を止滅する法により律により師の敎によりてその諍事を滅すべきなり。

三　事を知るべし、姓を知るべし、名を知るべし罪を知るべし。不淨法とは事にして同時に姓なり、波羅夷とは名にして同じく罪なり。不與取とは事にして同じく姓なり、波羅夷とは名にして同じく罪なり。人體とは……上人法とは事にして同じく姓なり、波羅夷とは名にして同じく罪なり。出精とは事にして同じく姓なり、僧殘とは名にして同じく罪なり、身觸とは事にして同じく姓なり、僧殘とは名にして又罪なり。麁語とは……自己の爲の婬欲[供養]とは……媒介とは……自ら乞ひて房を作らしむとは……大精舍を作らしむとは……他比丘を無根の波羅夷法をもつて誹謗するとは……他比丘を異事中の何等かの類似せるのみなる點を取りて波羅夷法をもつて
225 誹謗するとは……破僧比丘三度まで諫告されて捨てざるとは……助破僧比丘三度、まで諫告されて捨てざるとは……惡口比丘三度まで諫告されて捨てざるとは……汚家比丘三度まで諫告されて捨てざるとは事にして又姓なり、僧殘とは名にして又罪なり。……乃至……。不恭敬の故に水上に大便或は小便或は痰唾をなすとは事にして又姓なり、突吉羅とは名にして又罪なりと。

第五　九聚會品竟る

その攝頌

求聽・單白、〔白〕二、〔白〕四、

事・白・唱説、界、衆と。

現前、對問と、自言、毘尼相當、

事・僧衆・人と、白の、後の白と。

事・僧衆・人と、唱、非時によると、

過少、過大と、無連絡・陰影・無標相。

外・河・海と、湖と、雜、界にし覆ふ、

四・五人衆。

十・二十人衆と、不持來と、持來

羯磨所須者、欲相應者、羯磨相應者、人。

求聽五處、單白九處、白二七處、白四七處。

攝と安樂、惡〔人〕と善〔比丘〕、

漏・怨・罪・不善、在家者の爲と、

惡欲者、未信者の爲、信者、法の久住、

律の愛重と、波羅提木叉、讀誦と。

波羅提木叉と禁止、自恣と、禁止、苦切、依止と、驅出・下意。擧・別住、根本・摩那埵・出罪、解、擯出、同じく受具。求聽・單白、白二と、白四、未制、隨制、現前毘尼、憶念。不痴・自言・多人・罪相・如草覆地、事、失壞、罪、因緣、人と。蘊と、等起法、諍事と、滅、聚、同じく名罪と。

附隨竟る

註❶巳下大品二・六－九參照。

❷解罪 osārana とは次の擯出 nissārana と共に求聽羯磨にてなされるものは沙彌に對するものなり、kandaka沙彌を擯滅する如きが(大品、一・六〇・一、經分別、波逸提七〇)擯出にして、後懺悔せるによりこれを許して復位せしむることが解罪なり。巳下の場合內容はそれぞれ異なる佛音の註參照。

❸梵壇 brahmadaṇḍa 小品、一一・一五參照。
❹kammalakkhaṇa 比丘尼犍度（小品、一〇・九・一、）に說かれる比丘尼より禮を受くべからざるものとなす如く不禮羯磨をもつてその人を他と區別する標相となすことなり。次に出すものはそれぞれ羯磨の內容は異なる、佛音の註に出だす、見るべし。
❺已下南傳一、三二頁參照。

大智慧あり博聞にして聰明なるディーパなる（大德）古師の道を各處に問ひて讀誦道による中庸に於て廣略を思惟して諸弟子の樂を齎すこれを筆寫せしめたり。

パリヴーラと稱せらるゝは一切の事（を具し）相を具し正法に於いては義によりて義を、施設に於ては法によりて法を（闡逸す、卽ち）、宛の海の閻浮提を闡逸するが如く聖敎を闡逸するが故なり。

パリヴーラを知らずして如何でか法の決斷あらん。

失壞、事制、隨制、人、一部（衆制）兩部（衆制）及び世間施設罪よりの（制）、（これ等に）疑を生ぜる者はパリヴーラによりて斷ず。

大軍中に於ける轉輪王（の如く）獸類中の獅子の如くに、散光中の太陽の如く、群星中の月の如く、梵衆中の梵（天王）の如く群衆中の導師の如く是の如く正法律はパリヴーラによりて輝く。

比丘波羅提木叉

びく　はらだいもくしゃ

比丘波羅提木叉

〔序〕

大德僧聽きたまへ、今日は十五日布薩なり、若し僧伽、時可ならば僧伽は布薩を行じ波羅提木叉を誦出せん。

何をか僧伽の最初の行事となす、〔謂く〕諸大德は〔身の〕清淨を告ぐべし、我、波羅提木叉を誦せん、こゝに在る我等悉く諦らかにこれを聽き善く念ずべし、罪有る者は發露(懺悔)すべし、罪無き者は默然たるべし。默然たるにより諸大德の清淨なるを知る、各々の問に對して答あるが如く、その如くして、かゝる家中にては三度まで問はるべし、三度まで問はるゝ時罪あるを記憶して發露せざれば故意の妄語罪を得、諸大德、故意の妄語は障道法なりと世尊は說きたまへり、かるが故に罪あるを記憶しその身の清淨を求むる比丘はその罪を發露すべし、發露すれば彼安樂を得ん。

諸大德、〔戒經の〕序は誦出され已んぬ。茲に我、諸大德に問はん、「諸大德この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。諸大德はこの點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり。是の如く我こ

れを了解すと。

茲にこれ等の四波羅夷法は誦出さる。

〔四波羅夷法〕

〔一〕何れの比丘と雖も、比丘の學戒を受け戒を捨てず戒羸きを告白せずして不淨法を行ぜば、たとひ畜生と爲すと雖も、波羅夷にして共住すべからざるものなり。

〔二〕何れの比丘と雖も若し村落或は阿蘭若より、盜心を以て與へられざるものを取らば、――そは是の如き盜方にて、即ち諸王盜人を捕へて「汝は盜人なり、汝は愚者なり、汝は癡者なり、汝は竊盜なり」とて、或は殺し或は縛し或は追放すべし。比丘是の如く盜取をなさば是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。

〔三〕何れの比丘と雖も、故意に人體の生命を奪ひ、或はその爲に殺具を持つ者を求め、或は死の美を讃歎し、或は死を勸めて「咄、男子、この惡苦の生は汝にとりて何の用ぞ、死は汝にとりて生に勝るべし」と言ひ、斯く心意ひ斯く決心し種々の方便を以て死の美を讃歎し死を勸むれば、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。

〔四〕何れの比丘と雖も、明かに知らずして、上人法を已に存すとし、滿足なる聖正見を主張せん、「我は斯く知り斯く見たり」と。彼その後に於て、或は追求され或は追求されざるも罪の清淨を欲して、「友よ、我は知らずして斯く知ると言ひ、見ずして見ると言ひ、虛誑妄語せり」と

言はゞ增上慢を除きて、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。
諸大德、四波羅夷法は誦出され已んぬ。〔若し〕比丘その中の何れにても犯さば、諸比丘と共住するを得ず、〔出家〕前に於けるが如く爾後も波羅夷となりては共住すべからざるものなり。これにつきて我、今、諸大德に問はん、「この點につきて清淨なりや」。再び問はん、「この點につきて清静なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸大德はこの點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなりと、我是の如くこれを了解す、と。

波羅夷誦出竟る

〔十三僧殘法〕

諸大德、今これ等の十三僧殘法は誦出さる。

〔一〕故意に不淨を泄せば、夢中を除き、僧殘なり。

〔二〕何れの比丘と雖も欲情を起し變心よりして、女人と身相觸れ、或は手を捉へ、或は髮を捉へ、或は何れかの身分に觸るれば僧殘なり。

〔三〕何れの比丘と雖も欲情を起し變心よりして、女人に麤惡語、即ち若き男子が若き女子に向ふが如く、婬欲法を含む語をもつて語らば僧殘なり。

〔四〕何れの比丘と雖も欲情を起し變心によりて女人の前にて自己の爲の婬欲供養を讃嘆して言はん、「妹よ、我の如き持戒者具善法者・梵行者に、この法によりて供養する者は供養中

の第一なり」とて婬欲法に結びつくれば僧殘なり。

〔五〕 何れの比丘と雖も媒介を行へば（即ち）或は女人に男子の意中を、或は男子に女人の意中を告げて、或は夫婦たらしめ、或は情人たらしめ、たとへ一時（の關係者となす）と雖も僧殘なり。

〔六〕 若し比丘自ら乞ひて房を作るに施主なくして自の爲にする時は、量の如く造るべし。こゝにその量とは長さ十二佛搩手、內廣七搩手なり。諸比丘を將ゐて作處を指示せらるべし。この諸比丘によりて無難處・有行處に作處が指示せらるべし。若し比丘、有難處・無行處の作處に於て、自ら乞ひて房を作り、或は諸比丘を將ゐて作處を指示せられず、或は量を過せば僧殘なり。

〔七〕 若し比丘、大精舍を作るに、施主ありて自の爲にす。諸比丘を將ゐて作處を指示せらるべし。かの諸比丘により無難處・有行處に作處が指示せらるべし。若し比丘、有難處・無行處の作處に於て大精舍を作り、若しは諸比丘を將ゐて作處を求めざれば僧殘なり。

〔八〕 何れの比丘と雖も、他比丘を惡瞋不滿にて、無根波羅夷法をもつて誹謗せん、「恐らく彼をこの梵行より墮せしめ得ん」とて。彼、後時に或は詰問せられ、或は詰問せられずして、その事柄は無根なりとし、比丘、瞋恚に住する故なりと言はゞ僧殘なり。

〔九〕 何れの比丘と雖も、他比丘を惡瞋不滿にて、異事中の何等かの類似せるのみなる點を取りて、波羅夷法をもつて誹謗す、「（これにより）恐らく彼をこの梵行より墮せしめ得ん」とて。

彼、後時に或は詰問せられ、或は詰問せられずして、そは異事にして、何等かの類似せるのみなる點取られたるなり。比丘、瞋恚に住する故なりと言はゞ僧殘なり。

〔一〇〕何れの比丘と雖も、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて公にして立たんに、彼の比丘は諸比丘によりてかく言はるべきなり、「尊者よ、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて、公にして立つこと勿れ。尊者よ、僧伽と和合すべし。げに僧伽は和合し相歡びて諍なく、同一教を奉じて安隱に住するなり」と。是の如く彼の比丘、諸比丘によりて告げられ、〔尙〕固持すれば、彼の比丘は諸比丘によりて三度まで諫告せらるべし、そを捨てしむる爲に。三度まで諫告せられて、そを捨つれば可なり、捨てざれば僧殘なり。

〔一一〕若し比丘等、彼の比丘の伴黨たり、若しは一人、若しは二人、若しは三人ありて、彼等かく言はん、「尊者等よ、かの比丘に對して何事も說く勿れ、かの比丘は法語者なり、かの比丘は律語者なり、かの比丘は、我等の欲求し喜樂する所を取りて語る、我等〔の欲する所〕を知りて言ふ、〔故に〕我等にそは忍可せらる」と。かの比丘等、諸比丘によりてかく言はるべし、「尊者よ、かく言ふこと勿れ、かの比丘は法語者に非ず、かの比丘は律語者に非ず、尊者等にとりて破僧は歡に非ず、尊者等のために僧伽と和合すべきなり、實に僧伽は和合し相歡びて諍ふことなく、同一教を奉じ安穩に住するなり」と。かの比丘等、諸比丘によりてかく言はるゝも尙固持せば、かの比丘等は諸比丘によりて、そを捨てしむる爲に三度まで諫言せらるべし。三度まで諫言

せられてかの法を捨つれば可なり、若し捨てざれば僧殘なり。

〔一二〕若し比丘、惡口性にして教誡中に含まるゝ學處に於て、諸比丘により如法に語られ、自身を不可共語となす、〔曰く〕「尊者等、我に對して若しは善、若しは惡を、何事も語る勿れ。我も亦尊者等に對し若しは善、若しは惡を、何事も語らず。尊師等よ、我に語ることを禁ずべし」と。かの比丘は諸比丘によりてかく言はるべし、「尊者よ、自身を不可共語となす勿れ。尊者よ、自身を可共語となすべし。尊者も亦諸比丘に對して如法に語るべし、是の如くしてこの佛弟子衆は、相互の語により、相互の策勵によりて增益するなり」と。彼の比丘、諸比丘により、是の如く言はれて尙固持せば、彼の比丘は諸比丘によりて三度まで諫告さるべし、そを捨てしむる爲に。若し三度まで諫告せられて、そを捨つれば可なり、若し捨てざれば僧殘なり。

〔一三〕若し比丘、村或は町に依りて住し、俗家を汚し、惡行を行ず。彼の惡行は見られ、且つ聞かる。彼により汚されし俗家も亦見られ且つ聞かるゝ所なり。かの比丘は諸比丘によりてかく言はるべし。「尊者は俗家を汚し惡行を行ず、尊者の惡行は見られ且つ聞かる、又尊者によりて汚されし俗家も見られ且つ聞かるゝ所なり。尊者は此の住所より去るべし、尊者はこの上この所に住するの要なし」と。彼の比丘、諸比丘によりてかく言はれ、比丘等にかく言はん、「諸比丘は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、癡に隨ひ、怖に隨ふ。是の如き罪に對して或者は驅出し或者は驅出せず」と。彼の比丘は諸比丘によりてかく言はるべし、「尊者よ、かく言ふこと勿れ、

諸比丘は愛に隨ふものに非ず、瞋に隨ふものに非ず、癡に隨ふものに非ず、怖に隨ふものに非ず。尊者は俗家を汚し惡行を行ず、尊者の惡行は見られ且つ聞かる、又尊者によりて汚されし俗家も見られ且つ聞かるゝ所なり。尊者はこの住所より去るべし、尊者はこの上この所に住するの要なし」と。彼の比丘、諸比丘によりてかく言はれて尚固執せば、この比丘は諸比丘により、そを捨てしむる爲に三度まで諫告せらるべし。若し三度まで諫告せられて、そを捨つれば可なり、若し捨てざれば僧殘なり。

諸大德、十三僧殘法は誦出され已んぬ。［初の］九は最初にて罪となり［後の］四は三度にして罪となる。比丘これ等の何れかを犯して知りて覆藏せばその日數だけかの比丘は不本意乍ら別住すべし。別住し竟りて、比丘は更に六夜、比丘の摩那埵に入るべし。摩那埵を竟れる比丘、そこに二十人比丘僧伽有る時は復歸を許さるべし。若し二十人に一人にても少き比丘僧伽ならば、かの比丘を復歸せしめんとするも、かの比丘復歸を許されず。又彼の諸比丘は呵責せらるべし。これこの時に於ける如法行なり。是につきて我、今、諸大德に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや。今諸大德この點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり、我これを是の如く了解す、と。

僧殘誦出竟る

〔二不定法〕

諸大徳、今これ等の二不定法は誦出さる。

〔一〕　若し比丘、女人と共に獨りにて秘密に可婬の屏處に坐せんに、可信優婆夷これを見出して三法中の何れかを說かん。或は波羅夷、或は僧殘、或は波逸提なり。比丘、同坐を認むれば、〔その說く所に隨ひ〕三法中の何れかによりて處分せらるべし。或は波羅夷、或は僧殘、或は波逸提によりて。或は又、かの可信優婆夷の說く所によりて、かの比丘處分さるべし。これ不定法なり。

〔二〕　若し屏坐に非ず、可婬の處たらず、而も女人に麤惡語を語るに適する處あり、若し比丘、是の如き座に、女人と共に獨りにて秘密に坐せんに、可信優婆夷これを見出して、二法中の何れかを說かん、或は僧殘、或は波逸提なり。比丘、同坐を認むれば二法中の何れかによりて處分せらるべし、或は僧殘、或は波逸提によりて。或は又かの可信優婆夷の說く所によりて、かの比丘處分せらるべし。これ亦不定法なり。

諸大徳、二不定法は誦出され已んぬ。是につきて、我、今、諸大徳に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。今、諸大德、この點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり。我是の如くこれを了解す、と。

不定誦出竟る

〔三十尼薩耆波逸提法〕

諸大徳、今これ等の三十尼薩耆波逸提法は誦出さる。

迦絺那衣品第一

〔一〕比丘〔三〕衣已に竟り、迦絺那衣を捨し已りては、十日を限り長衣を畜ふべし。若しそを過ぐれば尼薩耆波逸提なり。

〔二〕比丘、〔三〕衣已に竟り、迦絺那衣を捨し已りては、一夜と雖も三衣を離さば、僧の認可を除き、尼薩耆波逸提なり。

〔三〕比丘、〔三〕衣已に竟り、迦絺那衣を捨し已りて、若し比丘、非時衣を得んに、希望する比丘は受納すべし。受納すれば速に〔衣を〕作るべし。若し満足に非ざる時は、一月を限り、それ以内に満足する望あらば、かの比丘、その衣を畜へ得べし。若しこれを過ぎて畜ふれば〔満足の〕望ありとも尼薩耆波逸提なり。

〔四〕何れの比丘と雖も、非親里比丘尼をして、故衣を浣はしめ、染めしめ、打たしむれば、尼薩耆波逸提なり。

〔五〕何れの比丘と雖も、非親里比丘尼の手より衣を受くれば交換を除き、尼薩耆波逸提なり

〔六〕何れの比丘と雖も、非親里の居士或は居士婦に衣を乞はば〔然るべき〕條件を除き、尼薩耆波逸提なり。こゝにその條件とは、比丘奪衣の時或は失衣の時、これその條件なり。

〔七〕 若しかの〔奪衣〕比丘に、非親里の居士或は居士婦の、多衣をもちて捧げ、恣に擇取せしめんに、かの比丘は、多くとも内衣外衣をその衣より受くべし。若し是を過ぎて受くれば、尼薩耆波逸提なり。

〔八〕 若し比丘の爲に、非親里の居士或は居士婦に衣料準備せらる、この衣料にて衣を購ひ某甲比丘に衣を著せしめんとて。此の時若しかの比丘、請ぜられざるに先だちて往き、衣に就きて指圖をなさん、「善い哉、賢者よ、この衣料にて斯々の如き衣を購ひて我々に著せしめよ」と。好衣を望むが故に尼薩耆波逸提なり。

〔九〕 若し比丘の爲に兩居士或は居士婦に、各自に衣料準備せらる、「我等この各自の衣料にて各自衣を購ひて某甲比丘に著せしめん」とて。此の時、若しかの比丘、請ぜられざるに先だちて到り、衣に就きて指圖をなさん、「善い哉、賢者よ、この各自の衣料にて斯々の一衣を、兩人共同して購ひ、我に著せしめよ」と。好衣を望むが故に、尼薩耆波逸提なり。

〔一〇〕若し比丘の爲に、若しくは王、若しくは大臣、若しくは婆羅門、若しくは居士、使をもちて衣料を送らん、「この衣料にて衣を購ひ、某甲比丘に衣を著せしめよ」と。かの使者、かの比丘に到りて斯く言はん、「大德よ、長老の爲にこの衣料を持ち來れり、長老衣料を受領すべし」と。かの比丘によりてこの使者は斯く云はるべし、「賢者よ、我等は衣料を受領せず、我等は時來らば淨衣を受くべし」と。かの使者はかの比丘に斯く云はん、「長老に執事人有りや」と。諸

比丘よ、衣を希望する比丘は執事人或は淨人或は優婆塞を指示して、「賢者よ、かの人は諸比丘の執事なり」と云ふべし。かの使者その執事人に承知せしめて、かの比丘の許に到り斯く云はん、「大德よ、長老の指示せしかの執事人は、我により承知せしめられたり。長老は然るべき時到るべし、彼の尊師に衣を著せしむべし」と。諸比丘よ、衣を希望する比丘は執事人の處に到りて二三度督促すべし、「賢者よ、われ衣を要す」と。二三度督促して、かの衣を得ればこれ可なり。若し得ざれば、四度、五度、六度まで沈默してその[衣の]爲に立つべし。四度、五度、六度まで沈默して、その[衣の]爲に立ちてかの衣を得れば、これ可なり。是を過ぎ、力を盡して衣を得れば尼薩耆波逸提なり。若し得ざる時は、衣料の送られし施主の許に自ら行き、或は使者を送るべし、「諸賢よ、汝等比丘の爲に衣料を送りしも、そはかの比丘に何等の利益を與へず。卿等自身の物を還取し、自身の物を失ふこと勿れ」と。これ此の場合の正しき處置なり。

絹糸品第二

[一一]何れの比丘と雖も、絹絲を雜へたる臥具を作らしむれば、尼薩耆波逸提なり。

[一二]何れの比丘と雖も、純黑なる羊毛の臥具を作らしむれば、尼薩耆波逸提なり。

[一三]若し比丘、新臥具を作る時は、二分は純黑羊毛、第三分は白色羊毛、第四分は褐色羊毛を取り入るべし。若し比丘、二分の純黑毛、第三分の白毛、第四分の褐色毛を取り入れずして新臥

具を作らば、尼薩耆波逸提なり。

〔一四〕若し比丘新臥具を作らば、六年持すべし。六年以内にかの臥具を、或は捨し、或は捨せずして、新臥具を作らば、僧の認可を除き尼薩耆波逸提なり。

〔一五〕若し比丘、座臥具を作るには、故臥具の縁より一佛搩手を取り入るべし、壊色の故に。若し比丘、故臥具の縁より一佛搩手を取り入れずして新座臥具を作れば、尼薩耆波逸提なり。

〔一六〕若し比丘、道路を行きて羊毛を得んに、欲するものは受領すべし。受領せば、持者なき時は、三由旬を限りて自ら持するを得。若しそれを過ぎて持せば、持者なくとも、尼薩耆波逸提なり。

〔一七〕何れの比丘と雖も、非親里の比丘尼をして、羊毛を浣はしめ、或は染めしめ、或は梳らしむれば、尼薩耆波逸提なり。

〔一八〕何れの比丘と雖も、金銀及び錢を捉り、或は捉らしめ、或は置けるを受くれば、尼薩耆波逸提なり。

〔一九〕何れの比丘と雖も、種々の金銀の賣買をなさば尼薩耆波逸提なり。

〔二〇〕何れの比丘と雖も、種々の〔物品〕交易をなさば、尼薩耆波逸提なり。

鉢品第三

〔二一〕十日を限りて、長鉢を畜ふるを得。此を過ぐれば尼薩耆波逸提なり。

〔二二〕何れの比丘と雖も、鉢五綴に到らずして、他の新鉢を求むれば、尼薩耆波逸提なり。彼の比丘は、その鉢を比丘衆に捨すべし。比丘衆中の最下鉢が彼の比丘に與へらるべし、「比丘よ、これ汝の鉢なり、破壞するまで持すべし」とてこれ此の場合に於ける正しき方法なり。

〔二三〕病比丘の食味すべき藥あり、即ち熟酥・生酥・油・蜜・石蜜なり。これ等を入手せば、七日を限りて畜へ、食用するを得。此を過ぐれば尼薩耆波逸提なり。

〔二四〕熱季の餘り一月にして、比丘は雨季衣を求むべく、熱季の餘り半月にして作りて受用すべし。若し熱季の餘り一月以前に雨季衣を求め、熱季の餘り半月以前に作りて受用せば、尼薩耆波逸提なり。

〔二五〕何れの比丘と雖も、比丘に自ら衣を與へて後、怒り喜ばずして、或は奪ひ、或は奪はしむれば尼薩耆波逸提なり。

〔二六〕何れの比丘と雖も、自ら糸を乞ひ、織師をして衣を織らしむれば、尼薩耆波逸提なり。

〔二七〕比丘の爲に非親里の居士或は居士婦は織師をして衣を織らしめん。其の時若しかの比丘にして、〔居士に〕請ぜられざるに先だち織師の所に到り、衣に就きて指圖をなさん、「賢者よ、この衣は我が爲に織らるゝなり。長く廣く厚く爲し、好く織り緻密にし、滑かに、よく刷きて作るべし。我等も亦恐らく賢者に何物かを贈るべし」と。かの比丘は斯く語りて、何物かを贈らば、僅に托鉢食と雖も、尼薩耆波逸提なり。

〔二八〕十日ありて、未だ〔前〕迦提月の滿月に到らざるに、比丘特施衣を得れば、特施衣なるを知りて受領すべし。受領せば衣時まで畜ふべし。若し此を過ぎて畜ふれば、尼薩耆波逸提なり

〔二九〕夏安居竟りて後、迦提月の滿月までは、何處にても危險・恐怖の伴へる阿蘭若住所、かくの如き住所に住する比丘は、欲すれば三衣中の一衣を民家内に預け置くべし。若しかの比丘に何等かの離衣の因緣あらんに、六夜を限り、彼の比丘は其の衣を離し得。若し是を過ぎて離せば、僧の認可を除き、尼薩耆波逸提なり。

〔三〇〕何れの比丘と雖も、知りつゝ僧物として寄進せられたる利得を、自己に廻入すれば尼薩耆波逸提なり。

諸大德、三十尼薩耆波逸提法は誦出せられ已んぬ。是に於て、我、諸大德に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸大德は清淨なり、かるが故に默然したまふなり。我是の如くこれを了解すと。

尼薩耆波逸提誦出竟る

〔九十二波逸提法〕

諸大德今この九十二波逸提法は誦出さる。

妄語品第一

〔一〕故意の妄語は波逸提なり。
〔二〕罵詈語は波逸提なり。
〔三〕比丘を離間せしむる語は波逸提なり。
〔四〕何れの比丘と雖も未だ其足戒を受けざる者に句を逐ひて法を同誦せしむれば波逸提なり。
〔五〕何れの比丘と雖も未だ具足戒を受けざるものと二夜三夜を過ぎて同宿せば波逸提なり。
〔六〕何れの比丘と雖も女人と同宿せば波逸提なり。
〔七〕何れの比丘と雖も女人に對して五六語を過ぎて説法せば、有知の男子〔の陪席〕あるを除きて波逸提なり。
〔八〕何れの比丘と雖も未だ具足戒を受けざるものに對ひて上人法ありと説けば實なりとも波逸提なり。
〔九〕何れの比丘と雖も比丘の麤罪を未受具戒人に語れば比丘僧の認許あるを除きて波逸提なり。
〔一〇〕何れの比丘と雖も地を掘り若しくは他をして掘らしむれば波逸提なり。

草木品第二

〔一一〕草木を伐れば波逸提なり。

〔一二〕異語をなし、〔又默して〕他を惱ますは波逸提なり。

〔一三〕〔僧の知事を〕嫌譏し罵れば波逸提なり。

〔一四〕何れの比丘と雖も僧伽の臥床椅子若しくは臥褥若しくは坐褥を露地に敷き又は人をして敷かしめ、退出の際それを收めず、人をして收めしめず又他に依賴せずして出で行かば波逸提なり。

〔一五〕何れの比丘と雖も僧伽の精舍中に臥具を敷き又は人をして敷かしめ、退出に際しそれを收めず、人をして收めしめず、又他に依賴せずして出で行かば波逸提なり。

〔一六〕何れの比丘と雖も僧伽の精舍中にて知りて先著比丘の〔床〕間に入りて床を展べ、『窮屈に感ずる者は去るべし』となす、この理由にて作し、他の義にあらざらば波逸提なり。

〔一七〕何れの比丘と雖も瞋り喜ばずして比丘を僧伽の精舍より牽き出し又は牽き出さしむれば波逸提なり。

〔一八〕何れの比丘と雖も僧伽精舍中階上にて脫脚床又は脫脚椅子に坐し又は臥すれば波逸提なり。

〔一九〕比丘大精舍を作る時は横木を堅備する爲又窓を裝置する爲の戶窓所を殘し、〔他の部分を〕作物なき所に住せる比丘は二三重に覆ふことを指示することを得若しこれを過ぎて

〔覆ふことを〕指示せば作物なき所に住する比丘と雖も波逸提なり。

〔二〇〕何れの丘比と雖も知りて有蟲水を草又は土の上に澆ぎ若しくは澆がしむれば波逸提なり。

比丘尼教誡品第三

〔二一〕何れの比丘と雖も〔僧伽より〕選任されずして比丘尼を教誡すれば波逸提なり。

〔二二〕若し選任せらると雖も日没後に諸比丘尼を教誡すれば波逸提なり。

〔二三〕何れの比丘と雖も比丘尼の住處に到りて諸比丘尼を教誡すれば因縁を除き波逸提なり、玆に因縁とは比丘尼の病める時、これ玆に言ふ因縁なり。

〔二四〕何れの比丘と雖も是の如く言はゞ、「長老諸比丘は利養の爲に諸比丘尼を教誡す」と、波逸提なり。

〔二五〕何れの比丘と雖も非親里の比丘尼に衣を與ふれば交換を除き波逸提なり。

〔二六〕何れの比丘と雖も非親里比丘尼の爲に衣を縫ひ又は縫はしむれば波逸提なり。

〔二七〕何れの比丘と雖も比丘尼と豫め約して同道を行けば一聚落の間と雖も因縁を除き波逸提なり、玆に因縁とは危險を感じ恐怖ありて隊をなして行くべき道なる時、これ玆に云ふ因縁なり。

〔二八〕何れの比丘と雖も比丘尼と共に豫め約して同一船に乗り流を上り或は下らば、横ぎり

て渡る時を除き波逸提なり。

〔二九〕何れの比丘と雖も知りつゝ比丘尼の斡旋せし食を取れば在家人の前より〔比丘の爲〕準備せるものを除き波逸提なり。

〔三〇〕何れの比丘と雖も比丘尼と共に獨りにて秘密に坐せば波逸提なり。

食品第四

〔三一〕無病の比丘は一回の施食處食を取るべし、若しそれを過ぎて取れば波逸提なり。

〔三二〕別衆食は因縁を除き波逸提なり、茲にその因縁とは病時・施衣時・作衣時・行路時・乘船時・大衆會時・沙門施食時、これ茲に云ふ因縁なり。

〔三三〕數々食するは因縁を除き波逸提なり茲にその因縁とは病時・施衣時、これ茲に云ふ因縁なり。

〔三四〕在家に來れる比丘に餅或は麨(マンタヘ)を與へて取るに任す時は欲する比丘は二三鉢を取るべし、若しそれを過ぎて取らば波逸提なり。二三鉢取りたる時はそこより持ち去りて諸比丘の間に分配すべし、これその時の法なり。

〔三五〕何れの比丘と雖も足食し已りて殘食にあらざる嚼食或は噉食を取らば波逸提なり。

〔三六〕何れの比丘と雖も足食せる比丘に殘食に非ざる嚼食或は噉食を與へて取るに任せ「いざ比丘、嚼めよ、喰べよ」と言ひ知りて罪を犯さしめんと欲する者は、〔かの比丘の〕食せる時波

逸提なり。

〔三七〕何れの比丘と雖も非時に嚼食或は噉食を食すれば波逸提なり。

〔三八〕何れの比丘と雖も貯藏せし嚼食或は噉食を食すれば波逸提なり。

〔三九〕是の如きは美味の食なり卽ち酥・生酥・油・蜜・砂糖・魚・肉・乳・凝乳なり。何れの比丘と雖も無病にして是の如き美味の食を自らの爲に乞ひて食すれば波逸提なり。

〔四〇〕何れの比丘と雖も與へられざる食物を口邊に著くれば水と楊枝を除きて波逸提なり

裸行品第五

〔四一〕何れの比丘と雖も裸形外道或は遍行外道男或は遍行外道女に手づから嚼食又は噉食を與ふれば波逸提なり。

〔四二〕何れの比丘と雖も〔他〕比丘に「來れ、友よ、村又は町に乞食に入らん」と〔語りて連れ出し〕て彼に〔施食を〕與へしめ或は與へしめずして去らしめん、「行け、友よ、汝と語り或は坐するは我が快とせざるところ、我はただ一人にて語り或は坐するを快とす」と、かゝる理由にて作し他に非ざれば波逸提なり。

〔四三〕何れの比丘と雖も食事中の家に立ち入りて座を占むれば波逸提なり。

〔四四〕何れの比丘と雖も女人と共に秘密に屛處に坐すれば波逸提なり。

〔四五〕何れの比丘と雖も女人と獨りにて秘密に坐すれば波逸提なり。

〔四六〕何れの比丘と雖も食の請待を受けながら他比丘ある時彼に告げずして食前或は食後に他家に詣れば因縁を除き波逸提なり、茲に因縁とは施衣時、作衣時、これ茲に言ふ因縁なり

〔四七〕無病比丘は四月藥資具請を受くべし、更請、常請を除き若しそれを過ぎて受くれば波逸提なり。

〔四八〕何れの比丘と雖も出征軍を觀る爲に行けば然るべき理由あるを除き波逸提なり。

〔四九〕又彼の比丘に軍中に到るべき何等かの因縁あらんに彼の比丘二夜三夜〔を限り〕軍中に止宿すべし若しそれを過ぎて止宿せば波逸提なり。

〔五〇〕若し比丘二夜三夜軍中に止宿せる間に合戰或は列兵或は配兵或は閱兵に行かば波逸提なり。

飲酒品第六

〔五一〕スラー・メーラヤ〔酒〕を飲むは波逸提なり。

〔五二〕指にて擽ることは波逸提なり。

〔五三〕水中にて嬉戲するは波逸提なり。

〔五四〕輕侮〔の態度をなす〕は波逸提なり。

〔五五〕何れの比丘と雖も比丘を恐怖せしむれば波逸提なり。

〔五六〕何れの比丘と雖も無病にして身を溫むる爲に火を燃し或は燃さしむれば然るべき理

由あるを除き波逸提なり。

〔五七〕何れの比丘と雖も半月以内に沐浴すれば因縁を除き波逸提なり。茲に因縁とは、熱季の終一ヶ月半、雨季の初一ヶ月、即ち二ヶ月半の暑時、熱時、病時、造作時、行路時、風雨時、これ茲に云ふ因縁なり。

〔五八〕新衣を得たる比丘は三種壞色中の一壞色を取るべし、靑色或は泥色或は黑褐色なり。若し比丘三種壞色中の一壞色を取らずして新衣を著用せば波逸提なり。

〔五九〕何れの比丘と雖も比丘或は比丘尼或は式叉摩那或は沙彌或は沙彌尼に自ら衣を浄施して〔彼より〕還與せざるに〔これを〕著用すれば波逸提なり。

〔六〇〕何れの比丘と雖も〔他〕比丘の鉢或は衣或は坐具或は針筒或は腰帶を隱し或は隱さしむれば戯笑の爲と雖も波逸提なり。

有蟲水品第七

〔六一〕何れの比丘と雖も故意に生物の生命を奪はば波逸提なり。

〔六二〕何れの比丘と雖も知りつゝ蟲の入れる水を飲用すれば波逸提なり。

〔六三〕何れの比丘と雖も知りて如法に裁決されたる諍事を再び羯磨に附せんと騒かば波逸提なり。

〔六四〕何れの比丘と雖も知りて〔他〕比丘の麤罪を覆藏すれば波逸提なり。

〔六五〕何れの比丘と雖も知りて二十歳未滿の者に具足戒を授くればこの人は戒を得ず、「立會の諸比丘は呵責さるべく、彼の比丘に於てはこの故に波逸提なり。

〔六六〕何れの比丘と雖も知りて盜賊隊と共に豫め約して同道を行けば一聚落の間と雖も波逸提なり。

〔六七〕何れの比丘と雖も女人と共に豫め約して同道を行けば一聚落の間と雖も波逸提なり。

〔六八〕何れの比丘と雖も是の如く語らん、「我世尊の說示し給へる法を了解するが如くんば、世尊の障道法なりと說かれたる所のものはそれを行ふものにとりて障道となるに足らず」と。諸比丘はこの比丘に斯く言ふべし、「具壽、しか言ふこと勿れ、世尊を誹謗すること勿れ、實に世尊に對する誹謗は善からず、實に佛は是の如く說き給はず、友よ、世尊は種々の方便もて障道法は障道なり、而してこれを行ふものにとりては障道となるに足ると說き給へり」と。この比丘諸比丘によりて斯く言はるゝも尙ほ固執せば諸比丘はそれを捨てしむる爲に三度まで諫むべし、若し三度まで諫めてそれを捨つれば可なり、若し捨てざれば波逸提なり。

〔六九〕何れの比丘と雖も知りつゝ、是の如き說をなし、法に從ひて處分を受けず、その見を捨てざる者と事を共にし或は共住し或は共宿すれば波逸提なり。

〔七〇〕若し又沙彌かく言はん、「我世尊の說示したまへる法を了解するが如くんば世尊が障道法なりと說きたまひしところのものはこれを行ふものにとりて障道となるに足らず」と。

諸比丘はこの沙彌に斯く言ふべし、「友なる沙彌よ、是の如く言ふこと勿れ、世尊を誹謗すること勿れ、實に世尊に對する誹謗は善からず、實に世尊は是の如く說きたまはず、友なる沙彌よ、世尊は種々の方便もて障道法は障道なり、而してこれを行ふものにとりて障道となるに足ると說きたまへり」と。かの沙彌諸比丘にかく言はれて尚それを固執せばその沙彌は諸比丘により斯く言はるべし、「友なる沙彌よ、今日以後汝は、この世尊は汝の師なりと稱すべからず、他の沙彌が諸比丘と二夜三夜同宿することを得るも汝にはそれをも得ず、遠く去り、消へ失せよ」と。何れの比丘と雖も知りつゝ是の如く擯滅されたる沙彌を慰撫し或は給仕し或は事を共にし或は同宿すれば波逸提なり。

如法品第八

〔七一〕何れの比丘と雖も諸比丘により如法に言はれながら斯く言はゞ、「友よ、我は他の堪能持律の比丘に尋問せざる間はこの學處を學持せざるべし」と、〔これ〕波逸提なり。諸比丘よ、學戒の比丘は攻究すべし、尋問すべし、熟慮すべし、これかゝる時の法なり。

〔七二〕何れの比丘と雖も波羅提木叉の說示せらるゝ時かく言はん、「これ等の小小戒の說示せられて何の用かあらん、そは疑惑苦惱混亂に導くのみ」と、〔かく〕戒を誹謗するは波逸提なり。

〔七三〕何れの比丘と雖も半月毎に波羅提木叉の說示せらるゝ時かく言はん、「我は今始めて

この法の戒經中に含まれ戒經中に收められて半月毎に說示せらるゝことを知るなり」と。若し他の諸比丘がこの比丘の已前二三度、それ以上は勿論、波羅提木叉の說示せらるゝに列席せるを知る時はこの比丘知らざるの故を以て免るゝことなし。その場合彼の犯せる所の罪を法に從ひて處分すべきなり、更に彼の無知を呵すべし、「友よ、汝は波羅提木叉の說示せらるゝ時一心專念ならざる故に汝は利得を失ひしなり」と、この無知の故に波逸提なり。

〔七四〕何れの比丘と雖も比丘を瞋り喜ばずして打たば波逸提なり。

〔七五〕何れの比丘と雖も比丘に對ひて瞋り喜ばずして手を擧ぐれば波逸提なり。

〔七六〕何れの比丘と雖も比丘を無根の僧殘をもつて誹謗すれば波逸提なり。

〔七七〕何れの比丘と雖も故意に比丘に疑惱を與ふれば、かくして小時にても彼に不安あらしめんとし、この動機にてなし他に非ざれば波逸提なり。

〔七八〕何れの比丘と雖も〔己と〕鬪諍を生じ不和を生じ口論せる諸比丘の近くに屏聽して立たば、「我彼等の言はんとする所を聽かん」と、この動機にてなし他に非ざれば波逸提なり。

〔七九〕何れの比丘と雖も如法の羯磨に承諾を與へ（與欲）、後に至りて不平を唱ふれば波逸提なり。

〔八〇〕何れの比丘と雖も僧伽に於て決斷すべき議の起れる時承諾を與へずして座を起ちて去れば波逸提なり。

〔八一〕何れの比丘と雖も和合僧によりて衣を與へたるに後に至りて「諸比丘は親厚に從ひて僧伽の所得を他に廻與せり」と不平を唱ふれば波逸提なり。

〔八二〕何れの比丘と雖も知りて僧伽の所得として寄進せんとするものを個人に廻與すれば波逸提なり。

寶品第九

〔八三〕何れの比丘と雖も刹帝利種の卽位灌頂を受けし王〔寢室より〕未だ退出せず、寶〔夫人〕も出でざるに豫告せずして〔寢室の〕閾を越ゆれば波逸提なり。

〔八四〕何れの比丘と雖も伽藍又は宿舍内を除き寶又は寶と見做さるゝものを捉り又は捉らしむれば波逸提なり。伽藍内又は宿舍内にては比丘は寶或は寶と見做さるゝものをその所有者は持ち去るべしとて捉り又は捉らしめて藏置すべし、これこの場合の如法行なり。

〔八五〕何れの比丘と雖も居合せる比丘に告げずして非時に聚落に入れば然るべき急用を除き波逸提なり。

〔八六〕何れの比丘と雖も骨製若しくは牙製若しくは角製の針筒を作らしむれば波逸提にして打ち碎かるべきなり。

〔八七〕比丘によりて新しき臥床又は椅子の作らるゝ時はその脚は下部の臺に入る部分を除きて佛指による八指尺のものに造らるべし、これを過ぐれば波逸提にして切斷せらるべき

なり。

〔八八〕何れの比丘と雖も綿を入れたる臥床又は椅子を作らしむれば波逸提にして〔綿は〕抜き取らるべきなり。

〔八九〕比丘坐具を作る時は尺量に從ひて作るべし、これその規定の尺量なり、即ち長さ佛手尺による二手尺、幅一手尺半、縁一手尺なり、これを超ゆれば波逸提にして切斷せらるべきなり。

〔九〇〕比丘覆瘡衣を作る時は尺量に從ひて作るべし、これその尺量なり、即ち長さ佛手尺による四手尺、幅二手尺なり、これを超ゆれば波逸提にして切斷せらるべきなり。

〔九一〕比丘雨浴衣を作る時は尺量に從ひて作るべし、これその尺量なり、即ち長さ佛手尺による六手尺、幅二手尺なり、これを超ゆれば波逸提にして切斷せらるべきなり。

〔九二〕何れの比丘と雖も佛衣量若しくはそれ以上の衣を作らしむれば波逸提にして切斷せらるべきなり。これ茲にいふ佛の佛衣量なり、即ち長さ佛手尺による九手尺、幅六手尺なり、これ佛の佛衣量なり。

諸大德九十二波逸提法は誦出され已んぬ。是に於て我諸大德に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸大德は清淨なり、かるが故に默然したまふなり。我是の如くこれを了解す、と。

［四提舍尼法］

諸大德、今この四提舍尼法は誦出さる。

〔一〕何れの比丘と雖も市井に〔乞食に〕入れる非親里の比丘尼の手より堅食又は軟食を自手にて受け食噉すればこの比丘は懺悔すべし、「友よ、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。

〔二〕諸比丘在家に招ぜられて食事をなす、若しそこに一比丘尼ありて「こゝに羹を與へよ、ここに飯を與へよ」と指圖役をなさば、諸比丘はこの比丘尼を拒くべし、「姉よ、比丘等の食する間立ち去るべし」と。若し諸比丘中一人もかの比丘尼を拒くる爲に「姉よ、……立ち去るべし」と言はざる時はこの諸比丘は懺悔すべし、「友よ、我等は非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯せり、我等これを懺悔す」と。

〔三〕學地認定の諸家あり、何れの比丘と雖も是の如き學地認定の家に於て請待せられざるに先だち無病の身にして堅食又は軟食を手づから受けて食噉せんに、この比丘は懺悔すべし、「友よ、我は非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。

〔四〕危險恐怖の伴へる阿蘭若住處あり、何れの比丘と雖もかゝる住處にありて無病なるに豫め告げられざる堅食或は軟食を僧園内にて手づから受けて食噉せんに、この比丘は懺悔

すべし、「友よ、我は非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯せり、我これを懺悔す」と。

諸大德、四提舍尼法は誦出され巳んぬ。是に於て我諸大德に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて淸淨なりや」。三度問はん、「この點につきて淸淨なりや」。今諸大德は淸淨なり、かるが故に默然したまふなり、我是の如くこれを了解す、と。

提舍尼誦出竟る

〔七十五衆學法〕

諸大德、これ等の衆學法は誦出せらる。

全圓品第一

〔一〕「我全圓を覆ふやう內衣を著すべし」との規律は守らるべし。
〔二〕「我全圓を覆ふやう上衣を著すべし」との規律は守らるべし。
〔三〕「我正しく身を覆ひて俗家の間に行くべし」との規律は守らるべし。
〔四〕「我正しく身を覆ひて俗家の間に坐すべし」との規律は守らるべし。
〔五〕「我威儀を正して俗家の間に行くべし」との規律は守らるべし。
〔六〕「我威儀を正して俗家の間に坐すべし」との規律は守らるべし。
〔七〕「我目を下方に注ぎて俗家の間に行くべし」との規律は守らるべし。
〔八〕「我目を下方に注ぎて俗家の間に坐すべし」との規律は守らるべし。

〔九〕「我衣を引き上げて俗家の間に行かざるべし」との規律は守らるべし。

〔一〇〕「我衣を引き上げて俗家の間に坐せざるべし」との規律は守らるべし。

哄笑品第二

〔一一〕「我哄笑しつゝ俗家の間に行かざるべし」との規律は守らるべし。

〔一二〕「我哄笑しつゝ俗家の間に坐せざるべし」との規律は守らるべし。

〔一三〕「我低聲にて俗家の間に行くべし」との規律は守らるべし。

〔一四〕「我低聲にて俗家の間に坐すべし」との規律は守らるべし。

〔一五〕「我體を振りつゝ俗家の間に行かざるべし」との規律は守らるべし。

〔一六〕「我體を振りつゝ俗家の間に坐せざるべし」との規律は守らるべし。

〔一七〕「我腕を振りつゝ俗家の間に行かざるべし」との規律は守らるべし。

〔一八〕「我腕を振りつゝ俗家の間に坐せざるべし」との規律は守らるべし。

〔一九〕「我頭を振りつゝ俗家の間に行かざるべし」との規律は守らるべし。

〔二〇〕「我頭を振りつゝ俗家の間に坐せざるべし」との規律は守らるべし。

扠腰品第三

〔二一〕「我手を腰に當て肘を張りて俗家の間に行かざるべし」との規律は守らるべし。

〔二二〕「我手を腰に當て肘を張りて俗家の間に坐せざるべし」との規律は守らるべし。

〔二三〕「我頭を裹みて俗家の間に行かざるべし」との規律は守らるべし。

〔二四〕「我頭を裹みて俗家の間に坐せざるべし」との規律は守らるべし。

〔二五〕「我膝行して俗家の間に行かざるべし」との規律は守らるべし。

〔二六〕「我亂れがましき姿勢にて俗家の間に坐せざるべし」との規律は守らるべし。

〔二七〕「我注意して施食を受くべし」との規律は守らるべし。

〔二八〕「我鉢に注意して施食を受くべし」との規律は守らるべし。

〔二九〕「我汁と適量の施食を受くべし」との規律は守らるべし。

〔三〇〕「我鉢に滿つるだけの施食を受くべし」との規律は守らるべし。

注意品第四

〔三一〕「我注意して施食を食すべし」との規律は守らるべし。

〔三二〕「我鉢に注意しつゝ施食を食すべし」との規律は守らるべし。

〔三三〕「我順次に施食を食すべし」との規律は守らるべし。

〔三四〕「我汁と適量の施食を食すべし」との規律は守らるべし。

〔三五〕「我中央より壓して施食を食せざるべし」との規律は守らるべし。

〔三六〕「我更に得んと欲して汁或は加味物を飯をもつて覆はざるべし」との規律は守らるべし。

〔三七〕「我無病にして汁或は飯を自身の爲に乞ひて食せざるべし」との規律は守らるべし。

〔三八〕「我不滿の思をなして他の鉢を眺めざるべし」との規律は守らるべし。

〔三九〕「我過大なる飯球を作らざるべし」との規律は守らるべし。

〔四〇〕「我圓形の握り飯を作るべし」との規律は守らるべし。

飯球品第五

〔四一〕「我飯球の近く運ばれざるに口を開かざるべし」との規律は守らるべし。

〔四二〕「我食事をなす時手を全部口中に入れざるべし」との規律は守らるべし。

〔四三〕「我飯球を口に含みながら物を言はざるべし」との規律は守らるべし。

〔四四〕「我食物を投げ入れて食せざるべし」との規律は守らるべし。

〔四五〕「我飯球を齧りつゝ食せざるべし」との規律は守らるべし。

〔四六〕「我頬を脹らして食せざるべし」との規律は守らるべし。

〔四七〕「我手を振りつゝ食せざるべし」との規律は守らるべし。

〔四八〕「我飯粒を撒布しつゝ食せざるべし」との規律は守らるべし。

〔四九〕「我舌を出しつゝ食せざるべし」との規律は守らるべし。

〔五〇〕「我チャブチャブと音を立てゝ食せざるべし」との規律は守らるべし。

吸食品第六

〔五一〕「我スルスルと音を立てゝ食せざるべし」との規律は守らるべし。

〔五二〕「我手を舐めつゝ食せざるべし」との規律は守らるべし。
〔五三〕「我鉢を舐めつゝ食せざるべし」との規律は守らるべし。
〔五四〕「我唇を舐めつゝ食せざるべし」との規律は守らるべし。
〔五五〕「我食物にて汚れたる手もて水瓶を取らざるべし」との規律は守らるべし。
〔五六〕「我飯粒の混ずる鉢の洗ひ水を俗家の間に放棄せざるべし」との規律は守らるべし。
〔五七〕「我病に非ずして日傘を手にせる者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。
〔五八〕「我杖を手にする者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。
〔五九〕「我無病にして刀を手にする者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。
〔六〇〕「我無病にして武器を手にせる者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。

草履品第七

〔六一〕「我無病にして草履をはける者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。
〔六二〕「我無病にして靴をはける者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。
〔六三〕「我無病にして乗物に乗れる者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。
〔六四〕「我無病にして臥床にある者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。
〔六五〕「我無病にして亂れたる姿勢にて坐せる者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。
〔六六〕「我無病にして頭を纏へる者に法を説かざるべし」との規律は守らるべし。

〔六七〕「我無病にして覆面せる者に法を說かざるべし」との規律は守らるべし。

〔六八〕「我地上に坐して無病にして座床に著ける者に法を說かざるべし」との規律は守らるべし。

〔六九〕「我低き坐に著きて無病にして高き座に著ける者に法を說かざるべし」との規律は守らるべし。

〔七〇〕「我立ちて無病にして坐せる者に法を說かざるべし」との規律は守らるべし。

〔七一〕「我後から行きつゝ無病にして前方に行く者に法を說かざるべし」との規律は守らるべし。

〔七二〕「我悪道を行きつゝ無病にして善道を行ける者に法を說かざるべし」との規律は守らるべし。

〔七三〕「我無病にして立ちて大便又は小便をなさざるべし」との規律は守らるべし。

〔七四〕「我無病にして青草の上に大便又は小便又は痰唾をなさざるべし」との規律は守らるべし。

〔七五〕「我無病にて水上に大便又は小便又は痰唾をなさざるべし」との規律は守らるべし。

諸大德、衆學法は誦出され巳んぬ。これにつきて我今諸大德に問はん、「この點につきて清淨なりや」。再び問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清

浄なりや」。今諸大徳はこの點につきて清浄なり、かるが故に默然したまふなり。我是の如くこれを了解す、と。

衆學誦出竟る

〔七滅諍法〕

諸大徳、今この七滅諍法は誦出さる。

諍論の生起する毎にこれを靜止し滅除する爲に——

現前毘尼は與へらるべし

憶念毘尼は與へらるべし

不癡毘尼は與へらるべし

自言治はなさるべし

多人語

覓罪相

如草覆地、と。

如くこれを了解す、と。

滅諍竟る

諸大徳、因緣は誦出されたり、四波羅夷法は誦出されたり、十三僧殘法は誦出されたり、二不定法は誦出されたり、三十捨墮法は誦出されたり、九十二單墮法は誦出されたり、四悔過法は誦出されたり、衆學法は誦出されたり、七滅諍法は誦出されたり。佛の戒經に入り正しく戒經に收められしものは盡く半月每に誦出せらるゝなり、これにより一切の和合し歡喜し無諍なるものの修學すべきなり、と。

比丘波羅提木叉竟る

比丘尼波羅提木叉（びくにはらだいもくしゃ）

比丘尼波羅提木叉

〔序〕

大姉僧聽きたまへ、……〔比丘波羅提木叉と同じ、「諸大德」を「諸大姉」とす〕……

〔八波羅夷法〕

〔一―四〕〔比丘波羅夷一―四〕

〔五〕 何れの比丘尼と雖も染心をもつて、染心ある男子の頸骨より下、膝より上に或は捉摩し或は重摩し或は捉へ或は捺し或は抱下するを樂受すれば、是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。 これ膝巳上波羅夷なり。

〔六〕 何れの比丘尼と雖も他比丘尼の波羅夷法を犯せるを知りて而も自ら擧罪せず衆に告げず、〔後〕彼の尼或は住し或は滅し或は擯滅せられ或は外道に入れる時彼の尼かく言はん、「尊姉等よ、我先に此の比丘尼を彼の尼は是々の者なりと知れり、我自ら擧罪し衆に告ぐるを欲せざりしなり」と、是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。 これ覆罪波羅夷なり。

〔七〕 何れの比丘尼と雖も和合僧によりて法により律により師の敎によりて擯せられ、恭敬せず、未だ許されず、共住されざる彼の比丘に隨順せば、彼の比丘尼は諸比丘尼によりて斯く

言はるべし、「尊姉よ、彼の比丘は和合僧により法により律により師の教によりて擯せられ、恭敬せず、未だ許されず、共住されざる者なり、尊姉よ、かの比丘に隨順すること勿れ」と。かの比丘尼諸比丘尼によりて斯く言はれて尙固執せばこの比丘尼は諸比丘尼によりてそを捨てしむる爲に三度まで諫告さるべし、三度まで諫告されて若しそを捨つれば是可なり、若し捨てざれば是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。これ被擧隨順波羅夷なり。

〔八〕何れの比丘尼と雖も染心をもちて染心ある男子の手を捉るを樂受し、或は衣を捉るを樂受し、或は共に立ち、或は共に語り、或は共に期して行き、或は男子の來るを樂み待ち或は屛處に入り、或はかの染法を行ずる爲、その爲に身を相近寄せば、是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。これ八事波羅夷なり。

諸大姉、八波羅夷法は誦出され已んぬ。〔若し〕比丘尼その中の何れにても犯せば諸比丘尼と共住するを得ず、〔出家〕前の如く爾後も波羅夷となりて後は共住すべからざるものなり。これにつきて我今諸大姉に問はん、「この點につきて淸淨なりや」。再び問はん、「この點につきて淸淨なりや」。三度問はん、「この點につきて淸淨なりや」。今諸大姉はこの點につきて淸淨なり、かゝるが故に默然したまふなり。是の如く我これを了解す、と。

波羅夷誦出竟る

〔十七僧殘法〕

諸大姉、今この十七僧殘法は誦出さる。

〔一〕〔比丘僧殘五〕

〔二〕〔同八〕

〔三〕〔同九〕

〔四〕何れの比丘尼と雖も訴訟をなせば、或は居士と、或は居士兒と或は奴婢と、或は被傭者と、乃至沙門出家者となすと雖も、この比丘尼は最初より罪となる法を犯せるものにして僧殘なり、去りて懺悔すべし。

〔五〕何れの比丘尼と雖も知りて、賊女の死罪なること知られ、王或は僧伽或は衆社或は講社或は組合に許を得ずして具足戒を受けしむれば、免罪者に授くるを除きこの比丘尼も亦最初より罪となる法を犯せるものにして僧殘なり、去りて懺悔すべし。

〔六〕何れの比丘尼と雖も或は獨りにて村中を行き、或は獨りにて河を超え、或は獨りにて夜出行し、或は獨りにて衆より〔離れて〕殘れば、この比丘尼も亦最初より罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし。

〔七〕何れの比丘尼と雖も和合僧によりて法の如く律の如く師教の如く擯せられたる比丘尼を〔羯磨を〕作せる僧伽の許を得ず〔その〕衆の承諾を認めずして解罪すれば、この比丘尼も亦最初にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし。

〔八〕何れの比丘尼と雖も染心をもちて染心ある男子の手より硬食或は軟食を自手にて受けて食噉すれば、この比丘尼も亦最初にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし。

〔九〕何れの比丘尼と雖も是の如く言はゞ、「尊姉よ、汝にして染心無くんば、彼の男子染心有るも染心なきも汝に何をかなさん、いざ尊姉よ、彼の男子の汝に與ふる硬食或は軟食を自手に受けて食噉せよ」と、この比丘尼も亦最初にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし。

〔一〇〕〔比丘僧殘一〇〕

〔一一〕〔同 一一〕

〔一二〕〔同 一二〕

〔一三〕〔同 一三〕

〔一四〕何れの比丘尼と雖も瞋り喜ばずして是の如く言はん、「我佛を捨つ……乃至……我戒を捨つ、何ぞ沙門釋子女のみ沙門女ならん、他にも慚愧を知り愼み有り戒を學ぶを欲する沙門女あり、我彼の許にて梵行を修すべし」と。この比丘尼は諸比丘尼によりて是の如く言はるべし、「尊姉よ、瞋り喜ばずして是の如く言ふこと勿れ、「我佛を……修すべし」と、尊姉よ、歡ぶべし、法は善く説かれたり、苦を盡す爲に梵行を修すべし」と。この比丘尼諸比丘尼によりて是の如く言はれて尚固執すれば、この比丘尼は諸比丘尼によりてこれを捨てしむる爲に三度

まで諫告せらるべし。三度まで諫告せられ若しそを捨つれば可なり、若し捨てざればこの比丘尼も亦三度にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし。

〔一五〕何れの比丘尼と雖も何等かの諍事にて斥けられ瞋り喜ばずして是の如く言はん、「諸比丘尼は愛に隨ひ…乃至…怖に隨ふ」と。この比丘尼は諸比丘尼によりて是の如く言はるべし、「尊姉よ、何等かの諍事に於て遮せられ瞋り喜ばずして是の如く言ふこと勿れ、「諸比丘尼は愛に隨ひ…乃至…怖に隨ふ」と、尊姉こそ愛に隨ひ瞋に隨ひ癡に隨ひ怖に隨はんとするなり」と。この比丘尼によりて是の如く言はれて尚固執せば、この比丘尼は諸比丘尼によりてそを捨てしむる爲に三度まで諫告さるべし。そを捨てしむる爲に三度まで諫告されてそを捨つれば是可なり、若し捨てざれば此の比丘尼も亦三度にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし。

〔一六〕若し比丘尼等相親近して住し、惡行をなし、惡聲を得、惡名を放ち、比丘尼僧伽の惱亂者たり、互の罪を覆藏する者ならん、この比丘尼等は諸比丘尼によりて是の如く言はるべし、「諸姉は相親近して住し……覆藏する者なり、諸姉よ、相離るべし、諸姉の相離るゝことを僧伽は讃ずるなり」と。この比丘尼等は諸比丘尼によりて是の如く言はれて尚固執せば、この比丘尼等諸比丘尼によりて之を捨てしむる爲に三度まで諫告せらるべし、三度まで諫告されて若しそを捨つれば是可なり、若し捨てざればこれ等の比丘尼も亦三度にて罪となる法を犯

し僧殘なり、去りて懺悔すべし。

〔一七〕何れの比丘尼と雖も是の如く言はんに、「大姉等よ、汝等は相親近して住すべし、汝等は別々に住すること勿れ、僧伽には他比丘尼にも是の如く行じ、是の如き聲を得、是の如き名を放ち、比丘尼僧伽の惱亂者たり、互の罪を覆藏する者あり、僧伽は彼等には何事も言はず、僧伽は輕侮蔑視嫌惡により嗔によりて根據もなく汝等に斯く言ふなり、『諸姉は相親近して住し共に惡行をなし、惡聲を得、惡名を放ち、比丘尼僧伽の惱亂者たり、互の罪を覆藏する者なり、諸姉、相離るべし、諸姉の相離るゝことを僧伽は讚ずるなり』と」。この比丘尼は諸比丘尼によりて是の如く言はるべきなり、「大姉よ、是の如く言ふこと勿れ、『大姉等よ、汝等は相親近して住すべし……讚ずるなり』と」。この比丘尼諸比丘尼によりて是の如く言はるゝ時尚固執すれば、此の比丘尼は諸比丘尼によりてそを捨てしむる爲に三度まで諫告さるべきなり、三度まで諫告さるゝ時若しそを捨つればこれ可なり、若し捨てざればこの比丘尼も亦三度にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし。

諸大姉、十七僧殘法は誦出され已んぬ。〔初の〕九は最初にて罪となり、〔後の〕八は三度にして罪となる。比丘尼これ等の何れかを犯せば、かの比丘尼は二部の僧伽中にて十四日の摩埵（別住）を行ずべし。摩那埵を竟れる比丘尼はそこに二十人衆の比丘尼僧伽有る時は彼の比丘尼は復歸を許さるべし。若し二十人衆に一人にても少なき比丘尼僧伽なれば、かの比

丘尼を復歸せしめんとするも、かの比丘尼は復歸を得ず、又その諸比丘尼は呵責せらるべし。これこの時に於ける如法行なり。是につきて我今諸大姉に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度我問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度我問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸大姉はこの點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり。我これを是の如く了解す、と。

〔僧殘〕誦出竟る

〔三十尼薩耆波逸提法〕

諸大姉、今この三十尼薩耆波逸提法は誦出さる。

〔一〕何れの比丘尼と雖も鉢の蓄積をなすものは尼薩耆波逸提なり。

〔二〕何れの比丘尼と雖も非時衣を時衣なりとて受持し配分せしむれば尼薩耆波逸提なり。

〔三〕何れの比丘尼と雖も比丘尼と衣を交換して、後に彼の尼斯く言はん――「妹よ、汝の衣をとれ、かの衣を我に出せ、汝のものは汝に屬す、我がものはこれ我に屬す、我にその衣を出せ、汝は自らのものを持ち行け」とて奪ひ若しくは奪はしむれば尼薩耆波逸提なり。

〔四〕何れの比丘尼と雖も是を乞ひて〔後又〕彼を乞へば尼薩耆波逸提なり。

〔五〕何れの比丘尼と雖も是を購ひて後彼を購へば尼薩耆波逸提なり。

〔六〕何れの比丘尼と雖も是と指定して僧伽の爲に施與されたる資財をもつて彼を購へば

尼薩耆波逸提なり。

〔七〕何れの比丘尼と雖も自ら乞ひ、是を指定されて僧伽に施與されたる資財をもつて他のものを購へば尼薩耆波逸提なり。

〔八〕何れの比丘尼と雖も是を指定されて衆人に施與されたる資財をもつて他のものを購へば尼薩耆波逸提なり。

〔九〕何れの比丘尼と雖も自ら乞ひて、是を指定されて衆人に施與されたる資財をもつて他のものを購へば尼薩耆波逸提なり。

〔一〇〕何れの比丘尼と雖も自ら乞ひ、是を指定されて個人に施與されたる資財をもつて他のものを購へば尼薩耆波逸提なり。

〔一一〕若し重衣を求むる比丘尼は最高四カンサのものを求むべし、若しそれを過ぎて求むれば尼薩耆波逸提なり。

〔一二〕若し輕衣を求むる比丘尼は最高二カンサ半のものを求むべし、若しそれを過ぎて求むれば尼薩耆波逸提なり。

〔一三―三〇〕〔順次に比丘戒尼薩耆波逸提の一・二・三・六・七・八・九・一〇・一八・一九・二〇・二二・二三・二五・二六・二七・二八・三〇〕

諸大姉、三十尼薩耆波逸提法は誦出され已んぬ。是に於て我諸大姉に問はん、「この點につきて清淨なりや」。再び問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につ

きて、清浄なりや」。今諸大姉は清浄なり、かるが故に默然したまふなり。我是の如くこれを了解す、と。

尼薩耆波逸提誦出竟る

〔百六十六波逸提法〕

諸大姉、今この百六十六波逸提法は誦出さる。

〔一〕何れの比丘尼と雖も蒜を食すれば波逸提なり。

〔二〕何れの比丘尼と雖も隱所の毛を剃らしむれば波逸提なり。

〔三〕掌にて〔隱所を〕相拍つは波逸提なり。

〔四〕樹膠生支〔を受用する〕は波逸提なり。

〔五〕諸比丘尼水にて〔隱所の〕洗浄をなす時は二指節を齊りて〔根中に〕入るべし、それを過ぐれば波逸提なり。

〔六〕何れの比丘尼と雖も食事せる比丘の爲に飲物或は扇をもちて給仕すれば波逸提なり。

〔七〕何れの比丘尼と雖も生穀を乞ひ或は乞はしめ、炒り或は炒らしめ、搗き或は搗かしめ、煮或は煮しめて食すれば波逸提なり。

〔八〕何れの比丘尼と雖も小便或は大便或は埃屑或は殘飯を墻外或は籬外に棄て或は棄てしむれば波逸提なり。

〔九〕何れの比丘尼と雖も小便或は大便或は埃屑或は殘飯を青草上に棄て或は棄てしむれば波逸提なり。

〔一〇〕何れの比丘尼と雖も舞踊或は歌謠或は音樂を觀聽すべく往けば波逸提なり。

〔一一〕何れの比丘尼と雖も闇夜中に燈火無く男子と共に互に獨りにて或は立ち或は語れば波逸提なり。

〔一二〕何れの比丘尼と雖も屏覆處にて男子と共に互に獨りにて或は立ち或は語れば波逸提なり。

〔一三〕何れの比丘尼と雖も露地にて男子と共に互に獨りにて或は立ち或は語れば波逸提なり。

〔一四〕何れの比丘尼と雖も或は車道にて或は小路にて或は街衢にて男子と共に互に獨りにて或は立ち或は語らんとし或は耳語せんことを求め或は伴友比丘尼を去らしむれば波逸提なり。

〔一五〕何れの比丘尼と雖も食前に俗家に到りて座牀に坐して主に語らずして去れば波逸提なり。

〔一六〕何れの比丘尼と雖も食後に俗家に到りて主に語らずして牀座に坐し或は臥すれば波逸提なり。

〔一七〕何れの比丘尼と雖も非時に俗家に到り主に語らずして臥床を敷き或は敷かしめて坐

し或は臥すれば波逸提なり。
〔一八〕何れの比丘尼と雖も〔語を〕よく受けず誤り解して他を嫌恨すれば波逸提なり。
〔一九〕何れの比丘尼と雖も自己或は他人を地獄をもつて或は梵行をもつて呪詛すれば波逸提なり。
〔二〇〕何れの比丘尼と雖も己を打ちたゝきて泣けば波逸提なり。
〔二一〕何れの比丘尼と雖も裸形にて沐浴すれば波逸提なり。
〔二二〕若し比丘尼水浴衣を作る時は量に從ひて作るべし。これその量なり、即ち長さ佛手尺による四手尺、幅二手尺なり、これを超ゆれば波逸提にして切斷せらるべきなり。
〔二三〕何れの比丘尼と雖も比丘尼の衣を解き或は解かしめて彼の尼後に障難なきに縫はず或は縫はるゝ爲の努力をなさゞれば四五日を除き波逸提なり。
〔二四〕何れの比丘尼と雖も僧伽梨を著せずして五日を過ぐれば波逸提なり。
〔二五〕何れの比丘尼と雖も他に屬する衣を著すれば波逸提なり。
〔二六〕何れの比丘尼と雖も衆僧の衣を得るに妨難をなせば波逸提なり。
〔二七〕何れの比丘尼と雖も如法なる衣の配分を遮すれば波逸提なり。
〔二八〕何れの比丘尼と雖も在家者或は遍行外道男或は遍行外道女に沙門の衣を與ふれば波逸提なり。

〔二九〕何れの比丘尼と雖も薄弱なる衣の望みにて衣時を過せば波逸提なり。

〔三〇〕何れの比丘尼と雖も如法なる迦絺那衣の捨離を遮すれば波逸提なり。

〔三一〕何れの比丘尼と雖も二人にて一臥床を共にすれば波逸提なり。

〔三二〕何れの比丘尼と雖も二人にて一褥被を共にすれば波逸提なり。

〔三三〕何れの比丘尼と雖も比丘尼に對し故意に惑惱をなせば波逸提なり。

〔三四〕何れの比丘尼と雖も病患の同活比丘尼を看病せず、又看病の爲の奔走をなさゞれば波逸提なり。

〔三五〕何れの比丘尼と雖も比丘尼に住房を與へて後瞋り喜ばずして驅出し或は驅出せしむれば波逸提なり。

〔三六〕何れの比丘尼と雖も居士或は居士兒と親近して住すれば、かの比丘尼は諸比丘尼によりて斯く言はるべし、「友よ、居士及び居士兒と親近して住すること勿れ、友よ、離れたまへ、離れることを僧伽は大姉に對して讃歎す」と。かの比丘尼是の如く諸比丘尼によりて言はれて尚固執すれば、かの比丘尼は諸比丘尼によりて三度までそを捨てしむる爲に諫告さるべし、三度まで諫告されて若しそを捨つればこれ可なり、若し捨てざれば波逸提なり。

〔三七〕何れの比丘尼と雖も危險ありと見え恐怖を伴へる國内に隊商の伴無くして遊行すれば波逸提なり。

〔三八〕何れの比丘尼と雖も危險ありと見え恐怖を伴へる國外に隊商の伴無くして遊行すれば波逸提なり。

〔三九〕何れの比丘尼と雖も兩期中に遊行すれば波逸提なり。

〔四〇〕何れの比丘尼と雖も安居を竟りてたとへ五六由旬にても遊行に出でざれば波逸提なり。

〔四一〕何れの比丘尼と雖も王宮或は繪畫堂或は公園或は園林或は蓮池を見る爲に行けば波逸提なり。

〔四二〕何れの比丘尼と雖も高床或は尾毛牀を用ふれば波逸提なり。

〔四三〕何れの比丘尼と雖も糸を紡げば波逸提なり。

〔四四〕何れの比丘尼と雖も在家者の爲に仕事をなせば波逸提なり。

〔四五〕何れの比丘尼と雖も比丘尼によりて「尊姉よ、來りてこの諍事を滅したまへ」と言はれて「よろし」と諾ひて彼の尼後に障難あるにあらずして滅せず又滅する爲の奔走をなさゞれば波逸提なり。

〔四六〕何れの比丘尼と雖も在家者或は遍行外道男或は遍行外道女に自手にて硬食或は軟食を與ふれば波逸提なり。

〔四七〕何れの比丘尼と雖も月華衣を捨せずして使用すれば波逸提なり。

〔四八〕何れの比丘尼と雖も住所を捨せずして遊行に出づれば波逸提なり。

〔四九〕何れの比丘尼と雖も呪術を學べば波逸提なり。

〔五〇〕何れの比丘尼と雖も呪術を敎ふれば波逸提なり。

〔五一〕何れの比丘尼と雖も知りて有比丘の僧園に問はずして入れば波逸提なり。

〔五二〕何れの比丘尼と雖も比丘を罵り或は惡口すれば波逸提なり。

〔五三〕何れの比丘尼と雖も瞋りて衆を罵れば波逸なり。

〔五四〕何れの比丘尼と雖も〔先に〕請ぜられ居り或は〔已に〕足食し已りて嚼食或は噉食を取れば波逸提なり。

〔五五〕何れの比丘尼と雖も俗家を慳嫉すれば波逸提なり。

〔五六〕何れの比丘尼と雖も比丘無き住處にて安居に入れば波逸提なり。

〔五七〕何れの比丘尼と雖も安居竟りて二部の僧中にて見或は聞或は疑の三事によりて自恣せしめざれば波逸提なり。

〔五八〕何れの比丘尼と雖も敎誡或は共住事の爲に行かざれば波逸提なり。

〔五九〕半月毎に比丘尼は比丘僧に二法を乞ふべし、即ち布薩を問ふこと及び敎誡に來ることなり、これ超え〔て乞はざれ〕ば波逸提なり。

〔六〇〕何れの比丘尼と雖も下部に生じたる癰或は瘡を僧伽或は衆の許を得ずして男子と共

に互に一人にて破らしめ或は切開せしめ、或は洗はしめ、或は塗らしめ、或はしばらしめ、或は解かしむれば波逸提なり。

〔六一〕何れの比丘尼と雖も姙婦を受具せしむれば波逸提なり。

〔六二〕何れの比丘尼と雖も幼兒ある婦女を受具せしむれば波逸提なり。

〔六三〕何れの比丘尼と雖も二年六法に於て學戒せざる式叉摩那を受具せしむれば波逸提なり。

〔六四〕何れの比丘尼と雖も二年六法に於て學戒せる式叉摩那を僧伽の許を得ずして受具せしむれば波逸提なり。

〔六五〕何れの比丘尼と雖も十二歳未滿の曾嫁女を受具せしむれば波逸提なり。

〔六六〕何れの比丘尼と雖も滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せざる者を受具せしむれば波逸提なり。

〔六七〕何れの比丘尼と雖も滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者に僧の許可を得ずして受具せしむれば波逸提なり。

〔六八〕何れの比丘尼と雖も弟子を受具せしめて二年教護せず叉教護せしめざれば波逸提なり。

〔六九〕何れの比丘尼と雖も受具して師に二年隨學せざれば波逸提なり。

〔七〇〕何れの比丘尼と雖も〔婬女たりし〕弟子を受具せしめて、たとへ六五由旬にても遠ざけず遠ざけしめざれば波逸提なり。

〔七一〕何れの比丘尼と雖も二十歳未滿の童女を受具せしむれば波逸提なり。

〔七二〕何れの比丘尼と雖も滿二十歳の童女にして二年六法に於て學戒せざる者を受具せしむれば波逸提なり。

〔七三〕何れの比丘尼と雖も滿二十歳の童女にして二年六法に於て學戒せるものを僧伽の許可を得ずして受具せしむれば波逸提なり。

〔七四〕何れの比丘尼と雖も〔受具後〕十二夏未滿にして〔人を〕受具せしむれば波逸提なり。

〔七五〕何れの比丘尼と雖も滿十二夏にして僧伽の許可を得ずして人を受具せしむれば波逸提なり。

〔七六〕何れの比丘尼と雖も「友よ、實に師によりて〔既に〕授具されしものにて充分なり」と言はるる時、「よろし」と諾ひて後に嫌瞋すれば波逸提なり。

〔七七〕何れの比丘尼と雖も式叉摩那に「友よ、汝若し我に衣を與ふれば我汝を受具せしめん」と言ひて、彼の尼後に障難なきに受具せしめず又受具の爲の努をなさざれば波逸提なり。

〔七八〕何れの比丘尼と雖も式叉摩那に「友よ、汝若し我に二年隨學すれば我汝を受具せしむべしと言ひて彼の尼後障難あらざるに受具せしめず、又受具の爲の努をなさざれば波逸提な

り。
〔七九〕何れの比丘尼と雖も男子と交はり童子と交はりて瞋恚を起し憂愁に沈める式叉摩那を受具せしむれば波逸提なり。
〔八〇〕何れの比丘尼と雖も父母或は夫主によりて聽されざる式叉摩那を受具せしむれば波逸提なり。
〔八一〕何れの比丘尼と雖も別住者の與欲によりて式叉摩那を受具せしむれば波逸提なり。
〔八二〕何れの比丘尼と雖も年々に人を受具せしむれば波逸提なり。
〔八三〕何れの比丘尼と雖も一年に二人を受具せしむれば波逸提なり。
〔八四〕何れの比丘尼と雖も無病にして蓋と屣とを持著すれば波逸提なり。
〔八五〕何れの比丘尼と雖も無病にして乘物にて行けば波逸提なり。
〔八六〕何れの比丘尼と雖も跨衣を著すれば波逸提なり。
〔八七〕何れの比丘尼と雖も婦女の裝身具を著すれば波逸提なり。
〔八八〕何れの比丘尼と雖も香・脂粉を塗れば波逸提なり。
〔八九〕何れの比丘尼と雖も香料・胡麻滓をもつて身に塗れば波逸提なり。
〔九〇〕何れの比丘尼と雖も比丘尼をして〔身を〕揉ましめ或は摩せしむれば波逸提なり。
〔九一〕何れの比丘尼と雖も式叉摩那をして身を揉ましめ又摩せしむれば波逸提なり。

〔九二〕何れの比丘尼と雖も沙彌尼をして身を揉しめ又摩せしむれば波逸提なり。
〔九三〕何れの比丘尼と雖も白衣女をして身を揉ましめ又摩せしむれば波逸提なり。
〔九四〕何れの比丘尼と雖も比丘の前に問はずして座牀に著けば波逸提なり。
〔九五〕何れの比丘尼と雖も許を得ずして比丘に質問すれば波逸提なり。
〔九六〕何れの比丘尼と雖も僧祇支衣を著けずして村に入れば波逸提なり。
〔九七―一六六〕〔比丘波逸提法中の共通戒七十條と同じ。附錄諸部戒本對照表、比丘尼戒參照〕

諸大姉、百六十六波逸提法は誦出され已んぬ。是に於て我諸大姉に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸大姉は清淨なり、かるが故に默然したまふなり。我是の如くこれを了解す、と。

波逸提誦出竟る

〔八提舍尼法〕

諸大姉、今この八提舍尼法は誦出さる。

〔一〕何れの比丘尼と雖も無病にして酥を乞ひて食すればこの比丘尼は懺悔すべし、「友よ、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。

〔二〕何れの比丘尼と雖も無病にして油を乞ひて食せば、この比丘尼は懺悔すべし、「友よ、我

非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。
〔三〕何れの比丘尼と雖も無病にして蜜を乞ひて食せば、この比丘尼は懺悔すべし、「友よ、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、これを懺悔す」と。
〔四〕何れの比丘尼と雖も無病にして砂糖を乞ひて食せば、この比丘尼は懺悔すべし、「友よ、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。
〔五〕何れの比丘尼と雖も無病にして魚を乞ひて食せば、この比丘尼は、懺悔すべし、「友よ、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。
〔六〕何れの比丘尼と雖も無病にして肉を乞ひて食せば、この比丘尼は懺悔すべし、「友よ、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。
〔七〕何れの比丘尼と雖も無病にして乳を乞ひて食せば、この比丘尼は懺悔すべし、「友よ、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。
〔八〕何れの比丘尼と雖も無病にして酪を乞ひて食せば、この比丘尼は懺悔すべし、「友よ、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。

諸大姉、八提舍尼法は誦出され已んぬ。是につきて我諸大姉に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。諸大姉はこの點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり。是の如く我

これを了解す、と。

提舍尼誦出竟る

〔七十五衆學法〕

諸大姉、今これ等の衆學法は誦出さる。

〔一〕「我全圓を覆ふやう内衣を著すべし」との規律は守らるべし。

〔比丘衆學法と同じ、今初後をあぐ〕

〔七五〕「我無病にて水上に大便或は小便或は痰唾をなさゞるべし」との規律は守らるべし。

諸大姉、衆學法は誦出され已んぬ。是につきて我今…… これを了解す、と。

衆學誦出竟る

〔七滅諍法〕

諸大姉、今この七滅諍法は誦出さる。

現前毘尼は與へらるべし。

憶念毘尼は與へらるべし。

不癡毘尼は與へらるべし

自言治はなさるべし

多人語

覓罪相
如草覆地、と。
諸大姉、七滅諍法は誦出され已んぬ。是につきて我今……これを了解す、と。

滅諍竟る

諸大姉、因縁は諍出されたり、八波羅夷法は誦出されたり、十七僧殘法は誦出されたり、三十捨墮法は誦出されたり、百六十六波逸提法は誦出されたり、八提舍尼法は誦出されたり、衆學法は誦出されたり、七滅諍法は誦出されたり。

佛の戒經に入り、正しく戒經に收められしものは盡く半月毎に誦出せらるゝなり、これによりて一切の和合し歡喜し無諍なるもの修學すべきなり、と。

比丘尼波羅提木叉竟る

律藏附隨比較

律藏附隨部，與梵本（サンスクリッ）及西藏（チベット）所傳有相異，詳見附錄之對照表。

南方上座部	巴利戒本	比丘	四	一三	二	三〇	九二	四	七五	七	二二七
		比丘尼	八	一七	•	三〇	一六六	八	七五	七	三一一
法藏部	四分戒本	比丘	四	一三	二	三〇	九〇	四	一〇〇	七	二五〇
		比丘尼	八	一七	•	三〇	一七八	八	一〇〇	七	三四八
化地部	五分戒本	比丘	四	一三	二	三〇	九一	四	一〇〇	七	二五一
		比丘尼	八	一七	•	三〇	二一〇 二〇七(廣律)	八	一〇〇	缺	三七三 三七〇(廣律)
薩婆多部系	十誦戒本	比丘	四	一三	二	三〇	九〇	四	一一三	七	二六三
		比丘尼	八	一七	•	三〇	一七八	八	一〇六	七	三五四
	燉煌出土戒本	比丘尼	八	一三	•	三〇	一七八	八	一一〇	七	三五八
	梵本	比丘	四	一三	二	三〇	九〇	四	一一三	七	二六三
	鼻奈耶	比丘	四	一三	二	三〇	九〇	四	一一三	七	二六三
根本說一切有部	有部戒本	比丘	四	一三	二	三〇	九〇	四	九九	七	二四九
		比丘尼	八	二〇	•	三三	一八〇	一一	九九	七	三五八
	西藏戒本	比丘	四	一三	二	三〇	九〇	四	一〇七	七	二五七
		比丘尼	八	二〇	•	三三	一八〇	一一	一一二	七	三七一
迦葉維部	解脫戒經	比丘	四	一三	二	三〇	九〇	四	九六	七	二四六

巴利戒本　Bhikkhu-Pātimokkha
Bhikkhunī-Pātimokkha

四分戒本　四分律比丘戒本　一卷　後秦 佛陀耶舍譯（大正藏第二十二卷）

	四分比丘尼戒本　一卷	同　上（同　上）
五分戒本	彌沙塞五分戒本　一卷	劉宋 佛陀什等譯（同　上）
	五分比丘尼戒本　一卷	梁 明徽集（同　上）
十誦戒本	十誦比丘波羅提木叉戒本　一卷	姚秦 鳩摩羅什譯（大正藏第二十三卷）
	十誦比丘尼波羅提木叉戒本　一卷	劉宋 法顯集出（同　上）
煌出土戒本	燉煌出土　十誦比丘尼戒本　一卷	姚秦 羅什譯（?）（西本龍山氏刊）
梵本	Prātimokṣasūtra des Sarvāstivādins 1913, Paris (Pelliot 發見 Finot 校訂出版)	
鼻奈耶	鼻奈耶戒因緣經　十一卷	姚秦 竺佛念譯（大正藏第二十四卷）
有部戒本	根本說一切有部戒經　一卷	唐 義淨譯（同　上）
	根本說一切有部苾芻尼戒經　一卷	同　上（同　上）
西藏戒本	ソーソルタルパイドウ (So-sor-Thar-paḥi mDo. 解脫戒本經)	
	ゲロンマイ・ソーソルタルパイドウ (dGe-slon-maḥi So-sor-Thar-Paḥi mDo. 比丘尼各々解脫經)	
解脫戒經	解脫戒經　一卷	元魏 般若流支譯（大正藏第二十四卷）
僧祇戒本	摩訶僧祇律大比丘戒本　一卷	東晉 佛陀跋陀羅譯（大正藏第二十二卷）
	摩訶僧祇比丘尼戒本　一卷	東晉 法顯共覺賢譯（同　上）

諸部戒本戒條對照表

一、本表は巴利律比丘戒二百二十七條、比丘尼戒三百十一條の內容及び順序を示し、漢譯諸律と比較對照す。

二、巴利律の順序により各戒條の名目を示す。

三、比丘戒條の名目は內容を知る便宜上出來得る限り四分律行事鈔の說を採り、行事鈔と異なるものには|印を附す。

四、比丘戒の戒條名目の上に★印を附せるは比丘尼と共通せざる比丘獨特の戒なることを示す。

五、各戒の名目の下に記する數字は戒の順序を示し、數字を記入せざるものは巴利律と同一順位なることを示し、●印はその戒に相當するもののなきことを示す。

六、ロ印は特異なる戒文を示す。解脱戒經には波逸提法、三一、三六に二ケ條の獨特の戒條あり。

七、△印は表面上相當戒條にあらざるもそれに攝し得るものなることを示す。數字の|印は一戒にて二戒以上に相當することを示す。

八、本表の作成に當りては西本龍山氏著「諸部僧尼戒本の對照研究」に負ふ所多し。

一 比丘戒本

	巴利	四分	五分	十誦	梵本	有部	西藏	鼻奈耶	解脱	僧祇
波羅夷法	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
婬戒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

盜戒	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
殺人戒	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
大妄語戒	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
僧殘法	**一三**	**一三**	**一三**	**一三**	**一三**	**一三**	**一三**	**一三**	**一三**	**一三**
★故出精戒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
★摩觸女人戒	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
★與女人麁語戒	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
★向女歎身索供戒	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
媒人戒	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
★無主僧不處分過量房戒	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
★有主僧不處分房戒	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
無根重罪謗他戒	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
假根謗戒	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
破僧違諫戒	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
助破僧違諫戒	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
惡性拒僧違諫戒	一二	一三	一二	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一二
汙家擯謗違諫戒	一三	一二	一三	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一三
不定法	**二**	**二**	**二**	**二**	**二**	**二**	**二**	**二**	**二**	**二**
★屏處不定戒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
★露處不定戒	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

尼薩耆波逸提法	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
長衣過限戒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
離三衣宿戒	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
月望衣戒	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
★使非親尼浣故衣戒	四	五	五	五	四	四	四	五	五	五
★取非親尼衣戒	五	四	四	四	五	五	五	四	四	四
從非親俗人乞衣戒	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
過分取衣戒	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
勸增衣價戒	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
勸二家增衣價戒	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
過限忽切索衣價戒	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
★雜野蠶綿作臥具戒	一一	一一	二一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一三
★黑毛臥具戒	一二	一二	二二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一一
★白毛臥具戒	一三	一三	二三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一二
★減六年作臥具戒	一四	一四	二四	一四	一四	一四	一四	一四	一五	一四
★不貼座具戒	一五	一五	二五	一五	一五	一五	一五	一五	一四	一五
★持羊毛過限戒	一六	一六	二六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
★使非親尼浣染毛戒	一七	一七	二七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
畜錢寶戒	一八	一八	三〇	一八	一八	一八	一八	一八	二〇	一八
貿寶戒	一九	一九	二八	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九

販賣戒	二〇	二〇	二九	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一八	二〇
★畜長鉢過限戒	二一	二一	二〇	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
乞鉢戒	二二	二二	一九	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
畜七日藥過限戒	二三	二六	一五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二三
★過前求雨衣過前用戒	二四	二七	一七	二八	二六	二八	二八	二八	二七	二五
奪衣戒	二五	二五	一三	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二四
自乞縷使非親織戒	二六	二三	一一	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二六
勸織師增衣縷戒	二七	二四	一二	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二七
過前受急施衣過後畜戒	二八	二八	一八	二六、二七(麗律)	二七	二六	二六	二六	二六	二八
★有難蘭若離衣戒	二九	二九	一六	二七、二六(麗律)	二八	二七	二七	二七	二八	二九
迴僧物入己戒	三〇	三〇	一四	二九	二九	二九	二九	二九	二九	三〇
波逸提法	**九二**	**九〇**	**九一**	**九〇**	**九〇**	**九〇**	**九〇**	**九〇**	**九〇**	**九二**
小妄語戒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
罵戒	二	二	二	二	二	二	二	二	三	二
兩舌戒	三	三	三	三	三	三	三	三	二	三
與未受具人同誦戒	四	六	六	六	六	六	六	六	六	六
共未受具人宿過限戒	五	五	七	五四	五三	五四	五四	五四	五四	四二
共女人宿戒	六	四	五六	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六九
與女人說法過限戒	七	九	四	五	五	五	五	五	五	五
實得道向未受具者說戒	八	八	八	七	七	八	八	七	七	七

向非受具人說麤罪戒	九	七	九	八	八	七	七	八	
掘地戒	一〇	一〇	五九	七三	七三	七三	七三	七三	
壞生種戒	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
異語惱僧戒	一二	一二	一二	一三	一三	一三	一三	一三	□
嫌罵僧知事戒	一三	一三	一三	一二	一二	一二	一二	一二	□
露敷僧物戒	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	
覆處敷僧物戒	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	
強敷戒	一六	一六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
牽他出房戒	一七	一七	一六	一六	一六	一六	一六	一六	
坐脫脚牀戒	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	
覆屋過三節戒	一九	二〇	一九	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	
用蟲水戒	二〇	一九	二〇	一九	一九	一九	一九	一九	
★輒教尼戒	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	
★與尼說法至日暮戒	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
★比丘尼住處戒	二三	●	二三	●	●	●	●	●	
★譏教尼人戒	二四	二三	二四	二三	二三	二三	二三	二三	
★與非親尼衣戒	二五	二四	二六	二六	二六	二四	二四	二六	

★食尼歎食戒	二九	二九	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
★獨與尼屏露坐戒	三〇	二六	二五	二八	二八	二九	二九	二八	●	二五
施一食處過受戒	三一	三一	三三	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三一
別衆食戒	三二	三三	三二	三六	三六	三六	三六	●	三六	四〇
★展轉食戒	三三	三二	三一	三一	三一	三一	三一	三四	三一	三二
取歸婦賈客食戒	三四	三四	三四	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三八
★足食戒	三五	三五	三五	三四	三四	三四	三四	●	三四	三三
★勸足食戒	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三四
非時食戒	三七	三七	三八	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三六
食殘宿戒	三八	三八	三九	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三七
★索美食戒	三九	四〇	四一	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三九
不受食戒	四〇	三九	三七	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三五
★與外道食戒	四一	四一	四〇	四四	四四	四四	四四	四四	四四	五二
馳他出聚戒	四二	四六	七六	五一	五一	五一	五一	五一	五二	四四
食家强坐戒	四三	四三	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四三	五三
屏與女坐戒	四四	四四	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四二	五四
獨與女人坐戒	四五	四五	四四	二九	二九	二八	二八	二九	二五	七〇
不囑同利入聚戒	四六	四二	八二	八一	八一	八一	八一	□八一	八一	八一
過受四月藥請戒	四七	四七	六二	七四	七四	七四	七四	七四	七三	四
觀軍戒	四八	四八	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	五五

有緣軍中過限戒	四九	四九	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	五六
觀軍合戰戒	五〇	五〇	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	五七
飲酒戒	五一	五一	五七	七九	七九	七九	七九	七九	七九	六六
擊攊戒	五二	五三	五四	六三	六三	六三	六三	六三	六三	□六七
水中戲戒	五三	五二	五五	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六六
不受諫戒	五四	五四	五八	七八	七八	七八	七八	□七八	七八	七七
怖比丘戒	五五	五五	七三	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六五
露地然火戒	五六	五七	六八	五二	五二	五二	五二	五二	五三	四一
半月浴過戒	五七	五六	七〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	七〇	五〇
著新衣戒	五八	六〇	七七	五九	五九	五八	五八	五九	六八	四八
眞實淨不語取戒	五九	五九	八一	六八	六八	六八	六八	六八	五九	六三
藏他衣鉢戒	六〇	五八	七八	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六四
奪畜生命戒	六一	六一	五一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一
飲蟲水戒	六二	六二	●	四一	四一	四一	四一	四一	四一	五一
發諍戒	六三	六六	五	四	四	四	四	四	四	四
覆他麤罪戒 (四分ハ比丘通戒トス)	六四	六四	七四	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇

隨舉戒	六九	六九	四九	五六	五六	五六	五六	五六	五六	四六
隨擯沙彌戒	七〇	七〇	五〇	五七	五七	五七	五七	五七	五七	四七
拒勸學戒	七一	七一	六三	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
毀毘尼戒	七二	七二	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
恐舉先言戒	七三	七三	六四	八三	八三	八三	八三	八三	八三	九二
瞋打比丘戒	七四	七八	七一	四八	四八	四八	四八	四八	四八	五八
搏比丘戒	七五	七九	七二	四九	四九	四九	四九	四九	四九	五九
無根僧殘謗戒	七六	八〇	七五	六九	六九	六九	六九	七〇	五八	九〇
疑惱比丘戒	七七	六三	五二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二
屏聽四諍戒	七八	七七	六〇	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七八
與欲後悔戒	七九	七六	七九	五三	五四	五三	五三	五三	五一	四三
不與欲戒	八〇	七五	五三	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七九
同羯磨後悔戒	八一	七四	八〇	九	九	九	九	九	□九	九
迴與僧物戒	八二	●	九一	●	●	●	●	●	●	九一
★突入王宮戒	八三	八一	六五	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
捉寶戒	八四	八二	六九	五八	五八	五九	五九	五八	六九	四九
★非時入聚落戒	八五	八三	八三	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
骨牙角鍼筒戒	八六	八六	八六	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八三
過量牀足戒	八七	八四	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八四
兜羅貯牀褥戒	八八	八五	八四	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八五

★過量尼師壇戒	八九	八七	八七	八九	八九	八七	八七	八九	八七	八六
覆瘡衣過量戒	九〇	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八七
★雨衣過量戒	九一	八九	八九	八七	八七	八九	八九	八七	八九	八八
與佛等量作衣戒	九二	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	八九
波羅提提舍尼法	**四**	**四**	**四**	**四**	**四**	**四**	**四**	**四**	**四**	**四**
★在俗家從非親尼取食戒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
★在俗家偏心授食戒	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三
★學家過受戒	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四
★有難蘭若受食戒	四	四	四	四	四	四	四	四	四	一
衆學法	**七五**	**一〇〇**	**一〇〇**	**一一三**	**一一三**	**九九**	**一〇七**	**一一三**	**九六**	**六六**
齊整著涅槃僧戒	一	一	一—七	一—一二	一—一二	一—七	一—七	一	一	一
齊整著三衣戒	二	二	八—一〇	一三—一六	一三—一六	八—一〇	八—一〇	二	二	二
覆身戒	三	一八	一一	一七	一七	一二	一二	•	四	三
覆身坐戒	四	一九	一二	一八	一八	•	•	•	•	一四
正威儀戒	五	•	四九	一九	一九	一一	一一	•	三	一三
正威儀坐戒	六	•	五〇	二〇	二〇	•	•	•	•	•
視下方戒	七	二〇	三七	二一	二一	•	一四	五	六	四
視下方坐戒	八	二一	三八	二二	二二	•	•	六	七	一五
反抄衣戒	九	三	一三、一五、一七	四一、四三	三七、三九	一六、一七	一八、二〇、三〇(?)	二五、二七	一一	八

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
反抄衣坐戒	一〇	四	一四、一六、一八	四二、四四	三八、四〇	•	•	二六、二八	•	一九
哄笑戒	一一	二四	四五	•	•	•	二五	•	一二	六
哄笑坐戒	一二	二五	四六	•	•	•	•	•	•	一七
低聲行戒	一三	二二	四七	二七	二七	一三	一三	三	五	五
低聲坐戒	一四	二三	四八	二八	二八	•	•	四	•	一六
搖身戒	一五	一四	一九、二三	五三、四九	五三、四九	二五	二六、二九(?)	三九、三一、三三、三五、	一九	一一
搖身坐戒	一六	一五	二〇、二四	五四、五〇	五四、五〇	•	•	四〇、三二、三四、三六、	•	•
掉臂戒	一七	一六	三三	四七	四七	二六	二七	二九	一七	一三
掉臂坐戒	一八	一七	三四	四八	四八	•	•	三〇	•	•
搖頭戒	一九	△一四	二一	五一	五一	二七	二八	三七	一八	一二
搖頭坐戒	二〇	△一五	二二	五二	五二	•	•	三八	•	•
叉腰戒	二一	一二	二九	三五	三五	一八	•	•	九、一五	一〇
叉腰坐戒	二二	一三	三〇	三六	三六	•	•	•	•	二二
覆頭戒	二三	七	四三	三一	三一	一五	一六	一七	一三	七
覆頭坐戒	二四	八	四四	三二	三二	•	•	一八	•	一八
膝行戒	二五	一一	三九	二九	二九	失逸□二〇	二三	一五	一四	△二〇
亂委戒	二六	•	四〇	三〇	失逸□三〇	•	•	一六	△一四	二〇
用意受食戒	二七	二六	五一	六二、六三	六二、六三	三九	四〇	五〇	三二	二四
注視鉢戒	二八	三五	△五八	八六	八六	六五、四四	四八、四三	△七三	•	四三
羹飯適量受	二九	二九	△五三	•	•	四一	四二	五一	三八、三九	•

手鉢受食戒	三〇	二七	五二	六四	失逸口六四	四〇	四一	五二
注意取食戒	三一	二六	五一	六二、六三	六二、六三	△三九	△四〇	五〇
注意鉢食戒	三二	三五	五八	八六	八六	六五、四四	四八、四三	七三
以次食戒	三三	三〇	五四	八七、六七	失逸口八七六七	●	六〇(?)	五六
羹飯適量食戒	三四	二九	五三	六五	六五	●	●	●
壓中取食戒	三五	三一	五五	六六	六六	●	五九(?)	五三
飯覆羹戒	三六	三三	七七	八三	八三	五〇	四五、四六	七一
索羹飯戒	三七	三二	七九	八四	失逸口八四	●	●	七〇
視比坐鉢中戒	三八	三四	八〇	八五	八五	六六	六九	七二
大摶食戒	三九	三六	六四	六八	六八	四六、四五	五〇、四九	五五
圓飯球戒	四〇	●	●	●	六九	四七	五一	●
張口待食戒	四一	三七	六六	七〇	七〇	四八	五二	六八
全手口中戒	四二	四六	●	●	●	五五	●	●
含飯語戒	四三	三八	六八	七一	七一	四九	五三	六九
投入食戒	四四	三九	七五	●	●	●	●	六五
齧食戒	四五	●	七〇	七二	失逸口七二	五八	六三	●
脹頰食戒	四六	四一	六九	六九	●	五七	六一	六七

作襞食戒	五〇	四二	六二	七三	七三	五二	五五	●	四〇	三七
吸食戒	五一	四三	六〇	●	●	●	五四	五九	●	三八
舐手食戒	五二	四四	●	七八	七八	六一	六四	●	●	●
舐鉢食戒	五三	四四	五六	七九	七九	六二	六二、六五	六一	四九	三四
舐唇食戒	五四	四四	●	●	●	●	●	●	●	●
汚手捉水瓶戒	五五	四七	六〇	八二	八二	六七	七〇	六四	六〇	四六
棄、洗鉢水戒	五六	四八	七六	八八	八八	六八	七一	七五	六一	四七
爲持蓋人說法戒	五七	一〇〇	九五	一〇六	一〇六	九五	一〇〇	九一	七九	六〇
爲持杖人說法戒	五八	九六	九七	一〇五	一〇五	●	九九	九二	七七	五九
爲持刀人說法戒	五九	九九、九七	九八	一〇七、一〇八	一〇七、一〇八	●	一〇二	九三	七八	五七
爲持武器人說法戒	六〇	九八	九九	一〇九	一〇九	●	一〇一	九五	●	五八
爲著草履者說法戒	六一	五八	八五	一〇四	一〇四	八九	九八	八九	七六	五一
爲蓄草履者說法戒	六二	五七	八四	一〇三	一〇三	八八	●	九〇	七五	五二
爲騎乘者說法戒	六三	五九	九六	八九	八九	八四、八五、八六、八七	九四、九五、九六、九七	七六	七三、七四	六二
爲臥床者說法戒	六四	八七	八九	九四	九四	七五	八〇	八〇	六〇	八八
爲亂坐者說法戒	六五	●	●	●	●	●	●	●	●	五六
爲裹頭者說法戒	六六	五五	●	九六	九六	九三、九〇 九一、九二 九四	九二、八九 九〇、九一 九三	八二	八〇、八一、八二、八三	五四
爲覆面者說法戒	六七	五四	九二	九五	九五	七九	八四	八一	八四	五三
人在座己在非座說法戒	六八	八八	●	●	●	●	●	●	五七	●

人在高座己在下座說法戒	六九	八九	八八	九二	九二	七六	八一	八一	五八	八〇
人坐己立說法戒	七〇	八六	八七	九三	九三	七四	七九	七九	五九	七九
人在前行己在後說法戒	七一	九〇	九〇	九〇	九一	七七	八二	八二	五五	七七
人在道己在非道說法戒	七二	九二	九一	九一	九〇	七八	八三	七八	七二	六三
立大小便戒	七三	五一	八一	一一二	一一二	九六	一〇五	九八	八五	六六
生草上大小便戒	七四	四九	八三	一一〇	一一〇	九八	一〇七	九六	八七	六四
水中大小便戒	七五	五〇	八二	一一一	一一一	九七	一〇六	九七	八六	六五

衆學法中巴利律になくして四分律に存するもの左の三十七戒なり。この中六〇―八五の二十六條は他の戒本に全くなく四分律獨特のものなり、又五三、九一、九三、九五も他戒本に見えず。

不得衣纏頸入白衣舍戒	•	五	•	•	•	•	•	•	•	•
不得衣纏入白衣舍坐戒	•	六	•	•	•	•	•	•	•	•
不得跳行入白衣舍戒	•	九	•	•	•	•	•	•	•	•
不得跳行入白衣舍坐戒	•	一〇	•	•	•	•	•	•	•	•
不得爲反抄衣人說法戒	•	五二	•	•	•	•	•	•	•	•
不得爲衣纏頸人說法戒	•	五三	•	•	•	•	•	•	•	•
不得爲叉腰人說 法戒	•	五六	•	•	•	•	•	•	•	•
不得佛塔內宿戒	•	六〇	•	•	•	•	•	•	•	•
不得佛塔內藏財物戒	•	六一	•	•	•	•	•	•	•	•
不得著革屣入佛塔中戒	•	六二	•	•	•	•	•	•	•	•

不得捉革屣入佛塔中戒	•	六三	•	•	•	•	•	•	•	•
不得著革屣遶佛塔行戒	•	六四	•	•	•	•	•	•	•	•
不得著富羅入佛塔中戒	•	六五	•	•	•	•	•	•	•	•
不得捉富羅入佛塔中戒	•	六六	•	•	•	•	•	•	•	•
不得佛塔下坐食戒	•	六七	•	•	•	•	•	•	•	•
不得擔死屍從佛塔下過戒	•	六八	•	•	•	•	•	•	•	•
不得塔下埋死屍戒	•	六九	•	•	•	•	•	•	•	•
不得塔下燒死屍戒	•	七〇	•	•	•	•	•	•	•	•
不得向塔燒死屍戒	•	七一	•	•	•	•	•	•	•	•
不得遶塔四邊燒死屍戒	•	七二	•	•	•	•	•	•	•	•
不得持死人衣從塔下過戒	•	七三	•	•	•	•	•	•	•	•
不得塔下大小便戒	•	七四	•	•	•	•	•	•	•	•
不得向塔大小便戒	•	七五	•	•	•	•	•	•	•	•
不得遶佛塔四邊大小便戒	•	七六	•	•	•	•	•	•	•	•
不得持佛像至大小便處戒	•	七七	•	•	•	•	•	•	•	•
不得塔下嚼楊枝戒	•	七八	•	•	•	•	•	•	•	•
不得向塔嚼楊枝戒	•	七九	•	•	•	•	•	•	•	•
不得遶塔四邊嚼楊枝戒	•	八〇	•	•	•	•	•	•	•	•
不得塔下涕唾戒	•	八一	•	•	•	•	•	•	•	•
不得向塔涕唾戒	•	八二	•	•	•	•	•	•	•	•

不得遶塔四邊涕唾戒	不得向佛塔舒脚坐戒	不得安佛像下房己在上房住戒	不得人在高經行處己在下經行處說法戒	不得携手在道行戒	不得上樹過人頭戒	不得絡囊盛鉢貫杖頭置肩上行戒	**滅諍法**	現前毘尼	憶念毘尼	不癡毘尼	自言治	多人覓罪	覓罪相	如草覆地
●	●	●	●	●	●	●	七	一	二	三	四	五	六	七
八三	八四	八五	九一	九三	九四	九五	七	一	二	三	四	六	五	七
●	●	●	●	●	●	●	七	一	二	三	五	六	四	七
●	●	●	●	●	●	●	七	一	二	三	四	六	五	七
●	●	●	●	●	●	●	七	逸失	逸失	三	逸失	逸失	逸失	七
●	●	●	●	●	●	●	七	一	二	三	六	五	四	七
●	●	●	●	●	●	●	七	一	二	三	七	四	五	六
●	●	●	●	●	●	●	七	（七悔過法とのみありて次弟をあげず）						
●	●	●	●	●	●	●	七	一	二	三	四	六	五	七
							七	一	二	三	四	六	五	七

二　比丘尼戒本

一、比丘尼戒は四分律とのみ對照せり。
二、戒條の數字のみなるは比丘戒と共通戒なり、比丘戒のその數位の戒を見るべし。
三、戒條名目はなるべく比丘尼鈔の名目を採りしも内容を適當せざるもの多き故に變更せるもの多し。

篇聚／戒本	巴利	四分
波羅夷法	八	八
一	一	一
二	二	二
三	三	三
四	四	四
摩觸戒	五	五
覆比丘尼重罪戒	六	七
隨順被擧比丘違尼僧三諫戒	七	八
八事成重戒	八	六
僧殘法	一七	一七
五	一	一
八	二	二
九	三	三
訴訟戒	四	四
度賊女戒	五	五
四獨戒	六	七
界外解擧戒	七	六
受染心男子食戒	八	八
勸受染心男子食戒	九	九
一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一
一二	一二	一二
一三	一三	一三
瞋心捨三寶違諫戒	一四	一六

發起四諍謗僧違諫戒	一五	一七
習近住違僧三諫戒	一六	一四
謗僧勸習近住違僧三諫戒	一七	一五
尼薩耆波逸提法	**三〇**	**三〇**
長鉢戒	一	二四
非時衣戒	二	二七
貿衣已後强奪戒	三	二八
乞是後乞彼戒	四	一九
購是後購彼戒	五	一九
互用僧伽財戒	六	二〇
互用自乞僧伽財戒	七	二一、二三
互用別衆財戒	八	△二〇
互用自乞別衆財戒	九	△二三
互用自乞別人財戒	一〇	二二
乞重衣戒	一一	二九
乞輕衣戒	一二	三〇
一	一三	一
二	一四	二
三	一五	三
六	一六	四

七	一七	五
八	一八	八
九	一九	七
一〇	二〇	八
一八	二一	九
一九	二二	一〇
二〇	二三	一一
二二	二四	一二
二三	二五	一六
二五	二六	一五
二六	二七	一三
二七	二八	一四
二八	二九	一七
三〇	三〇	一八
……		
過畜十枚戒	•	二五
先許病衣後違戒	•	二六
波逸提法	**一六六**	**一七八**
食蒜戒	一	七〇
剃隱處毛戒	二	七一

相拍戒	三	七四
樹膠生支戒	四	七三
洗淨過分戒	五	七二
供給無病比丘水扇戒	六	七五
乞生穀戒	七	七六
不看墻外棄不淨戒	八	七八
青草上棄不淨戒	九	七七
歌舞觀聽戒	一〇	七九
共男子獨立闇中戒	一一	八六
共男子獨立屏覆處戒	一二	八一、八〇
共男子獨立露地戒	一三	•
遣去伴比丘尼共語男子戒	一四	八二
食前入白衣家不語主去戒	一五	八三
食後入白衣家不語主坐臥戒	一六	八四
非時入白衣家不語主坐臥戒	一七	八五
不審諦受師語戒	一八	八七
瞋心呪詛戒	一九	八八
打己啼泣戒	二〇	八九
裸身沐浴戒	二一	一〇一
過量水浴衣戒	二二	一〇二

縫衣過五日戒	二三	一〇三
過五日不著僧伽梨戒	二四	一〇四
輒著他衣戒	二五	一〇六
僧衣作留難戒	二六	一〇五
遮分衣戒	二七	一〇八
與白衣外道衣戒	二八	一〇七
薄望得衣過衣時戒	二九	二九
遮出功德衣戒	三〇	一〇九、一一〇
無衣同牀臥戒	三一	九〇
同被褥戒	三二	九一
故意惱惱戒	三三	九二、一七三
不看同活尼病戒	三四	九三
牽他出房戒	三五	九四
親近居士子違諫戒	三六	九九
國內恐怖處遊行戒	三七	九八
國外恐怖處遊行戒	三八	九七
雨期遊行戒	三九	九五
安居竟不去戒	四〇	九六
觀王宮園林戒	四一	一〇〇
高床尾毛牀戒	四二	一一五(?)

自紡績戒	四三	一一四
與白衣作使戒	四四	一一三
不與他滅諍戒	四五	一一一
與白衣外道食戒	四六	一一二
月華衣戒	四七	•
不捨住處出遊戒	四八	•
自誦呪術戒	四九	一一七、一六九
教人誦呪術戒	五〇	一一八
突入大僧寺戒	五一	一四四
罵比丘戒	五二	一四五
罵尼衆戒	五三	一四六
背請戒	五四	一四八
慳嫉俗家戒	五五	一四九
無比丘住處安居戒	五六	一四三
二部僧中不自恣戒	五七	一四二
不往聽誡戒	五八	一四〇
半月不請敎授戒	五九	一四一
使男子破癰戒	六〇	一四七
度妊身婦女戒	六一	一一九
度乳兒婦女戒	六二	一二〇

度不學六法沙彌尼戒	六三	一二三
不乞僧度學法沙彌尼戒	六四	一二四
度未滿十二歲曾嫁女戒	六五	一二五
度不學六法曾嫁女戒	六六	一二五
不乞僧度學法曾嫁女戒	六七	一二六
不二歲攝受弟子戒	六八	一二八
不二歲隨和尚戒	六九	一二九
度婬女不令遠去戒	七〇	一二七
度減年童女戒	七一	一二一
度不學六法童女戒	七二	一二二
不乞僧度學法女戒	七三	一三〇
未滿十二夏度人戒	七四	一三一
滿十二夏不乞僧度人戒	七五	一三二
不聽度人謗僧戒	七六	一三三
取他衣不爲授具戒	七七	一三七
令二歲隨學不爲授具戒	七八	一三六
度與男子交友學法女戒	七九	一三五
父母夫主不聽輒度人戒	八〇	一三四
別住者與欲度學法女戒	八一	•
每年度人戒	八二	一三八

一歳度二人戒	八三	一三八
持著蓋屣戒	八四	一五八
乘乘戒	八五	一五九
著袴衣戒	八六	一五六
著婦女飾身具戒	八七	一五七、一七七
以香塗身戒	八八	一五〇
胡麻油塗身戒	八九	一五一
使比丘尼摩身戒	九〇	一五二
使學法女摩身戒	九一	一五三
使沙彌尼摩身戒	九二	一五四
使白衣女摩身戒	九三	一五五
比丘前著座戒	九四	●
輒問比丘義戒	九五	一七二
不著僧祇支	九六	一六〇
……		（四分通にては六十九戒を共通として共通戒を順次一）
一－二〇	九七－一一六	
三一	一一七	
三二	一一八	
三四	一一九	
三七	一二〇	

三八	一二一	（乃至六九とし七〇以下に不共通戒をおく）
四〇	一二二	
四二－六三	一二三－一四四	
六六	一四五	
六八－八二	一四六－一六〇	
八四	一六一	
八六	一六二	
八七	一六三	
八八	一六四	
九〇	一六五	
九二	一六六	
……		
經宿不辭主人輒去戒	●	一一六
作本法竟經宿住大僧中授具足戒	●	一三九
夜入出白衣家不白主人戒	●	一六一
向暮開僧伽藍門戒	●	一六二
日沒開僧伽藍門戒	●	一六三
不安居戒	●	一六四
度大小便常漏人戒	●	一六五
度二形人戒	●	六六

度二道合人戒	●	一六七
度負債病人戒	●	一六八
……………		
以世俗伎術教授白衣戒	●	一七〇
被擯不去戒	●	一七一
在僧寺造塔戒	●	一七四
百歳尼不禮新受戒	●	一七五
搖身趣行戒	●	一七六
使外道女塗摩身戒	△九三	一七八
波羅提提舍尼法	八	八
乞酥食戒	一	一
乞油食戒	二	二
乞蜜食戒	三	三
乞砂糖戒	四	四
乞魚食戒	五	七
乞肉食戒	六	八
乞乳食戒	七	五
乞酪食戒	八	六
衆學法		

比丘戒と同じ
(十誦には蜜、砂糖なく、熟酥、脯を加ふ)

滅諍法

比丘戒と同じ

南傳律藏と三漢譯律との對照表（犍度部）

南傳律藏大品（數字ハ章番號ヲ示ス）第一大犍度	五分律（大正藏第二十二卷）受戒法	四分律（大正藏第二十二卷）受戒揵度	十誦律（大正藏第二十三卷）受具足戒法
一	頁一〇二c二〇	頁七八一c一一	
二			
三	頁一〇三b八	頁七八六b七	
四	頁一〇三a一〇	頁七八一c一三	
五	頁一〇三c七	頁七八六b七	
六	頁一〇四a一一	頁七八七b六	
七―八	頁一〇五a二五	頁七八九b五	
九	頁一〇五c一九	頁七九〇b七	
一〇	頁一〇六a二	頁七九〇c一	
一一		頁七九二c一五	
一二		頁七九三a九	
一三			
一四	頁一〇七a一五	頁七九三a二一	
一五―二〇	頁一〇八a五	頁七九三b一六	
二一	頁一〇九b二三	頁七九七a一一	
二二	頁一〇九c八	頁七九七b三	
二三―二四	頁一一〇b七	頁七九八c三	
二五―二六	頁一一〇c一一	頁七九九b二八	頁一四八a四
二七	頁一一三b一九	頁八〇四a二二	
二八	頁一一二b一一 一一一b九		
二九			
三〇	頁一一二b一九	頁八一一b一二	
三一	頁一一二c五 一一四a一二	頁八一一b二一 八〇〇a一二	頁一四八c一二
三二	頁一一二c二九	頁八〇三a二四	頁一四八a四
三三―三五			
三六	頁一一八c一九 一一四c八	頁八〇六a一八 八〇六b一	頁一四九b八
三七			
三八	頁一一五a一	頁八〇六c一〇	頁一五〇b二六
三九	頁一一六a四	頁八〇八c二	頁一五二b九
四〇	頁一一六b一	頁八一一c一	
四一	頁一一五b二九		

四二		頁八〇七c六	
四三	頁一一五c七		
四四－四五			
四六	頁一一五a二六	頁八〇七c一五	頁一五二a一
四七	頁一一五b九	頁八〇七b一八	頁一五一c一三
四八	頁一一五b一一	頁八一〇a二三	頁一五二a一八
四九	頁一一五b二五	頁八〇七c二八	頁一五〇b九
五〇	頁一一五c二二	頁八一〇c一六	頁一五一b四
五一	頁一一七a一六	頁八一〇c二四	頁一五一b二三
五二	頁一一五c一七	頁八一一a三	頁一五一c二
五三	頁一一六b一九	頁八〇五c二四	頁一五一c八
五四	頁一一六c六	頁八〇九c三	頁一五二c一三
五五	頁一一六c一四	頁八一一a七	
五六	頁一一六c二〇	頁八一〇b一七	頁一五〇a一六
五七	頁一一八c二六		
五八	頁一一八c二九		
五九		頁八〇四c八	
六〇			
六一	頁一一七c二九	頁八一二b二〇	頁一五三b一八
六二	頁一一八a六	頁八一一c二七	頁一五三a二六
六三	頁一一七c一七	頁八一二c一〇	頁一五四a二七
六四	頁一一七b五	頁八一三a四	頁一五三c二五
六五		頁八一三a一六	頁一五四a六
六六	頁一一七b一三	頁八一三a二八	頁一五四a七
六七	頁一一七b二七		頁一五二c二六
六八	頁一一八a五	頁八一三b二一	
六九			
七〇	頁一一九b一八	頁八一一c一三	
七一	頁一一九a二九	頁八一四a一八	頁一五五b一
七二			
七三	頁一一八c五	頁八〇五c七 八〇四c二二	
七四	頁一一二a一〇 一一一c五		
七五		頁八一一a一五	
七六	頁一一九c一一	頁八一四c一七	頁一五五b一九
七七	頁一二〇b一二	頁八一五c一八	頁一五六c三
七八	頁一二〇a一八	頁八一五b六	頁一五七a四
七九	頁一二〇c四	頁八一六a一一	頁一五四c二四
第二布薩犍度	布薩法	說戒犍度	布薩法
一	頁一二一b五	頁八一六c六	頁一五八a四
二	頁一二一b二二	頁八一六c二九	

三	頁一二二a六	頁八一七b二二	
四		頁八一七c二大	
五	頁一二一c二七	頁八一八a二八	頁一五八a一大
六		頁八一九a二九	頁一五八b六
七	頁一二三c二四 一二四a一七		
八	頁一二二b七 一二四a八	頁八一八b一六 八一九c一三	
九	頁一二二c一〇	頁八一八c二三	
一〇			
一一		頁八一八c一九	
一二	頁一二四a二〇 五、七〇	頁八一九c二三	頁一五八b一八 一五九a八
一三	頁一二四a六		
一四	頁一二二b七		頁一五九a二三
一五	頁一二二a二一 一二七b一	頁八二三a二九 八二三c二八	頁一五九a二九
一六			
一七	頁一二八b一一 一二四b二七		
一八	頁一二三b三	頁八一九a一八	
一九	頁一二八c二三		
二〇	頁一二八c二四	頁八一八c二六	
二一	頁一二五b一〇		頁一五九b一一
二二	頁一二大a五	頁八二一c五	頁一六〇a一七
二三	頁一二大c五	頁八二一c二九	頁一六〇c一四
二四	頁一二大b八		頁一大〇c八
二五	頁一二五c七	頁八二三b一大	頁一大一a二九
二六	頁一二三b一七	頁八二一b八	頁一五九c一二
二七	頁一二四c五	頁八二五c二三	頁一大一b一五
二八—三三	頁一二七b九	頁八二八a一	頁一大一c二九
三四	頁一二七c二三	頁八二七b大 八二八b一	
三五	頁一二八b大	頁八二九b八	頁一大三c一七
三六		頁八二九c二	頁一大四c一四
第三入雨安居犍度	安居法	安居揵度	安居法
一	頁一二九a大	頁八三〇b五	頁一七三b四
二	頁一二九a一九		
三—四			
五—八	頁一二九a二八	頁八三三a二	頁一七三c一一
九—一一	頁一三〇a二	頁八三四a一〇	頁一七大c一五
一二	頁一二九a二五	頁八三二b九	
一三			
一四	頁一三〇b五	頁八三五a一四	頁一七七c一二

第四自恣犍度	自恣法	自恣犍度	自恣法
一	頁一三〇c二〇	頁八三五c一三	頁一六五a八
二		頁八三六c三	
三	頁一三一c二八 一九	頁八三七a一八	頁一六五c二五 一六六b一
四			頁一六六c一五
五		頁八三七c一七	頁一六六a一
六			頁一六六c二二
七		頁八四一a一一	頁一六七b三
八一一三			
一四	頁一三一b一一	頁八四三a一〇	頁一七三a六
一五		頁八三八c一六	頁一七一a四
一六	頁一三一c二三	頁八三九b二四 a一五	頁一六八c二五
一七	頁一三三c二	頁八四〇b一三 a一九	頁一七〇b一五
一八	頁一三三b一九	頁八四〇b三	

第五皮革犍度	皮革法	皮革犍度	皮革法
一	頁一四五a一三	頁八四三b一二	頁一八三a一五
二	頁一四四c四	頁八四六c二八	頁一八二a七 一八三b三
三		頁八四八c三	頁一八四a四
四	頁一四六b一七	頁八四七b二七	頁一八三b一三
五		頁八四八b一七	頁一八三b二四
六	頁一四四c二一 一四六c三	頁八四八a一五 八四七b一七	頁一八三c四 一八二c二二
七		頁八四七b一〇	
八			
九一一〇	頁一四五a五 一四四c二三 八	頁八四六c二〇 八四八c一 八四六b一三	頁一八二b二五 a二二
一一	頁一四四c二〇	頁八四八c二六	
一二		頁八四八b五	
一三	頁一四四a一三	頁八四五b五	頁一七八a一七

第六藥犍度	藥法食法	藥犍度	醫藥法
一	頁一四七b五		頁一八四b二一
二	頁一四七b二二	頁八六九c一四	
三	頁一四七b二六	頁八六七a二〇	
四			
五	頁一四七c一		
六	頁一四七b一	頁八六七a一八	
七			
八	頁一四七c三	頁八六七b一三	
九	頁一四七c六	頁八六七b一〇	頁一八四c二四

一〇		頁八六七b二 八六八b五	頁一八五a七
一一	頁一四七c一五 (一七五c四)	頁八六七b二三	頁一八四c一二
一二		頁八七四b三	頁一八四c一五
一三		頁八七九a二	
一四			
一五		頁八七〇b四	頁一八五a一六
一六	頁一四七c一五		頁一八五b一一 (二七三b二三)
一七	頁一四八a二八 一二	頁八七五c二五 八七六a一〇	頁一八七a四
一八		頁八六八a一九 八七六b一	頁一九〇c八
一九		頁八七六a二五	頁一九〇b二五
二〇	頁一四八a二四	頁八六七b二九 八七六b一二	頁一九〇c二四
二一	頁一四八a二三	頁八七六b七	
二二	頁一四七c一〇	頁八七一a一三	頁一八七a二八
二三	頁一四八b一〇	頁八六八b九	頁一八五c五
二四			
二五	頁一四九a二五		
二六	頁一四九b七	頁八六九c一九	頁一八九a六
二七—二九			
三〇	(頁一三五a一二)	頁八五五c一四	
三一	頁一四九b二七	頁八七一b七	頁一九〇b一
三二	頁一四八b一	頁八七六b一八	頁一九一a九
三三	頁一四九c二六	頁八七一a二四 八七四c五	頁一九〇a七
三四	頁一五〇b二五	頁八七二b一八	頁一九一a二六
三五	頁一五一b一九	頁八七三a二五	頁一九二c一九
三六	頁一五一c一八	頁八七三c一二	頁一九三b二二
三七	頁一五一c九	頁八七四a一三	頁一九三a二九
三八	頁一五二b一一	頁八七五a一四	
三九	頁一五二b二六	頁八七五a二八	
四〇	頁一四七c二一	頁八七〇b二七	頁一九四a一五
第七迦稀那衣犍度	**迦稀那衣法**	**迦稀那衣揵度**	**迦稀那衣法**
一—一三	頁一五三a一九	頁八七七c六	頁二〇六c四
第八衣犍度	**衣法**	**衣揵度**	**衣法**
一	頁一三四a一七 一三五a二	頁八五〇c二五	頁一九四b九 一九五a四
二	頁一三四c二七	頁八五四c二二	
三		頁八四九b一一	
四	頁一三六b二〇	頁八五〇a二八	

五			
六		頁八六四a六	
七		頁八六四a九	
八		頁八六四a一八	
九		頁八五八c六	
一〇	(頁一七六c三)		
一一			
一二	頁一三七a二一	頁八五五a一九	頁一九四c二一
一三	頁一三五a二一 一三六a一八	頁八五六c二四	頁一九五a六
一四		頁八五七a二七	頁一九五a一八
一五		頁八六四a二七	頁一九五b一一
一六			頁一九七a六
一七		頁八六二c一〇	頁一九六c一八
一八			
一九	頁一四三c二五	頁八六一b七	
二〇—二一			
二二	頁一四〇c一四		
二三	頁一四三c二九	頁八六三a一七	頁一九八a二九
二四	頁一三九b二五 一四〇b九	頁八五九a一一 八六五b一六	頁二〇一c七 一九九c二五 二〇〇c二七

二五	頁一四一c一九	頁八六四c一八	頁一九九a六
二六	頁一三九c二六	頁八六一b二一	頁二〇五a一八
二七	頁一三九c一五 a一一	頁八六二a一 八五九b九	頁二〇二b五
二八	頁一三八a二三	頁八五八a六	頁一九七c七
二九	頁一三八b九	頁八五七a二〇	頁一九八a一六
三〇	頁一三九b一〇	頁八六五a一三	頁二〇〇a六
三一	頁一四二a九	頁八六六a二一	頁二〇九b一九
三二	頁一三八c一九	頁八六五c二五	頁二〇〇b一
第九瞻波揵度	(羯磨法)	瞻波揵度	瞻波法
一	頁一六一a一四	頁八八五a一二	頁二一八a一六
二	頁一六一b二七	頁八八五c一一 八八六b八	頁二一八a二
三			
四	頁一六二c一三	頁八八六a二二	頁二一八c二六
五		頁八八七a四	
六		頁八八八b二一	頁二二〇a一三
七		頁八八八c四	
第十拘睒彌揵度	(羯磨法)	拘睒彌揵度	倶舎彌法
一	頁一五八c五	頁八七九b二四	頁二一四a一九

二	頁一五九a二	頁八八〇b一五	頁二一一四b七 二八
三	頁一大〇a九	頁八八二b一七	
四	頁一大〇a二三		
五	頁一大〇b四	頁八八二c二三（八三〇a四）	頁二一一五c大
六	頁一大一a一一	頁八八四a一大	

南傳律藏小品（數字ハ章番號ヲ示ス）	五分律（大正藏第二二卷）	四分律（大正藏第二二卷）	十誦律（大正藏第二三卷）
第一羯磨犍度	（羯磨法）	呵責犍度	般荼盧伽法
一	頁一六三a二	頁八八九a一四	頁二二一a一七
二－三	頁一六三a一四	頁八八九c二九	頁二二一b一九
四	頁一六三a九		頁二二一b一六
五	頁一六三a一九	頁八八九c三	頁二二一c二〇
六－八	頁一六三a二六	頁八九〇a二七	頁二二二a一
九－一二		頁八九一b二一	頁二二二b一四
一三－一七		頁八九〇b二一	頁二二三a二六
一八－二四	頁一六三a一〇	頁八九二a二九	頁二二四b一
二五－三〇		頁八九四a五	頁二二六b五
三一		頁八九四c二	頁二二六b八
三二－三五		頁八九五b二	頁二二七b一一
第二別住犍度	別住法	覆藏犍度	（悔法）
一	頁一八一b六	頁九〇四a五	頁二三六c一三
二	頁一八一c二八	頁九〇五b二	
三－九			
第三集犍度	（羯磨法）	人犍度	（悔法）
一－一九	頁一五六b二〇	頁八九六b二六	頁二二八b一四
二〇－二五		頁八九七c二五	頁二二六b一四
二六	頁一五八b一五	頁九〇三b八	
二七－二八			
二九－三三	頁一五七c二五	頁九〇〇a二一	
三四		頁九〇三a一二	
三五－三六			
第四滅諍犍度	滅諍法	滅諍犍度	諍事法
一		頁九一三c一六	
二－三			
四		頁九一四a四	頁二五五c五（一四二b二七）
五		頁九一四b一五	頁二五五c一二（一四三a二七）
六			
七－八		頁九一四c二九	頁二五五c二九（一四一b一三）
九		頁九一五a二七	頁二五四b三（一四六b一）
一〇			頁二五五a一八
一一		頁九一五b二	頁二五五c二〇（一四三c一六）
一二			

二	頁一五九a二	頁八八〇b一五	頁二一四b七 二八
三	頁一六〇a九	頁八八二b一七	
四	頁一六〇a二三		
五	頁一六〇b四	頁八八二c二三（八三〇a四）	頁二一五c六
六	頁一六一a一一	頁八八四a一六	

南傳律藏小品（數字ハ章番號ヲ示ス）	五分律（大正藏第二十二卷）	四分律（大正藏第二十二卷）	十誦律（大正藏第二十三卷）
第一羯磨犍度	（羯磨法）	呵責犍度	般茶盧伽法
一	頁一六三a二	頁八八九a一四	頁二二一a一七
二—三	頁一六三a一四	頁八八九c二九	頁二二一b一九
四	頁一六三a九		頁二二一b二六
五	頁一六三a一九	頁八八九c三	頁二二一c二〇
六—八	頁一六三a二六	頁八九〇a二七	頁二二二a一
九—一二		頁八九一b二一	頁二二二b一四
一三—一七		頁八九〇b二一	頁二二三a二六
一八—二四	頁一六三a一〇	頁八九二a二九	頁二二四b一
二五—三〇		頁八九四a五	頁二二六b五
三一		頁八九四c二	頁二二六b八
三二—三五		頁八九五b二	頁二二七b一一
第二別住犍度	別住法	覆藏犍度	（悔法）
一	頁一八一b六	頁九〇四a五	頁二三六c一三
二	頁一八一c二八	頁九〇五b二	
三—九			
第三集犍度	（羯磨法）	人犍度	（悔法）
一—一九	頁一五六b二〇	頁八九六b二六	頁二二八b一四
二〇—二五		頁八九七c二五	頁二二六b一四
二六	頁一五八b一五	頁九〇三b八	
二七—二八			
二九—三三	頁一五七c二五	頁九〇〇a二一	
三四		頁九〇三a一二	
三五—三六			
第四滅諍犍度	滅諍法	滅諍犍度	諍事法
一		頁九一三c一六	
二—三			
四		頁九一四a四	頁二五五c五（一四二b二七）
五		頁九一四b一五	頁二五五c一二（一四三a二七）
六			
七—八		頁九一四c二九	頁二五五c二九（一四一b一三）
九		頁九一五a二七	頁二五四b三（一四六b一）
一〇			頁二五五a一八
一一		頁九一五b二	頁二五五c二〇（一四三c一六）
一二			

一三		頁九一五c一一	頁二五六a一七 (二四七a一六)
一四	頁一五三c二六	頁九一五c二一	頁二五一a一九
第五小事犍度	雜 法	雜 犍 度	雜 法
一			頁二六七a二二
二		頁九四六a四	頁二六七b二九 二七〇a二五 二六九b二七
三－四			
五	頁一七〇c二四	頁九五三b一一	頁二六八a一九
六	頁一七一a一六		
七			頁二六九b一五
八	頁一七〇a一二	頁九四六b一三	頁二六八c一二
九	頁一六九c二二 一七四a九	頁九五一c二一 九六〇c五 九五二c二四	頁二六九b四 c二二
一〇			
一一	頁一七四a一	頁九五三c九	頁二七〇a六
一二			
一三	頁一七三b二一	頁九五四b一〇	頁二七三a三
一四	頁一七一b二	頁九五八b二六	頁二七〇b一〇
一五－一八			

一九	頁一六九b五	頁九五四b二六	頁二七三b一三 二七五a一
二〇	頁一七四c五	頁九五八c一五	頁二七〇c一五
二一		頁八五七b一四	頁二七一c一〇
二二		頁九五五a一四 九五六a一三	頁二七四a二
二三	頁一七四a六	頁九五五b二九	頁二七四a四
二四	頁一七五b二	頁九五五c二二 九六〇a一六	頁二七五a一八
二五	頁一七五c七	頁九五四c二七	頁二七三c四
二六			
二七	頁一七三a二八 一六九b二一 一六九c五、八	頁九四五b二〇 a二七、c二 〇、b一五、九 六一a一〇	頁二八〇b五、 c二〇、b二一、c 一七、b九、c二五
二八		頁九五四c二三	
二九	頁一七四b二二	頁九六〇b二五	頁二七四c一三 二七五a八
三〇		頁九五六b一九	頁二七五a一五
三一	頁一七六b一七	頁九六〇c一五	頁二七七c八
三二	頁一七三b一五	頁九六〇a七	頁二七四b一〇
三三	頁一七四b一四 a二七、b二	頁九丑五a一七 九五四c二五 九六〇c一一 b一〇	頁二七四a一八 二四
三四	頁一七六a一一	頁九五六b一四	頁二七五b一二

三五	頁一七六b二		頁二七六a一四
三六			
三七			
第六臥坐具犍度	臥具法	房舍犍度	臥具法
一	頁一六六b九	頁九三六b二三	頁二四三a二六
二—三	頁一六七b一九	頁九三七a二一	頁二四三b三
四	頁一六六c一〇	頁九三八b二〇	頁二四三c二〇
五		頁九四〇c四	
六		頁九三九c一五	頁二四二a一八 二四五a二
七			頁二四七b三
八			
九		頁九四一b八	
一〇		頁九四〇b二一 九四一a一五	頁二四二c二六 二四五a一八
一一	頁一六七c二〇		頁二四五b三
一二		頁九四四b一九	頁二四五c一九
一三		頁九五六b三	頁二四六c九
一四—一五			
一六	頁一六八c八	頁九四三b二六	頁二四七a二
一七	頁一六八a二三	頁九四四c四	頁二四七c二四
一八—二〇			
二一			頁二四八a一四
第七破僧犍度	破僧法	破僧犍度	調達事
一	(頁一六c二一)、	(頁五九〇b一三)	
二	(頁一七c一六)	(頁五九一c一六)	頁二五七b二四 二五八b一四
三	(頁一八b一二) 一六四a一七	(頁五九二b一)	頁二五八a二八、 二六〇c二、 一四、b九、a一 三、二六二a一 一、二五九a二九 (二四b二二) 六四b二〇
四	頁一六四b五	頁九〇九b八	頁二六五a一二
五	頁一六六a一五	頁九一三b二	頁二六六b一五
第八儀法犍度	威儀法	法犍度	(雜法)
一	頁一七九a二	頁九三〇c七	頁三〇〇a一一
二	頁一七八c五	頁九三一a二九	
三			
四	頁一七九a二七	頁九三四b二四	
五	頁一七七c二三	頁九三二b二九	頁三〇一b一〇
六	頁一七九c一七	頁九三三c六	頁三〇〇c二五
七	頁一八〇c三	頁九三六a二	

八			
九―一〇	頁一七七a五	頁九三一c二八	
一一			頁三〇一b二二
一二			頁三〇二b六
一三―一四			
第九遮說戒犍度	遮布薩法	遮犍度	遮法
一―二	頁一八〇c二二	(頁八二四a七)	頁二三九b七
三		頁九〇六a一〇	頁二四〇b一一
四			
五		頁九〇七b六	
第十比丘尼犍度	比丘尼法	比丘尼犍度	比丘尼八敬法
一	頁一八五b二三	頁九二二c七	頁三四五c一
二	頁一八七b二	頁九二六a二七	
三			
四	頁一八六b三		
一一―一二			
一三	頁一八九c八	頁九二八b二七	
一四			
一五		頁九二八a五	
一六		頁九二七c一三	
一七		頁九二六c一六	
一八	頁一九〇b二	頁九二七c八	
一九―二一			
二二	頁一八九a二六	頁九二六b七	
二三		頁九二八a一三 九二九c二五	
二四			
二五	頁一八九c一九		
二六			
二七	頁一八九b二四 c二	頁九三〇a一五 九	三
第十一五百結集犍度	五百集法	集法毘尼五百人	五百比丘結集三藏法品

Indices 索隱

索隱

ア

アバヤ　Abhaya　(比丘)　5
アリッタ；アリッタ〔戒〕　Ariṭṭha　(比丘)　4, 37, 93；250
アンギーラサ　Aṅgīrasa　146

イ

イッティヤ　Iṭṭiya　(比丘)　4

ウ

ウッティヤ　Uttiya　(比丘)　4
ウパーリ　Upāli　(比丘)　4, 5, 81, etc.
ウパティッサ　Upatissa　(比丘)　5

カ

カーラスマナ　Kālasumana　(比丘)　4
カンダカ　Kaṇḍaka　(沙彌)　37

ケ

ケーマ　Khema　(比丘)　5

サ

サンバラ　Sambala　(比丘)　4

シ

シッガヴァ　Siggava　(比丘)　4, 81

ス

スマナ　Sumana　(比丘)　4, 5
スラー　surā　(酒)　33
スンダリーナンダー　Sundarīnandā　(比丘尼)　91, 95

セ

セッヤサカ　Seyyasaka　(比丘)　7

ソ

ソーナカ　Sonaka　(比丘)　4, 81

ダ

ダーサカ　Dāsaka　(比丘)　4, 81, 82, etc.
ダンマパーリタ　Dhammapālita　(比丘)　4

チ

チャンダカーリー；チャンダカーリー〔戒〕
Caṇḍakālī　95, 96, 103, 107, 114；250
チューラーバヤ　Cūlābhaya　(比丘)　5
チューラデーヴァ　Cūladeva　(比丘)　5
チューラナーガ　Cūlanāga　(比丘)　4

テ，デ

ティッサ　Tissa　(比丘)　4, 5
ティッサダッタ　Tissadatta　(比丘)　4
ディーガ　Dīgha　(比丘)　4
ディーガスマナ　Dīghasumana　4
デーヴァ　Deva　(比丘)　4

ハ，バ

ハッタカ　Hattaka　(比丘)　21
バッダ　Bhadda　(比丘)　4

ブ，プ

ブッダラッキタ　Buddharakkhita　(比丘)　4
プッサデーヴァ　Phussadeva　(比丘)　5
プッパ　Puppha　(比丘)　5

ベ

ベーラッタシーサ　Belaṭṭhasīsa　(比丘)　30

ロ

ローハナ　Rohaṇa　(比丘)　4

阿湿婆 Assaji (比丘) 11
阿那律 Anuruddha (比丘) 22
阿難 Ānanda (比丘) 30, 40
阿毘達磨 abhidhamma 306
阿毘毘奈耶；阿毘毘尼 abhivinaya 306；2, 3
阿羅漢 arahant 4, 54, 60
阿羅毘 Āḷavī (國) 9, 16, 22, 23, 24, 26, 63, 247, 249
阿蘭若者分 āraññakaṅga 17
阿蘭若住処 āraññaka-senāsana 44
阿蘭若住者 āraññaka 223
愛不應行 chandāgati 258, 285, 314, 333
悪因 akusalahetu 172
悪行性 kukkuccapakata 226, 312, 327
悪口 pharusavācā 216
悪口比丘 dubbaca-bhikkhu 11, 56, 64, 351
悪見 pāpika-diṭṭhi 37, 68, 307
悪語行 vacīduccarita 216
悪作 dukkaṭa 255, 318, 319, 326
悪作罪 dukkaṭāpatti 156
悪趣者 apāyika 363
悪説 dubbhāsita 255
悪説罪聚 dubbhāsitāpattikkhandha 156
悪夢 pāpaka-supina 344
悪罵 akkosa 201
安縛 bandhana 297
安居 vassa 107, 111, 129, 131
安陀衣 antaravāsaka 14, 297, 300
闇夜 rattandhakāra 125
闇夜品 rattandhakāra-vagga 101

イ

威儀 iriyāpatha 291
異界住者 nānāsīmāya ṭhito 316
異見提示品 diṭṭhāvikamma-vagga 321
異説 aññavāda 24
異事 aññabhāgiya-adhikaraṇa 10
異住者 nānāsaṃvāsaka 316
異住処者地 nānāsaṃvāsakabhūmi 199
異答 aññabyākaraṇa 320
意業等起法 mānasika-samuṭṭhāna 166
違害 upaghātika 200, 308
一切有情の最尊者 sabbasattuttama 146
一切衆生の慈愍者 sabbabhūtānukampaka 146
一座食者 ekāsanika 223, 325
一説法 ekavācika 356
一鉢食者 pattapiṇḍika 223, 325
一部衆制 ekatopaññatti 1, 8, 91
因縁集 nidānasaṃgaha 383
淫女 vesiyā 220
淫欲供養 kāmapāricariyā 9, 55, 83, 86, 350

ウ

有為 saṃkhata 146
有覚者 buddhimant 269
有学 sekha 3, 92
有罪 āpatti 196, 306
有罪制 sāvajjapaññatti 196
有残罪 sāvasesa-āpatti 306
有残犯無残犯 sāvasesānavasesa-āpatti 314, 327
有懺罪 sappaṭikamma-āpatti 196, 355
有懺除罪 sāvasesā āpatti 196
有懺悔犯無懺悔犯 sappaṭikamma-appaṭikamma-āpatti
有眷属者 laddhaparivāra 288, 314, 327
有知呵責者 paṇḍitacodaka 271
有恥者 lajjin 270
有恥人 lajjipuggala 270
有智人 paṇḍita 202
有虫水 sappāṇaka-udaka 26, 62
有虫水品 sappāṇakavagga 35, 67
有党者 laddhapakkha 288
有闘諍 sārambha 162, 164
雨安居；雨期 vassa 192, 361；129
雨季衣 vassikasāṭikacīvara 19, 58
雨浴衣 vassikasāṭikā 42, 72
雨浴衣受納者選定 sāṭiyagāhāpakasammuti 243
優陀夷 Udāyi 8, 9, 12, 13, 14, 23, 27, 28, 35
優波難陀 Upananda (比丘) 15, 16, 17, 18, 19, 31, 32, 35
優波離 Upāli (比丘) 110, 305
鬱多羅僧衣 uttarāsaṅga 14, 297, 300

蘊攝 khandhasaṁgaha 383

エ

衣執持 cīvarapalibodha 200, 302
衣服蔽覆物 vatthapaṭicchādi 206
依止 nissaya 220, 305, 306
依止縁 nissayapaccaya 294, 295
依止羯磨 nissayakamma 207, 243, 377
依止品 nissitavagga 309
慧蘊 paññakkhandha 331
慧解脱 paññāvimutti 230
壊色 dubbaṇṇakaraṇa 34, 67
厭離 nibbidā 280
厭離を見る者 vivekadassin 363
延期 sannidhi 293, 299
閻浮提 Jambu 4, 81
縁 paccaya 259

オ

汚家比丘 kuladūsako bhikkhu 56, 64, 86, 351
汚者 duṭṭha 287
王宮 rājāgāra 108, 129
王舎城 Rājagaha （市） 6, 10, 14, 17, 19, 24, 28, 29, 32, 34, 36, 39, 44, 82, 83, 101, 107, 116, 247, 248
黄門 paṇḍaka 220, 380
應供者 arahant 1, 4, 91
憶念；憶念法 sāraṇā 280；269
憶念毘尼 sativinaya 159, 173, 174, 243, 258, 264, 266
恩許 vara 233
飲酒 surāmerayamajjapamādaṭṭhāna 328
飲酒品 surāmeraya-vagga 66
園林 uyyāna 108, 129
遊行者；遊行比丘 gamika 331；216
遠離 paviveka 325

カ，ガ

火燒衣 aggidaḍḍha 220
可念法 sāraṇīya-dhamma 158
呵責 codanā 215, 280
呵責羯磨 tajjaniyakamma 207
呵責者 codaka 269, 273, 274
呵責事 codanāvatthu 205
呵責人 codaka-puggala 196
呵責比丘 codaka-bhikkhu 321
呵責法 codanā 269
迦絺那衣 kaṭhina 128, 192, 299, 344
迦絺那衣受持品 kaṭhinatthāra-vagga 347
迦絺那衣等起 kaṭhinasamuṭṭhāna 151
迦絺那衣分解 kaṭhinabheda 293
迦絺那衣品 kaṭhinavagga 13, 56
戒 sīla 158
戒蘊 sīlakkhandha 226, 312
戒壊；戒失壊 sīlavipatti 2, 8, 12, 60, 67, 88, 135, 157, 166, 215, 250
戒經誦出 suttuddesa 226
戒本 mātikā 146
界 padesa 291, 377, 378
界外 bahisīmā 303
界内 antosīmā 217, 303
海國 sāmudda 201
畫堂 cittāgāra 108, 129
客比丘 āgantuka 215
客來の儀法 āgantukavatta 338
隨習者 anuṭṭhita 239
覺 muta 290
活命 ājīva 250, 307
活命不清淨 aparisuddhājīva 322, 323, 327, 330
羯磨 kamma 35, 39, 70, 213, 215, 285, 307, 329, 377
羯磨犍度 kammakkhandhaka 192
羯磨語 kamma-vācā 85, 244
羯磨成就 kammasampatti 199
羯磨標相 kammalakkhaṇa 380, 381
羯磨不成 kammadosa 199
羯磨品 kammavagga 381
完了 niṭṭhāna 243
看病 upaṭṭhāpana 105, 129
浣洗 dhovana 297
管淨人 ārāmikapesaka 343
諫告 samanubhāsanā 10, 11, 37, 55, 56, 139, 141, 381
諫告等起 samanubhāsanāsamuṭṭhāna 150
監沙彌人 sāmaṇerapesaka 343
灌頂衣 ābhisekika 220
臥具 santhata 16, 57, 62, 243
臥床 mañca 40, 61, 71, 128
臥褥 bhisi 61
畫堂品 cittāgāra-vagga 108
蓋履品 chattupāhana-vagga 116, 134
學處 sikkhāpada 69, 244, 251, 323,
學地認定の家 sekhasammata-kula 44
學法 sekhiya 51

岩塩	sindhava	201

キ，ギ

貴罵	ukkaṭṭha-akkosa	201
棄捨	paccukkaḍḍhana	381
綺語	samphappalāpa	215
吸食品	surusuru-vagga	49, 76
許可	sammuti	211
教誡	ovāda	111, 132, 330, 381
教誡罪	desanāgāminī āpatti	196, 355
教誡諍事	anuvādādhikaraṇa	257, 261
教誡比丘尼人選定	bhikkhunovādakasammuti	243
教誡品	ovāda-vagga	26, 62
教誡犯	desitā āpatti	316
敬	gārava	157
敬重法	garudhamma	232
敬仏	buddhe gāravo	157
敬和順	peṭisanthāre gâravo	157
憍賞弥	Kosambī (国) 9, 11, 24, 25, 33, 37, 49, 63, 64, 247, 249	
祇園給孤独園	Jetavana-Anāthapiṇḍika-ārāma	305
義務諍事	kiccādhikaraṇa	159, 170, 173, 174, 215
義無礙解	atthapaṭisambhidā	331
義利	atthavasa	3, 8, 12, 91, 244, 381
義利品	atthavasavagga	382
狂者	sammūḷha	287
疑悩	kukkucca	38, 70
儀法	samācāra	193
蟻噛衣	upacikakkhāyita	220
行悪	karaṇadukkaṭaka	220
行壊；行失壊	ācāravipatti	80, 87, 88, 136, 138, 157, 167, 215, 250 ; 12
行相	ākāra	172, 173, 284
行摩那埵比丘	mānattacārika-bhikkhu	215

ク，グ

九聚会品	navasaṁgaha-vagga	384
口論	vivāda	157
口論諍事	vivādādhikaraṇa	159, 168, 172, 174, 215, 263
句法等起	padasodhammasamuṭṭhāna	152
句の顕出法	padapacchābhaṭṭha	320
功徳	ānisaṁsa	298
拘睒弥	Kosambaka	192
苦切羯磨	tajjaniyakamma	243, 377
恭敬	gārava	227
俱生起縁	sahajātapaccaya	294, 295
救世者	lokahita	165, 166
旧住の儀法	āvāsikavatta	338
旧住比丘	āvāsika-bhikkhu	215, 342
旧住比丘品	āvāsika-vaggā	344
駆出羯磨	pabbājaniyakamma	11, 207, 243, 377
空閑処	arañña	217
共臥品	tuvaṭṭa-vagga	105, 128
共語	savacanīya	280
共住	sahavāsa	207, 215
共住者	samānasaṁvāsaka	317
共住地	saṁvāsabhūmi	355
共住事	saṁvāsa	111, 132
共住人	samānasaṁvāsaka-puggala	197
共通制	sādhāraṇapaññatti	1, 2, 7, 91
求聴羯磨	apalokana-kamma	198, 215, 273, 280, 377
求得	idamaṭṭhitā	325
具足戒	upasampadā	36, 68, 94
愚癡者；愚個人；愚癡	bāla	222, 334 ; 210 : 307
偶然の犯罪人	adhiccâpattika-puggala	196
軍	senā	32, 66

ケ，ゲ

計量	vicāraṇā	297
傾聴	sotâvadhāna	280
軽安	passaddhi	280
軽衣	lahupâpuraṇa	99
軽罪	lahuka-āpatti	196—306
軽犯重犯	lahukagaruka-āpatti	313, 327
決意	adhiṭṭhāna	294—298
決断	vinicchaya	280, 324, 359
決断品	vohāravagga	315
決定罪	niyatā āpatti	196
結合章	sādhāraṇa-vāra	175
見	diṭṭha	290
見壊	diṭṭhivipatti	157, 167, 215, 250
見遠離者	vivekadassin	165, 166
見者	passant	1, 91
見無限者	anantadassin	165, 166
犍度	Khandhaka	146
絹糸	kosiya	16, 57
絹布	koseyya	297
検問者	anuvijjaka	273, 275
下意羯磨	paṭisāraṇiyakamma	208, 243, 377
下座	navakatara	289
外受	bāhiraparibhoga	201
外道に帰入せる者	titthiyapakkantaka	380
悔過	pāṭidesaniya	318, 319, 352, 357

悔恨	vippaṭisāra	280
解罪	osāraṇā	140, 142, 200, 243, 244, 380
解脱	vimutti	280
解脱蘊	vimuttikkhandha	331
解脱知見	vimuttiñāṇadassana	280
解脱智見蘊	vimuttiñāṇadassanakkhandha	331
戯楽	davana	308
月華衣	āvasathacīvara	109, 130
限定制	padesapaññatti	1, 2, 7, 91
現世	diṭṭhadhamma	3
現前毘尼	sammukhāvinaya	8, 12, 79, 80, 137, 159, 172, 173, 174, 264, 266
現法楽住	diṭṭhadhamma-sukhavihāra	230
患過	ādīnava	224
眼たる者	cakkhubhūta	146
譴責	codanā	200
嫌恨	āghāta	235
嫌恨事	āghātavatthu	234

コ，ゴ

居士に関係せる罪	gihipaṭisaṁyuttā āpatti	196
故衣	purāṇacīvara	14, 56
故出精僧残	upakkamitvā asuciṁ mocentassa saṁghādiseso	8
個人用の受用物	puggalikaparibhoga	342
許諾	okāsakamma	312, 313
許可	anuññāta; appaṭikkosanā	205; 266
挙羯磨；挙罪羯磨	ukkhepaniyakamma	243; 378
跨衣	saṁghāṭi	116, 134
公園	ārāma	108, 129
交易	kayavikkaya	18, 58
考量	mantaṇā	280
哄笑品	ujjhaggika-vagga	46, 73
香	gandha	117, 134
香料	vāsitaka	117, 134
高床	āsandī	108, 130
高揚	sāmukkaṁsa	215
黒塩	kālaloṇa	201
黒業	kaṇhakamma	281
乞食行者	piṇḍapātika	223
乞食者分	piṇḍapātikaṅga	17
金銭	rūpiya	17, 18, 58
近依縁	upanissayapaccaya	294, 295
近習	upanisā	280
近接縁	samanantarapaccaya	294, 295
牛嚼衣	gokhāyita	220
五百〔集法〕	pañcasatika	193
胡麻滓	piññāka	117, 134
後宮	antepura	40, 71
後罪	aparāpatti	196
後生起縁	pacchājāta-paccaya	294
語業等起法	vācasika-samuṭṭhāna	165
語業不清浄	aparisuddhavacīsamācāra	322, 326, 330
語罪	vācasikā āptti	354
語の戯楽	vācasika-davana	308
語の非行	vācasika-anācāra	330, 331
合一別住	samodhānaparivāsa	201, 215
合一摩那埵	samodhānamānatta	201, 215

サ，ザ

作衣者	atthāraka	300
作衣の延期	karaṇasannidhi	293
作業所起罪	kiriyato samuṭṭhitā āpatti	196
作業不作業所起罪	kiriyâkiriyato samuṭṭhitā āpatti	196
作浄	kappakaraṇa	297
作法如法	karaṇasampanna	298
作法不法	karaṇavipanna	298
差遣請食人	bhattuddesaka	342
細説	vibhatti	3
裁決	vinicchita	258
裁断	chedana	297
最高；最上	parama	251; 228, 360
三衣	ticīvara	14, 56, 59
三衣者	tecivarika	223, 325
蒜品	lasuṇa-vagga	99, 125
懺悔されたる数量に到らざる罪	desitā na gaṇanūpagā āpatti	196
蚕綿品	kosiya-vagga	16, 57
坐臥処	senāsana	193
坐臥処の儀法	senāsanavatta	338
坐具	nisīdana	41, 71
坐褥	koccha	61
座牀	āsana	117, 135
在家者	gihin; agārika	108, 130, 329; 105, 128
罪	āpatti	156, 216, 312
罪過	āpatti; vajja	221, 260; 328
罪過諍事	āpattādhikaraṇa	159, 170 173, 174, 215
罪聚	āpattikkhandha	1, 3, 78, 80, 87, 88, 137, 156, 260, 383
罪数章	katāpatti-vāra	77, 86, 135, 143
罪別異	āpattinānattatā	216
残食	atiritta	29, 64, 233, 317
残飯	vighāsa	101
暫時	kukkukata	293, 299

シ，ジ

支分缺劣	aṅgahīna	199, 220
市場衣	pāpaṇika	220
次第乞食者	sapadānacārika	223, 325
刺縫	sibbana	297
履	upāhanā	116, 134
式叉摩那	sikkhamānā 67, 112, 114, 117, 132, 133, 135	
失壊	vipatti 1—3, 77, 80, 86, 88, 136—138, 157, 161, 208, 215, 260, 284. 290	
失壊縁章	āpattisamuṭṭhāna-kathā	168
失壊章	vipatti-vāra	77, 87, 136, 143
失壊聚	vipattisaṁgaha	383
七日薬	sattāhakālika	215
七百(集法)	sattasatika	193
扠腰品	khambhakata-vagga	47, 74
沙弥	sāmaṇera	67, 235, 306—308
沙弥尼	sāmaṇerī	67, 117, 135
沙門浄	samaṇakappa	225
舎衛城	Sāvatthī（市） 7—9, 11—15, 17—41, 44, 45, 47—51, 82, 84, 91, 92, 94, 96—104, 106, 108—110. 112—117, 120, 247, 248, 305	
娑伽陀	Sāgata （比丘）	33
捨金銀人選定	rūpiyachaḍḍakasammuti	243
捨事	mātikā	259, 296, 298
捨棄細物人	appamattakavissajjaka	343
捨堕	nissaggiya	13, 97, 125, 254, 293, 299
遮，遮止	ṭhapana	193；280
積習者	paricita	239
積畜の延期	nicayasannidhi	293
釈迦国 Sakka	17, 18, 26, 32, 40, 44, 100, 111, 146, 247, 249	
手印	hatthamudda	279
守庫人	thaṇḍāgārika	343
守護呪	paṭisaraṇa	226, 312
取	avahāra （五種）	220
須提那迦蘭陀子	Sudinna-Kalandaputta （比）	2
種生	bījajāta	225
周利槃特	Cūlapanthaka （比丘）	26
修習者	bhāvita	239
修習事	vinītavatthu	156, 157, 234, 235
習行者	āsevita	239
習熟者	vatthukata	239
執行	kiriyā	243, 266
執持	palibodha	294, 296, 298, 302
執著	parāmaṭṭha	287
集	samuccaya	193
集起	sambhāra	258, 296
集合章	samuccaya-vāra	138
籌法	salākagāha	205
衆汚染	parisadūsana	215
衆学	sekhiya	351, 352
衆荘厳	parisasobhaṇā	215
衆僧安楽	saṁghaphāsurā	244
出罪	abbhāna	275, 377
出征軍	uyyutta-senā	32, 66
出精	sukkavisaṭṭhi	384
出(仏身)血者	lohituppādaka	380
初作の人	ādikara-puggala	196
初梵行の学	ādibrahmacariyikā sikkhā	307
所制	paññatti	319
所制品	paññatta-vagga	383
処章	yatthavāra	179
処非処	ṭhānāṭhāna	280
諸行	saṁkhārā	146
小事	khuddaka；khuddakavatthuka	72；193
小事戒	khuddaka	135
小諍	cūḷasaṁgāma	278
小欲	appiccha	325
正業道の道	kusalakammapatha	235
正行	ācāragocara	323
正行事；正所行	sammāvattanā	360；244
正許	sammatta	235
正等覚者	sammāsambuddha	1, 4, 91
正法久住；正法住	saddhammaṭṭhiti	3, 244；226
生起章	samuṭṭhāpana-vāra	169
生穀	āmakadhañña	100, 229, 357
生罪法	āpattikara-dhamma	196
生命難	jīvitantarāya	216
生無罪法	anāpattikara-dhamma	196
床	seyya	62
承認	adhivāsanā	266
清浄	visuddhi	226, 275, 320
清浄者	pakatatta	317
清浄想	kappiyasaññitā	327
清浄布薩	pārisuddhiuposatha	226
清浄遍別住	suddhantaparivāsa	201, 207, 215
掃箒	sammajjanī	221
唱説	anussāvana	315, 377, 378
勝見	atidiṭṭhi	208
聖語	ariyavohāra	213
称揚者	ussādetar	311
障碍法	antarāyika-dhamma	239
障礙	palibodha	280
障罪	antarāyikā āpatti	196
摂作章	paṁgahita-vara	78, 87, 136
織師	tantavāya	19
心解脱	cittassa vimokkho	230, 280
心念法	matikamma	269

身行清浄	parisuddhakāyasamācāra	321
身語の戯楽	kāyikavācasika-davana	308
身語の非行	kāyikavācasika-anācāra	330, 331
身業等起法	kāyika-samuṭṭhāna	165, 166
身業不清浄	aparisuddhakāyasamācāra	322, 323, 326, 330
身罪	kāyikā āpatti	354, 359
身触	kāyasaṁsagga	141, 143, 144, 384
身の戯楽	kāyika-davana	308
身の非行	kāyika-anācāra	330, 331
針筒	sūcighara	40, 71
真実語	saccavācā	216
新参者	navaka	289, 357
進行	ajjhupagamana	266
親近章	saṁsaṭṭhavāra	181
親近比丘尼	saṁsaṭṭhā bhikkhunī	96, 107, 129, 140, 143
瞋恚事	āghātavatthu	361
瞋不應行	dosāgati	217, 258, 278, 286, 314, 333
地	bhūmi; pathavi	172, 173; 291
地所	dharaṇī	291
地比丘	Bhummajaka-bhikkhu	10, 24
自言	paṭiññā	200
自言治	paṭiññātakaraṇa	8, 12, 79, 80, 137, 159, 173, 174, 264
自恣	pavāraṇā	192, 210, 226, 275, 305, 326, 380
自恣羯磨	pavāraṇa-kamma	243, 305
自取品	attādāna-vagga	325
事聚	vatthusaṁgaha	385
事失壊	vatthuvipanna	220
事諍事	kiccādhikaraṇa	257, 262
事如法	vatthusampanna	298
事不法	vatthuvipanna	298
事別異	vatthunānattatā	216
持戒者	sīlavant	323
持杖許可	daṇḍasammuti	243
持律者	vinayadhara	222, 226, 235, 236, 383
時衣	kālacīvara	124
時後不食者	khalupacchābhattika	223, 325
時章	samayavāra	180
時如法	kālasampanna	298
時不法	kālavipanna	298
時分薬	yāmakālika	215
時薬	yāvakālika	215
慈愛者	metta	239
慈意行	metta-manokamma	158
慈語行	metta-vacīkamma	158
慈比丘	Mettiyo bhikkhu	10, 24
詞無礙解	niruttipaṭisambhidā	331
食	piṇḍapāta	28, 63
食堂の儀法	bhattaggavatta	338
食品	bhojana-vagga	28, 64
實說等起	bhūtārocanasamuṭṭhāna	154
邪性	micchatta	235
邪婬行	kāmesu micchācāro	328
邪見	micchādiṭṭhi	235
邪命	micchājīva	308
着手	upagamana	266
擲石所	leḍḍupāta	61
受具	upasampadā	192
受具羯磨	upasampadākamma	244
受具者	upasampanna	60, 168
受持	atthāra	294—298
受持布薩	adhiṭṭhānuposatha	226
受用	paribhoga; paṭiggahitaparibhoga	201; 215
受取	paṭiggaha	381
受浴衣人	sāṭiyagāhāpka	343
受領(の食)物	paṭiggahita	217
授具羯磨	upasampadākamma	243
授與	dāna; paccuddhāra	381; 294—298
樹下住者	rukkhamūlika	223, 325
樹膠生女	jatumaṭṭhaka	100, 125
十七群比丘	sattarasavaggiyā bhikkhū	24, 29, 33
住處	upassaya	129, 130
住處執持	āvāsapalibodha	200, 302
住房	upassaya	106
重厚語	mantābhāsā	216
重罪	garuka-āpatti	196, 250, 306
重律	vinayagaruka	355
順被挙人	anukkhittaka-puggala	197
助破僧比丘	bhedakānuvattako bhikkhu	56, 84, 351
上座長老	theratara	289
上人法	uttarimanussa-dhamma	6, 23, 54, 60, 82, 85, 384
成就	sampatti, sampadā	2, 3; 220, 328
常乞食行者	piṇḍapātika	325
常坐不臥者	nesajjika	223, 325
常習的犯罪人	abhiṇhāpattika-puggala	196
淨食	kappiyakata	318
諍事	adhikaraṇa	1, 3, 8, 35, 68, 79, 88, 96, 137, 140, 159, 215, 257, 285, 313, 323, 335, 359
諍事縁章	adhikaraṇapaccayavāra	171
諍事聚	adhikaraṇasaṁgaha	383
諍事章	adhikaraṇa-vāra	79, 68, 137
諍事分解	adhikaraṇa-bheda	257

諍論諍事 vivādādhikaraṇa 257, 260
肩覆 tharaṇapāvuraṇa 106, 128
神廟樹 cetiyarukkha 9
盡形壽藥 yāvajīvika 215

ス，ズ

水中被覆物 udakapaṭicchādi 206
水浴衣 udakasāṭikā 104, 127
數々食 paramparabhojana 29, 64
頭陀支品 dhūtaṅga-vagga 326
随喜者 anumodaka 300
随喜比丘 anumodaka-bhikkhu 300
随經 suttânuloma 315, 324
随順法 anulomika 269
随制 anupaññatti 1, 2, 7, 91
随得敷者 yathāsanthatika 223, 325
随挙比丘尼 ukkhittānuvattikā bhikkhunī 121, 141, 170
随律 vinayânuloma 315, 324

セ，ゼ

世間法 lokadhamma 232
世尊 bhagavant 1, 4, 91
施食處 āvasatha 28, 64
施食品 piṇḍapāta-vagga 47, 75
施設 paññatti 146
制 paññatti 1, 2, 3, 7, 91
―戒品 paññatti-vagga 382
―拒 paṭikkhepa 200, 205
―處章 katthapaññatti-vāra 51, 84, 141
説戒 uposatha 251
説法等起 dhammadesanasamuṭṭhāna 153
殺阿羅漢者 arahantaghātaka 380
殺生 pāṇātipāta 327, 356
殺父者 pitughātaka 380
殺母者 mātughātaka 380
先行 pubbaṁgama 172, 173
先着比丘 pubbupagata-bhikkhu 25
瞻波 Campeyyaka 192
闡陀 Channa (比丘) 9, 11, 24, 25, 33, 37
全圓品 parimaṇḍa-vagga 45, 73
染色 rajana 297
染者 ratta 286
染心ある比丘尼 avassutā bhikkhunī 121, 135, 140, 141, 142
前行 pubbakaraṇa 294, 296, 297, 313
前後相違の語 nānākathā 278, 310
前罪 pubbāpatti 196
前生起縁 purejātapaccaya 294, 2
前方便 payoga 294, 2
善(惡)章 kusala-vāra 1
善語行 vacīsucarita 2
善精勤者 susamāraddha 2
善比丘 pesala-bhikkhu 2
善凡夫 puthujjanakalyāṇaka 3,

ソ，ゾ

粗麻布 sāṇa 2
訴訟比丘尼 ussayavādikā bhikkhunī 122, 139, 1
鼠嚙衣 undurakkhāyita 2
麤惡語 duṭṭhulla-vācā 8, 54, 83, 86,
麤罪 duṭṭhulla-āpatti 36, 61, 68, 196, 250, 306,
麤罪非麤罪 duṭṭhulladuṭṭhulla-āpatti 314,
相根 liṅga
相業 nimittakamma 293,
草木品 bhūtagāma-vagga 23,
草履品 pāduka-vagga 50,
曾嫁女 gihigatā 112,
喪心 cittakkhepa 320,
僧園品 ārāma-vagga
僧伽物 saṁghika
僧伽梨衣 saṁghāṭi 104, 127, 297,
僧祇支衣 saṁkaccika 118,
僧現前 saṁghasammukhatā
僧殘 saṁghâdisesa 7, 54, 93, 94, 123, 318, 326, 350, 352,
僧殘罪 saṁghâdisesâpatti 156,
僧殘罪聚 saṁghâdiseso āpattikkhandho 8, 12,
僧諍 saṁgharāji
僧破 saṁghabheda
装身具 alaṁkāra 117,
足食 pavāraṇā
息滅 vūpasama
捉受 paṭiggaha
損減 sallekha
増上慧 adhipaññā
増上戒 adhisīla 208,
増上行 ajjhācāra 208,
増上行儀の學 abhisamācārikā sikkhā
増上見 atidiṭṭhi
増上心 adhicitta
増上波羅提木叉 adhipātimokkha
欄楯樹 sampha
俗家 kula 110

俗家を汚せる比丘	kuladūsaka-bhikkhu	11
賊住者	theyyasaṁvāsaka	380
賊隊等起	theyyasarthasamuṭṭhāna	153
賊女	corī	122, 139, 142

タ，ダ

多作者	bahulīkata	239
多人語	yebhuyyasikā	159, 172, 174, 264
隊商	sattha	107, 129
對敵	paccatthika	312
對面淨施	sammukhāvikappanā	201
單白羯磨	ñatikamma	198, 215, 373
堪能持律の比丘	byatto vinayadharo bhikkhu	37, 69
墮惡趣人	apāyika	210
墮地獄人	nerayika	210
大精舍	mahallaka-vihāra	55, 83
大麻布	bhaṅga	297
大雄者	mahāvīra	146
大利益者	bahûpakāra	323
第八事	aṭṭhama-vatthu	122, 139
沓婆摩羅子	Dabba-Mallaputta（比丘）	10, 24
脫脚椅子	āhaccapādaka-pīṭha	25, 62
脫脚床	āhaccapādaka-mañca	25, 62
檀越家	kulūpaka	225
檀尼迦	Dhaniya（比丘）	6
斷事人	ubbāhika	332, 383
斷事人品	ubbāhikavagga	335
斷(頭)罪	chejja	361

チ，ヂ

知足	santuṭṭhi	325
智者	jānant	1, 91
癲狂	ummāda	325
癡者	mūḷha	287
癡不應行	mohâgati	217, 258, 278, 286, 314, 333
畜生	tiracchānagata	68, 380
畜生呪	tiracchānavijjā	109, 130
中間罪	antarâpatti	196
中國	majjhima	217
偸蘭遮	thullaccaya	53, 254, 326, 361
偸蘭遮罪	thullaccayâpatti	156
偸蘭遮罪聚	thullaccayâpattikkhandha	80, 87, 88, 136, 144
偸蘭難陀	Thullanandā（比丘尼）	92—97, 99, 102, 104—106, 109, 110, 113, 115
學許可	sikkhāsammuti	243
廚房壁	ubbhida	201
長衣	atirekacīvara	13, 56
長鉢	atirekapatta	18, 58
塚間衣	sosānika	220
塚間住者	sosānika	223, 325
聽許羯磨	okāsakamma	209, 319, 322
寂靜	vūpasama	313

テ，デ

手振り	hatthavikāra	279
剃髮	bhaṇḍukamma	380
提舍尼	pāṭidesanīya	44, 72, 120, 254
提舍尼罪	pāṭidesaniyâpatti	156
提舍尼罪聚	pāṭidesaniyâpattikkhandha	138, 144
提婆達多	Devadatta（比丘）	10, 28
適能罪人	bhabbâpattika-puggala	197
通用の語法	anusandhivacanapatha	320
鐵鉢	ayopatta	200
天上	sagga	342
展轉淨施	parammukhāvikappanī	201
泥鉢	mattikâpatta	200

ト，ド

等起	samuṭṭhāna	8, 92, 259, 260, 266, 296, 313
等起主題要略	samuṭṭhānasīsasaṁkhepa	154
等起章	samuṭṭhāna-vāra	78, 87, 137
等起法	samuṭṭhāna	146, 353
等起法聚	samaṭṭhānasaṁgaha	383
等持	samādhi	280
塔衣	thūpacīvara	220
盜賊隊	theyya-sattha	36, 68
特施衣	accekacīvara	20, 59
突吉羅	dukkaṭa	45, 53, 351
突吉羅罪聚	dukkaṭâpattikkhandha	80, 87, 88, 136, 138, 144, 156
貪不應行	chandâgati	217, 278
度賊女等起	corīvuṭṭhāpanasamuṭṭhāna	154
同界住者	samānasīmāya ṭhito	317
同活比丘尼	sahajīvinī bhikkhunī	106, 129
同宿	sahaseyyā	22
同住處者地	samānasaṁvāsakabhūmi	199
同道	ekaddhānamagga	27, 36, 63
同分章	tabbhāgiya-vāra	175
童女品	kumāribhūta-vagga	113, 133
道路等起	addhānasamuṭṭkāna	152
道行	paṭipatti	2
銅鍱洲	Tambapaṇṇi	4, 5, 8, 81, 92, 94
獨住	vippavāsa	207, 215

誦説法　uddesa　1, 2

ナ

内受　abbhantaraparibhoga　201
軟語　saṇhā vācā　216
難陀　Nanda　（比丘）　42

ニ

二根者　ubhatobyañjanaka　380
尼薩耆波逸提　nissaggiya-pācittiya　352
日種　ādiccabandhu　302, 352, 363, 364
如實知見　yathābhūta-ñāṇadassana　280
如草覆地　tiṇavatthāraka　12, 79, 80, 137, 138, 159, 173, 174, 243, 258, 264
如法呵責者　dhammacodaka　270
如法呵責人　dhammacodaka-puggala　196
如法行　sāmīci　227, 251
如法見　dhammadiṭṭhi　172
如法遮波羅提木叉　dhammika-pātimokkhaṭhapana　201
如法取籌法　dhammika-salākagāha　235
如法自言治　dhammika-paṭiññātakaraṇa　319
如法捉受　dhammika-paṭiggaha　317
如法被呵責人　dhammacuditaka-puggala　196
如法別衆羯磨　dhammena vaggakammaṁ　215
如法品　sahadhammika-vagga　37, 69
如法和合衆羯磨　dhammena samaggakammaṁ　215
人形；人體　manussa-viggaha　68; 53, 384
人現前　puggalasammukhatā　266
人攝　puggalasaṁgaha　383
姙婦品　gabbhinī-vagga　112, 132
認許　sammuti　381

ネ

涅槃　nibbāna　146
年時減劣　addhānahīna　199, 200

ノ

納衣人　cīvarapaṭiggāhaka　343

ハ、パ

波逸提　pācittiya　21, 99, 103, 110, 112, 113, 116, 254, 318, 319, 326, 352
波逸提罪　pācittiyâpatti　156
波逸提罪聚　pācittiyâpattikkhandha　12, 87, 88, 144
波羅夷　pārājika　1, 2, 53, 91, 122, 139, 253, 319, 326, 349, 351
波羅夷罪　pārājikâpatti　156, 318
波羅夷罪聚　pārājikâpattikkhandha　3, 12, 80, 87, 88, 136, 144, 156
波羅夷等起　pārājika-samuṭṭhāna　147, 149
波羅提木叉　pātimokkha　2, 3, 223, 301, 305
波羅提木叉誦説法　pātimokkhuddesa　1, 2, 91, 234, 382
波羅提木叉の禁止　pātimokkhaṭhapana　382
波羅提木叉の律儀　pātimokkha-saṁvara　323
波羅蜜　pāramī　146
破戒　dussīla　215
破僧　saṁghabheda　193
破僧者　saṁghabhedaka　339, 341, 363, 380
破僧者に隨ふ比丘　bhedānuvattaka-bhikkhu　10
破僧者品　saṁghabhedaka-vagga　341
破僧事　bhedakaravatthu　159, 172
破僧比丘　saṁghabhedaka-bhikkhu　10, 55, 84, 351
八事罪　aṭṭhavatthuka-āpatti　354
鉢受納者選定　pattagāhāpakasammuti　243
鉢品　pattavagga　18, 58
半月摩那埵　pakkhamānatta　201, 207, 215
判定　nihata　258
判別　santīraṇa　280
婆祇國　Bhagga　34, 49, 50, 247, 249
婆裘　Vaggumudā　（河）　6
媒嫁等起　sañcaritta-samuṭṭhāna　160
媒介　sañcaritta　9, 55, 83, 86, 350, 356

ヒ、ビ

非羯磨　akamma　213
非教誡罪；非教誡犯　adesanāgāminī āpatti　196, 316
非罪過　anāpatti　260
非初作の人　anādikara-puggala　196
非聖語　anariyavohāra　213
非時衣　akālacīvara　14, 56, 97, 124
非麁罪　aduṭṭhulla-āpatti　306
非他波逸提　anaññapācittiya　251
非難　anuvāda　159
非難諍事　anuvādâdhikaraṇa　159, 169, 172, 174, 215
非福行　apuñña　221
非覆藏別住　apaṭicchannaparivāsa　201, 215
非覆藏摩那埵　apaṭicchannamānatta　215
非法　adhamma　339
非法呵責者　adhamma-codaka　270
非法呵責人　adhammacodaka-puggala　196
非法見　adhammadiṭṭhi　172
非法遮波羅提木叉　adhammika-pātimokkhaṭhapana　201

非法取籌法	adhammika-salākagāha	235
非法自言治	adhammika-paṭiññātakaraṇa	318
非法捉受	adhammika-paṭiggaha	317
非法被呵責	adhammacuditaka-puggala	196
非法別衆羯磨	adhammena vaggakammaṁ	215
非法和合衆羯磨	adhammena samaggakammaṁ	215
非望	anāsā	295, 296
非梵行者	abrahmacārin	210
卑罵	hīna-akkosa	201
被呵責者	cudita	269, 274
被呵責人	cuditaka-puggala	196
被挙人	ukkhittaka-puggala	197
被擯者	nāsitaka	356, 360
被覆物	paṭicchādi	206
表相	liṅga	291
擯出	nissāraṇa	380
擯滅人	nāsitaka-puggala	197
比丘尼教誡人	bhikkhunovādaka	233, 360
比丘尼教誡品	bhikkhunovāda-vagga	331
比丘尼犍度	bhikkhunīkhandhaka	193
比丘尼を汚せる者	bhikkhunīdūsaka	380
比況	nidassana	280
尾毛牀	pallaṅka	108. 130
毘舎離	Vesālī (市)	
	2. 6, 13, 16, 23, 29, 30, 82, 110, 247, 248	
毘尼	vinaya	2
毘尼章	vinaya-vāra	177
毘崩伽	vibhaṅga	146
毘崩伽師	vibhaṅgakovida	165, 166, 363
白	ñatti	244, 315, 377
白衣女	gihinī	117, 135
白業	sukkakamma	281
白四羯磨	ñatticatutthakamma	199, 215, 377
白二羯磨	ñattidutiyakamma	199, 215, 377
病者	gilāna	331
屏處	paṭicchanna-okāsa	102, 126

フ，ブ

不惡趣者	nāpāyika	363
不應行	agatigamana	217, 270
不可共語	avacanīya	11
不可捨棄物	avissajjiya	220
不可分物；不可配分物	avebhaṅgiya	368；220
不敬	agārava	157
不敬戒	sikkhāya agāravo	157
不敬僧	saṁghe agāravo	157
不敬不放逸	appamāde agāravo	157
不敬佛	buddhe agāravo	157
不敬法	dhamme agāravo	157
不敬和顔	paṭisanthāre agāravo	157
不恭敬	anādariya	45, 47—51, 73—78,
		80. 84, 86, 87, 227, 351
不共住人	asamānasaṁvāsaka-puggala	197
不共通制	asādhāraṇapaññatti	1, 2, 7, 91
不決定罪	aniyatā āpatti	196
不決定人	aniyata-puggala	196
不解(羯磨)品	napaṭippassambhana-vagga	312
不告示	anārocanā	207
不作業所起罪	akiriyato samuṭṭhitā āpatti	196
不正行	anācāra	308
不清淨	apakatatta	307, 316, 327
不清淨想	akappiyasaññitā	327
不障罪	anantarāyikā āpatti	196
不定	aniyata	12, 253, 352
不淨	asuci	7, 54, 350
不淨行	ajjhācāra	290
不淨食	akappiyakata	317
不淨法	methuna-dhamma	
		2, 53, 77—79, 81, 85—88, 285
不隨順の交	ananulomika-saṁsagga	330, 331
不隨犯制	anuppannapaññatti	1, 2, 7, 91
不善羯磨の道	akusalakammapatha	235
不善行	apāsādika	224
不麤罪	aduṭṭhulla-āpatti	196
不足衆	ūna-gaṇa	215
不癡毘尼	amūḷhavinaya	
		159, 173, 174, 207, 243, 258, 264, 266
不適能罪人	abhabbāpattika-puggala	196
不聽等起	ananuññātasamuṭṭhāna	154
不動法	akuppadhamma	220
不擯滅人	anāsitaka-puggala	197
不覆藏別住	apaṭicchannaparivāsa	207
不覆藏摩那埵	apaṭicchannamānatta	201, 207
不離衣宿認可	avippavāsasammuti	243
不兩舌	apisuṇā vācā	216
不與取	adinnādāna	356, 328
不與物	adinna	53, 81
布薩	uposatha	111, 132, 192, 198, 210,
		251, 275, 305, 326, 360, 380
布薩羯磨	uposathakamma	243, 305
怖不應行	bhayāgati	217, 258, 278, 287, 314, 333
附隨	Parivāra	146
富那婆娑	Punabbasuka (比丘)	11
福行	puñña	221
覆	makkhin	332
覆罪比丘尼	vajjapaṭicchādikā bhikkhunī	121
覆瘡衣	kaṇḍupaṭicchādi	41, 72

覆蔵	paṭicchādana	139
覆蔵者	chādenta	354
覆蔵別住	paṭicchannaparivāsa	201, 207, 215
覆蔵摩那埵	paṭicchannamānatta	201, 207, 215
佛衣量の衣	sugatacīvarapamāṇa-cīvara	42, 72
佛搩手	sugatavidatthi	17, 58
糞掃衣	paṁsukūla	220
糞掃衣者	paṁsukūlika	223, 325
糞掃衣者分	paṁsukūlikaṅga	17
分衣人	cīvarabhājaka	343
分果人	phalabhājaka	343
分坐臥具人	senāsanapaññāpaka	343
分嚼食人	khajjabhājaka	343
分粥人	yāgubhājaka	343
分鉢人	pattagāhāpaka	343

へ, べ

貶斥者	apasādetar	311
遍行外道	paribbājaka	65, 105, 109
遍行外道男	paribbājaka	30, 128, 130
遍行外道女	paribbājikā	30, 65, 106, 109, 128, 130
遍通制	sabbatthapaññatti	1, 2, 7, 91
邊執見	antaggāhikā diṭṭhī	235
變異	vippakāra	291
別異の布薩	āveṇiuposatha	338
別衆食	gaṇabhojana	28, 64, 201
別住；別住者	pārivāsika	193, 201, 215, 275, 377 116, 134, 362
辯無礙解	paṭibhānapaṭisambhidā	331

ほ, ぼ

方便章	pariyāya-vāra	174
放捨	nissaggiya	317
法	dhamma	118, 339
法現前	dhammasammukhatā	266
法無礙解	dhammapaṭisambhidā	331
寶品	ratana-vagga	40, 71
發行偈	sadamocaka-gāthā	368
翻起	ukkoṭa	257
本日治	mūlāya paṭikassanā	243, 275, 377
犯罪	āpatti	284, 290
犯罪等起	āpattisamuṭṭhāna	1, 3, 6, 8, 78, 80, 87, 88, 92, 136, 137, 157, 228, 261
犯罪等起論	āpattisamuṭṭhāna-kathā	166
犯不犯	āpattānāpatti	313, 327
犯罪諍事	āpattādhikaraṇa	3, 138, 257, 262
梵行	brahmacariya	127, 323
梵行者	brahmacārin	210
梵行難	brahmacariyantarāya	216, 287
梵壇	brahmadaṇḍa	380
飯球品	kabaḷa-vagga	48, 75

ま

麻布	khoma	297
摩訶男	Mahānāma （優婆塞）	32
摩那埵	mānatta	201, 207, 215, 275, 377
磨足物	pādaghaṁsanī	211
嫌怨	vera	327

み

未信者	appasanna	244
未受具戒人; 未受具戒者; 未受具者	anupasampanna	23, 60, 61; 22, 60; 168
覓罪相	tassapāpiyyasikā	159, 173, 174, 243, 258, 264, 266
命壊	ājīvavipatti	157, 167, 215
命難	jīvitantarāya	287

む

無畏	visārada	226, 312
無學の戒蘊	asekha-sīlakkhandha	331
無學の定蘊	asekha-samādhikkhandha	331
無記因	abyākatahetu	172
無行處	aparikkamana	162, 164
無間緣	anantarapaccaya	294, 295
無間省略	anantarapeyyālaṁ	171
無限の勝者	anantajina	353
無告示	anārocanā	215
無根の行壊	amūla-ācāravipatti	169
無根の僧殘	amūlaka-saṁghādisesa	38, 70, 169
無根波羅夷法	amūlaka-pārājika	10, 55, 60, 83, 169, 350
無罪；無罪者	anāpatti	196, 306; 275
無罪制	anavajjapaññatti	196
無殘罪	anavasesa-āpatti	196, 250, 306
無慚	alajjitā; alajjin	327; 209
無慚者	alajjin	383
無懺除罪；無懺罪	appaṭikammā āpatti	196; 355
無取著般涅槃	anupādāparinibbāna	280
無知	aññāpatā	327
無知呵責者	bālacodaka	271
無恥；無恥者	alajjin	307, 314; 270
無恥人	alajjipuggala	270
無益徒勞の語	tiracchāna-kathā	278, 310

メ

罵詈語　omasavāda　21
滅; 滅諍; 滅諍法; 滅(諍)法; 滅法　samatha　285; 159; 193; 3, 8, 226; 79, 80, 137; 1, 79, 80, 88, 137, 138, 172—174
滅諍章　samatha-vāra; samathâdhikaraṇa-vāra　79. 88, 137; 188
滅諍分解　samathabheda　172
滅諍品　adhikaraṇavūpasama-vagga　339
滅不滅章　sammanti-na-sammanti-vāra　185
滅法結合章　samathâsamathassa sādhâraṇavāraṁ　176
滅法現前毘尼章　samathasammukhāvinayavāra　177
滅法章　sammati-vāra　182
滅法集　samathasaṁgaha　383
滅法同分章　samathâsamathassa tabbhāgiyavāraṁ　176

モ

妄語　musāvāda　216, 326, 328, 360
妄語品　musāvāda-vagga　21, 59, 328
望　āsā　295, 296
沐浴品　nhāna-vagga　103

ヤ

夜断　ratticcheda　207, 215, 356
山羊嚼衣　ajikakkhāyita　220

ヨ

與別住　parivāsadāna　243
與摩那埵　mānattadāna　243
餘言　parikathā　293, 299
羊毛等起　eḷakalomasamuṭṭhāna　152
養蠶家　kosiyakāraka　16
浴場覆蔽物　jantāgharapaṭicchādi　206

ラ

裸形　nagga　127
裸行外道　acelaka　30, 65
裸行品　acelaka-vagga　30, 65

リ

利　atthavasa　3
利養　āmisa　27, 63
離　veramaṇī　328
離間語　pesuñña　22, 60, 201
律　vinaya　314, 319, 324
律儀　saṁvara　3, 280
律現前　vinayasammukhatā　266
律事　vinayavatthu　362
律藏　vinaya-piṭaka　92
兩舌　pisuṇavācā　216
兩部衆制; 兩部の衆に對する制　ubhatopaññatti　1, 8; 91
領承　sampariggaha-sampaṭicchàna　280
領受　paṭiggaha　200
林住者　āraññaka　325

レ

禮を受くべからざる人　avandiya　345
禮を受くべき人　vandiya　346

ロ

露地住者　abbhokāsika　223, 325
六群比丘　chabbaggiyā bhikkhū　13—51, 84
六群比丘尼　chabbaggiyā bhikkhuniyo　93, 97, 99, 101, 104, 108, 110, 111, 116, 117, 120
六種犯罪等起章　chaāpattisamuṭṭhāna-vāra　160
六種犯罪等起の罪數章　chaāpattisamuṭṭhānānaṁ katāpattivāraṁ　165

ワ

和合衆　sāmaggī　243
和合布薩　sāmaggiuposatha　226
惑悩　aphāsu　106, 129

南傳大藏經

高楠博士功績記念會纂譯

代表者
文學博士 宇井伯壽
文學博士 長井眞琴
文學士 福島直四郎

監修
マスター・オブ・アーツ
ドクター・オブ・リテラチュア
ドクトル・フィロソフィー
文學博士 高楠順次郎

翻譯

文學士 阿部文雄
文學士 和泉得成
文學博士 宇井伯壽
文學博士 故荻原雲來
文學士 神林隆淨
文學士 栗原廣廓
文學士 坂本幸男
文學博士 高楠順次郎
文學士 土田勝彌
文學博士 長井眞琴
文學博士 羽溪了諦
文學士 干潟龍祥
文學士 平等通昭
文學博士 逸見梅榮
文學士 水野弘元
文學士 山崎良順
文學士 山本智教

文學士 青原慶哉
文學士 石川海淨
文學士 上田天瑞
文學博士 金倉圓照
文學博士 故木村泰賢
文學士 佐藤密雄
文學士 末永眞海
文學士 高田修
文學士 故寺崎修一
文學士 成田昌信
文學士 花山信勝
文學士 東元多郎
文學士 福島直四郎
文學士 増永靈鳳
文學士 宮田菱道
文學士 山田龍城
文學士 渡邊楳雄

故赤沼智善
石黒彌致
文學士 小野島行忍
文學士 金森西俊
文學士 久野芳隆
文學士 佐藤良智
文學士 田中於菟彌
ドクター・オブ・フィロソフィー 立花俊道
文學士 中野義照
文學士 西義雄
故林五邦
文學士 平松友嗣
文學士 穗田眞道
文學士 松濤誠廉
文學士 宮本正尊
文學士 山本快龍
文學士 渡邊照宏

編輯

文學博士 故小野玄妙
文學士 山本快龍
文學士 岡崎宥朗

文學士 運澤成淳
文學士 金森西俊
文學士 渡邊俊英

文學士 和泉得成
文學士 山崎良順
文學士 山本智教

昭和十五年一月五日 印刷
昭和十五年一月八日 發行

第五卷

編輯兼發行者 東京市本鄕區本鄕三丁目二 大藏出版株式會社 木村省吾

印刷者 東京市芝區芝浦一丁目二三 森下笑吉

印刷所 東京市芝區芝浦一丁目二三 單式印刷株式會社

製本所 東京市荒川區日暮里町八ノ五五 村田文泉閣

會員番號

［非賣品］

發行所 東京市本鄕區本鄕三丁目二 大藏出版株式會社
電話小石川 六一四一番
電話小石川 六三〇一番
振替東京五一六八四番

Concordance コンコルダンス

The Japanese texts in this volume are translations based on the edition prepared by Hermann Oldenberg, *Vinaya piṭakaṃ: one of the principal Buddhist holy scriptures in the Pâli language;* London 1879–83 (PTS) in 5 Vol.:

1. *Mahâvagga,* 1879 [`archive.org`, Permalink: `ark:/13960/t9g511h6r`]
2. *Cullavagga,* 1880 [`archive.org`, Permalink: `ark:/13960/t6vx6pn0k`]
3. *Suttavibhañga, first part (Pârâjika, Saṃghâdisesa, Aniyata, Nissaggiya),* 1881. [`archive.org`, Permalink: `ark:/13960/t30355t68`]
4. *Suttavibhañga, second part (end of the Mahâvibhañga, Bhikkhunîvibhañga)* [`archive.org`, Permalink: `ark:/13960/t0dv7vv3s`]
5. *Parivâra,* 1883 [`archive.org`, Permalink: `ark:/13960/t8x97j937`] reprint: Pali Text Society 1982

Parivāra Bibliography

- Buddhaghosa; *Samantapāsādikāya nāma Vinayaṭṭhakathāya: 3 Mahāvagga vaṇṇanā, Cullavagga vaṇṇanā ceva Parivāra vaṇṇanā ca.;* [Bangkok] 1959 (Syāmaraṭṭhassa Rājadhāniyaṃ)
- Horner, Isaline Blew; *Parivāra;* London 1966 (Luzac), reprints: 1986 (Routledge Kegan Paul), 2004 (Pali Text Society), ISBN 0860130495; *Sacred books of the Buddhists,* 25
- Kashyap, J. [Bhikkhu]; *Vinayapiṭake parivāra-pāli;* Nālānda 1958 (Pāli Publication Board); *Nālandā-Devanāgarī-Pāli-Series: Tipiṭaka,* 5
- *Vinayapiṭake parivāra-pāli;* Ratnapura 1957; *Satthodaya Muddapaṇālaye,* 14
- Santuṭṭho [Bhikkhu]; *Parivāra: das Rahmenwerk zu den Vorschriften der buddhistischen Ordinierten;* Berlin 2017 (Schaltungsdienst Lange); *Vinaya-Piṭaka,* 5
- Seeṅhlā Ḍhammasiri; *Parivāra-Pāli;* Krun-deb [Bangkok] 2542 [1999] (Suri Dăṅkaṣemvăḍhnā)
- Tachileik Tai Khuen Tipiţaka Publishing Committee; *Parivāra;* 2001; *Tai Khuen tipitaka, Vinaya Pitaka,* 8
- Vajiraṅāṇa Mahāsamaṇa; Ñaṇavara Thera Sāsanasobhana; Kittisāra Thera; in: *Vinayapiṭka;* Kruṅ dep [Bangkok] 2470 [1927] (Mahā-Makuṭa-rāja-vidyālaya)
- Weragoda Amaramoli Nayaka; Weliwitiye Sorata; *Vinayapiṭake Parivārapāḷi – Parivāra Pāli of Vinaya Pitaka;* Colombo 1961 (Siri Natha Kumaradasa Moonesinghe and Wimala Dhamma Hewavitarne); *Pāli text series,* 12

https://web.archive.org/web/20150117050645/http://daizoshuppan.bunkensystem.co.jp/usr/info/WEB南伝大蔵経目録.pdf

◎律　蔵（Vinaya-piṭaka）

【第1巻　律蔵一】

A　経分別［Sutta-vibhaṅga］

大分別〔比丘戒〕

(1) 波羅夷　(2) 僧残法　(3) 不定法　(4) 捨堕法

【第2巻　律蔵二】

A　経分別

大分別〔比丘戒〕

(5) 波逸提法　(6) 提舎尼法　(7) 衆学法　(8) 滅諍法

比丘尼分別〔比丘尼戒〕

(1) 波羅夷法　(2) 僧残法　(3) 捨堕法　(4) 波逸提法

(5) 提舎尼法　(6) 衆学法　(7) 滅諍法

【第3巻　律蔵三】

B　犍　度［Khandhaka］

大　品

(1) 大犍度　(2) 薩犍度　(3) 入雨安居犍度　(4) 自恣犍度

(5) 皮革犍度　(6) 薬犍度　(7) 迦絺那衣犍度　(8) 衣犍度

(9) 瞻波犍度　(10) 拘睒弥犍度

【第4巻　律蔵四】

B　犍　度

小　品

(1) 羯磨犍度　(2) 別住犍度　(3) 集犍度　(4) 滅諍犍度

(5) 小事犍度　(6) 臥坐具犍度　(7) 破僧犍度　(8) 儀法犍度

(9) 遮説戒犍度　(10) 比丘尼犍度　(11) 五百〔結集〕犍度

(12) 七百〔結集〕犍度

【第5巻　律蔵五】

C　附　随［Parivāra］

(1)大分別　(2)比丘尼分別　(3)等起の摂頌
(4)無間省略，滅諍分解　(5)問犍度章　(6)増一法
(7)布薩初〔中後〕解答章，〔制戒の〕義利論　(8)伽陀集
(9)諍事分解　(10)別の伽陀集　(11)呵責品
(12)小諍　(13)大諍　(14)迦絺那衣分解
(15)優波離〔問〕五法　(16)等起　(17)第二伽陀集
(18)発汗偈　(19)五品

D　**波羅提木叉［Pātimokkha］**

◎経　蔵（Suttanta-piṭaka）

【第6巻　長部経典一】Dīgha-nikāya

A　**戒蘊篇［Sīlakkhandha-vagga］**

(1)梵網経　(2)沙門果経　(3)阿摩昼経　(4)種徳経
(5)究羅檀頭経　(6)摩訶梨経　(7)闍利経　(8)迦葉師子吼経
(9)布吒婆楼経　(10)須婆経　(11)堅固経　(12)露遮経
(13)三明経

B　**大　篇［Mahā-vagga］**

(14)大本経

【第7巻　長部経典二】

B　**大　篇**

(15)大縁経　(16)大般涅槃経　(17)大善見王経　(18)闍尼沙経
(19)大典尊経　(20)大会経　(21)帝釈所問経　(22)大念処経
(23)弊宿経

【第8巻　長部経典三】

C　**波梨篇［Pāṭika-vagga］**

(24)波梨経　(25)優曇婆邏師子吼経　(26)転輪聖王師子吼経
(27)起世因本経　(28)自歓喜経　(29)清浄経　(30)三十二相経
(31)教授尸伽羅越経　(32)阿吒曩胝経　(33)等誦経　(34)十上経

【第9巻　中部経典一】Majjhima-nikāya

Ａ　根本五十経篇［**Mūlapaṇṇāsa**］

〈根本法門品〉 (1)根本法門経 (2)一切漏経 (3)法嗣経
(4)怖駭経 (5)無穢経 (6)願経 (7)布喩経 (8)削減経
(9)正見経 (10)念処経
〈師子吼品〉 (11)師子吼小経 (12)師子吼大経 (13)苦蘊大経
(14)苦蘊小経 (15)思量経 (16)心荒野経 (17)林藪経
(18)蜜丸経 (19)双考経 (20)考想息止経
〈譬喩法品〉 (21)鋸喩経 (22)蛇喩経 (23)蟻垤経
(24)伝車経 (25)撒餌経 (26)聖求経 (27)象跡喩小経
(28)象跡喩大経 (29)心材喩大経 (30)心材喩小経
〈双大品〉 (31)牛角林小経 (32)牛角林大経 (33)牧牛者大経
(34)牧牛者小経 (35)薩遮迦小経 (36)薩遮迦大経 (37)愛尽小経
(38)愛尽大経 (39)馬邑大経 (40)馬邑小経

【第10巻　中部経典二】

Ａ　根本五十経篇

〈双小品〉 (41)薩羅村婆羅門経 (42)鞞蘭若村婆羅門経
(43)有明大経 (44)有明小経 (45)得法小経 (46)得法大経
(47)思察経 (48)憍賞弥経 (49)梵天請経 (50)魔訶責経

Ｂ　中分五十経篇［**Majjhimapaṇṇāsa**］

〈居士品〉 (51)カンダラカ経 (52)アッタカ城人経
(53)有学経 (54)哺多利経 (55)ヂーヴカ経 (56)優波離経
(57)狗行者経 (58)無畏王子経 (59)多受経 (60)無戯論経
〈比丘品〉 (61)教誡羅睺羅菴婆蘗林経 (62)教誡羅睺羅大経
(63)摩羅迦小経 (64)摩羅迦大経 (65)跋陀利経 (66)鶉喩経
(67)車頭聚落経 (68)那羅伽波寧村経 (69)瞿尼師経
(70)枳吒山邑経
〈普行者品〉 (71)婆蹉衢多三明経 (72)婆蹉衢多火〔喩〕経
(73)婆蹉衢多大経 (74)長爪経 (75)摩犍提経 (76)サンダカ経

【第11巻上　中部経典三】

Ｂ　中分五十経篇

〈普行者品〉　(77)善生優陀夷大経　(78)沙門文祁子経
(79)善生優陀夷小経　(80)鞞摩那修経
〈王品〉　(81)陶師経　(82)頼吒恕羅経　(83)大天㮈林経
(84)摩偸羅経　(85)菩提王子経　(86)鴦掘摩経　(87)愛生経
(88)鞞訶提経　(89)法荘厳経　(90)普棘刺林経
〈婆羅門品〉　(91)梵摩経　(92)施羅経　(93)阿摂恕経
(94)瞿哆牟伽経　(95)商伽経　(96)鬱痩歌邏経　(97)陀然経
(98)婆私吒経　(99)須婆経　(100)傷歌邏経

C　**後分五十経篇［Uparipaṇṇāsa］**

〈天臂品〉　(101)天臂経　(102)五三経　(103)如何経
(104)舎弥村経　(105)善星経　(106)不動利益経
(107)算数家目犍連経　(108)瞿黙目犍連経　(109)満月大経
(110)満月小経

【第11巻下　中部経典四】

C　**後分五十経篇**

〈不断品〉　(111)不断経　(112)六浄経　(113)善士経
(114)応習不応習経　(115)多界経　(116)仙吞経　(117)大四十経
(118)入出息念経　(119)身行念経　(120)行生経
〈空品〉　(121)空小経　(122)空大経　(123)希有未曾有法経
(124)薄拘羅経　(125)調御地経　(126)浮弥経　(127)阿那律経
(128)随煩悩経　(129)賢愚経　(130)天使経
〈分別品〉　(131)一夜賢者経　(132)阿難一夜賢者経
(133)大迦旃延一夜賢者経　(134)盧夷強者一夜賢者経
(135)小業分別経　(136)大業分別経　(137)六処分別経
(138)総説分別経　(139)無諍分別経　(140)界分別経
(141)諦分別経　(142)施分別経
〈六処品〉　(143)教給孤独経　(144)教闡陀経　(145)教富楼那経
(146)教難陀迦経　(147)教羅睺羅小経　(148)六六経
(149)大六処経　(150)頻頭城経　(151)乞食清浄経　(152)根修習経

【第12巻　相応部経典一】Saṁyutta-nikāya

A　**有偈篇［Sagātha-vagga］**

(1)諸天相応　(2)天子相応　(3)拘薩羅相応　(4)悪魔相応
(5)比丘尼相応　(6)梵天相応　(7)婆羅門相応　(8)婆耆沙長老相応
(9)森相応　(10)夜叉相応　(11)帝釈相応

【第13巻　相応部経典二】

B　因縁篇［**Nidāna-vagga**］

(12)因縁相応　(13)現観相応　(14)界相応　(15)無始相応
(16)迦葉相応　(17)利得と供養相応　(18)羅睺羅相応
(19)勒叉那相応　(20)譬喩相応　(21)比丘相応

【第14巻　相応部経典三】

C　犍度篇［**Khandha-vagga**］

(22)蘊相応　(23)羅陀相応　(24)見相応　(25)入相応　(26)生相応
(27)煩悩相応　(28)舎利弗相応　(29)龍相応　(30)金翅鳥相応
(31)乾達婆相応　(32)雲相応　(33)婆蹉種相応　(34)禅定相応

【第15巻　相応部経典四】

D　六処篇［**Saḷāyatana-vagga**］

(35)六処相応　(36)受相応　(37)女人相応　(38)閻浮車相応
(39)沙門出家相応　(40)目犍連相応　(41)質多相応

【第16巻上　相応部経典五】

D　六処篇

(42)聚落主相応　(43)無為相応　(44)無記説相応

E　大　篇［**Mahā-vagga**］

(45)道相応　(46)覚支相応　(47)念処相応

【第16巻下　相応部経典六】

E　大　篇

(48)根相応　(49)正勤相応　(50)力相応　(51)神足相応
(52)阿那律相応　(53)静慮相応　(54)入出息相応　(55)預流相応
(56)諦相応

【第17巻　増支部経典一】Aṅguttara-nikāya

Ａ　一　集［Eka-nipāta］

(1)色等品　(2)断蓋品　(3)無堪忍品　(4)無調品
(5)向と隠覆との品　(6)弾指品　(7)発精進等品　(8)善友等品
(9)放逸等品　(10)非法等品　(11)非法等品　(12)無犯等品
(13)一人品　(14)是第一品　(15)無処品　(16)一法品
(17)種子品　(18)末伽梨品　(19)不放逸品　(20)静慮品
(21)静慮品

Ｂ　二　集［**Duka-nipāta**］

〈初の五十〉　(1)科刑罰品　(2)諍論品　(3)愚人品　(4)等心品
(5)衆会品
〈第二の五十〉　(6)人品　(7)楽品　(8)有品　(9)法品
(10)愚者品
〈第三の五十〉　(11)希望品　(12)希求品　(13)施品　(14)覆護品
(15)入定品
〈五十所不摂の品〉　(16)忿品　(17)第十七品

Ｃ　三　集［**Tika-nipāta**］

〈初の五十〉　(1)愚人品　(2)車匠品　(3)人品　(4)天使品
(5)小品
〈第二の大五十〉　(1)婆羅門品　(2)大品　(3)阿難品　(4)沙門品
(5)一掬塩品
〈第三の小五十〉　(1)等覚品　(2)悪趣品　(3)拘尸那掲羅品
(4)戦士品　(5)吉祥品
〈五十所不摂の品〉　裸形品

【第18巻　増支部経典二】

Ｄ　四　集［**Catukka-nipāta**］

〈初の五十〉　(1)バンダガーマ品　(2)行品　(3)優楼比螺品
(4)輪品　(5)赤馬品
〈第二の五十〉　(1)福生品　(2)適切業品　(3)無戯論品　(4)不動品
(5)阿修羅品
〈第三の五十〉　(1)雲品　(2)只尸品　(3)怖畏品　(4)補特伽螺品
(5)光品

〈第四の大五十〉　(1)根品　(2)行品　(3)故思品　(4)戦士品
(5)大品
〈第五の五十〉　(1)善士品　(2)荘飾品　(3)妙行品　(4)業品
(5)犯畏品　(6)通慧品　(7)業道品　畢品

【第19巻　増支部経典三】

E　五　集［Pañcaka-nipāta］
〈初の五十〉　(1)学力品　(2)力品　(3)五支品　(4)須摩那品
(5)文荼王品
〈第二の五十〉　(6)蓋品　(7)想品　(8)戦士品　(9)長老品
(10)カクダ品
〈第三の五十〉　(11)安穏住品　(12)アンダカンギンダ品　(13)病品
(14)王品　(15)ティカンダキ品
〈第四の五十〉　(16)妙法品　(17)嫌根品　(18)優婆塞品
(19)阿蘭若品　(20)婆羅門品
〈第五の五十〉　(21)金毘羅品　(22)罵詈品　(23)長遊行品
(24)旧住品　(25)悪行品
〈第六の五十〉　(26)近円品

【第20巻　増支部経典四】

F　六　集［Chakka-nipāta］
〈第一の五十〉　(1)応請品　(2)可念品　(3)無上品　(4)天品
(5)曇弥品
〈第二の五十〉　(6)大品　(7)天神品　(8)阿羅漢果品　(9)清涼品
(10)勝利品
〈五十所不摂品〉　(11)三法品　(12)品所不摂(経)品
G　七　集［Sattaka-nipāta］
〈第一の五十〉　(1)財品　(2)随眠品　(3)跋耆品　(4)天品
(5)大供犠品
〈五十所不摂品〉　(6)無記品　(7)大品　(8)律品　(9)品所不摂(品)

【第21巻　増支部経典五】

H　八　集［Aṭṭhaka-nipāta］

〈五十経〉　(1)慈品 (2)大品 (3)居士品 (4)布施品 (5)布薩品
〈五十経余品〉 (6)瞿曇弥品 (7)地震品 (8)双品 (9)念品 (10)食品

【第22巻上　増支部経典六】

Ｉ　九　集［Navaka-nipāta］
〈初の五十経〉 (1)等覚品 (2)師子吼品 (3)有情居品 (4)大品
(5)般闍羅健品
〈五十経余品〉 (6)安穏品 (7)念処品 (8)正勤品 (9)神足品
(10)食品

Ｊ　十　集［Dasaka-nipāta］
〈初の五十経〉 (1)功徳品 (2)救護品 (3)大品 (4)優波離品
(5)罵詈品
〈第二の五十経〉 (6)己心品

【第22巻下　増支部経典七】

Ｊ　十　集
〈第二の五十経〉 (7)双品 (8)願品 (9)長老品 (10)優婆塞品
〈第三の五十経〉 (11)沙門想品 (12)捨法品 (13)清浄品
(14)善良品 (15)聖道品
〈第四の五十経〉 (16)人品 (17)生聞品 (18)善良品
(19)聖道品 (20)人品
〈余経〉 (21)業所生身品
〈広説〉
〈貪品〉

Ｋ　十一集［Ekādasaka-nipāta］
(1)依止品 (2)憶念品

【第23巻　小部経典一】 Khuddaka-nikāya

Ａ　小誦経［Khuddaka-pāṭha］
Ｂ　法句経［Dhamma-pada］
Ｃ　自説経［Udāna］
Ｄ　如是語経［Itivuttaka］

【第24巻　小部経典二】

Ｅ　経　集［Sutta-nipāta］

Ｆ　天宮事経［Vimāna-vatthu］

【第25巻　小部経典三】

Ｇ　餓鬼事経［Peta-vatthu］

Ｈ　長老偈経［Thera-gāthā］

Ｉ　長老尼偈経［Therī-gāthā］

【第26巻　小部経典四】

Ｊ　譬喩経［Apadāna］

(1)仏陀品　(2)シーハーサナ品　(3)須菩提品　(4)軍頭波漠品
(5)優波離品　(6)ギーヂャニー品　(7)サカチッタニヤ品
(8)ナーガサマーラ品　(9)ティミラプッピヤ品　(10)スーダ品
(11)ビッカダーヰー品　(12)マハーパリヴーラ品
(13)セーレッヤカ品　(14)輪毘多品　(15)チャッタ品
(16)バンドゥヂーヴカ品　(17)スパーリチャリヤ品　(18)拘物頭品
(19)クタヂャプッピヤ品　(20)タマーラプッピヤ品
(21)カニカーラプッピヤ品　(22)ハッティ品
(23)アーランバナダーヤカ品　(24)ウダカーサナダーヤカ品
(25)トゥヴラダーヤカ品　(26)トーマダーヤカ品
(27)パドゥムッケーパ品　(28)スヴンナビンボーハナ品
(29)パンナダーヤカ品　(30)チタカプーヂャカ品
(31)パドゥマケーサリヤ品　(32)アーラッカダーヤ品
(33)ウンマープッピヤ品　(34)ガンドーダカ品
(35)エーカパドゥミヤ品　(36)サッダサンニャカ品
(37)マンダーラプッピヤ品　(38)ボーディヴンダカ品
(39)アヴンタパラ品

【第27巻　小部経典五】

Ｊ　譬喩経

(40)畢隣陀品　(41)帝須弥勒品　(42)跋陀利品
(43)サキンサマッヂャカ品　(44)エーカヰハーリ品

(45)ギビータキ品　(46)チャガティダーヤカ品
(47)サーラプッピヤ品　(48)ナラマーリー品
(49)パンスクーラ品　(50)キンカニプッピヤ品
(51)カニカーラ品　(52)クレーンチャパラダーヤカ品
(53)ティナダーヤカ品　(54)迦旃延品　(55)抜提品
〈四　長老尼の譬喩〉　(1)善慧品　(2)エークーポーサティカ
(3)君荼羅繋頭品　(4)刹帝利童女品

【第28巻　小部経典六】

K　本生経［Jātaka］

因縁物語

第一篇

〈無戯論品〉　(1)無戯論本生物語　(2)砂道本生物語
(3)貪慾商人本生物語　(4)周羅財官本生物語　(5)稲稈本生物語
(6)天法本生物語　(7)採薪女本生物語　(8)首領王本生物語
(9)摩迦王本生物語　(10)楽住本生物語
〈戒行品〉　(11)瑞相鹿本生物語　(12)榕樹鹿本生物語
(13)結節本生物語　(14)風鹿本生物語
(15)カラーディヤ鹿本生物語　(16)三臥鹿本生物語
(17)風本生物語　(18)死者供物本生物語　(19)祈願供養本生物語
(20)蘆飲本生物語
〈羚羊品〉　(21)羚羊本生物語　(22)犬本生物語
(23)駿馬本生物語　(24)良馬本生物語　(25)沐浴場本生物語
(26)女顔象本生物語　(27)常習本生物語　(28)歓喜満牛本生物語
(29)黒牛本生物語　(30)ムニカ豚本生物語
〈雛鳥品〉　(31)雛鳥本生物語　(32)舞踊本生物語
(33)和合本生物語　(34)魚本生物語　(35)鶉本生物語
(36)鳥本生物語　(37)鷓鴣本生物語　(38)青鷺本生物語
(39)難陀本生物語　(40)カディラ樹炭火本生物語
〈利愛品〉　(41)ローサカ長老本生物語　(42)鳩本生物語
(43)竹蛇本生物語　(44)蚊本生物語　(45)赤牛女本生物語
(46)毀園本生物語　(47)酒本生物語　(48)ヱーダッバ呪文本生物語
(49)星宿本生物語　(50)無智本生物語

【第29巻　小部経典七】

Ｋ　本生経

第一編

〈願望品〉　(51)大具戒王本生物語　(52)小チャナカ王本生物語
(53)満瓶本生物語　(54)果実本生物語　(55)五武器太子本生物語
(56)金塊本生物語　(57)猿王本生物語　(58)三法本生物語
(59)打鼓本生物語　(60)吹螺本生物語

〈婦女品〉　(61)嫌悪聖典本生物語　(62)生卵本生物語
(63)棗椰子本生物語　(64)難知本生物語　(65)懊悩本生物語
(66)優相本生物語　(67)膝本生物語　(68)娑祇多城本生物語
(69)吐毒本生物語　(70)鋤賢人本生物語

〈婆那樹品〉　(71)婆那樹本生物語　(72)有徳象王本生物語
(73)真実語本生物語　(74)樹法本生物語　(75)魚族本生物語
(76)無憂本生物語　(77)大夢本生物語　(78)イッリーサ長者本生物語
(79)騒音本生物語　(80)ビーマセーナ職人本生物語

〈飲酒品〉　(81)飲酒本生物語　(82)知友本生物語
(83)不運者本生物語　(84)利益門本生物語　(85)有毒果本生物語
(86)験徳本生物語　(87)吉凶本生物語　(88)サーランバ牛本生物語
(89)詐欺本生物語　(90)忘恩本生物語

〈塗毒品〉　(91)塗毒本生物語　(92)大精本生物語
(93)信食本生物語　(94)怖畏本生物語　(95)大善見王本生物語
(96)油鉢本生物語　(97)依名得運本生物語　(98)邪商本生物語
(99)超千本生物語　(100)嫌悪色本生物語

〈超百品〉　(101)超百本生物語　(102)八百屋本生物語
(103)仇敵本生物語　(104)知友比丘本生物語　(105)弱木本生物語
(106)釣瓶女本生物語　(107)投擲術本生物語　(108)田舎女本生物語
(109)粉菓子本生物語　(110)全総括問

〈設問品〉　(111)驢馬問　(112)不死皇后問　(113)豺本生物語
(114)中思魚本生物語　(115)警告者本生物語　(116)背教者本生物語
(117)鷓鴣本生物語　(118)鶉本生物語　(119)非時叫喚者本生物語
(120)解縛本生物語

〈吉祥草品〉　(121)吉祥草本生物語　(122)愚者本生物語

(123)鍬柄本生物語　(124)菴羅果本生物語
(125)カターハカ奴隷本生物語　(126)剣相師本生物語
(127)カランドゥカ奴隷本生物語　(128)猫本生物語
(129)火種本生物語　(130)コーシャ女本生物語

〈不与品〉　(131)不与本生物語　(132)五師本生物語
(133)火焔本生物語　(134)禅定清浄本生物語　(135)月光本生物語
(136)金色鵝鳥本生物語　(137)猫本生物語　(138)蜥蜴本生物語
(139)二重失敗本生物語　(140)烏本生物語

〈カメレオン品〉　(141)蜥蜴本生物語　(142)豺本生物語
(143)威光本生物語　(144)象尾本生物語　(145)ラーダ鸚鵡本生物語
(146)烏本生物語　(147)花祭本生物語　(148)豺本生物語
(149)一葉本生物語　(150)等活本生物語

【第30巻　小部経典八】

K　本生経

第二篇

〈剛強品〉　(151)王訓本生物語　(152)豺本生物語
(153)野猪本生物語　(154)龍本生物語　(155)ガッガ婆羅門本生物語
(156)無私心本生物語　(157)有徳本生物語　(158)善類本生物語
(159)孔雀本生物語　(160)紺青鵄本生物語

〈親交品〉　(161)因陀羅同姓本生物語　(162)親交本生物語
(163)スシーマ王本生物語　(164)鷲本生物語
(165)鼬本生物語　(166)ウパサールハ婆羅門本生物語
(167)完美本生物語　(168)鷹本生物語　(169)アラカ仙本生物語
(170)カメレオン本生物語

〈善法品〉　(171)善法本生物語　(172)ダッダラ山本生物語
(173)猿猴本生物語　(174)叛逆猿猴本生物語
(175)日輪供養本生物語　(176)一握豌豆本生物語
(177)鎮頭迦樹本生物語　(178)亀本生物語
(179)正法婆羅門本生物語　(180)難施本生物語

〈無双品〉　(181)無双王子本生物語　(182)戦場住居本生物語
(183)濾水本生物語　(184)山牙本生物語　(185)不喜本生物語
(186)凝乳運搬王本生物語　(187)四美本生物語　(188)獅子豺本生物語

(189)獅子皮本生物語　(190)戒徳利益本生物語
〈ルハカ品〉　(191)ルハカ婆羅門本生物語　(192)吉祥黒耳本生物語
(193)小蓮華王本生物語　(194)宝珠窃盗本生物語
(195)山麓本生物語　(196)雲馬本生物語　(197)怨親本生物語
(198)ラーダ鸚鵡本生物語　(199)家長本生物語　(200)善戒本生物語
〈ナタムダルハ品〉　(201)獄舎本生物語　(202)耽戯本生物語
(203)犍度本生物語　(204)ギーラカ烏本生物語
(205)恒伽魚本生物語　(206)羚羊本生物語
(207)アッサカ王本生物語　(208)鰐本生物語
(209)鶶鴟本生物語　(210)カンダガラカ啄木鳥本生物語
〈香草叢品〉　(211)ソーマダッタ婆羅門子本生物語
(212)残食本生物語　(213)バル王本生物語　(214)河水満本生物語
(215)亀本生物語　(216)魚本生物語　(217)セッグ女本生物語
(218)騙詐商人本生物語　(219)誹謗本生物語　(220)法幢本生物語
〈袈裟品〉　(221)袈裟本生物語　(222)小ナンディヤ猿本生物語
(223)嚢食本生物語　(224)鱷本生物語　(225)堪忍礼讃者本生物語
(226)梟本生物語　(227)糞喰虫本生物語
(228)カーマニータ婆羅門本生物語　(229)逃亡本生物語
(230)第二逃亡本生物語
〈革履品〉　(231)革履本生物語　(232)琵琶竿本生物語
(233)鏃箭本生物語　(234)アシターブー妃本生物語
(235)ヴァッチャナカ遊行者本生物語　(236)青鷺本生物語
(237)娑祇多婆羅門本生物語　(238)一句本生物語
(239)緑母本生物語　(240)大黄王本生物語
〈豺品〉　(241)一切牙豺本生物語　(242)犬本生物語
(243)グッティラ音楽師本生物語　(244)離欲本生物語
(245)根本方便本生物語　(246)油教訓本生物語
(247)パーダンヂャリ王子本生物語　(248)緊祝迦喩本生物語
(249)サーラカ猿本生物語　(250)猿本生物語

【第31巻　小部経典九】
K　本生経
第三篇

〈思惟品〉　(251)思惟本生物語　(252)一握胡麻本生物語
(253)宝珠頸龍王本生物語　(254)糠腹辛頭馬本生物語
(255)鸚鵡本生物語　(256)古井戸本生物語
(257)ガーマニチャンダ農夫本生物語　(258)曼陀多王本生物語
(259)ティリータヴッチャ仙本生物語　(260)使者本生物語
〈梟品〉　(261)蓮華本生物語　(262)柔軟手本生物語
(263)小誘惑本生物語　(264)摩訶波羅那王本生物語
(265)箭本生物語　(266)疾風辛頭馬本生物語　(267)蟹本生物語
(268)毀園本生物語　(269)善生女本生物語　(270)梟本生物語
〈森林品〉　(271)泉井汚濁本生物語　(272)虎本生物語
(273)亀本生物語　(274)貪欲本生物語　(275)美麗本生物語
(276)拘楼国法本生物語　(277)羽毛本生物語　(278)水牛本生物語
(279)鶴本生物語　(280)毀籠本生物語
〈真中品〉　(281)真中本生物語　(282)善人本生物語
(283)工匠養猪本生物語　(284)吉祥本生物語
(285)宝珠野猪本生物語　(286)サールーカ豚本生物語
(287)利得軽侮本生物語　(288)魚群本生物語
(289)諸種願望本生物語　(290)験徳本生物語
〈瓶品〉　(291)賢瓶本生物語　(292)スパッタ烏王本生物語
(293)身体厭離本生物語　(294)閻浮果食本生物語
(295)下賤者本生物語　(296)海本生物語
(297)愛慾悲歎本生物語　(298)優曇婆羅本生物語
(299)コーマーヤプッタ婆羅門本生物語　(300)狼本生物語
第四篇
〈開門品〉　(301)小迦陵誐王女本生物語　(302)大騎手本生物語
(303)一王本生物語　(304)ダッダラ龍本生物語
(305)験徳本生物語　(306)善生妃本生物語
(307)パラーサ樹本生物語　(308)速疾鳥本生物語
(309)屍漢本生物語　(310)サヰハ大臣本生物語
〈プチマンダ樹品〉　(311)プチマンダ樹本生物語
(312)迦葉愚鈍本生物語　(313)堪忍宗本生物語
(314)鉄鼎本生物語　(315)肉本生物語　(316)兎本生物語
(317)死者哀悼本生物語　(318)カナヱーラ華本生物語

(319)鶉鴣本生物語　(320)喜捨本生物語
〈毀屋品〉　(321)毀屋本生物語　(322)堕々音本生物語
(323)梵与王本生物語　(324)皮衣普行者本生物語
(325)蜥蜴本生物語　(326)カッカール華本生物語
(327)カーカーティ妃本生物語　(328)不可悲本生物語
(329)黒腕猿本生物語　(330)験徳本生物語
〈時鳥品〉　(331)拘迦利比丘本生物語　(332)車鞭本生物語
(333)蜥蜴本生物語　(334)王訓本生物語　(335)豺本生物語
(336)大傘蓋王子本生物語　(337)座席本生物語　(338)稃本生物語
(339)バーヹール国本生物語　(340)ギサヰハ長者本生物語
〈小郭公品〉　(341)カンダリ王本生物語　(342)猿本生物語
(343)穀禄鳥本生物語　(344)菴羅果盗本生物語
(345)亀本生物語　(346)ケーサヴ行者本生物語
(347)鉄槌本生物語　(348)森林本生物語
(349)破和睦本生物語　(350)天神所問本生物語

【第32巻 小部経典十】

K　本生経

第五篇

〈摩尼耳環品〉　(351)摩尼耳環本生物語　(352)善生居士子本生物語
(353)張枝本生物語　(354)蛇本生物語　(355)蘇油王子本生物語
(356)カーランディヤ青年本生物語　(357)鶉本生物語
(358)小護法王子本生物語　(359)金鹿本生物語
(360)スッソンディー妃本生物語
〈色高品〉　(361)色高本生物語　(362)験徳本生物語
(363)慚本生物語　(364)蛍本生物語　(365)蛇使本生物語
(366)グンビヤ夜叉本生物語　(367)九官鳥本生物語
(368)竹梏本生物語　(369)知友本生物語　(370)蘇芳樹本生物語
〈半品〉　(371)長災拘薩羅王本生物語　(372)鹿児本生物語
(373)鼠本生物語　(374)小弓術師本生物語　(375)鳩本生物語

第六篇

〈アヴーリヤ品〉　(376)アヴーリヤ渡守本生物語
(377)白旗婆羅門本生物語　(378)ダリームカ辟支仏本生物語

(379)ネール黄金山本生物語　　　(380)疑姫本生物語
(381)ミガーローパ兀鷹本生物語　(382)吉祥黒耳本生物語
(383)鶏本生物語　　(384)法幢本生物語　(385)難提鹿王本生物語
〈セーナカ品〉　(386)驢馬子本生物語　　(387)縫針本生物語
(388)鼻豚本生物語　(389)金色蟹本生物語 (390)我有鳥本生物語
(391)害魔法本生物語 (392)蓮花本生物語　(393)残滓本生物語
(394)鶉本生物語　　(395)烏本生物語
第七篇
〈クック品〉　　(396)クック本生物語　　(397)意生獅子本生物語
(398)スタナ青年本生物語　　(399)兀鷹本生物語
(400)ダッバ草花本生物語　　(401)ダサンナ国製剣本生物語
(402)菓子袋本生物語　　　　(403)アッティセーナ婆羅門本生物語
(404)猿本生物語　　　　　　(405)婆迦梵天本生物語
〈健陀羅品〉　　(406)健陀羅王本生物語　(407)大猿本生物語
(408)陶師本生物語　(409)堅法本生物語　(410)蘇摩達多象本生物語
(411)スシーマ王本生物語　　(412)綿樹頂本生物語
(413)ドゥーマカーリ牧羊者本生物語　(414)不寝番本生物語
(415)酢味粥食本生物語　　　(416)パランタパ従僕本生物語

【第33巻　小部経典十一】

K　本生経

第八篇
〈迦旃延品〉　　(417)迦旃延本生物語　　(418)八声本生物語
(419)美女スラサー本生物語　　　　(420)善吉祥本生物語
(421)理髪師ガンガマーラ本生物語　(422)支提本生物語
(423)根本生物語　　(424)燃焼本生物語　(425)非処本生物語
(426)豹本生物語
第九篇
(427)鷹本生物語　　(428)憍賞弥本生物語 (429)大鸚鵡本生物語
(430)小鸚鵡本生物語　　　　(431)ハーリタ仙本生物語
(432)足跡善知童子本生物語　(433)多毛迦葉本生物語
(434)鴛鴦本生物語　　　(435)散乱本生物語　(436)箱本生物語
(437)腐肉豺本生物語　　(438)鷓鴣本生物語

第十篇

(439)四門本生物語　(440)カンハ賢者本生物語
(441)四布薩誓願本生物語　(442)サンカ婆羅門本生物語
(443)小菩提童子本生物語　(444)カンハディーパーヤナ道士本生物語
(445)尼拘律童子本生物語　(446)球茎本生物語
(447)大護法本生物語　(448)雄鶏本生物語　(449)煌輝耳環本生物語
(450)布施比丘本生物語　(451)鴛鴦本生物語
(452)ブーリパンハ本生物語(*ブーリパンハー本生物語)
(453)大吉兆本生物語　(454)ガタ賢者本生物語

第十一篇

(455)養母象本生物語　(456)月光王本生物語
(457)法天子本生物語　(458)優陀耶王子本生物語
(459)水本生物語　(460)ユヴンヂャヤ王子本生物語
(461)十車王本生物語　(462)防護童子本生物語
(463)スッパーラカ賢者本生物語

【第34巻　小部経典十二】

K　本生経

第十二篇

(464)小郭公本生物語　(465)跋陀娑羅樹神本生物語
(466)海商本生物語　(467)欲愛本生物語
(468)闍那散陀王本生物語　(469)大黒犬本生物語
(470)拘私夜長者本生物語　(471)牡羊本生物語
(472)大蓮華王子本生物語　(473)真友非友本生物語

第十三篇

(474)菴羅果本生物語　(475)パンダナ樹本生物語
(476)敏捷鷲本生物語　(477)小那羅陀苦行者本生物語
(478)使者本生物語　(479)迦陵誐王菩提樹供養本生物語
(480)アキッティ婆羅門本生物語　(481)タッカーリヤ青年本生物語
(482)ルル鹿本生物語　(483)舎羅婆鹿本生物語

第十四篇

(484)稲田本生物語　(485)月緊那羅本生物語
(486)大鶚本生物語　(487)鬱陀羅迦苦行者本生物語

(488)蓮根本生物語　(489)善喜王本生物語
(490)五者布薩会本生物語　(491)大孔雀王本生物語
(492)大工養猪本生物語　(493)大商人本生物語
(494)サーディーナ王本生物語　(495)十婆羅門本生物語
(496)次第供養本生物語

【第35巻　小部経典十三】

K　本生経

第十五篇

(497)摩登伽本生物語　(498)質多・三浮陀本生物語
(499)尸毘王本生物語　(500)栄者の愚本生物語
(501)ローハンタ鹿本生物語　(502)白鳥本生物語
(503)サッティグンバ鸚鵡本生物語　(504)バッラーティヤ本生物語
(505)ソーマナッサ王子本生物語　(506)チャンペッヤ本生物語
(507)大誘惑本生物語　(508)五賢人本生物語
(509)護象本生物語　(510)鉄屋本生物語

第十六篇

(511)何欲本生物語　(512)瓶本生物語
(513)伏敵本生物語　(514)六色牙象本生物語
(515)三婆婆本生物語　(516)大猿本生物語
(517)水羅刹本生物語　(518)パンダラ龍王本生物語
(519)サンブラー妃本生物語　(520)結節鎮頭迦樹神本生物語

【第36巻　小部経典十四】

K　本生経

第十七篇

(521)三鳥本生物語　(522)サラバンガ仙本生物語
(523)アランブサー天女本生物語　(524)サンカパーラ龍王本生物語
(525)小スタソーマ王本生物語

第十八篇

(526)ナリニカー姫本生物語　(527)ウンマダンティー女本生物語
(528)大菩提普行沙門本生物語

第十九篇

(529)須那迦辟支仏本生物語　(530)サンキッチャ仙本生物語

第二十篇

(531)姑尸王本生物語　(532)数那・難陀仙本生物語

【第37巻　小部経典十五】

K　本生経

第二十一篇

(533)小鵞本生物語　(534)大鵞本生物語　(535)天食本生物語

(536)鳩那羅本生物語　(537)大須陀須摩本生物語

第二十二篇

(538)啞躄本生物語　(539)マハーヂャナカ本生物語

【第38巻　小部経典十六】

K　本生経

第二十二篇

(540)睒摩賢者本生物語　(541)尼弥王本生物語

(542)カンダハーラ司祭官本生物語　(543)槃達龍本生物語

(544)大那羅陀迦葉梵天本生物語　(545)比豆梨賢者本生物語

【第39巻　小部経典十七】

K　本生経

第二十二篇

(546)大隧道本生物語　(547)毘輪安呾囉王子本生物語

【第40巻　小部経典十八】

L　無礙解道［Paṭisambhidā-magga］

論母　大品

【第41巻　小部経典十九】

L　無礙解道

倶存品　慧品

M　仏種姓経［Buddha-vaṁsa］

N　所行蔵経［Cariyā-piṭaka］

【第42巻　小部経典二十】

O　大義釈［Mahā-niddesa］

【第43巻　小部経典二十一】

O　大義釈

【第44巻　小部経典二十二】

P　小義釈［Culla-niddesa］

◎論　蔵（Abhidhamma-piṭaka）

【第45巻　法集論】

A　法集論［Dhamma-saṅgaṇi］

(0)論母　(1)心生起品　(2)色品　(3)概説品　(4)義釈品

【第46巻　分別論一】

B　分別論［Vibhaṅga］

(1)蘊分別　(2)処分別　(3)界分別　(4)諦分別　(5)根分別
(6)縁行相分別　(7)念処分別　(8)正勤分別　(9)神足分別
(10)覚支分別　(11)道分別　(12)禅定分別　(13)無量分別
(14)学処分別　(15)無礙解分別

【第47巻　分別論二・界論・人施設論】

B　分別論

(16)智分別　(17)小事分別　(18)法心分別

C　界　論［Dhātu-kathā］

D　界論註(覚音造)［Dhātukathā-aṭṭhakathā］

E　人施設論［Puggala-paññatti］

【第48巻上　双論一】

F　双　論［Yamaka］

(1)根双論　(2)蘊双論　(3)処双論　(4)界双論　(5)諦双論

(6)行双論

【第48巻下　双論二】

F　双　論

(7)随眠双論

【第49巻　双論三】

F　双　論

(8)心双論　(9)法双論　(10)根双論

【第50巻　発趣論一】

G　発趣論［Paṭṭhāna］

順三法発趣　(1)善三法

H　大発趣論註(覚音造)［Mahāpaṭṭhāna-aṭṭhakathā］

(1)善三法発趣之釈

【第51巻　発趣論二】

G　発趣論

順三法発趣　(2)受三法　(3)異熟三法　(4)已取三法

(5)已染三法　(6)尋三法　(7)喜三法　(8)見三法

H　大発趣論註(覚音造)

(2)受三法之釈　(3)異熟三法之釈　(4)已取三法之釈

(5)残余三法之釈

【第52巻　発趣論三】

G　発趣論

順三法発趣　(9)見所断因三法　(10)積集趣三法　(11)有学三法

(12)小三法　(13)小所縁三法　(14)劣三法　(15)邪性〔決定〕三法

(16)道所縁三法　(17)已生三法　(18)過去三法　(21)内所縁

(22)有見有対三法

H　大発趣論註(覚音造)

(5)残余三法之釈

【第53巻　発趣論四】

G　発趣論

順二法発趣　(1)因二法　(2)有因二法　(3)因相応二法

(4)因有因二法　(5)因因相応二法　(6)非因有因二法

(7)有縁二法　(8)有為二法　(9)有見二法

(10)有対二法　(11)有色二法　(12)世間二法

(13)所識二法　(14)漏二法　(15)有漏二法

(16)漏相応二法　(17)漏有漏二法　(18)漏漏相応二法

(19)漏不相応有漏二法　(20)結二法　(21)順結二法

(22)結相応二法　(23)結順結二法　(24)結結相応二法

(25)結不相応順結二法　(26)繫二法　(27)順繫二法

(28)繫相応二法　(29)繫順繫二法　(30)繫繫相応二法

(31)繫不相応順繫二法　(32～43)暴流・軛群二法　(44)蓋二法

(45)順蓋二法　(46)蓋相応二法　(47)蓋順蓋二法

(48)蓋蓋相応二法　(49)蓋不相応順蓋二法　(50)執二法

(51)已執二法　(52)執相応二法　(53)執已執二法

(54)執不相応已執二法

【第54巻　発趣論五】

G　発趣論

順二法発趣　(55)有所縁二法　(56)心二法　(57)心所二法

(58)心相応二法　(59)心相雑二法　(60)心等起二法

(61)心倶有二法　(62)心随転二法　(63)心相雑等起二法

(64)心相雑等起倶有二法　(65)心相雑等起随転二法　(66)内二法

(67)所造二法　(68)已取二法　(69)取二法

(70)順取二法　(71)取相応二法　(72)取順取二法

(73)取取相応二法　(74)取不相応順取二法　(75)染二法

(76)順染二法　(77)已染二法　(78)染相応二法

(79)染順染二法　(80)染已染二法　(81)染染相応二法

(82)染不相応順染二法　(83)見二法　(84)修二法

(85)見所断因二法　(86)修所断因二法　(87)有尋二法

(88)有伺二法　(89)有喜二法　(90)喜倶行二法

(91)楽倶行二法　(92)捨倶行二法　(93)欲界繫二法

(94)色界繫二法　(95)無色界繫二法　(96)所摂二法
(97)出離二法　(98)決定二法　(99)有上
(100)有諍二法

H　**大発趣論註(覚音造)**

(6)二法発趣之釈

【第55巻　発趣論六】

G　**発趣論**

順二法三法発趣
順三法二法発趣

【第56巻　発趣論七】

G　**発趣論**

順三法三法発趣
順二法二法発趣
逆発趣
順逆発趣
逆順発趣

H　**大発趣論註(覚音造)**

(7)二法三法発趣之釈　(8)三法二法発趣之釈　(9)三法三法発趣之釈
(10)二法二法発趣之釈　(11)順発趣之釈　(12)逆発趣之釈
(13)順逆発趣之釈　(14)逆順発趣之釈　後之釈

【第57巻　論事一】

Ⅰ　**論　事**［Kathā-vatthu］

大五十〔第一品～第五品〕

【第58巻　論事二】

Ⅰ　**論　事**

第二五十〔第六品～第十品〕
第三五十〔第十一品～第十五品〕
第四五十〔第十六品～第二十三品〕

◎蔵　外

【第59巻上　弥蘭王問経上】
弥蘭王問経（上）［Milinda-pañha］

【第59巻下　弥蘭王問経下】
弥蘭王問経（下）

【第60巻　島王統史・大王統史】
島王統史［Dīpa-vaṁsa］
大王統史［Mahā-vaṁsa］

【第61巻　小王統史】
小王統史［Cūḷa-vaṁsa］

【第62巻　清浄道論一】
清浄道論［Visuddhi-magga］
(0)因縁等の論　(1)戒の解釈　(2)頭陀支の解釈
(3)業処把取の解釈　(4)地遍の解釈　(5)余遍の解釈
(6)不浄業処の解釈　(7)六随念の解釈

【第63巻　清浄道論二】
清浄道論
(8)随念業処の解釈　(9)梵住の解釈　(10)無色の解釈
(11)定の解釈　(12)神変の解釈　(13)神通の解釈

【第64巻　清浄道論三】
清浄道論
(14)蘊の解釈　(15)処・界の解釈　(16)根・諦の解釈
(17)慧地の解釈　(18)見清浄の解釈　(19)度疑清浄の解釈
(20)道非道智見清浄の解釈　(21)行道智見清浄の解釈
(22)智見清浄の解釈　(23)慧修習の功徳の解釈

【第65巻　一切善見律註序・摂阿毘達磨義論・阿育王刻文】

（Ⅰ）一切善見律註序［**Samanta-pāsādikā**］

（Ⅱ）摂阿毘達磨義論［**Abhidhammattha-saṅgaha**］

（Ⅲ）阿育王刻文［**Inscriptions of Asoka**］

About

The original 65 volumes in 70 parts of the **Nanden Daizōkyō** (南傳大藏經) were published 1936–41 by the Takakusu Hakushi Kōseki Kinenkai (高楠博士功績記念會纂譯), under the editorship of Takakusu Junjirō (高楠順次郎; 1866–1945[1]), who also used the resources of the Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai (大正新脩大藏經刊行會). It contains the complete Pāli canon as well as additional texts like the Milindapañhā, Visuddhimagga and Edicts of Ashoka. A reprint was published by *Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai* (大正新脩大藏經刊行會) in Tokyo from 1970 onwards. The three-volume index was edited by Mizuno Kōgen.[2]

suttacentral.net

The translation of the Pāli-Canon, *Nanden Daizōkyō* is no longer in Japanese copyright, as determined by the *National Diet Library,* Tokyo. Their reasoning is given below:

Scans zenwort.de
mail@zenwort.de

2014 年 1 月 7 日インターネット提供に対する出版社の申出への対応について。2013 年 7 月 12 日付ニュースでお知らせした一般社団法人日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社から『大正新脩大蔵経』（全 88 巻）ほかのインターネット提供の中止を求める旨の申出を受けた件に関し、その後の対応について報告します。[3]

当館では、申出を受けて、当該資料のインターネット提供を一時停止し、当面館内利用に限定するとともに、2013 年 7 月に館内検討組織を設置し本事案の検討を行い、5 名の有識者のヒアリング等も踏まえて、下記の結論を取りまとめました。

1. 『大正新脩大蔵経』（1923 年〜1934 年、大正一切経刊行会、全 88 巻）については、インターネット提供を再開する。

---

[1] Biogr.: 鷹谷俊之 (1891–1970); 高楠順次郎先生伝; Tokyo 1957 (武蔵野女子学院).

[2] 水野弘元; *Nanden daizōkyō sōsakuin* [南傳大藏經総索引]; "Comprehensive Index to the Pali Canon," Tokyo 1959-60 (Nihon Gakujutsu Shinkōkai). Scans available on `archive.org.` Permalinks: Vol. 1-1 (第 1 部上巻): `ark:/13960/t0rr2qp0m`, Vol. 1-2 (第 1 部下巻): `ark:/13960/t0zp4x15x`, Vol. 2 (第 2 部): `ark:/13960/t9s18vg4b`.

[3] 2013 年 7 月 12 日近代デジタルライブラリー提供資料の一時公開停止について
国立国会図書館が、近代デジタルライブラリー等で提供する『大正新脩大蔵経』（全 88 巻）及び『南伝大蔵経』（全 70 巻のうち 21 巻）について、一般社団法人日本出版者協議会及び刊行元の大蔵出版株式会社から、「当該資料は、現在も商業刊行中であり、公開中止を求める」旨の申出を受けました。
当館としましては、当該資料はすでに著作権の保護期間が満了しており、遠隔地でも広く利活用可能とするため、インターネット公開が望ましいとの基本的立場に変わりはございません。しかしながら、直接の利害を有する商業出版者の申出であることに鑑み、当面 3 か月程度を目途にしかるべき検討を行うこととし、その結論が出るまでの間、当該資料のインターネット提供を一時停止し、館内利用に限定することといたしました。
利用者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、円満な解決に向けて、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。(Archived at: `https://web.archive.org/web/20140111204528/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/1201734_1828.html`)

2. 『南伝大蔵経』（1935 年〜1941 年、大蔵出版、全 70 巻）については、当分の間、インターネット提供は行わず、館内限定の提供を行う。

検討の詳細につきましては、報告書（「インターネット提供に対する出版社の申出への対応について」[4]）を参照ください。

現在、日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社と『大正新脩大蔵経』のインターネット提供の再開について協議を行っているところであり、再開の時期については未定です。解決に向けて、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じます。

The *National Diet Library* limits its scan to in-house use. [5]

All original material created by *SuttaCentral* is dedicated to the Public Domain by means of Creative Commons Zero.[6] This file was created on June 12, 2020 by Henry Lohner, Munich on behalf of `suttacentral.net`:

> “*SuttaCentral* is a website run by a small team, originally based in Australia. We have no institutional affiliation, but are just a group of friends interested in the Suttas. The founders are Rod Bucknell, John Kelly, and Bhante Sujato. As of 2017 the main developers are Bhante Sujato, Ayya Vimala, and Blake Walsh. Financial support for the site comes from the *SuttaCentral Development Trust,* a non-profit charity incorporated in Australia.
>
> *SuttaCentral* aims at facilitating the study of Buddhist texts from comparative and historical perspectives. It focuses on the texts that represent“Early Buddhism,” texts preserved not only in the Pali Sutta and Vinaya Piṭakas but also in Chinese and Tibetan translations and in fragmentary remains in Sanskrit and other languages.
>
> If you make use of any of our material, even though you are under no legal obligations, we respectfully request that you:
>
> - Provide a notice of attribution.
> - Maintain the spirit of the Buddhist tradition.
>
> Please let us know if you would like any assistance in making use of our materials.”

☸ ☸ ☸

Although the creators of *SuttaCentral* had several times promised to bear the cost of scanning of this project nothing but “umpty words” have been forthcoming as of June 12, 2020. Adi Meyerhofer, Munich.

---

[4] Archived: `https://web.archive.org/web/20140114004605/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/report140107.pdf` （pdf: 435 kB）

[5] Call number: 183.039-M723n (DOI: `10.11501/2997519`).

[6] `http://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/`

Journey to the West (西遊記): “The Seiryu-zan Goblin (青竜山妖怪) steals the Tripitaka from the ‘monkey.’” (Woodcut by Katsushika Taito 葛飾戴斗 1818–54).

